

平成 14 年

小樽市議会会議録 (4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成14年
小樽市議会 第4回定例会 会期及び会議日程

会期 12月2日～12月18日(17日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
12月 2日 (月)	提案説明	
3日 (火)	休 会	
4日 (水)	〃	
5日 (木)	〃	
6日 (金)	会派代表質問	
7日 (土)	休 会	
8日 (日)	〃	
9日 (月)	会派代表質問	
10日 (火)	一般質問	
11日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
12日 (木)	〃	〃 (総務・経済所管)
13日 (金)	〃	〃 (総括質疑)
14日 (土)	〃	
15日 (日)	〃	
16日 (月)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
17日 (火)	〃	
18日 (水)	討論・採決等	

平成14年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

○12月 2日(月曜日) 第1日目

1 出席議員.....	1
1 欠席議員.....	1
1 出席説明員.....	1
1 議事参与事務局職員.....	2
1 開 会.....	3
1 開 議.....	3
1 会議録署名議員の指名.....	3
1 日程第1 会期の決定.....	3
1 日程第2 議案第1号ないし第12号.....	3
○市長提案説明(議1～11).....	3
○提案説明 (議12 高階議員).....	4
1 日程第3 休会の決定.....	5
1 散 会.....	5

○12月 6日(金曜日) 第2日目

1 出席議員.....	7
1 欠席議員.....	7
1 出席説明員.....	7
1 議事参与事務局職員.....	8
1 開 議.....	9
1 会議録署名議員の指名.....	9
1 日程第1 議案第1号ないし第31号.....	9
○市長提案説明(議13～31).....	9
○会派代表質問 西脇議員.....	9
○会派代表質問 小林議員.....	26
○会派代表質問 大畠議員.....	42
1 散 会.....	51

○ 12月 9日（月曜日） 第3日目

1 出席議員.....	53
1 欠席議員.....	53
1 出席説明員.....	53
1 議事参与事務局職員.....	54
1 開 議.....	55
1 会議録署名議員の指名.....	55
1 日程第1 議案第1号ないし第31号.....	55
○ 会派代表質問 斉藤（陽）議員.....	55
○ 会派代表質問 武井議員.....	65
1 散 会.....	77

○ 12月10日（火曜日） 第4日目

1 出席議員.....	79
1 欠席議員.....	79
1 出席説明員.....	79
1 議事参与事務局職員.....	80
1 開 議.....	81
1 会議録署名議員の指名.....	81
1 日程第1 議案第1号ないし第31号.....	81
○ 一般質問 中村議員.....	81
○ 一般質問 渡部議員.....	89
○ 一般質問 斉藤（裕）議員.....	96
○ 一般質問 古沢議員.....	103
○ 一般質問 新谷議員.....	114
○ 一般質問 秋山議員.....	122
予算特別委員会設置・付託.....	128
常任委員会付託.....	129
1 日程第2 請願・陳情.....	129
常任委員会付託.....	129
1 日程第3 休会の決定.....	129
1 散 会.....	129

○ 12月18日（水曜日） 第5日目

1 出席議員.....	131
1 欠席議員.....	131
1 出席説明員.....	131
1 議事参与事務局職員.....	132
1 開 議.....	133
1 会議録署名議員の指名.....	133
1 日程第1 議案第1号ないし第31号並びに平成14年第3回定例会議案第6号 ないし第25号並びに請願、陳情及び調査.....	133
予算特別委員長報告.....	133
議案第1号修正案の趣旨説明（北野議員）.....	138
○ 討 論 中島議員.....	138
採 決.....	140
決算特別委員長報告.....	140
○ 討 論 北野議員.....	145
○ 討 論 大島議員.....	146
採 決.....	147
総務常任委員長報告.....	147
○ 討 論 新谷議員.....	149
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	150
採 決.....	151
経済常任委員長報告.....	152
○ 討 論 西脇議員.....	154
採 決.....	155
厚生常任委員長報告.....	156
○ 討 論 中島議員.....	157
採 決.....	159
建設常任委員長報告.....	160
○ 討 論 古沢議員.....	162
採 決.....	163
1 日程第2 議案第32号.....	163
○ 市長提案説明.....	163
採 決.....	163
1 日程第3 意見書案第1号ないし第23号及び決議案第1号.....	163
○ 提案説明 （意1、2、6～11、決1 新谷議員）.....	164
○ 提案説明 （意3～5 武井議員）.....	165

○提案説明	(意12 斉藤(陽)議員)	166
○討論	前田議員	167
○討論	古沢議員	167
○討論	秋山議員	171
○討論	高橋議員	171
○討論	渡部議員	172
○討論	斉藤(裕)議員	173
採決		173
1 日程第4	陳情	174
	常任委員会付託	174
	閉会中継続審査	174
1 閉会		175

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算修正案＞
議案	第2号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第3号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第4号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第5号	平成14年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第6号	平成14年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第7号	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第8号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	第9号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	第10号	石狩湾新港管理組合規約の変更に関する協議について
議案	第11号	石狩西部広域水道企業団規約の変更に関する協議について
議案	第12号	小樽市非核港湾条例案
議案	第13号	平成14年度小樽市一般会計補正予算
議案	第14号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第15号	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第16号	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第17号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第18号	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計補正予算
議案	第19号	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	第20号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第21号	平成14年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算
議案	第22号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第23号	平成14年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第24号	平成14年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第25号	平成14年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第26号	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	第27号	小樽市固定資産評価員の給与に関する条例及び小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第28号	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案
議案	第29号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	第30号	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第31号	製造の請負契約について
議案	第32号	小樽市公平委員会委員の選任について

継続審査中の議案

14年3月議案	第6号	平成13年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第7号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第8号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第9号	平成13年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第10号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第11号	平成13年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第12号	平成13年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第13号	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第14号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第15号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
14年3月議案	第16号	平成13年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

14 年 3 定	17 号	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議 案 第	18 号	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
14 年 3 定	19 号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議 案 第	20 号	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
14 年 3 定	21 号	平成13年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議 案 第	22 号	平成13年度小樽市病院事業決算認定について
14 年 3 定	23 号	平成13年度小樽市水道事業決算認定について
議 案 第	24 号	平成13年度小樽市下水道事業決算認定について
14 年 3 定	25 号	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議 案 第		

意見書案

意見書案第	1 号	容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）
意見書案第	2 号	乳幼児医療費拡充を求める意見書（案）
意見書案第	3 号	ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）
意見書案第	4 号	パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書（案）
意見書案第	5 号	基礎年金の国庫負担割合3分の1から2分の1へと早急に引き上げを求める意見書（案）
意見書案第	6 号	年金の引下げ中止に関する意見書（案）
意見書案第	7 号	配偶者特別控除の廃止に関する意見書（案）
意見書案第	8 号	教育基本法の堅持に関する意見書（案）
意見書案第	9 号	介護保険の改善に関する意見書（案）
意見書案第	10 号	国民健康保険への国庫負担を増やし、傷病手当・出産手当の義務給付を求める意見書（案）
意見書案第	11 号	平和の意見書（案）
意見書案第	12 号	児童扶養手当制度の見直しに関する意見書（案）
意見書案第	13 号	地域雇用対策の強化・改善を求める意見書（案）
意見書案第	14 号	中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書（案）
意見書案第	15 号	障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書（案）
意見書案第	16 号	子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書（案）
意見書案第	17 号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）
意見書案第	18 号	地方交付税への財源保障機能の堅持に関する意見書（案）
意見書案第	19 号	不良債権処理と地域金融に関する意見書（案）
意見書案第	20 号	学校事務職員・栄養職員をはじめ、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）
意見書案第	21 号	W T O 農業交渉等に関する意見書（案）
意見書案第	22 号	国有林野事業改革に関する要望意見書（案）
意見書案第	23 号	失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書（案）

決議案

決 議 案 第	1 号	小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議（案）
---------	-----	--------------------------------

請願

請 願 第	55 号	「支援費制度」導入による障害者施策の充実要請方について
-------	------	-----------------------------

陳情

陳 情 第	89 号	失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書提出方について
陳 情 第	90 号	市道朝里東小樽線、新光2丁目・3丁目における横断歩道設置方について
陳 情 第	91 号	循環社会を目指した廃棄物政策要請方について
陳 情 第	92 号	乳幼児医療費無料化制度拡充方について
陳 情 第	93 号	北海道に乳幼児医療費拡充を求める意見書提出方について
陳 情 第	94 号	道営競馬場外馬券発売所設置反対方について

陳	情	第 95 号	政府への「平和の意見書」提出方について
陳	情	第 96 号	銭函サービスセンターにおける乳幼児医療費助成の償還払い実施方について
陳	情	第 97 号	精神障害者保健福祉手帳所持者への交通費助成方について
陳	情	第 98 号	国に金子容子さんの早期救出を求める意見書提出方について

質 問 要 旨

○ 会派代表質問

西脇議員（１２月 ６日１番目）

答弁を求める理事者 市長、監査委員及び関係理事者

- １ 市長自らの評価、今後の基本方針
- ２ １５年度予算編成方針
 - （１）財政危機の原因と責任
 - （２）歳入歳出の見直しどこに求めるか
 - （３）すでに「再建団体」
 - （４）「財政健全化」の具体策
 - （５）「単独事業」の成否
- ３ 議案第１１号、石狩開発
 - （１）取水量を減らした理由
 - （２）当別ダムが遅れ、完成は
 - （３）地下水のアセス
 - （４）簡易水道事業の再生債権
 - （５）簡易水道事業特会、今後の見通し
 - （６）石狩開発経営判断の誤り
 - （７）１億円の損失、処分も含めた責任
 - （８）再出資はやめるべき
- ４ 議案第１０号、小樽港
 - （１）定数削減に不同意を
 - （２）母体負担の見通し
 - （３）１４メートルバース見直し
 - （４）北電、王子製紙の利用計画
 - （５）本港、新港計画貨物量
 - （６）「両港の今後の在り方」
 - （７）小樽港中央地区２期計画
- ５ ＯＢＣ、中小企業、雇用
 - （１）ＯＢＣ、旧ビブレ棟の利用見通し
 - （２）マイカル、運河、中心街への連動策
 - （３）駅前地下、大型駐車場構想
 - （４）花園銀座街の短時間駐車化
 - （５）貸渋り倒産、小規模倒産
 - （６）年末、年度末の対策
 - （７）市独自の雇用対策
 - （８）「不良債権処理加速」策

(9) 「構造改革」がリストラ、産業空洞化

6 議案第 6 号 (下水道)

(1) 処理区域内外の水洗化計画

(2) 一般会計負担金の見通し

(3) 企業債利息の軽減

(4) 平成 1 0 年度競争入札の理由

(5) 監査が及ばないことについて

(6) 随契の弊害をなくする手だて

7 その他

小林議員 (1 2 月 6 日 2 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 観光問題

2 財政健全化

3 市職員の意識改革

4 石狩湾新港地域の開発について

5 国際貿易港としての小樽港について

6 中央通地区の整備について

7 廃棄物の資源化、リサイクル等について

8 新病院建設整備について

9 教育問題

1 0 その他

大畠議員 (1 2 月 6 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 市長の公約

(1) 「協働の心」とは

(2) 公約の達成状況は

(3) 公約の自己評価は

2 公務員の選挙活動

(1) 職員に対する指導は

(2) 判断基準、線引きは

3 市役所マシン

(1) 選挙介入事件

4 観光入込数の公表

- (1) 公表との較差
- (2) 算定方法の見直し
- (3) 入館者数
- (4) 職員の心境は
- (5) テナントについて
- 5 小樽の観光資源
 - (1) 海と海岸の整備
 - 浜辺の占拠
 - 現在の状況
 - 国定公園にふさわしい整備
 - (2) 駐車場問題
 - 苦情は
 - 市の指導、助言
 - (3) 水族館の改築
 - 改築について
 - 拠点施設、核施設の責任
 - 「バリアフリー」化
 - (4) 観光船と船着き場
 - 乗船客数は
 - 遊覧船に関して
 - 代替え船
 - 船着き場
 - 解決策は
 - (5) 海の資源について
 - 海上遊覧の強化
- 6 その他

斉藤（陽）議員（ 1 2 月 9 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成 1 5 年度予算編成方針と財政健全化について
- 2 小樽市土地開発公社の保有土地売却について
- 3 雇用・失業対策について
- 4 入浴施設の外国人差別問題について
- 5 東南部地区へのコミュニティセンターの設置について
- 6 芸術文化振興条例の制定について
- 7 自然再生型の河川整備について
- 8 その他

武井議員（１２月 ９日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 市長の政治姿勢について
- ２ 平成１５年度予算編成について
- ３ 石狩開発の今後の対策について
- ４ 坂の街おたる冬プランについて
- ５ 陳情８２号関連について
- ６ 福祉問題について
- ７ 教育関係について
- ８ その他

○一般質問

中村議員（１２月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 財政問題について
 - （１）財政運営の在り方について
 - （２）財政健全化の取組状況と今後の見通しについて
 - （３）財政健全化の基本方針について
 - （４）平成１４年度の収支見通しについて
 - （５）「粹配分」について
- ２ 港湾問題について
 - （１）再開後の日・ロフェリーの今後の物流等の見通しについて
 - （２）中国定期コンテナ航路のコンテナ取扱本数と主な貨物について
 - （３）コンテナ貨物集荷に当たっての荷主等からの意見について
 - （４）中国訪問の感想について
- ３ 観光問題について
 - （１）小樽観光の現状についての市長の所見
 - （２）外国人観光客増加の要因について
 - （３）小樽観光の新たな展開について
 - （４）グリーン・ツーリズムについて
 - （５）広域連携による観光の推進について
- ４ 「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」について
 - （１）まちづくりの方向性について
 - （２）フォーラム開催の企画について

- (3) 8 市選定の理由について
- (4) フォーラムの今後と活用について
- 5 その他

渡部議員 (1 2 月 1 0 日 2 番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 基礎自治体の行方と市長の姿勢について
- 2 市の構想や計画について
- 3 議会質疑との関係について
- 4 港湾問題について
- 5 その他

斉藤 (裕) 議員 (1 2 月 1 0 日 3 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新焼却場について
- 2 調整手当削減とデフレについて
- 3 財源不足の具体的解決について
- 4 障害者の側に立った道路行政
- 5 子どもに安全な居場所を
- 6 その他

古沢議員 (1 2 月 1 0 日 4 番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 高校生の就職問題
 - (1) 市内高校生の就職決定・内定状況
 - (2) 市臨時職員採用の取組
- 2 市職員の年次有給休暇
 - (1) 年休完全取得の雇用創出・経済波及効果
 - (2) なぜ完全取得できないのか
 - (3) 完全取得に向けた対策は
- 3 市職員の時間外勤務
 - (1) サービス残業の実態

(2) 勤務時間の管理徹底と時間外勤務の縮小

(3) ワークシェアリング型で雇用対策

4 道営ホッカイドウ競馬の場外馬券発売所

(1) 教育長の見解は

(2) 社会教育施設「室内水泳プール」の利用状況

(3) 駅前第三ビルへの設置に反対

5 その他

新谷議員 (1 2 月 1 0 日 5 番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 少子化対策

(1) 職場での無法一掃 暮らしを守る政治への転換を

(2) 看護師は育児法の基準残業時間を

(3) 各種保育サービスの充実

(4) 児童館

(5) 乳幼児医療費無料化を就学前までに

(6) 子育て支援センターの拡大

2 除排雪

(1) 福祉除雪サービスの改善充実

(2) 歩道除雪

(3) 除排雪の充実で安心の冬を

3 その他

秋山議員 (1 2 月 1 0 日 6 番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 公園の整備について

(1) 地形を生かした整備を

(2) 小公園を敷地内に

(3) 整備の観点は

2 街路樹について

(1) 管理はどこが、落ち葉は誰が

(2) まちをきれいにしよう

3 高齢者の健康づくりについて

(1) ストックウォーキングの成果は

(2) 筋力トレーニングとは

(3) 今後の健康づくりは

4 不妊治療について

(1) 現状は

(2) 助成制度を

(3) 治療は小樽で

5 その他

平成14年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第1日目

平成14年12月2日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄	
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治		
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次		
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智	
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀		
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（2名）

14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開会 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、平成14年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大竹秀文議員、中島麗子議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月18日までの17日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第12号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第11号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

- 市長（山田勝麿） ただいま上程されました議案第1号から議案第11号までの提案理由の概要を申し上げます前に、2期目の市長選への立起に当たって、所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、平成11年の春に小樽市長に就任させていただいて以来、市民の皆さんと「協働の心」を大切に、活力と個性あふれるまちづくり、また、市民の皆さんが「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指して、精いっぱい全力投球をまいりました。

これまでの市政運営に当たり、議員の皆さんはもとより、市民の多くの方々から温かいご支援、ご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

私は、過去3年7か月、市政を担当する中で、小樽にはまだ解決すべき幾多の課題が山積していると考えております。市立病院の統合新築、広域連合によるごみ処理施設の建設、産学官の連携による地場産業振興と雇用対策、子育て支援と若年者定住対策、小学校の適正配置や文教施設等の整備など、今後の小樽の発展に欠かすことのできないこれらの事業を軌道に乗せるために最善を尽くすことが自らの責務であると考えてに至りました。

長引く経済不況の下、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、人口の減少、雇用不安などまだまだ先の見えない状況であり、とりわけ財政状況は過去に例を見ないほどの財源不足が予測されております。

私としては、こうした状況を少しでも早く克服し、健全な財政環境をつくり上げることが当面する最大の課題ではないかと考えております。

社会環境が著しく変化し、さまざまな価値観が交錯する中で、私は、「協働の心」をもって、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、一人一人が今住んでいるこの小樽のまちに誇りと愛着を持てるよう、微力ではありますが、全力を傾注してまいり決意であります。

それでは、議案第1号から議案第6号までの各会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、不足する私立保育所運営費負担金、活力ある商店街づくり推進事業費などについて所要の補正を計上するとともに、スキー競技会関連施設整備費など

を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する分担金及び負担金、国・道支出金、寄付金、基金繰入金及び諸収入を計上し、なお不足する財源につきましては財政調整基金繰入金を計上いたしました。また、債務負担行為の補正につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに1億6,525万9,000円となり、財政規模は699億8,513万5,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものといたしましては、港湾事業において債務負担行為の補正として、引き船業務等委託料を計上するとともに、下水道事業において塩谷地区の污水管布設工事費などを計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第7号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、公費負担の限度額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人税法による連結納税の承認を受けた法人の市民税について、所要の改正を行うものであります。

議案第9号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾施設用地使用料を改定するものであります。

議案第10号及び議案第11号石狩湾新港管理組合及び石狩西部広域水道企業団の規約の変更に関する協議につきましては、現行の管理組合議員の定数16人を12人に、企業団議員の定数15人を13人に変更するため協議があったものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第12号小樽市非核港湾条例案について提案の理由を説明します。

今回の提案は、平成12年4定の初提案から9回目になります。案文は前回のものと変わっていません。ただ、核兵器をめぐる最近の情勢が慌ただしいので、その点にも触れて説明します。

今、アメリカのブッシュ政権は平和を願う国際世論に逆らって、イラクの先制攻撃に躍起となっています。

我が党は、あらゆる武力行使には反対です。

アメリカはイラク攻撃の理由に、国連で決めた査察を拒否し、大量破壊兵器をイラクが製造しているから許されない、こういうことであります。核兵器など大量破壊兵器の世界最大の製造国はアメリカなのに、よく言うものだと思います。

しかし、今回は、前のテロの場合、アフガン戦争と違い、国際世論がこれを容易に許しません。例えば、国連の安保理事会の1441決議です。イラクに査察の受入れを求めるとともに、これをもしイラクが拒否したとし

でも自動的に軍事制裁を加えるというのではなくて、もう一度、安保理で協議するというものです。この点で、安保理常任理事国ロシア、フランス、中国、そのほかにアラビア諸国も含めて、全会一致で決議に賛成しました。紛争、対立を話し合いで解決しようという真つ当な動きと見られます。

このほど、我が党の緒方靖夫参議院議員ら一行が、イラクなど中東6か国を訪問しました。イラクに対しては、国連の査察を受け入れるよう、アメリカの先制攻撃に口実を与えないよう求めました。また、6か国は、いずれも話し合いによるという解決で、これに賛成しています。

19世紀末から20世紀にかけて、帝国主義列強が植民地利権の争奪のあつた二つの世界戦争において、幾多の犠牲を払い、やっと人類は社会の進歩を勝ち取った、現在に至ったと思います。ところが、歴史の本流に逆行して、いまだに帝国主義の亡霊のさまよひに驚きを禁じえません。この亡霊に頭が上がらないのが日本政府です。唯一の被爆国として、アメリカのイラク攻撃に反対を表明すべきです。何としてもアメリカの戦争政策に加担しなければならないと、この間、いったん国民の反対で実現できなかった有事法制を今開会中の臨時国会で成立させようとしています。

私は、このほど開かれた日本平和大会に参加する機会を得ました。この中で、アメリカの世界戦略についていろいろと聞いてまいりました。イラク攻撃に備え、第7艦隊の空母、小樽にも入ったキティホークがペルシャ湾、インド洋に集結しているようにこれまで報道されておりましたが、実際にキティホークは、北朝鮮をにらみ、九州、朝鮮周辺で演習を重ねるということを聞いてまいりました。市長がどんなに小樽港は平和な貿易港を貫くと言っても、重大な影響を受けることは必至です。

一橋大学の渡辺治教授は、イラク攻撃が始まり有事立法が発動されたら、在日米軍の行動が不可欠だと。アメリカは、自衛隊、人そのものよりも在日米軍が自由に行動できる日本の空港、港湾、公共施設はじめ、民間を含めて自由に使用できるよう、このことをねらっているというふうに教授は指摘しております。

このようなひっ迫した情勢の中で、一方では、紛争解決には武力行使ではなく国連憲章、国際法の枠の中で話し合いで平和的に解決を求める、その声が、イタリアでは100万、ロンドンでは40万、ワシントンでも20万の集会のように、日増しに高まってきております。これが歴史の本流です。

小樽市は20年前に、核兵器廃絶平和都市を宣言しました。この宣言を実行あらしめるためにも、自治体の長として、市長が市民の命、安全を守る、その務めからいっても、今回の提案というのは港湾管理者の市長を強くバックアップするものとして確信しております。

各会派の皆さんには、これまでいろいろ経過はありましたけれども、今のひっ迫した情勢をじゅうぶん勘案されて、全会一致、ご賛同くださいますようお願いして、提案の説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月3日から12月5日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松 田 日 出 男

議員 大 竹 秀 文

議員 中 島 麗 子

平成14年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第2日目

平成14年12月6日

出席議員（33名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（2名）

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	鈴木忠昭	企画部長	山岸康治
企画部参事	山田厚	財政部長	藤島豊
経済部長	木谷洋司	市民部長	池田克之
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	旭一夫

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に佐々木勝利議員、北野義紀議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第13号ないし第31号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

- 市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました各案件について、提案理由の概要をご説明申し上げます。

まず、議案第13号から議案第26号までの各会計補正予算につきましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、各会計において所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第27号から議案第31号までについてご説明申し上げます。

議案第27号固定資産評価員の給与に関する条例及び公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、特例一時金の支給を廃止するものであります。

議案第28号特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、特別職等の期末手当の支給率等を改定するものであります。

議案第29号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の給料の額等及び期末手当等の支給率を改定するとともに、地方自治法の一部改正に伴い特例一時金の支給を廃止するものであります。

議案第30号公営企業に属する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い特例一時金の支給を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号製造の請負契約につきましては、多目的荷役機械の製造の請負契約を契約金額6億1,425万円をもって三菱重工業株式会社と締結するものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

○25番（西脇 清議員） 私は、1983年、市議会議員として市政に携わってから、はや20年になろうとしています。今期をもって、議員の職を辞することになりました。長年にわたって公私ともにお世話になりました先輩、同僚議員、そして市長、理事者の皆さんに、衷心より感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、これからも、郷土小樽の発展を願う立場から、議員として最後の日本共産党を代表しての質問をさせていただきます。

それにしても、20年の歳月はあっという間に過ぎ去った感があります。この間、日本のバブル経済の絶頂期から、崩壊の過程を身をもって体験し、政府の施策に起因する多くの自治体での人口減少という衰退を余儀なくされたのは悲しい限りであります。20年前の1983年の本市の人口は17万9,385人、1964年の20万7,000人をピークに減少傾向にはありましたが、まだまだ活力のあった時代でありました。

しかし、現在の人口は14万8,703人で、3万人を超える減少となり、道内第5位から第7位に後退、経常収支比率は99.8%、財政力指数は0.46、公債費比率18.9%となり、ついに市長自ら「火の車」宣言をするに至っています。私は、志村、新谷、山田市政と3代にわたってかかわってきましたが、率直に言って、3代の市長の中で、山田市長は一番貧乏くじを引いて不運でお気の毒な方と、内心、ご同情申し上げている次第であります。

しかし、山田市長は、これまでも、市政推進の中核にいて、すべてを承知の上で首長の座についたのですから、市政のよしあしを問われるのは当然であります。あと数か月で市長として1期目を終えるわけですが、この4年間の市政についてどういう評価をしているのか、また、自らを採点するとすれば何点くらいか、2期目への立起も表明されており、自らの評価と2期目への基本方針について見解を伺います。

10月30日付けで、担当助役から平成15年度予算編成方針が出されています。編成方針は、開口一番、「現下の地方財政は、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少等により、収支不足と借入金残高が増大し、極めて厳しい状況に直面している」と窮状を訴えています。

確かに、国、地方を合わせた借金は690兆円に達し、税収が落ち込んでいる現状では泣き面にハチですが、それでは、どうして地方税収入、国税収入の大幅な減少になり、借入金残高が増大したのか、その原因と責任はどこにあるのか、お聞かせください。

また、来年度の概算要求基準は、国、地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、歳出の徹底見直し、財政規模の抑制に努めることが今まで以上に求められていますが、本市は、これまでも人件費をはじめ、敬老祝金、上下水道料金など市民サービスを切り下げ、歳出を極力抑えてきました。これ以上の歳出の見直しをどこに求めるというのか。また、歳入では、12年度に比べて13年度は、市税、地方交付税など約11億円以上の減少となっています。編成方針は「一般財源の確保が極めて厳しい状況にある」と述べていますが、今年度の税収の落込みの見通し、15年度の財源確保についてどうするのか、見解を伺います。

一般財源の確保が厳しい一方、歳出は、公債費、扶助費の増大で15年度から3年間で150億円の収支不足となり、赤字再建団体への転落も危ぐされると述べていますが、市の現金にかかわる財産は、減債基金、財調で10億円、資金基金など約22億円、借金は起債682億円、半分は交付税が見込まれるようですけれども、約340億円あります。また、債務負担は25億6,400万円となって、国保会計約38億円、病院会計44億円、これらの貸付けとなっています。国保、病院会計への貸付金は回収が不可能となれば、現に80億円を超す赤字であります。既に本市は「再建団体」に転落しているのではないかと。国保、病院会計への貸付けの回収の見通しも含め、見解を伺います。

危機的な財政状況を再建するため、今年2月、財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、近く具体的な方針を決定することにしていますが、どうなっているのか。当面の対策はもとより、中長期的な具体策が示されてしかるべき時期であり、来春の改選期を理由に2定以降などとする態度は許されません。

市の発行している「火の車」広報は、市民に広く知られるところとなっています。高齢者の多くは、直観的に、ふれあいパスはどうなるのかなど、市の単独事業の見直しについて強い関心を持っています。単独事業の

主なものと言えば、重度医療、乳幼児医療、老人医療、ふれあいバスなどで、総事業費は13年度決算額約14億3,000万円、歳出総額約711億円の2%にすぎません。わずか2%の市民に向けたサービスを目の敵にする姿勢は、温厚な山田市長には似合いません。少なくともこれまでやってきた単独事業については、早急にやるのかやらないのかを明らかにすべきであります。見解を伺います。

いずれにしても、今日の財政危機を招いた歴代の市長、与党の責任は明白であります。

次は、議案第11号などについてお尋ねします。

石狩西部広域水道企業団にかかわるものでありますが、札幌市選出の議員定数を2名減らすというものであります。理由は、当別ダムからの札幌市分の取水量の見直しによるものと聞いていますが、札幌市が利用量を減らした理由は何か。

本来、石狩湾新港地域への水道用水の供給は、当別ダムを水源として石狩西部広域水道企業団による計画ですが、現在は暫定的に地下水で対応しています。地下水の利用計画は平成18年までとなっていますが、当別ダムはなぜ遅れているのか、いつ完成するのか、伺います。

当別ダム完成まで地下水の利用は延長するのか、その場合は、アセスはどうするのかも併せてお答えください。

石狩開発の破たんは、市の簡易水道事業特別会計にも重大な影響を及ぼしています。石狩湾新港地域への用水供給計画は、石狩西部広域水道企業団が当別ダムを水源として用水を供給する計画であります。当別ダム本体の建設は遅々として進まず、着手もされておりません。そのため、暫定措置として水源を地下水に求め、石狩湾新港銭函地区簡易水道事業を施行しております。

簡易水道事業を実施するに当たり、小樽市は、昭和57年9月以降、石狩開発との負担協定を結び、建設費の一部及び経営収支等の不足額は平成15年度まで石狩開発の負担とする、つまり、簡易水道事業については小樽市の負担は一切ないという協定となっているものであります。

ところが、石狩開発が民事再生法の適用によって、平成14年度簡易水道事業の収支不足額2,970万円のうち、石狩開発からは400万円しか納入されておりません。残り2,570万円を再生債権として裁判所に届け出ていますが、2,570万円は今後どうなるのか。石狩開発やエア・ドゥに続き、簡水も市の持出しにならないのか。簡水特会の今後の見通しも併せてお答えください。

石狩開発についてお尋ねいたします。

道や小樽市などが出資している第三セクター石狩開発は、10月31日、民事再生法適用を札幌地裁に申請し、再生手続開始決定を受け、来年1月末までに再生計画案を提出、3月中に認可を目指しています。石狩開発の負債総額は約650億円に上り、そのうち道の債権30億円は、全額を放棄するか、または売れ残りの分譲地の購入に充てる形で解消するとのことですが、どちらにしても道民の血税であることには変わりありません。

また、資本金20億円は全額減資する方向ですが、市が出資している6,800万円についても放棄せざるを得ないのではないのか。今年3定の北野議員の質問に、市長は、石狩開発は、これは今すぐ経営破たんになるということではありませんと楽観的な答弁をしています。それから約1か月半しかたっていない。この現状を破たんと言わずして何と言うのか。石狩開発の取締役でもある山田市長は、経営改善の判断を間違ったのではないのか、見解を伺います。

これらの問題は、石狩開発がどういう形をとろうと、小樽市民、道民に政策的失敗による財政的負担をもたらしてはならないということであります。石狩開発の延命を図るため、平成12年度から今年度の3か年に、経

営の健全化を図るためとして道や市の負担による土地の安売りをやっても、健全化どころか、借金は逆に増えています。小樽市はこの安売り補助金として既に1,652万5,000円を持ち出しています。

我が党は、10年以上前から、石狩開発への出資は新港建設と一体であり、小樽の衰退を招くという立場から、出資金の引揚げを主張してまいりました。出資金と補助金を合わせて8,452万5,000円の無駄な持出し、さらにはエア・ドゥへの1,000万円を加えると1億円に近い損失をもたらしたことになります、責任は重大です。市長の処分も含めた責任について、明確な答弁を求めます。

健全化計画の3年間で処分できた土地は3.72ヘクタール、目標の50ヘクタールの4.7%にとどまっています。現状のような経済状況の下で、どんな手だてをとっても再建は無理であり、苫東開発の二の舞になり、これ以上、泥沼に足を突っ込むことはやめるべきであります。仮に、再出資の要請があった場合は、応じるべきではないと思いますが、この点についての見解も伺います。

次は、議案第10号、小樽港などについて質問いたします。

議案第10号は、石狩湾新港管理組合議会の議員定数を現行16人から12人に減らす提案です。多くの地方自治体や一部事務組合も、定数削減が経費節減を理由にまかり通っています。議会制民主主義の根幹を揺るがし、憂うべき事態となっています。新港の議員定数は、4年前、20人から16人に削減したばかりです。小樽港と新港は、共存共栄どころか、ますます競合が激しくなる関係にあり、新港の発展は小樽港の衰退をもたらします。新港への過剰投資を抑えて、小樽港の整備、利用優先の課題は避けて通れません。新港の札幌港への港名変更も急浮上しており、このままではひさしを貸して母屋をとられるのたぐいになりかねません。

こうした状況にあるとき、小樽港発展の立場で、小樽選出の議員が一人でも多くあらゆる機会に発言することが求められております。しかも、新港管理組合議会は、北海道、小樽市、石狩市の3母体による全国的にも特殊な構成となっています。三つの自治体による共同管理は、新港のほかは沖縄の那覇港だけであります。苫小牧港は、苫小牧市と北海道の管理で、議員は各5名の10名です。定数を減らさなければならない理由は何一つありません。市長としても、小樽市議会としても、反対すべきと思いますが、見解を伺います。

破たんした石狩開発と表裏一体にある石狩湾新港建設について伺いますが、西地区のマイナス14メートルバースには総事業費約337億円、このうち、管理者負担は約88億円に達します。これが、今後、更に母体への重圧になることは明らかです。中央地区3工区造成用地10ヘクタールの処分も全然進んでいない。毎年4億円を超える母体負担の今後の見通しについて、どう見ているのか、伺います。

そもそもマイナス14メートルバースは、これまでも指摘してきたように、北電、王子製紙など一部大企業のための専用ふ頭を建設するものです。管理組合議会における今年3定の答弁でも、利用計画についてはこれから話し合うという程度にとどまっています。建設された後、計画どおり利用されるのかどうか、危ぐするのは我が党だけではありません。

小樽港湾振興会、小樽商工会議所は、管理組合による15年度港湾整備事業予算要求案に対する意見書の中で、小樽市長に対して、新港西地区に予定しているベルトコンベア設置調査費について、利用計画が明らかでないとして、中止、あるいは、延期も視野に入れつつ、事業の生産性が確実となった上で執行されたいとの意見を付しています。一部大企業のための事実上の専用ふ頭建設は見直すべきと思いますが、見解を伺います。

また、どうしても平成17年供用開始する場合は、北電、王子製紙の具体的利用計画を明らかにさせるべきと思いますが、この点も併せてお答えください。

列島改造論をうのみにして、小樽港の増大する貨物に対処するため、小樽港の補完港という新港建設の二重

投資の無駄は、建設着手から30年、今も変わっておりません。13年の一般貨物取扱量は、新港 343万 8,527トン、小樽港 160万 8,890トン、両港合わせても小樽港の平成17年目標 466万トンを約42万トン、9.1%上回るだけです。今年9月までの小樽港一般貨物の取扱量は前年比4万 3,262トンのマイナス、新港は約9万 9,000トンのマイナス、両港の港湾計画目標達成についてどう見ているのか。見解を伺います。

小樽港と新港の間には、機能分担という「憲法」的なものがありますが、この「憲法」は、小樽港の増大する貨物が前提条件でありました。今や、大義名分の共存共栄から、一つの湾内で激しい競合港に変質しています。市長も、両港の今後の在り方について、関係者の意向を踏まえ早急に検討すると言明していますが、どう検討されたのか。

小樽港の整備については、新港との二重投資という傾向はあっても、最小限度やむをえません。現港湾計画の進ちょく率は、総事業費 487億円に対して、実施済み事業費は 185億円、38%にとどまっています。これは、中央地区2期計画が手つかずのためであります。国の公共事業見直しに基づく港湾単独の整備計画は、今年度を最終年度とする第9次7か年計画をもって終了となりますけれども、中央地区2期計画はどうなるのか、今後の重点施策はどこに置くのか、伺います。

次は、OBC、中小企業雇用問題などについて伺います。

マイカル小樽誘致について、市とOBCは、小樽経済活性化の起爆剤、建設期間の経済波及効果は、生産増加額約 2,175億円、従業員数の増加は1万 6,620人、開業後の効果は、生産の増加で 784億円、従業員の増加は 7,995人、所得の増加は 345億円になる、華々しい売込みがされてきました。マイカル誘致は、こうした効果があるのだから、公共性があり、157億円の公費負担は不当支出ではない、これが市長、与党の言い分であります。

しかし、マイカル小樽の建設期も含め、人口は毎年減少、有効求職者も、平成8年1万 9,577人に比べ、昨年は2万 3,000人を超えて雇用効果もありません。あげくの果てに、開業から2年半でマイカルもOBCも破たん、民事再生法による再生計画案は認可されたものの、旧ビブレ棟の3、4階は利用のめどもありません。再生計画の認可に当たって、監督員の意見書では、再生計画履行の可能性について、「政策投資銀行の格段の協力と行政当局の協力があれば再生計画が遂行される可能性がないとは言えない」と、二つのハードルのクリアが絶対条件と見えています。

その一つの行政当局、つまり小樽市の協力となれば、金を出すのか、税金などを減免するか、建物を譲り受けるか、この三つです。これを断ったとなれば、再生計画がとんざし、いずれOBCの破産ということにならないのか。我が党としては、今後、一切の公費投入も市の負担による譲受けにもきっぱり反対です。ただし、旧ビブレ棟を撤去し、更地にした状態での無償譲渡であれば応じるべきと考えますが、今後のOBC、旧ビブレ棟の見直しについて見解を求めます。

OBCの破たんの一方、既存商店は重大な影響をもろに受けています。市の経済部が今年9月に行った歩行者通行量調査によると、マイカル開業前の平成10年は6万 4,170人であったものが、今年9月は4万 6,446人で、同じ地点での通行量が1万 7,724人、27.6%の減少です。市内中心街での人の流れが激減、売上げの減少で悪戦苦闘しています。

小樽市は、中心商店街に人の流れを呼び戻すため、中心市街地活性化事業を推進し、今年度は都通り商店街、花園銀座商店街で整備事業を実施しましたが、マイカル、小樽運河、中心街と連動した流れが期待できるようになるのか、中心街ににぎわいをもたらす根本的な改善はそれで図れるのか。かつての小樽駅前地下駐車場構

想や大型駐車場構想など、利用しやすい駐車場の整備が不可欠と思いますが、構想はどうなったのか、断念してしまったのか、別な構想があるのか。

また、花園銀座街改良に伴い、車両の一方通行となり、22台の駐車場も確保しましたが、荷降ろしや買物用の短時間駐車を認め、利用者の利便を図るべきと思いますが、見解を伺います。

次は、中小企業の問題についてお尋ねいたします。

民間信用調査によりますと、10月度の全国企業倒産は1,766件、3か月ぶりに1,700件を超える高水準となり、今年1月からの累計は1万6,468件、過去最高の1984年に迫る勢いです。負債総額は1兆9,269億円で、10月としては戦後2番目、このうち、物が売れない、焦げつきが発生したなど、不況要因による倒産が75.8%を占めています。市内の倒産は21件で、負債額は23億8,100万円、前年に比べて負債額は500億円ほどの減少となっていますが、これはOBCの492億2,500万円が影響しています。件数は2件増、今年も増加の傾向にあります。

小泉構造改革の不良債権処理の加速によって、倒産と失業、新たな不良債権を増大させる失政は目に余ります。不良債権処理に起因する貸渋り、貸しはがしなどによる倒産の実態について調査しているのか。また、倒産件数に表れない負債額1,000万円未満の経営の実態についてもお答えください。

小樽市は、小樽商工信用組合の倒産などに対応して経営安定短期特別資金や、信用保証協会の保証が得られない事業者向けの経営支援特別資金制度を立ち上げ、利用状況も今年度は両制度で42件の利用となっています。

しかし、年末あるいは年度末に向けて零細業者の経営はより厳しくなることが予想されますが、年末、年度末に向けた特別の融資制度などを実施すべきと思いますが、見解を伺います。

次は、雇用問題について伺います。

小樽職安管内における来春高校卒業者の就職内定率は11.3%となっており、1987年の調査開始以来、最悪であります。全国平均33.4%、全道平均12.8%に比べても低く、深刻な事態です。一般の雇用・失業情勢は、完全失業率は年間を通じて5%を超え、常に三百数十万人と言われ、道内は5.9%、17万人に達しています。小樽職安管内では、9月度求職者4,460人、就職件数379人で、就職率は8.5%という厳しさです。求人倍率も、全国、全道を下回る0.43倍にとどまっています。高校新卒者も含めた市独自の雇用対策を講じるべきと思いますが、見解を伺います。

まじめに働く意思と能力があっても仕事がない、これほどつらいことはありません。55年前に施行された憲法第27条は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と規定していますが、権利も義務も果たせない責任はどこにあるのか。不良債権処理を加速すると離職者は最大165万人に達する、これは、日本総研など大手シンクタンクの予測です。このすべてが失業者とならないまでも、現在約360万人の完全失業に加え、新たに165万人を合わせ考えれば7%の失業率となり、より深刻で恐ろしい事態が予測されますが、不良債権処理の加速についてどういう見解を持っているのか。伺います。

日本大学の牧野富夫教授は、日本の雇用・失業問題は新たな段階に入ったと分析しています。新たな段階は、資本主義における労働者階級の貧困化の顕著な表われと認識すべきだとし、その特徴を三つに要約しています。一つは、実質的な失業率は公表の約2倍、特に若者の夢がくじかれ、社会の将来に重大な影を落としている。二つには、財界・企業は正社員を極力削減し、一方で、人件費の節減だけではなく、雇用の不安定化、半失業者で完全失業率の上昇を数字上で抑制している。三つには、IT化などによって、実質的には、企業に従属した賃金労働者であるのに、個人事業主の外観形成をとらせ、雇用責任も労基法の適用もない無権利労働者が増

大しているとして、なぜこうなったのか。その直接・最大の原因は、国際競争力強化に名を借りた政府・財界の強行する構造改革であり、これと一体のリストラと産業空洞化とも連動していると指摘しています。こうした指摘について、市長はどう考えるのか、見解を伺います。

最後に、議案第6号、下水道事業に関連して質問いたします。

今回の補正予算は、国庫補助金1億5,000万円が15年度分の前倒しで認められたので、企業債、留保資金を財源として3億円を計上しています。これは、塩谷地区の下水道整備を促進するものであります。

平成13年度の第8次下水道整備計画の進ちょく状況によると、行政区域内人口と処理可能区域内人口の人口差は約5,600人と見られますが、塩谷地区の整備によって処理可能人口は約2,500人、あとの約3,100人が居住する認可区域と、潮見台4丁目など認可区域外の下水道整備計画についてどのような計画を持っているのか、伺います。

下水道の普及率は96%で、道内主要都市中第5位となっています。衛生、環境を守るため不可欠の施設であり、一般会計からの一定の繰出しは当然ですが、13年度の一般会計からの繰出しは、ルール分と収支不足分を合わせて約29億1,000万円に達しています。今後の負担金の見通しはどうなるのか。

また、企業債残高は362億6,000万円に達し、毎年の償還額は20億円を超える状況にあります。加えて、企業債利子が18億2,000万円を超える負担、償還終期は平成44年、しかも利率は最高8.2%となっています。今どき利率が8.2%というのは余りにも暴利ではないのか。国に利率見直しを強力に働きかけるべきと思いますが、見解を伺います。

次に、下水道終末処理場及びポンプ施設維持管理業務委託について伺います。

下水道管理業務委託費は、毎年、約4億円近い金額となっています。契約方法は、1998年、平成10年を除いて、あとはすべて随意契約となっています。契約先はいずれも道央エンジニアリングです。平成10年度だけ競争入札とした理由は何なのか。

普通地方公共団体の行う契約は、地方自治法第234条と政令によって定められています。逐条地方自治法の解釈によれば、契約事務の執行は、公正をもって第一義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札の方式をもって地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきは当然と述べ、随意契約による場合は政令で定める場合に該当するときに限りこれができるとしています。

13年度決算で見ますと、下水道事業費は約47億円で、そのうち業務委託費が約4億円を占めており、その使途は、正に公正をもって第一義とすべき競争入札とすべきものであります。道央エンジニアリングへの委託費は主に人件費であり、経営は委託費という公金によって賄われています。市民の税金で賄われている企業への市の監査も及ばない。この点、監査委員としてどう考えているか、見解を伺います。

また、逐条解説では、随意契約は、長所もあるが、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失する憂いもあると指摘しております。こうした弊害を取り除く手だてをとるべきと思いますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長（山田勝麿） 西協議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1期目の市政と今後の基本方針についてであります。振り返りますと、この3年7か月は大変厳しい財政環境の中での市政運営であり、人口減少、少子高齢化の進行、長引く景気低迷による地域経済の落込みなど、本市を取り巻く環境もなかなか好転しない中でもありました。

しかし、その時々当面する課題につきましては、多くの皆様の声を聞きながら、できる限りの確に、またスピーディーに対応してきたものと思っており、市民の皆さんと協働の心を大切に、活力と個性あふれるまちづくり、さらには、住んでよかったと思えるまちづくりを目指して精いっぱい全力投球してきたつもりであります。

自らの採点につきましては差し控えさせていただきますが、評価につきましては、市民の皆さんにご判断をいただきたいと思います。

次に、2期目の基本姿勢につきましては、市民の皆さんの声を大切にした開かれた市政運営、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進、本市財政の健全化に向けた取組と、バランスある施策の推進を三つの柱としてまいりたいと考えております。

次に、地方税、国税収入の減少と借入残高の増大についてであります。

まず、国、地方の税収の減少についてであります。やはり、景気低迷に伴う企業の業績悪化や、雇用情勢の悪化と、それに伴う消費の低迷によるところが大きいものと考えております。また、借入金残高の増大につきましては、税収減を補てんするための財源に加えて、いわゆるバブル崩壊後、国、地方を通じて行った数々の景気浮揚策の財源を、国債や地方債の発行に求めた結果であると認識しております。残念ながら、結果として景気浮揚につながっておりませんが、現在進められているデフレ対策や今後予定されている補正予算などの景気浮揚策が実効あるものとなるよう期待しているところであります。

次に、歳出の見直しについてであります。これまで、行政改革を推進し、人件費をはじめとする管理経費の削減を行ってまいりましたが、本市の場合、市民1人当たりの人件費は依然として高く、今後もさらに民間委託なども進めながら、組織・機構の見直しや手当等の見直しを行っていく必要があると考えております。

また、今後予想される財源不足は、管理経費の削減だけで解消できるものではありませんので、歳入に見合った事業選択を行っていく必要があります。そのため、すべての事業について緊急性、重要性、効果など総合的な評価を行い、必要な事業を厳選してまいりたいと考えております。また、歳入につきましても、受益と負担の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成14年度の税収見通しについてであります。年度半ばであり、法人市民税など不確定な要素もありますが、個人市民税の動向などから、予算に比べますと市税全体で2億5,000万円程度の減収が予想されます。また、景気低迷の影響で、収納率の低下による減収も危ういところでもあります。

次に、平成15年度の財源確保であります。まず、組織・機構の見直しや調整手当の削減等により人件費の削減を図っていききたいと考えておりますし、これまで財政健全化緊急対策会議を中心に事務事業の見直しを行ってまいりましたので、平成15年度予算に反映できるものは反映させていきたいと考えております。また、平成14年度の収支見通しや平成15年度の歳入の見通しも立てながら、財源確保をしていきたいと考えております。

次に、国保事業会計及び病院事業会計への貸付金についてであります。両会計への貸付金は約80億円に上っており、それぞれ内容は異なりますけれども、いずれも累積赤字に対する措置をとったもので、短期間にその全額を回収することは困難であり、将来の財政負担の要素になると考えております。また、現在進められて

いる医療保険制度にかかわる諸々の改正が両会計の収支に与える影響も少なくないと考えますので、その推移を見ていながら解消の手だてを検討していきたいと考えております。

次に、財政健全化緊急対策会議の方針決定についてであります。各部における事務事業の見直しのヒアリングを行い、緊急対策会議で全体的な検討も加えておりますけれども、具体的には現在各部において平成15年度の予算要求作業を行っていますので、一定集約を行い、財源状況を見ながら、ヒアリングなど予算編成を通じて決定していくこととなります。

なお、中長期的な検討を要する事項もありますので、引き続き検討を行い、方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、単独事業の見直しについてであります。財政健全化の見直し作業につきましては、従来から、市民サービスの低下を招かないよう人件費など管理経費を中心に行ってまいりました。

しかし、平成13年度には、税収の減少、地方交付税の動向など一般財源が大きく減少し、財政調整基金や減債基金も底をつく状況の中では、歳入に見合ったスリムな行政の構築が急務と考えております。

そういった中では、聖域を設けず、すべての事務事業をそ上に載せて見直す必要がありますし、単独事業につきましても、緊急性、重要性、費用対効果など総合的な評価を行いながら一定の整理は必要と考えております。具体的には、実施時期も含めて、予算編成の中で方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、議案第11号に関して何点かお尋ねがありました。

まず、札幌市が石狩西部広域水道企業団への参画水量を見直した理由であります。札幌市では、新たに策定された長期総合計画における人口の将来見通しが以前の計画値から減少することや、近年の経済情勢、産業構造の変化などにより給水量の伸びも期待できないことから、水需要の将来予測値が当初計画時に比べて変更となったため、企業団からの用水供給の必要量についても見直しに至ったものと聞いております。

次に、当別ダムの建設であります。当別ダムは、洪水調節や流水の正常な機能の維持に加え、かんがい用水や水道用水の供給を目的とする多目的ダムとして、平成4年度に事業着手しております。完成目標につきましては、当初平成18年度とされておりましたが、用地補償に当初予定していた以上の年数を要したため、今後ダム本体工事期間の短縮に努めても全体工期の延長は避けられないものとされており、現在のところ、平成24年度と見込まれております。

次に、地下水の利用についてであります。石狩湾新港地域の水道事業につきましては、当別ダムを恒久水源とする用水供給が開始されるまでの間、地下水利用を継続することも現段階ではやむをえないものと考えております。その場合における環境アセスメントにつきましては、石狩湾新港地域開発連絡協議会で協議の後、北海道環境影響評価条例の規定による「特定地域環境評価その他の手続の再実施」の要否については北海道が判断するものと承知しております。

次に、石狩湾新港銭函地区簡易水道事業の再生債権についてであります。石狩開発株式会社の民事再生法の申請に伴い、平成14年度簡易水道事業収支不足額2,570万円を札幌地方裁判所に届出をしております。この再生債権につきましては、裁判所等の調査を経て確定されるものと聞いております。また、平成15年度の収支見込みとしましては、現段階で約2,000万円程度の不足額が見込まれますが、いずれにいたしましても、これらの経費負担の取扱いについて、関係者による協議の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、石狩開発株式会社についてのご質問でありましたが、初めに、経営改善の判断であります。

石狩開発株式会社は、ここ数年、景気の低迷による用地分譲の停滞や、開発の長期化に伴う金利負担が経営

を圧迫していたことから、平成12年から3か年間を経営改善期間として、人員削減など大幅なリストラや、北海道、関係自治体、金融機関による立て直しに向けた支援を進めていた中での事態であり、大変残念なことで受け止めております。結果として、民事再生の申立てに至ったわけではありますが、今回の措置は、会社として営業を継続しつつ、早期に法的処理の下で抜本的な会社の立て直しを行うというぎりぎりの判断であり、やむをえないものと受け止めております。

次に、責任の問題についてであります。石狩開発株式会社やエア・ドゥが民事再生法による再建を図らざるをえない状況になったことにつきましては、ともに北海道経済の発展に資する事業として推進の一端を担ってきた本市といたしましても、今回の一連の動きはまことに残念であり、重く受け止めております。

いずれにいたしましても、民事再生手続の下、会社を継続しつつ、法の枠組みの中で関係者の協力を得て、一日も早く抜本的な経営の立て直しを図っていくことが必要であり、このことが当面の責任であると考えております。

次に、再出資についてのお尋ねであります。現在、まだ再生手続の開始決定がなされたばかりで、具体的な再生計画の内容につきましては、これから会社が申立代理人と相談しながら、債権者と協議を行い、策定していくこととなります。当然、再生計画案が策定される過程で、減資や増資、あるいは再建処理等の問題が生じることが予想されますが、これらの対応につきましては、今後取りまとめられる再生計画案の内容を踏まえながら、法的な枠組みの中で、会社がしっかりと再建、再生されることを最優先に市として判断をまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、石狩湾新港管理組合議会の議員定数であります。管理組合議会は、昭和53年4月に設置され、議員定数は当初は12名、同年11月に20名、平成11年に現行の16名に改正され、これまで、新港地域の開発、港湾の整備など種々の問題に関し活発な議論がなされてきたことは承知しております。

しかしながら、近年、我が国においては、簡素で効率的な行政の実現に向けた行政改革が進められており、議会についても自主的な組織運営の合理化が求められていることから、時代のすう勢に即した議員定数とした旨、管理組合から協議の申出があったため、今回の提案となったものであります。

次に、母体負担の今後の見通しであります。管理組合の予算は、国の公共事業予算や港湾収入、管理経費などに左右されることから、現時点で今後の母体負担の見通しについて示すことは難しいものと考えております。

しかしながら、本市のみならず、北海道、石狩市各母体においても、大変厳しい財政状況にあることから、従来にも増して事業の厳選や事業費の平準化などによる母体負担の抑制について各母体と管理組合の4者で協議しており、特に3工区の土地売却問題につきましては、今後の母体負担増につながらないように、北海道とも連携しながら、これまで以上に協議を行っているところであります。

次に、マイナス14メートルバースについてであります。これにつきましては、背後圏の企業や経済団体などからの強い要請を受け、石炭、チップなど大量のばら荷貨物を輸送する大型船舶への対応が必要なため計画されたものであり、物流の効率化などに果たす役割は大きいものと考えております。

また、荷役機械の具体的な利用計画についてであります。現在、チップについては、管理組合が荷主側と整備内容や利用スペースなど具体的に協議を進めており、近くその概要が管理組合から報告されることとなっております。

次に、小樽港と石狩湾新港の港湾計画に基づく取扱貨物量の目標達成についてであります。港湾計画の貨物量は、これまでの実績の推移と経済動向をとらえ、将来の可能性を探りながら設定しておりますけれども、現在も景気は低迷を続け、依然として厳しい経済環境にある中で、全国的にも全道的にも取扱貨物量は前年を下回る状況にあります。

このようなすう勢に加え、小樽港においては、ロシアからの水産品輸入規制の影響などにより一層厳しい状況にあり、現時点での取扱貨物量は港湾計画の目標貨物量に達していませんが、今後とも、中国定期コンテナ航路や日口定期フェリー航路の拡大とともに、新たな貨物の開拓に向け、小樽港貿易振興協議会など関係団体とも一体となって引き続き集荷活動に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、石狩湾新港におきましても、目標貨物量には達していないと認識しておりますが、管理組合としては地域経済の安定化や雇用の確保などに資するため、ポートセールスの強化に加え、物流コストの削減や輸送環境の改善を通して利用の拡大に努めていくものと承知しております。

次に、両港の在り方についてであります。今日の港湾は、拠点港化の流れや規制緩和が進展する中で、各港湾間の競争が激化するなど、地方港を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。こうした状況から、小樽港の振興策とともに、両港の在り方について、現在、港湾関係者で組織する小樽港湾振興会と勉強会を行っており、また、荷主や製造業者など港湾を利用する側の考え方も反映させるべく、小樽港貿易振興協議会の中でも議論を進めていくことにしております。また、行政サイドの取組として、北海道開発局が中心となり、広域的観点から小樽、石狩湾新港、苫小牧、室蘭の道央4港の役割分担と相互連携について検討が進められており、今後、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港中央地区2期計画であります。中央地区再開発につきましては、老朽化したふ頭の近代化と、近年の輸送船型の大型化など物流ニーズに対応した機能強化を図るため、1期計画は平成2年の港湾計画に位置づけし、港町ふ頭として平成12年より全面供用を開始しております。また、2期計画は平成9年に位置づけしましたが、その整備につきましては、現在の経済情勢や港湾貨物量の動向から早期の着工は難しいものと考えられますが、今後とも国の動向や関係業界の意向等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、今後の重点施策につきましては、国において従来の分野別に策定していた整備計画を統合、一本化することや、維持補修にも国直轄事業を投入するなど、公共事業に対する方針の変化などから、今後は、港湾施設の新設に加え、既存ストックの活用も求められますので、港湾関係団体等の要望を聞きながら、継続事業の小樽港縦貫線の整備などに加え、既存施設の有効活用を図り、港湾の機能強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、OBC関連、中小企業問題、雇用対策であります。

最初に、OBC、旧ビブレ棟の見通しについてであります。さきの委員会でもお答えいたしましたように、旧ビブレ棟の無償譲渡案はOBC再生の一つの手法として提起されたものであり、市としては、現時点で公共・公益施設の利用めどが立たないことや財政事情を考慮し、無償譲渡を受けることは難しいと判断いたしました。

しかし、現在、OBCは、旧ビブレ棟の3、4階やセンター棟の新規床利用に向けて努力を続けており、また、OBCや日本政策投資銀行とは、まちの灯は消さないことで一致しておりますので、引き続き再生に向けた協議を行いながら、行政として可能な範囲の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、マイカル、運河、中心街の連動策であります。市は、市街地の整備改善と商業の活性化を目的とす

る51事業から成る街なか活性化計画を策定するとともに、昨年にはTMO構想を認定し、中心市街地の活性化を推進しているところであります。市街地の整備、改善としては、浅草線や本通第2線などの道路整備、運河と小樽駅を結ぶ本市のシンボルロードである中央通が来年度に完成するところであります。また、商業の活性化としては、今年度、都通り商店街及び花園銀座商店街環境整備事業が実施されるなど、TMO構想が動き始めたところであります。さらに、築港地区との交通アクセスとして、ばるて築港線の開通や小樽散策バスの路線変更を行うなど、中心商店街と築港地区との連動を図っております。これらの官民一体での事業推進により、歩行者ネットワークの充実が図られるとともに、商店街の魅力が一層高まることで回遊性の向上が図られるものと考えております。

次に、駅前地下駐車場や大型駐車場の構想であります。初めに、駅前地下駐車場は、これまでに国と市とで調査、検討を行いましたけれども、設置に当たり既存再開発ビルの改築が伴うなど諸課題が多く、事業化は難しいものと考えております。また、大型駐車場については、駅周辺ということもあり、用地確保上の困難性がありますが、街なか活性化計画とTMO構想において都通り商店街駐車場整備事業として後期事業に位置づけ、現在、地元商店街などが中心となって検討しているところであります。

次に、花園銀座商店街の短時間駐車化であります。同商店街環境整備事業に当たっては、事前に商店街と話し合いを行い、商店街の活性化のためには車両の乗入れが必要であるとの意向を受け、現行の車両通行規制を撤廃することとし、あわせて、終日一方通行するとともに、従来どおり全面駐車禁止とすることになっております。

なお、利用者の利便を図るため、荷物の積卸しや買物客の乗り降りに伴う短時間の駐車は認められることから、そのためのスペースを4か所設置することにしております。また、買い物などによりある程度の時間が必要な場合は、TMO事業により整備した22台収容の顧客用駐車場を活用していただくことになると伺っております。

次に、不良債権処理に起因する貸渋り、貸しはがしなどによる倒産実態の調査であります。11月5日に開催された小樽商工会議所主催の金融懇談会において、各金融機関の支店長などから融資貸付けの実態報告などがありました。その中では、金融機関としては、企業の経営状況を把握した上で必要な資金需要に対応しており、貸渋り、貸しはがしというような認識はないとのことでありました。

経営実態の把握については、毎月、民間信用調査機関に確認しているほか、各金融機関や北海道信用保証協会、さらには企業、商店などにも随時聞き取り調査を実施しておりますが、貸渋りや貸しはがしはないと聞いており、それが直接的な原因による倒産はないと考えております。

しかしながら、一部の企業においては、金利の引上げなど貸出条件が厳しくなったということは聞いております。

なお、倒産件数に表われない負債額1,000万円未満の企業の経営実態であります。民間信用調査機関は負債額1,000万円以上の倒産状況について調査しておりますので、1,000万円未満につきましては、個人営業の場合で個人的債務による倒産が多いことなどもあり、調査することは難しく、なかなか実態が把握できない状況にあります。

次に、年末や年度末に向けた特別の制度融資の創設であります。本年4月から経営支援特別資金をはじめとして、企業ニーズに応じて七つの制度融資のあっせん、紹介を行っているところであります。経営支援特別資金は、中小企業や零細企業にかかわらず利用されており、融資実績は11月末で30件、1億3,250万円となっ

ており、経営安定特別資金は12件、7,420万円となっております。今後とも、事業資金を必要とする企業に、経営支援特別資金をはじめ、現在の制度融資をご利用いただけるように、金融機関には更に制度融資を積極的に活用するよう協力要請をし、資金需要に対処することといたしておりますので、特別の制度融資の創設は考えておりません。

なお、本年5月から毎月1回をめぐりに開設しております経営相談窓口の利用を促すなど、融資相談と併せて、今後ともきめ細かな対応に努めてまいりたいと思っております。

次に、雇用対策について何点かお尋ねがありました。

初めに、市独自の雇用対策であります、本市の雇用情勢が依然として厳しい中で、雇用対策は大きな課題であると認識しております。

市独自の対策といたしましては、今年度は正職員社会人枠4名、嘱託職員34名、臨時職員新卒者枠11名を直接雇用したほか、市内企業約200社を対象に調査を行い、そのうち、雇用予定のある企業についての情報を市のホームページに掲載することにより就職に結びついたケースが、10月末までの1年間で202件になるなど、雇用創出に取り組んでまいりました。

また、新規高卒者に対しては、企業見学会やしごと説明会の開催、インターンシップの実施のほか、管内企業約700社に対し採用依頼の文書やリーフレットを送付するとともに、去る11月22日にはハローワーク等との共催で就職促進会と称する合同面接会を開催し、相当数の採用が見込まれるなど、就職の促進に努めてまいりました。

今後につきましては、財政的な制約はありますが、小樽雪あかりの路においてワークシェアリング的手法による雇用の創出を図るとともに、選挙管理委員会では、来春の統一地方選挙に従事する臨時職員のうち数名を未就職の高校生から採用することを考えております。さらには、新たに創設された北海道の広域連携事業費補助金を活用し、余市町との連携の下で高校生を対象とした企業見学会を実施するほか、市の広報紙による雇用相談総合窓口のPRを行うなど、積極的な雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、不良債権処理に伴う離職者の増大についてであります、政府は、いわゆる金融再生プログラムに沿って不良債権を処理することにより、60数万人の新規離職者が発生し、そのうちの半数強が完全失業者となるものと予測しております。

いずれにいたしましても、デフレ下での不良債権処理は雇用に大きな影響を及ぼすことは避けられない状況にあるものと認識しております。

国としては、総合デフレ対策の中で中小企業対策と並んで雇用対策をいわゆるセーフティーネットの柱と位置づけ、企業の離職者雇用を促進するため、(仮称)不良債権処理就業支援特別奨励金や地域中高年雇用受皿事業特別奨励金を創設するほか、緊急地域雇用創出特別交付金事業の拡充やワークシェアリングへの助成拡充など、雇用対策の強化に向けて約7,536億円規模の補正予算を確保しようとしておりますが、これらの施策が離職者対策として有効な手だてとなることを期待いたしております。

次に、構造改革と雇用・失業問題との関連であります、ご質問でありました牧野教授が指摘する三つの特徴そのものにつきましては、最近の我が国の雇用・失業情勢についてかなりの確に言い当てているものと思います。

ただ、こうした状況に至るまでの原因につきましては、ご指摘のような構造改革などのほかに、労働者の価値観の変化や社会保障制度の改革、海外経済からの影響などさまざまな要因がふくそうしているものと考えら

れますし、また、企業がコスト削減を図るために海外に生産拠点を移していることも原因の一つと考えております。

また、構造改革につきましても、その取組の過程では大きな痛みを伴いますが、将来、日本経済が民間部門の力強い活力に支えられた持続的な経済成長を続けることにより、雇用についての不安や高齢化に対する不安などを解消していくために、当面、大変厳しい状況が続くものと考えております。

次に、議案第6号に関して何点かお尋ねがありました。

まず、認可区域内外の下水道整備につきましては、現在進めております塩谷地区と張碓・春香地区の污水管の布設が完了いたしますと、認可区域における行政区域人口に対する処理可能区域人口の普及率で申し上げますと98%となり、ほぼ計画どおり進めております。また、認可区域の未整備地区や、潮見台4丁目の一部などの認可区域外の下水道整備につきましては、下水道事業は多額の一般会計からの負担により運営しているところから、家屋の建築状況や地域の開発動向を見ながら、費用対効果を考慮し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、一般会計負担金の見通しであります。市の財政状況が大変厳しいことから、一層のコスト縮減を図り、当面、平成14年度の一般会計負担金を上回らないように事業運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、企業債の利息軽減であります。公営企業金融公庫にかかわる企業債に対する借換えの制度はありますが、本市の下水道事業においてはその借換え条件を満たしておらず、借換えを行えない現状にあります。これは、本市のみならず全国的な問題となっていますので、全国市長会等を通じて国に対し借換え条件の緩和について要望を行っているところであります。

次に、下水道終末処理場及びポンプ場施設維持管理業務委託契約について、平成10年度だけ指名競争入札とした理由についてであります。管理業務委託に当たっては、当初からこの施設の維持管理の能力を有する道央エンジニアリング株式会社と随意契約してまいりました。しかし、平成8年度に、近隣の市で同種施設の維持管理業務委託を随意契約とするのは違法である旨の住民訴訟があったため、訴訟の推移を見守るべく、平成10年度は指名競争入札としたものであります。

なお、この住民訴訟は、平成11年度に、随意契約は適法であるとの判決がなされております。

次に、管理委託契約についてであります。この契約に当たり、市内に専門的な技術、経験等を有する企業は1社しかないとことから、随意契約を行っているものであります。

なお、設計、積算に当たっては、社団法人日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領」及び実績に基づき積算を行っているところから、公正なものと判断いたしております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 監査委員。

○監査委員(木野下智哉) ただいまの西脇議員よりのご質問にお答えいたします。

市の業務を委託した業者に対する監査についてのご質問だと思います。

地方自治法第199条によりまして、一般に公の施設の管理委託業務以外の市の業務等を民間業者に委託した場合の監査については、委託者である水道局に対して、一つとして当該業務委託契約が適法に締結されているかどうかという監査は我々ができます。

それから、2番目に、委託業務が契約の各条項に基づき適正に実施されているか、そういうこともできます。

それから、3番目に、当該業務委託費が適正な手続を経て支出されているかということも監査の範ちゅうに入っております。

けれども、額については、我々としてはちょっと判断しかねる問題もありますので、そこまではっておりません。

したがって、業務受託者の、さきほども言った道央エンジニアリングですか、そこに対する経営自体については監査の対象とはちょっとなりえないのではないかと、そういうふうに理解しております。

以上でございます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

○25番(西脇 清議員) 市長は、自ら採点したら何点になるのかという質問には差し控えたいということなのですが、点数がつけられないのでしたら、合格点なのか、不合格点なのか。この点についてお答えください。

それから、15年度の予算編成にかかわってですが、財政部長なり助役なりから、来年度の予算編成に向けていろいろ注文が出されています。11月25日には、平成15年度予算臨時的経費の編成についてという指示文書も出されておりますが、これによると、負担金、補助金及び交付金は今年度予算の20%削減した額を限度とすると。この対象事業費は約13億円であります。この中には、石狩湾新港管理組合負担分4億6,300万円も含まれているが、それでは、この13億円のうちの約3分の1を占める管理組合負担も20%削減するということになるのです。この点について伺います。

それから、財政健全化対策概要では、財政危機の主な原因は膨張予算の遂行と人口減少と高齢化にあるとされています。膨張予算を提案し執行してきたのは市長自らですね。だとしたら、これは市長自身の責任ではないのですか。

それから、この中では、単独事業を中心に見直すということがより強調されています。つまり、市民の中で、単独事業というのはご存じのとおり約30項目あります。その総額は13年度決算ベースでは14億3,200万円あります。この14億3,200万円のうち、低所得者といいますが、生活弱者といいますが。そういう人方を対象にした医療助成分が11億4,430万円、79.9%を占めている。こういう部分も10%カットがあるということなのですか。それとも全面見直しでやめてしまうということも考えているのか。

私が言いたいのは、この単独事業、14億余りですね。だとしても、本質問でも言いましたが、一般会計の総予算は711億、この2%です。全部カットしたとしても14億円の財政貢献しかない。しかし、削れるような中身ではない。単独事業の見直しというのは、どのぐらいの規模で削ろうとしているのか、その点について伺います。

あと、下水道の随意契約について伺います。

11月28日、千葉県八千代市の市長が、随契しているプラント管理会社から金を受け取ったとして逮捕されています。新聞の報道によりますと、県警捜査などの調べによると、個人名義の銀行口座に600万円が入金されたと。再び随意契約に移行した後の99年12月ごろ、前社長は、今月初めの任意の調べに対して入金したということを確認しています。そして、随意契約を継続してもらう趣旨だったことも認めているということで逮捕されているのです。

ここは産廃処理場関係の随意契約です。小樽市は下水道処理場ですが、昭和58年から道央エンジニアリング

とずっと20年間にわたって随意契約をしてきた。平成10年だけ指名競争入札をやった。なぜかといったら、さきほど答弁がありましたように、平成8年、住民訴訟があったので、やばいと思って、やばいという言葉はあれですが、責任を問われると思って、あえて随意契約をやったのですね。随意契約が違法ではないということやってきたのだったら、何も慌てふためくことはなかったのではないのですか。

問題は、58年からずっとこの分の資料はいただいております。平成5年から、とりあえず10年間の資料を私は要求していただきました。平成5年から3億5,000万、3億6,000万、4億、平成7年からは4億を超える契約委託金です。これは、ほぼ100%人件費です。平成9年の委託料は4億2,399万円、このときの従業員は55人です、従業者数は。従業者1人平均の金額は770万円、議員の歳費と同じです。現在の議員の歳費と同じです。

ところが、平成10年に指名競争入札したら、平成10年にその裁判が起きて慌てふためいたというのですか、北野さんの発言だとそうです。平成9年が4億2,399万だった。平成10年、入札しました。指名競争入札、何か札幌の2社と道央エンジニアリングが競争入札したと伺っております。そうしたら、契約金額が3億8,724万円、3,675万円、8.7%減額した契約になっています。このときの従業員数は53名、どうして減ったのかわかりません。

なぜそういうことを言うかということ、1年間の処理水量を見ますと、平成9年が1,730万トンだったのに、平成10年は1,760万トン、処理量が増えているのに従業員数は2人減らしている。しかも、入札した効果で、小樽市は3,600万円、従来よりも減額した金額で委託事業をやってもらっている。処理量は増えている。従業員数は減っている。

そのことがずっと続いているのなら、これはまだ、何というか。それなりのことがあって、指名競争入札の効果があったと言えるのですが、翌年からまたずっと随契です。翌年は3億9,165万で、440万円のアップ、翌年は更に1,659万円アップ、4億800万、そしてずっともう12年、13年、今年も含めてずっと4億円に回復しているのです。平成9年の水準に回復しつつある。

こういう状況を見ますと、随意契約が、今、監査委員が言ったように、全体として公正であるという認識だと思うと、市長も公正だというふうに答弁しています。公正かどうか、100%市民の税金で賄われている企業、例えば第三セクター、マリンウェーブでも自然の村でも51%出資している、それだけの話で議会に対して収支報告が義務づけられている。それは1億何千万の出資金を出しているだけですよ、マリンウェーブなんか。そして、運営規模は2億程度です。それでも毎年9月に収支報告を出しなさいというふうになっている。

ところが、丸抱え4億円、市民の税金でやっている企業に対しては、市の監査も議会のチェックもできない。こういう状況だから、千葉県の八千代市ではそういう事件も起こったのではないかと、起こる要素があったというふうに私は思うわけです。まだ、小樽ではそういうことが起きていないようですから、今のうちに、市民がもっともだと思われるような方法でチェックできる方途を講ずるべきではないのか。第三セクター以上に、100%税金で賄われている、しかも4億を超えるお金が使われているわけですから、この点についてこのままでもいいのかどうか、監査委員と市長に伺います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えしたいと思います。

初めに、自己採点の関係ですけれども、自分で言うのは何ですけれども、少なくとも落第点ではないだろうというふうに思っております。

予算編成の関係で、負担金補助の20%削減の問題ですけれども、これは一般の補助金でございまして、管理組合等のものは入っておりません。いろいろ議論をしたのですけれども、従前から、補助金については一律1割カットというふうな方針で来まして。今回も、どういうふうになるのか。とりあえず15年度の予算編成については、財源見通しがどうなるのかということがありますので、当面は要求段階では一律で全部そういうもので出してもらおうと、そういう趣旨でございまして、ご理解願いたいと思います。

それから、膨張予算うんぬんの話でございましてけれども、これは財政健全化対策概要ということで記載をしておりますが、全国的に地方自治体が膨張予算を遂行し続けということで、全国的にというふうな表現でございまして。やはり、従来は、市税収入にしても横ばいないし上向きの傾向で来ているわけです。それが、今回、13年度から、こういった経済情勢なり不況といいますが、もろに受けまして、完全に市税収入が下降傾向に来たということから、やはり、これからは歳入に見合った歳出をとというような枠組みをつくっていかねば、これからの難しい財政運営はできないだろう、そういう観点もありますので、その辺はご理解を願いたいと思っています。

それから、単独事業の関係ですが、確かに、単独事業の関係につきましては、扶助費や公債費の増加が市の財政を圧迫しているのは事実であります。そのため、今回の事務事業の見直しの中では、一応、聖域を設けずに単独事業も含めて見直しをやっていこうと。しかし、どういう見直しをするかどうかは、これからの予算編成の中で、さっき言いました財源との関係もあります。それから、国の地方財政に対する措置といいますが、地方税収入も全国的に1兆円と言われていまして、そういったものの財源対策を国はどう考えるのか、いろいろなことがありますので、そういったものを見ながら予算編成の中で考えていきたい、こういうふうに思っております。

それから、下水道の委託契約ですけれども、やはり、一つの問題は、市内にこういうものを扱う業者が1社しかないというそこにもあるのだらうと思います。これが数社あれば競争原理も働くのだらうと思いますけれども、残念ながら1社しかない。しかし、他町村の業者まで含めるということになると、また、地元業者との問題もありますので、非常に難しいのですけれども、できれば地元業者でやっていただきたいと思います。

しかし、いろいろな今ご指摘のあった問題もないわけではないと思いますので、今後どういうチェックの方法があるのか、この辺は少し研究していかないと、今の段階でこうします、ああしますというのはちょっとお答えしづらい、こういうふうに思いますので、少し時間を貸していただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 監査委員。

○監査委員(木野下智哉) 額については、さきほど市長も申し上げたように、いろいろな積算をして公正に行っているという答弁ですので、その辺は原課に任せるより仕方がないのではないかと認識しております。

それから、あとは、随意契約自体の話になりますけれども、委託業者と我が市との契約条項の中身も我々はちょっと今覚えておりませんので、その辺の中身の検討から入って行って、何かやるべきことがあるのかなど。けれども、監査の手は及ばないと思います。原課でやらなければならない仕事はあるかということを感じておるだけです。

これは、今後研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

○25番(西脇 清議員) 随契の話に戻るのですが、市の大幹部が長年にわたって社長、会長を務めてきたということもあり、一層、市民から見てもわかりやすい、風通しのいい、透明性のある契約の中身になっていなければならないと思うのです。

それで、これは我が党の提案というふうに受け止めていただければいいのですが、委託契約をするときに、必要によっては監査を受け入れる、やりますというようなことを契約の中に1項、これは設けられないのかどうか。または、公認会計士等の第三者機関による会計報告なり監査をしたものを議会に提出する方途はないのか。そういうことはどうなのかということも含めて、ぜひ第三セクター以上の風通しのよさ、透明性、公平性が必要だというふうに思いますので、その点についてどう考えるかお尋ねして、質問を終わります。

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 今、西脇議員からご提言がありましたので、我々としても少し研究してまいりたいと思います。

○議長(松田日出男) 西脇議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時15分

○副議長(佐藤利次) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

○17番(小林栄治議員) 10月15日、北朝鮮に致被害者の方々5人の方が帰国という歴史の日に、佐藤副議長を団長とする4名の議員、随員職員1名の海外視察団が関西空港を台湾に向け出発、国際文化都市として、教育、文化に、また急激な人口増に対応した社会整備の台中市、大自然の風光に恵まれた素晴らしい景勝地が多く、中でもタロコ大峡谷は国家公園にも指定、大理石や宝石など天然資源の積極的な開発を行い、観光誘致策が功を奏し、観光都市であるが、地域産業基盤のぜい弱さ、陸路整備、ポートセールス等、小樽港同様の問題を抱えている花蓮市をご報告申し上げ、自民党を代表して、観光問題から入ります。

平成13年度1年間で小樽を訪れた観光客は893万人、小樽が観光地と称されるようになって十数年という短い歳月で、今や札幌に次ぐ道内第2位の観光都市となりました。依然として道内客、とりわけ道央圏の小樽ファンが多いことは事実ですが、ここ二、三年の道外からの観光客数が230万人を超えており、小樽の知名度の高さと、引き続き小樽人気をうかがい知ることができます。

昨年、市が発表した観光客の市内での消費による経済波及効果の結果を見ましても、小樽市の総生産額の3分の1に当たる約3,000億円もの波及効果を観光が生み出していると推計されており、正に観光関連産業は、小樽の基幹的産業に成長したと言っても過言ではないと思っております。もちろん、市長も、観光振興が小樽市にとって重要な施策であるという観点に立ち、昨年度から観光課の組織強化を図ったものと認識しておりま

す。

こうした市の担当部署の姿勢を反映してか、今年は、小樽観光に関する話題や新聞報道等がずいぶん多かったように感じます。決して新しいものをつくるというのではなく、小樽にある素材に磨きをかけ、市民と協働で知恵を出し合って事業をつくり上げ、さまざまな展開がなされたように見受けられましたし、このことは、市民の観光に対する意識の高揚につながっているものと思います。市民が積極的に参加できるイベントや、市民が自慢できる観光ポイントなどが多いほど、訪れる観光客に感動と満足感を与えることができるのではないのでしょうか。

今年の秋に初めて企画された興味深い催しが二つありました。一つは、小樽市のシンボルであります天狗山山頂で実施された「小樽天狗山夜景を楽しむ日」であります。重要眺望地点であります天狗山山頂から見る小樽の夜景のすばらしさを改めて認識してもらうことを目的に開催され、大変好評でこれまでにない人々が集まったとお聞きしました。

もう一つは、10月末に小樽一の歓楽街花園の飲食店の方々が、小樽の夜のまちに活気を取り戻そう、そして、市民はもとより観光客の皆さんにも小樽の夜を安心して楽しんでもらいたいという思いで、「第1回はしご酒大会」というイベントを開催しました。約1,000人のお客様が花園の小路を行き交い、これまでにない光景を目にし、小樽の夜の魅力を改めてアピールできたと思います。今後も、これらの夜のイベントが年中行事として展開されることを願っているところであります。また、これらの夜のイベント、夜の観光スポットの発掘は、小樽に泊まれる観光客の皆さんに大変喜ばれるものと思います。

そこで、お伺いいたしますが、日ごろ、市長は経済効果の観点からも小樽観光を日帰り通過型から宿泊滞在型への移行を言っておりますけれども、宿泊滞在型観光に結びつけるためにどのような施策をお考えなのか、お聞かせください。

次に、今年は、市内のあちらこちらで撮影が行われていましたが、私は、小樽の知名度が高いからこそ、テレビのドラマやコマーシャル、そして映画などの撮影が数多く行われているのだと思っております。また、このことも、昨年度から市が取り組んでいるフィルムコミッションの動きが内外から高い評価を受けている要因であると受け止めております。

そこで、フィルムコミッションについてお伺いいたします。

一つは、来年3月に立上げをするという小樽のフィルムコミッションは、どのような組織を目指しているのか、市民がどのようにかかわっていくのかについて、市長のお考えをお聞かせください。

二つ目は、フィルムコミッション事業がどのような活動をしていくのか、また、この事業を推進することが地域振興や観光振興という観点から我がまち小樽にどのような役割を果たしていくとお考えなのか、お聞かせください。

次に、市財政の健全化についてお伺いいたします。

小樽市は、依然として厳しい経済情勢の中にあり、市税の減収や地方交付税の伸びが期待できないなどから、一般財源の確保が大変に難しい状況にあると思っております。今後、公債費、扶助費の増大が予想されることから、平成15年度から17年度の3か年で約150億円の収支不足が生じるなど、赤字再建団体になる可能性もあるのではないかと危惧しているところです。

このような中、本市では、財政健全化緊急対策会議において、財政の健全化に向けた取組として事業内容の検討、見直しなど、努力していると伺っております。市民といたしましては、この厳しい経済情勢がいつまで

続くのか、小樽を取り巻く今後の経済動向が大変気になっていたところですが、このような状況だからこそ、本年10月に、市長の提案による「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」が開催され、知恵と創意工夫でこの現状を打開できる、元気ある小樽宣言に勇気づけられた市民も少なくないと思っております。

私は、今後、産学官が連携して、創意工夫で知恵のある財政健全化計画を作成して、市民が幸せに暮らせるまちづくりを目指して各種施策を企画、実践していくことが一層求められることになると考えていますので、よくぞ小樽で開催していただいたとの思いであります。この地域間連携をしっかりと継続して、市民のために実りある事業を実践いただきたいものと思っております。

つきましては、この厳しい状況を乗り切るためには、今こそ財政健全化へ向けての取組状況を市民にわかりやすくしっかり示すべきであると考えています。今、正に財政健全化が本市の最優先課題と考えますので、まず、現在までの取組経過、現状、そして中長期的な年次計画による財政立て直しについてお伺いいたします。

また、厳しい財政事情とはいえ、行政は継続するわけでありますので、小樽の将来に希望の持てる、知恵のある総合的な施策、方針がありましたら、ご見解をお聞かせください。

次に、市職員の意識改革についてお伺いいたします。

行政サービスには、正確さやわかりやすさが必要であり、加えて、スピードとコストが重視されています。ですが、今までの行政は、誠実性や前例を重視しがちだった傾向のため、サービスを担う職員は、スピードやコスト意識がどうしても不足がちとなっています。さらに、行政サービスの対象は市民の皆さんであり、すべてはそうとは申しませんが、「お客様」という意識もじゅうぶんであるとは言えませんでした。

一方、そう申しましても、社会全体のシステムがこれまでの年功序列型から成果重視型へと大きくさま変わりしつつある中で、行政も、地方分権による自治体間競争の時代になりました。

このような中、小樽市は、将来の迎えるべき高齢化社会に備えて、市民の皆さんからは、豊かに安心して生活できるまちづくりがますます求められています。制度や組織が変わっても、市民の皆さんにサービスを提供する職員一人一人の意識改革がなければならず、課題に素早く対応し効果的に解決する、市民から信頼される、市民との対等な立場で協働を進めるなど、市民に身近な自治体の職員として意識を改革し、必要な能力を備えている必要があると考えます。

地域事情をしっかりと調査、分析して、市民と自治体職員が一体となった効果的かつ的確な政策の企画、実践も重要となります。市の財政事情が大変厳しい中であって、市職員が政策を先送りしない姿勢、体制づくりが重要と考え、まず、職員の意識改革のために行っている方策や今後の取組につきましてお伺いいたします。

次に、知恵、創意工夫などを生かした政策づくりには、何といたしましても人材が必要であると考えます。行政は最大のサービス産業と言われますが、各種の市民ニーズに対応した企画、立案、実践できる人材づくりをどのように行ってこの難局を乗り切るのか。また、職員の意欲や成果にこたえる人事制度や、職員参加による政策づくりなど、職員の人材育成を総合的に進める「人材育成基本計画」のような計画を策定する必要があると考えますが、ご見解を伺います。

最後に、市内の経済情勢がまことに厳しい中、行政サービスを招くことは避けるべきだと考えておりますが、新聞紙上等によると、当初、職員組合によるストライキが予定されていたものが、急きょ、回避されたのとはば時を同じくして、来年度の市の職員の調整手当も支給が決定されたとの報道が先月末にされておりました。

そもそも、来年度は支給凍結ということで、我が党会派にて説明をいただいたものであり、なおかつ、今日の厳しい経済情勢の中、市民感情とはかけ離れた決定であると言わざるをえません。このような厳しい情勢下

であるときこそ、市民が満足できる行政サービスを提供すること、市民からの意見、要望に迅速に対応することなど、市民の立場に立った行政サービスを行うことが今こそ求められており、かつ、最も重要であると考えておりますが、ご見解をお伺いいたします。

さきほどの西脇議員と重複しますが、通告をいたしてしますので、お許しをいただき、石狩湾新港地域の開発についてお伺いをいたします。

去る10月31日、石狩湾新港地域背後地の開発を担っておりました第三セクター石狩開発株式会社が札幌地裁に民事再生手続開始の申立てを行い、即日開始決定を受けたとの大変残念な報告を受けました。

石狩開発株式会社は、北海道が推進する石狩湾新港地域開発約3,020ヘクタールのうち、約1,260ヘクタールに及ぶ用地の取得、その造成、分譲により、同地域を生産・物流基地への開発の一翼を担う第三セクターであると認識しております。近年、経営状況が思わしくなく、ここ二、三年は会社内部の大幅な人員削減はもとより、3か年経営改善計画を策定し、関係自治体や金融団の支援を受けて、経営安定に向け努力を続けていたと聞いていただけに、突然の法的整理の動きは大変残念であり、厳しい状況にあるものと受け止めております。

そこで、何点かお伺いします。

最初に、なぜ民事再生法による整理をしなければならなかったのか。そして、この会社が破たんに近い状態に至った原因についてお聞かせください。

次に、今後のスケジュールについて、どのような形で再建手続が進んでいくのか、また、再生計画案の内容はどのようになると考えておられるのか、今の段階でわかる範囲でお聞かせください。

なお、今後の対応についてであります。この地域の中の小樽市域におきましては、約240ヘクタールに及ぶ用地があり、既に67社が立地、34社が操業しており、本市にとりましては最大の工業団地であり、私は、今後の産業政策を進める上でも重要な地域であると認識しております。

最後になりますが、今回の一連の動きにつきまして、市長の受止めと今後の対応についてご所見を伺いたいと存じます。

次に、国際貿易港としての小樽港についてお伺いいたします。

小樽港は、北海道西岸における最大の貿易港であり、道内最大の経済の中心である札幌市と隣接し、また、気象状況の影響に左右されない天然の良港であります。

しかしながら、当港は、このような恵まれた環境にもかかわらず、じゅうぶんにその機能を発揮していないのではないかと考えられます。その要因等は多々あると思いますが、今後、当港発展のためには何をなすべきか。幾つかの提案を行いたいと思います。

当港は、ご存じのように、北にはサハリン地域、対岸にはロシア、南西方面には東南アジア各国の港が点在し、恵まれた位置関係にあると考えられます。このような恵まれた条件を生かして、これら諸国の各港との関係を深め、定期航路等の誘致活動を積極的に行う。このことについては、関係業界の多大な努力により、既に中国との定期航路が本年9月より開設になったことはその先駆けであると考え、これをますます発展させていくべきであると思います。

このような定期航路等の誘致のためには、誘致活動も大変重要ですが、当港が道内他港に比べどのように優れているのか、言い換えれば、当港を利用することによりどのようなメリットがあるのかを具体的に説明できるような港湾の体制を整備する必要があると考えます。そのためには、膨大な資金を要する荷さばき場

の拡大、船舶に合わせた水深の確保並びに港にアクセスする輸送道路の整備、荷役設備、荷役体制の近代化、港内外の安全確保のための通信連絡体制の確立等が求められていると考えております。

このような諸問題解決のためには、資金とともに非常に専門的な知識が必要とされ、担当職員の方々のご努力は日々大変なものであらうと推察する次第ではありますが、何とぞ、更に努力を重ねていただいて、小樽港の国際貿易港としての位置確立のために、より一層の奮闘を期待するものでありますけれども、いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

中央通地区の整備について、何点かお伺いいたします。

本市は、道内他都市に先駆けて中心市街地活性化政策を推進している状況の中で、昭和61年、建設省の「中心市街地活性化計画」の認定を受け、さらに、平成11年8月には中心市街地活性化法に基づく「街なか活性化計画」を策定し、国に提出されました。このような状況の中で、中央通は、中心市街地活性化計画及び街なか活性化計画のハード事業の中核事業として位置づけがなされ、整備が進んでおります。

ここで質問をいたします。

この一、二年、中央通の運河側から整備後の様子が徐々に形づくられるにつれ、ゆったりとした潤いのある高質な歩行道、その沿道には景観に配慮した建造物が並び、電線類の地中化とあいまって快適な街路空間が新たに形成されてきております。歩行道整備の方向性につきましては、平成9年に「中央通地区街区再整備の基本的な考え方」で示されましたが、そのときの社会情勢と現在とはかなり変化していると思いますけれども、具体的整備内容等についてお答えください。

次に、整備は来年度終了と聞いておりますが、これまでの移転補償契約数、全体事業費の見通し、来年度の主な業務などについてお答えください。

中心市街地における活性化の核的事業として、都市計画決定以来、本年で実に32年間の長きにわたり進められてきた一大プロジェクトである中央通が、シンボルロードとして、来年度、いよいよその全ぼうを表わすこととなります。市民はもとより、小樽観光を楽しまれる多くの方々が風格と落着きのある、このメインストリートを利用することが待ち望まれているところであります。活性化への期待の高まりの中で、32年という長期にわたるプロジェクトが、今、正に完結を迎えようとしております。人々が集い、交流し、にぎわいを求めたプロジェクトを締めくくり、未来への飛躍を求めるにふさわしいオープンセレモニーや整備された都市空間を利用したイベントなどに利用すべきと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

環境部です。

次に、廃棄物の資源化・リサイクルについてお伺いいたします。

20世紀の社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の構造により成り立ってきました。しかし、天然資源の枯渇や廃棄物の大量発生、地球温暖化の問題が顕在化し、地球規模の深刻な問題となっています。

このような中で、21世紀は、従来の経済システムから脱却し、天然資源の新たな投入を抑え、廃棄物の発生抑制を目指す環境と共生する経済の持続的発展が求められています。そのため、国は、循環型社会の実現を目指し、「容器包装リサイクル法」などを制定し、さらに、本年5月には「建設リサイクル法」を施行したところであります。

このうち、我々市民の一番身近なところにあるのが容器包装リサイクル法であります。平成12年7月の法施行後、本市においても缶、瓶、ペットボトル、紙パックの分別収集に取り組んでいるところであります。

しかし、法の趣旨である資源の有効利用から考えますと、プラスチックや紙製などの品目についても分別収

集を拡大し資源化する必要があり、また、そのことが埋立処分場の延命化につながるものと考えております。

そこで、お伺いしますが、現在のリサイクルセンターでは、今以上の資源物の収集品目の拡大は処理能力の上で難しいものであることを、これまでの議会や各種委員会での答弁により承知をしておりますが、現在、北しりべし廃棄物処理広域連合で計画であります資源化・リサイクル施設が完成した際には、分別収集の品目をどの程度拡大しようと考えているのか、また、そのことにより、ごみの減量はどの程度図られるものと考えているのか、お示ください。

次に、建設リサイクル法の施行状況について、何点かお伺いいたします。

現在、産業廃棄物最終処分場で埋立処理される産業廃棄物のうち、約4割ががれきや廃棄材など建設廃棄物であると聞いております。建設リサイクル法においては、解体等の工事の発注者には分別解体等工事の届出が義務づけられ、また現場での分別や再資源化を行わなければならないとされております。

そこで、お伺いしますが、建設リサイクル法が施行された5月30日以降において、解体等の工事の届出は発注者から適正になされているのでしょうか。法の趣旨も含めて、工事の種類ごとの届出件数についてお示ください。

法の目的は、再資源化、いわゆるリサイクルであります。いくら現場での分別解体が適正に行われたとしても、再資源化がなされなければ法の目的は達成できないものと考えますが、その再資源化の方法について廃棄物の種類ごとにお示ください。

また、法は、発注者の届出がなければ一步も前に進まない制度であります。今後とも、市民や建設業関係者にじゅうぶんな周知を図っていただくことを期待しております。

次に、廃プラスチック類の処理について、何点かお伺いいたします。

建設リサイクル法の施行により、市の産業廃棄物最終処分場においては、搬入量が減少し、処分場の延命に効果があるものと考えます。しかし、発泡スチロールやビニール袋などのプラスチック製品が大量に消費され、その後、処分場で埋立てされている現状を見ますと、いくら建設廃棄物がリサイクルされたとしても、容積の大きな廃プラスチック類をそのまま埋立処理することは、最終処分場の延命化のみならず、廃棄物の処理の在り方、全体の観点から何らかの対策が必要ではないかと考えているところであります。

また、本年5月には、石狩湾新港地区の小樽市域に市内業者による廃プラスチックの燃料化施設が運転を開始するとともに、市内にも発泡スチロールの減容施設が稼働していると聞いております。

そこで、お伺いいたしますけれども、産業廃棄物最終処分場における廃プラスチック類の埋立量について、把握している範囲でけっこうであります。種類別にお示ください。

また、市では、リサイクル推進の観点から、平成12年7月より事業系一般廃棄物の紙類や産業廃棄物の缶、瓶について搬入規制を実施し、廃棄物の減量に大きな効果を上げているところであります。できることならば、廃プラスチック類についても搬入規制を行い、民間の資源化施設でのリサイクルを促進させるべきではないかと思いますが、今後のお考えをお示ください。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合が進めている焼却処理施設等の施設整備についてお伺いいたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合は、北後志6市町村が地域内のごみを共同して適切に処理することを目的に設置されております。小樽市議会としても、14年第1回定例会では広域連合の規約を可決し、14年第2回定例会では広域連合の小樽市負担金を可決するとともに、広域連合議会に小樽市議会から11名を選出するなど、広域連合の設置と業務に大きくかかわっています。その意味で、私どもは、広域連合が進めている施設整備の計

画について大きな関心を持っているところであります。

そこで、お伺いしますが、平成16年度工事着工のスケジュールにのっとり、各種計画や調査を実施していると聞いておりますが、特に焼却処理施設に関する事業の進ちょく状況と今後の予定についてお示しください。

また、北後志6市町村のごみに適合する焼却処理施設を建設するために機種の選定を行っている聞いておりますが、どのような方法で選定し、どのような点が重視されるのか、お示しください。

この際には、建設地である小樽市の安全面等についての考え方が反映されるべきと考えます。その考え方と対応についてお示しください。

この問題の最後であります。平成15年度は、北後志6市町村の首長、議員の改選期に当たり、通常、予算は骨格予算となります。平成16年工事着工のスケジュールからすると、平成15年度当初から業務を進める必要があると考えますが、平成15年度の広域連合事業内容と予算の位置づけについての小樽市としての考え方をお示しください。

今朝、道新の報道で、市立小樽第二病院で、人工呼吸器のスイッチを入れ忘れ、7時間後に患者死亡、遺族には説明なしとの報道がありました。まことに遺憾であり、悲しみに心を痛めております。一日も早い信頼回復を願い、新病院建設整備についてお伺いしてまいります。

市立小樽病院と市立第二病院を統合し、新たな機能の充実を含めた医療提供体制の整備を図ることが言われておりますが、新市立病院基本構想づくりに着手し、早ければ2007年度にも開業という段階にこぎつけたと新聞報道がなされておりますけれども、建設場所も決まらず、基本構想づくりが先行するのはいかがかと憂慮しております。

小樽病院の古い病棟は、築後50年を経過しており、病室の雨漏り、壁、床の劣化、トイレの不潔さ、廊下の傷み、病室のドアのきしむ音の異常さは、入院患者にとっては限界に達している聞いております。また、駐車場が不足しており、駐車禁止の路上駐車での診察を余儀なく強いられている現状にあります。

第二病院の場合は、築後28年になりますが、小樽市内には第二病院よりない専門機能を有する心臓血管外科だけに患者が多数来ておりますが、脳神経外科は市内に3か所開業しており、内科も患者が減少している聞いております。これは、通院が不便だからであり、近くに競う大きな病院がないことも原因の一つであろうと考えられますが、これらの課題にどう対応しようとしているのか。いずれにしても、一日も早い新病院の建設を望むものであります。

また、先般、市立病院を利用する方々などを対象に市民アンケート調査を実施したそうですが、そのアンケート調査の結果、市民がどのような建設場所を候補地として希望しているのか、お聞かせください。

いずれにしても、市民が安心して信頼して利用できる医療機関にしていきたいし、市民の大多数の人々が納得できる場所に建設していただきたいものだと願っておりますが、ご見解をお聞かせください。

次に、教育問題について何点かお伺いをいたします。

私をはじめ、多くの議員は、小樽の学校の異様さにここ何年間も危機感を持ち続け、議会で多くの問題を取り上げ、教育長へ改善を求め続けてまいりました。

しかるに、今回、加配教員の目的外運用で21人の校長に戒告、25人の教頭に訓告という例のない処分が発表されました。たしか昨年8月には、卒業式等で国旗掲揚に問題ありと、道内で一番多い179人の処分者を出したことも併せて考えると、短期間に二度も大量処分者を出した小樽は、北海道の中でも突出した異常さであり、遺憾の極みと言わざるをえません。

新聞報道によりますと、この問題で市民の声が紹介されています。「道教委と北教組のなれあいの関係には驚いた」、「北教組との間に確認書があることで、校長は、自分の力では計画どおりに運用できない苦悩があったのではないかと、管理職に同情しながら、学校が一日も早く子どもが楽しく学べる場になるよう求めています。全く同感であります。

処分をすれば済むという問題ではありません。伝え聞くところによりますと、多くの校長、教頭の処分によって、大多数の学校の職員室から笑いが消え、重苦しい空気に包まれているようです。5日制になった学校に対して、父母の心配、子どもの学力は本当に大丈夫なのかという声が広がっており、この小樽でも学習塾に参加する子どもが急増していると言われます。テレビ等での特集を見ても、学校は今、子どもたちのために真剣に取り組まなければならない課題が山積しているのに、この小樽にはあしき慣行、慣例が山積しており、正常化への手がかりすら見つけ出せないと頭を抱えている多くの校長を私は知っています。

果たして、教育長はこの深刻な実態を知っているのでしょうか。私は、今までこの議会で、教育課程の編成、実施について、学校管理規則、特に校長権限に関して、卒業式、入学式の国旗・国歌の問題、教職員の服務、そして先生たちの研修等々、具体的に実例を挙げながら教育長に答弁を求めてきたものですが、教育長の答弁は、遺憾ながら一般的、抽象的であったりしておりました。

しかし、指摘されるたびに改善を約束しながら、現実には何一つとして成果が生まれていないのではありませんか。短兵急にものを申しているではありません。教育長の10年を踏まえてお話ししているのであります。

さて、教育長、今回の私の代表質問には、あくまでも具体的に実態を明らかにすること、そして、改善策についても誠意を持ってご答弁をいただきたいと思います。

質問の第1点目です。

道教委が文部科学省に報告した「北海道の教育に関する実態調査」によれば、後志管内で「教育委員会と教職員団体が締結した確認書」は86件とされています。

そこで、お伺いいたします。

市教委が北教組小樽支部と締結してきた確認書は86件中何件ですか。その中で、現在も効力のある確認書はどのようなものがあるのか、お答えください。

また、平成14年3月19日、参議院文教科学委員会で小樽の定員の追加配置が取り上げられていたときに、遠山敦子文部科学大臣は、「小樽については、いくつかの不適正な実態がある。速やかな是正を図るよう指示したが」と発言されています。この「いくつかの不適正な実態」とは、教育長、何を示しているのか、具体的に教えてください。

第2点目です。

小樽あ市立学校管理規則の第8条、職員会議における校長権限についての質問です。

教育委員会は、確かに、第8条で校長の権限をより鮮明に改善しました。

そこで、現実の実態について質問いたします。

職員会議での校長権限に改善が見られる学校は、小学校、中学校、それぞれ何校ありますか。改善の実態を具体的に示してください。

また、依然として変化のない学校、すなわち、校長の努力にもかかわらず、管理規則に示している校長権限を実質的に認めていないと思われる学校の数を教えてください。

それらの学校にどう対処されるか。これは、教育公務員の問題として重大な問題を含むと考えますので、ご

答弁願います。

第3点目です。

各新聞社は、道教委の教育長が北教組などと確認した17項目について破棄通告したと伝えています。この17項目の確認について、小樽市教育委員会は、北教組小樽市支部に追認してきたはずであります。小樽市教育委員会は、あなたが着任してから、本庁と本部の確認、すなわち道教委と北教組の確認をほんのちょっと前まで追認し続けたではありませんか。その数は山のようにと思いますが、今回はこの17項目についてのみ質問いたします。

これら17項目について北教組小樽市支部に追認の破棄通告をしましたか。追認とは、ある事実を後から認めること、認めたのは市教委です。当然、破棄通告をし、それを校長へ伝えなければなりません。校長は、分会から、市教委が追認したのだから認めなさいと言われ続けてきたのです。いかがですか。

第4点目です。

夏季休業中における勤務状況についてお伺いいたします。

先生の中には、今までと同じように長期休業ととらえることができなくなったとする考えが出てきたとは思いますが、そのような人は学校の中でまだまだ少数派だろうと理解しております。と申しますのは、校長の粘り強い説得にもかかわらず、「たとえ学校に夏休み中、出勤しても出勤簿になつ印すべきではない、自分たちから今までの自宅研修権を放棄することになる」と分会で意思統一をし、1名残らずそのとおり実行している学校があるとの話ですが、教育長、このような学校は全市で何校あるのですか。

中学校の場合、部活に生徒より遅れて参加し、午後からは帰宅する。では、出勤簿に午後年休となっているのでしょうか。部活が隠れみのになり問題が隠れていることまで知っていますか。

さきほども触れましたが、以前に比べれば、夏休み中出勤してくる先生の数が増えているとは思いますが、極めて少数であることも事実だと思います。その出勤も個人的なものが多く、校内研修や学年打合せ等、組織的出勤は例外的なものだと残念ながら思います。夏休み中に、中学校では生徒を学校に呼んで進路指導をしたり、小学校では1学期の復習などで個別指導をしていると全道各地でも聞かれるのですが、小樽はどうなのでしょう。年休の手続きもとらず、納得できる研修計画、研修報告もなく、今までのように休み続けている先生が圧倒的なではありませんか。校長の条理を尽くした指導が繰り返されてもです。教育長、明らかに夏季休暇の扱いが正常になった学校があれば、その数を示していただきたいと思います。

第5点目です。

11月16日、小樽市青少年女性室で平成14年度「子ども会議」を市民会館で開催、私自身、保護司会からコーディネーター役として参加、中学生27名の参加者が学校生活についての教育の在り方や生徒への接し方、要望、希望が多く出されました。先生が頼りにならない、生徒の喫煙に対する先生の対応、授業中の先生の教え方、いじめに対する先生の対応、部活のときにメールを打つ教師等々でした。一般参加者の方から、市内14校の中学校から9校の参加、その説明を求められ、今後、教育委員会を通して全校の中学生の参加を強く要望すべきのご提言がありました。

この会議の内容と要望について、教育長のご見解をお伺いいたし、再質問を留保して、質問を終わります。

(拍手)

○副議長(佐藤利次) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長（佐藤利次） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 小林議員のご質問にお答えいたします。

最初に、観光問題でありますけれども、まず、宿泊滞在型観光の振興策であります。

現在、小樽には年間約 900万人の観光客が訪れております。宿泊客は、そのうちの1割程度にとどまっているのが現状であります。平成12年に実施しました観光客動態調査の結果にも表われたように、宿泊客の平均消費額は日帰り客を大幅に上回っており、宿泊客がもたらす経済効果は大きなものがありますので、観光客のニーズを的確にとらえ、より多くの方々に泊まっていただけるような、魅力ある事業や施策の展開が必要であろうと考えております。

そういった意味からも、さきほどお話がありましたように、毎年2月に行われる「小樽雪あかりの路」や、本年初めて実施された「天狗山夜景を楽しむ日」「はしご酒大会」など、市民の知恵で生まれた夜のイベントは、宿泊客の増加を図る上で大きな効果が期待されますので、今後、市としても必要な支援をしてまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、新たな観光資源の発掘という観点で、市民の方々からご提案をいただき、現在作業を進めております小樽観光コース「来ぶらり百選」の有効活用と情報発信、それに都市型観光の利点を生かした夜のにぎわい創出への支援、さらには、小樽が後志の北の玄関口であることを踏まえた新たな広域観光ルートの発掘と、広域観光情報提供システムの構築など、各町村と連携した広域的な事業展開も必要と考えています。

いずれにいたしましても、宿泊客の増加に結びつく施策を市民と観光関係団体と行政が一体となって知恵を出し合い、協力して進めてまいりたいと考えております。

次に、フィルムコミッションであります。これまで、小樽は美しい風景やまちの趣、多くの魅力的な資源が映像製作者の目に留まり、数多くの映画やテレビドラマの舞台となっております。フィルムコミッションは、小樽でのこのような映画やテレビ番組、CMなどのロケーション撮影を誘致、支援する活動の総合的な窓口としての役割を果たしていく組織であります。

現在、観光関連団体、経済界や官公署、そして市民が一体となり、撮影の受入に係るルールづくりや支援体制の整備などを進めており、同時に、市民エキストラの応募、登録、さらにはロケ資源として借用可能な民家や施設等の登録を行っているところであります。

また、このフィルムコミッションが円滑に運営されていく上でも、あらゆる機会において市民の理解と協力が不可欠なものと考えております。

次に、フィルムコミッションの活動内容と役割であります。ロケ資源データベースの活用やホームページを通して、積極的な誘致活動の展開、道路使用等の許認可手続の窓口一本化、映像製作者のニーズに対応したスムーズな撮影の支援などです。また、この活動を通して小樽が映像となって広く紹介されることにより、新たな小樽の魅力の発見もあると思いますし、市民の皆さんのまちへの愛着が深まり、まちづくりに対する意識の高揚にもつながるものと期待しております。さらに、撮影隊の市内での消費はもとより、まちのイメージアップやロケ地を巡る観光客の増加など、直接的、間接的な経済効果がもたらされるものと考えております。

次に、財政健全化計画の取組状況であります。本年2月に財政健全化緊急対策会議を設置し、各部に対し

事務事業の見直しの観点も示しながら、聖域を設けず、すべての事務事業について点検し見直すよう指示したところであります。その後、緊急対策会議におきまして、全体的見地からも各部のヒアリングを行いながら検討を進めており、平成15年度から実施可能なものは、現在、各部で作成しております予算見積りに反映させることとしており、予算編成作業を通して判断していきたいと考えております。

また、事務事業の見直しに当たりましては、実施時期も含めた検討が必要な事項もありますので、内容が固まった時点で議会や市民の皆様にもお示しをし、ご意見もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、中長期的な年次計画による財政の立て直しについてであります。今後3か年で見込まれます150億円の収支不足という危機的な状況の解消のための緊急的な取組が必要であると考えております。平均いたしますと毎年度約50億円の不足となりますが、事務事業の見直し効果は、初年度で得られた効果が後年度にも引き続き表われてまいりますので、毎年度50億円の解消ということではなく、3年度間で150億円の効果が表われるような見直しを行っていく必要があります。また、現行の財政健全化計画は平成17年度までの計画となっておりますので、平成15年度予算の編成を終えた時点で中長期的な計画を策定する予定であります。

次に、知恵のある総合的な施策についてであります。去る10月25日に開催しました「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」は、全国の特徴ある個性的なまちづくりを進めている尾道市や倉敷市などの市長にお集まりをいただき、各市から成功事例や今後のまちづくりの在り方など、活発に議論が繰り広げられました。

私といたしましても、これからのまちづくりには市民との協働が不可避であることを再認識し、まちの個性や特徴に磨きをかけることの大切さを痛感したところであります。このフォーラムでは、「小樽雪あかりの路」と「観光クラスター研究会ゆらぎの里」について地元小樽の民間人からの事例発表を行い、各市からも「まちづくりの原点」と称賛されましたが、こうした民間の方々の知恵と行動力、さらには、それを支える行政との一体感がこのまちの財産ではないかと思えます。小樽はまだまだ磨きをかけるたくさんの財産を持っていると思いますので、官民一体となってこれを生かしながら今後のまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、職員の意識改革に関連してのお尋ねであります。最初に、意識改革の方策についてであります。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の推進や行財政改革など大きな変換期にあると思っております。高度成長期、バブル期、そして、その崩壊を経て、金融再建を核にして、国内のすべての機関・組織がマイナス成長への対応を迫られており、これらに対するスピードと更なるコスト意識が必要になってきております。

職員の意識改革につきましては、危機的な財政状況を打開するためにも、今まで以上のコスト意識を持って事務事業を見直すことが必要であり、前例にとらわれない姿勢が大切であると考えております。

このことから、財政健全化に向けて、現在の財政状況を職員に理解してもらうために出前講座を実施いたしました。また、職員研修においては、接遇リーダー研修を実施するとともに、中級、上級研修で政策立案に関する研修を行っており、私も自ら職員研修の場で、市の現況や諸課題を職員に伝えとともに、職員の意識啓発に努めております。今後とも、あらゆる機会を通じて意識改革を行ってまいりたいと思っております。

次に、「人材育成基本計画」であります。人事制度の問題につきましては、国において公務員制度改革の検討をしており、人事評価に基づく能力給制度の導入や新しい給与体系の構築など、職員の意欲や成果に基づく人事システム導入の方向に進んでおります。市においても、職員の意欲や能力に応じた新しい人事制度の構築が必要なものと考えており、採用、異動、昇格、そして研修などを総合的に管理し、公務能率の向上を図るための人事育成基本計画の策定は必要なものと思っております。

今後、5年後あるいは10年後を視野に入れた組織の在り方や職員配置の考え方を検討するとともに、人材

育成基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の調整手当の支給であります。調整手当につきましては、これまで、小樽市が国家公務員の調整手当の地域指定市であったため、市職員についてもこれに準じて3%の調整手当を支給しておりました。この調整手当は平成12年度の人事院勧告で、小樽市の地域指定が解除され、平成13年度から15年度まで3%、16年、17年度が各2%、18、19年度が各1%を支給するとして経過措置を経て、平成20年度で廃止される予定でした。

しかしながら、市としては、財政の健全化を進めるために、平成15年度から19年度までの合計9%支給される調整手当を、前倒しして平成15年度全廃することで本年7月に職員団体に提案をいたしました。その後、平成14年度の人事院勧告が示され、本俸で約2%のマイナス改定と期末手当0.05か月分の削減となり、これにより、合わせると実質5%の削減になることから、15年度1年に限りの経過措置として1%支給することとし、また、今年度の人事院勧告については、国に準じて実施することにいたしました。

今後とも、現在の大変厳しい財政状況を踏まえ、職員と一丸となって市民サービスの向上のために努力してまいりたいと考えております。

次に、石狩開発株式会社であります。初めに、民事再生法による整理についてであります。

これまで、北海道と金融団による再建に向けた協議が進められておりましたが、会社側としては、10月中旬に至りましても両者の考え方に大きな離れがあることから、短期間に合意を得ることが困難な状況であることや、非常にひっ迫した経営実態等を踏まえ、早期に法的処理の下で抜本的な会社の立て直しが必要であるという判断がなされたものと承知しております。

また、破たんに近い状況の原因であります。石狩湾新港地域の開発に当たりましては、土地代に金利等の開発経費を上乗せして経費を回収するしくみにより開発用地の造成、分譲を行っておりましたが、こうしたしくみは、経済成長や地価の上昇を前提としたものと考えられます。

しかしながら、事業着手から約30年を経過し、開発が長期化したことにより、開発経費の回収が困難になるとともに、長引く経済不況の中で、特にバブル経済崩壊後、土地分譲が低迷のまま推移したことなどが原因で厳しい経営状況に至ったものと考えております。

次に、今後のスケジュールと再生手続の進め方ではありますが、今回の札幌地方裁判所の開始決定におきましては、11月21日までに再生債権の届出を行い、この届出債権の調査、確定等、各種手続を経た上で、平成15年1月27日までに再生計画案を提出するということとなっております。その後、債権者集会におきまして再生計画の決議を行い、裁判所がこれを認可して確定することとなるものと思っております。

また、再生計画の内容につきましては、現段階で申し上げる状況にはございませんが、今後、会社は申立代理人と相談をしながら、債権者と協議を行い、債権者の理解と協力を得た上で再生計画案の取りまとめを行っていくことになると考えております。

次に、今回の一連の動きであります。この石狩湾新港地域の開発は、北海道経済の発展に資する重要な事業として、本市といたしましても、国や道、関係市とともに開発の推進に当たってきたわけでありますけれども、石狩開発株式会社が民事再生法による再建を図らざるをえない状況になりましたことにつきましては、まことに残念であり、重く受け止めたいと思っております。

また、今後の対応につきましては、再生計画案が策定される過程で、減資や増資、あるいは債権処理等の問題が生じることが予想されますが、そうした推移も踏まえながら、法的な枠組みの中で会社がしっかりと再建、

再生されるよう、市といたしましても関係者とともに適切に対応していかなければならないと考えております。

次に、小樽港の発展に向けての職員の専門的な知識の必要性という観点からのご質問でありました。

近年、行政需要がますます複雑化、多様化する中で、市職員にとりましては、従前以上に詳細な情報分析と適切な状況判断が必要となってきております。加えて、港湾行政には、多額な先行投資が必要なこともあり、これに携わる者には、国内外の経済動向や物流の変化に敏感に対応し、長期的な視点で政策判断をする姿勢も必要と考えております。

ご意見にありましたとおり、小樽港におきましても課題は多く、国際貿易港として一層発展していくためには、職員の課題解決に向けた努力が更に必要と考えており、常日ごろより、担当する職員に対しましては、官民を問わずさまざまな方々との情報交換により最新情報の収集に努めるとともに、関係各界との広範な議論などを通して自らの資質の向上を図るよう指導しておりますが、今後とも一層の努力を求めてまいりたいと考えております。

次に、中央通地区の整備についてであります。初めに、中央通の具体的な整備内容であります。

この通りは、小樽のシンボルロードとしての位置づけから、車道部には中央分離帯を設け4車線化とし、冬期間のスリップ対策や車両走行時のタイヤ騒音の低減化を図るため、特殊舗装が施工されております。また、広幅員の歩道には、地元地権者や北海道の協力を得て、ロードヒーティング、電線類の地中化、歩道照明設備、バスシェルター及び散水栓などの附帯施設を設置するとともに、緑化については四季折々の色を彩る樹木や草花を植栽し、快適で潤いある表情豊かな街路空間を目指して、来年度完成に向け、鋭意事業を進めております。

次に、土地区画整理事業における移転補償契約などありますが、今年度、権利者の皆様のご協力に基づき、すべての契約を無事終えることができました。これにより、これまでの移転補償契約件数は149件であります。

また、現時点における全体事業費であります。当初事業計画113億5,000万円に対しまして、土地の先買いを含む移転補償費が減少したことにより、およそ17億円減の96億5,000万円程度を見込んでおります。

来年度の主な業務といたしましては、土地区画整理事業の最終段階として換地計画の作成、換地処分、清算金の徴収や交付などを行うとともに、梁川線など残る区画道路の整備やロードヒーティングなどの街路附帯施設の整備があります。

次に、中央通におけるイベントなどありますが、中央通の完成後は、市民はもとより、観光客にとっても快適な街路空間が確保され、回遊性の向上が期待されておりますけれども、まちづくりを進める視点からは、隣接する商店街との連携により、例えば昨年認定したTMO構想の一つとして展開できないかどうかも含めて、広く活用について検討してまいりたいと考えております。また、オープン時のセレモニーにつきましては、北海道の街路でもあることから、今後北海道と協議してまいりたいと思います。

次に、廃棄物の資源化・リサイクル等についてのお尋ねであります。

初めに、北しりべし廃棄物処理広域連合で計画中の資源化リサイクル施設が完成した際の分別収集品目の拡大であります。現在の4品目に加えて、白色トレイ、その他プラスチック製及びその他の紙製、段ボールの容器包装や、新聞紙、雑誌についても資源物として収集する予定であります。

次に、ごみの減量であります。資源化リサイクル施設の供用開始が予定されております平成19年度には、さきほど申し上げました資源物の収集予定量は約6,900トンと見込んでおり、平成13年度の830トンと比較しますと相当の減量になるものと考えております。

次に、建設リサイクル法についてであります。初めに、この法は、建築物の解体や新築、増築、修繕など

や土木工事で一定規模以上のものについて、発注者などによる工事の事前届出や、工事請負業者による基準に従った現場での分別、また、発生したコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材について再資源化することなどが義務づけられた法律であります。

工事の種類ごとの届出件数であります。11月末現在では、解体工事22件、新築・増築工事6件、修繕工事などのリフォーム1件、土木工事などは13件で、合計42件となっており、公共工事による通知件数については全体で108件で、届出件数と合わせますと150件となっております。届出後、市では立入検査を実施しておりますが、いずれも適切な届出内容となっているものと考えております。

次に、廃棄物の種類ごとの再資源化であります。コンクリート廃材については、選別、破碎、用途に合わせた粒度調整等を行うことにより、道路等の舗装の下層路盤材、再生コンクリート砂、駐車場等の路盤材などに、アスファルト廃材については、再生加熱アスファルト混合物として、道路などの舗装の上層路盤材や再生骨材になり、また、廃木材については、チップ化し、木質ボード、たい肥等の原材料として再資源化されております。

次に、廃プラスチック類の処理であります。

初めに、廃プラスチック類の埋立量についてであります。平成13年度の廃プラスチック類の埋立量は7,170トンであります。内訳といたしましては、本年7月に実施した収集運搬許可業者からの調査数値を基に算出しますと、発泡スチロール163トン、ペットボトル221トン、白色トレイ37トン、建設系廃プラスチック類1,595トン、プラスチック製食品容器、食品包装材、こん包材などのその他の廃プラスチック類が5,154トンとなります。

次に、廃プラスチック類の搬入規制であります。市内業者においては、廃プラスチックの燃料化施設や発泡スチロールの減容施設などが稼働し、廃プラスチック類の再資源化に努めている状況であります。市としては、これら民間の再資源化施設の更なる設置や稼働状況を踏まえ、廃プラスチック類の搬入規制に向けて、排出事業者から理解が得られるような分別、排出のしくみなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合が進めております業務であります。初めに、事業の進ちょく状況でありますけれども、最も大きな課題であります北後志6市町村のごみ質に適合した焼却処理施設の機種種の絞り込み作業を、専門家で構成する技術等検討委員会が行っております。今まで委員会を3回開催し、機種種の絞り込みを行うためにどのような評価方法を採用するかを検討している段階であります。今後の予定としましては、第4回委員会を12月17日、第5回委員会は1月25日に開催する予定となっており、第5回委員会では機種種を絞り込む予定であります。施設規模については、北後志6市町村の1日当たり焼却量は200トン程度としておりますが、ごみ質調査結果に基づき補正することとしております。

なお、炉の数は、200トン程度であれば2炉が望ましいとの助言を技術等検討委員会から受けていると聞いております。

次に、機種種の選定についてであります。初めに、機種でありますけれども、現在稼働している機種は、大きく分けまして、直接焼却方式が2機種、ガス化溶融方式が3機種、ガス化改質方式1機種の3タイプ6機種があり、プラントメーカーは全体で40社程度あります。

機種を選定する方法は、3タイプ6機種をすべて対象としますが、プラントメーカーの数が多いことから、平成14年4月以前に稼働実績があるもの等、条件に合致する7社を選定し、比較検討できる資料提示を求め、それぞれの機種の特徴や運転実績等を比較検討し、絞り込む方法と聞いております。

なお、発注段階では、この7社を対象とするものではなく、選定された機種のすべてのメーカーを対象に検討されるということです。

次に、機種の選定に当たりどのような点が重視されるかですが、3タイプ6機種を比較するに当たって、重点とする項目は、大きく分けまして絶対評価項目と相対評価項目であります。絶対評価項目は、環境に配慮した施設であること、信頼性の高い施設であることの2項目とし、それぞれプラントメーカー7社から考え方を文書で求めることとしております。相対評価項目としては、処理可能ごみ質範囲や処理量変化対応性等から成る「中間処理性」、ダイオキシン類抑制などから成る「環境保全性」、資源エネルギー消費及び回収性などから成る「再資源性」、安定稼働性などから成る「総合機能性」、災害対応性などから成る「安全性」、操作点検性などから成る「維持管理性」、維持管理費の「経済性」の7項目が重視されております。

次に、安全面での小樽市の考え方ですが、小樽市としては、何よりも環境保全性、安全性を最重点に考えていることを広域連合長・副広域連合長会議に諮り、「豊かな自然環境を守り、また生活環境にも配慮し、安全で安定した廃棄物処理が続けられる信頼性の高い施設整備を基本とする」こと、こうした基本コンセプト5項目を決定し、技術等検討委員会へ提示しております。

次に、平成15年度の広域連合業務と小樽市の予算の関係ですが、平成15年度の広域連合業務は、平成16年度に工事着工を行うため、平成15年の5月ごろに国土交通省北海道局に概算要望を北海道を通じて提出し、平成15年10月ごろには環境省に補助要望に関する整備計画書を北海道を通じ提出する業務、また、平成16年度に工事発注するための発注仕様書の作成業務などが予定されております。これらについては、小樽市としても、平成15年度当初から進める必要があると判断しておりますので、所要の経費を当初予算に計上したいと考えております。

次に、新市立病院建設整備ですが、最初に、基本構想づくりでありますけれども、今年4月に市民懇話会のご意見などを集約して策定しました「新病院建設整備方針」を基に、現在、「新病院基本構想」の策定作業を専門の医業コンサルタントのノウハウを導入して進めているところであります。この基本構想の中で、具体的な新病院の規模、機能、運営計画などをお示しすることになりますが、この作業と並行して建設場所の検討も進めているところであります。

次に、現市立病院の老朽化などの問題ですが、維持補修につきましては、院内環境改善小委員会を設置するなど、手戻りにならないよう計画的に実施しており、今後とも患者の安全確保を基本とし、患者サービスの向上と機能改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、市民アンケート調査ですが、この調査は、基本構想策定の基礎資料とするため、一般市民と両病院の入院、外来患者、さらに市内医療機関を対象に10月に実施したものであります。この調査項目の中で建設場所についても伺っておりますが、ここでは具体的な候補地を示しているのではなく、建設場所の周辺環境、交通の便、駐車場の確保などについてお聞きしているものであります。

なお、現在、アンケート調査の集計・分析作業を進めており、医業コンサルタントから12月末までに調査結果の報告を受けることになっており、現時点でお示しすることができませんので、ご了解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、アンケート結果を踏まえ、さらに市民の皆さんのご意見を伺うなどして候補地を選定してまいりたいと考えております。

なお、新築までには、建設に伴う資金計画など解決しなければならない大きな課題がありますので、これら

の課題を解決し、一日も早く市民の皆さんが安心して新しい病院を利用していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐藤利次) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 小林議員のご質問にお答えします。

まず、市教委と北教組小樽市支部との確認についてですが、86件中、昭和58年の労働慣行にかかわる確認以降、児童・生徒の健康診断や学校常備薬など、口頭確認を含め20件です。このうち、現在も残るものとしては、労働慣行にかかわる確認書及び同覚書き、小中学校の出席簿に関する確認、修学旅行的行事に伴う回復措置の計4件であります。

次に、遠山文部科学大臣の発言についてですが、3月20日、道教委担当者と私が文部科学省に行った際、担当官から、道教委の回答文書の存在や報告書の内容について、「少人数指導等を当初計画どおり実施していないこと」、「学校が実態と異なる報告文書を作成したこと」など、厳しい指摘をされたことから、これらを指して「いくつかの不適正な実態」としたものと思われます。

次に、職員会議についてですが、小樽市立学校管理規則第8条に基づく職員会議の設置状況を市内42校の小中学校長に調査したところ、全校が規則に基づく職員会議を設置しており、校長が職員会議を主宰している学校は、小学校が28校中23校、中学校は全校14校となっております。なお、国旗・国歌など、議題によっては校長が主宰できない場合があるとの報告をした学校が13校あり、規則に基づき適切に職員会議が行われるよう、今後とも校長会議を通じて指導を重ねてまいります。

次に、道教委教育長が北教組などに破棄通告をした確認についてですが、道教委教育長から、9月10日付けで、本庁・本部間の17件の確認書等の是正について、本年9月1日以降、全部破棄又は一部削除、修正して取り扱うこととした旨の通知がありました。市教委では、9月26日に臨時の小中学校長会議を開催し、道教委の破棄理由、一部削除理由及び修正理由等を詳しく説明し、今後、道教委の通知、通達によるよう指導したところであります。

なお、小樽市支部への通告については、道教委・北教組本部間で通告がなされたことから、根元で無効になっており、通告は必要ないと考えており、全道市町村の共通の対応であります。

次に、夏季休業中における教職員の勤務状況についてですが、市内42校の校長にご質問にあるような状況があるのか調査したところ、夏季休業中に教職員が出勤した場合、出勤簿に全員がなつ印していない学校は1校もありませんでした。

次に、夏季休業中における服務上の手続についてですが、本年3月末まで、本来休業日である第1、第3、第5土曜日に勤務することになっていたため、その分を長期休業期間にまとめて休むようになっていました。本年4月から完全学校週5日制がスタートし、このまとめ取りがなくなることから、校長会議で長期休業期間中の教職員の服務について指導してきたところであります。このたびの研修状況や服務上の調査では、教育公務員特例法第20条第2項による研修を行う場合の研修計画書や研修結果が、全42校のすべてで実施されていると報告されております。

最後に、子ども会議についてですが、昨年に引き続き、市教委としてすべての中学校に内容を通知し、参加を呼びかけました。しかしながら、生徒自身の行動予定や家庭の事情などで不参加の学校もあったと聞いてお

ります。

私としては、子どもたちの主張を真しに受け止め、今回の子ども会議の実施主体である市民部の考えを伺いながら、要望や発表を生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 副議長（佐藤利次） 小林議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 5時00分

- 議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 9番、大畠議員。

（9番 大畠 議員登壇）（拍手）

- 9番（大畠 議員） 平成14年第4回定例会に当たり、市民クラブを代表し、質問します。

初めに、市長の選挙公約についてお尋ねいたします。

市長は、今定例会の提案説明に先立ち、来春の市長選への再選出馬を表明いたしました。市長は、平成11年の春に小樽市長に就任以来、市民の皆さんと協働の心を大切に、活力と個性あるまちづくり、また、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりを目指して精いっぱい全力投球をしてきました、そうおっしゃっております。また、過去3年7か月、市政を担当する中で、小樽市にはまだ解決すべき幾つかの問題が山積していると考えておりますうんぬんと述べられ、来春行われる市長選へ再選の決意を表明いたしました。

そこで、市長が大切にされた協働の心とは一体どのようなものであったのか、お尋ねします。

また、市長は、平成11年4月の市長選挙に、第1期山田市政の公約を掲げ当選を果たされ、以来3年7か月の歳月が経過しました。その公約は、1 キャッチフレーズ、新しい時代におけるはつらつ小樽の創造、2 基本姿勢、一つ、市民の心を大切に市政の推進に努めます、二つ、個性あふれるふれあいと安心に満ちたまちづくりに努めます、三つ、市民と歩む21世紀プラン総合計画の積極的な推進に努めます、3 基本目標、一つ、快適で安心して暮らせる生活環境の整備を図ります、二つ、子どもからお年寄りまで、だれでもが生きがいを実感できる福祉の充実を図ります、三つ、個性豊かな芸術文化の育成と健全な教育環境の整備を図ります、四つ、活気にあふれ魅力ある産業の振興とにぎわいのあるまちづくりの推進を図ります、五つ、地方分権など時代の変化に対応したシステムづくりや効率的な行政運営の推進を図りますなどであります。また、基本姿勢や基本目標の項目を更に細分化し、それぞれ具体的に公約をされております。

市長の選挙公約は、勝つための手段として並べたものではなく、当選後は全力を尽くして公約を実行するという有権者との契約を結んだものであって、単なるスローガンではないはずです。以来、有権者は、市長がどのような手法でこの公約を実行していくのか、見守ってきたのであります。

現在、選挙時の数々の公約について、どんな姿勢で具体的に対策が講じられてきたのか、その達成状況についてお尋ねします。

選挙公約とはいえ、すべてよいことづくめであらうはずはありません。実質困難となり、空文に等しいものもあるかと思います。しかしながら、市長は、公約の重みをいま一度かみしめるとき、任期中に市民のために事業を予算化し、着実に実行し、市民との契約行為を果たすことこそ、当然ではないでしょうか。市長は、

就任以来、選挙公約に取り組んできたところでありますが、任期も残すところ4か月余りであります。自己の選挙公約をどのように評価しておられるのか、お答えください。

次に、公務員の選挙活動について何点かお尋ねします。

公務員の選挙活動については、地方公務員法第36条において、政治的行為の制限が規制されております。同条第1項では、「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員になつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない」。同条第2項では、「職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない」うんぬんなど、地方公務員の政治的行為は法によってその範囲が制限されております。

市長は、職員に対して、政治的行為の制限について日々どのような指導を行っておられるのか、また、判断基準、線引きなどをどのように考えておられますか、具体的にお答えください。

次に、市役所マシンについてお尋ねいたします。

本年10月20日実施された釧路町長選において、釧路市幹部職員による隣町町長選への票の取りまとめが行われたことにより、現職の釧路市長、助役が逮捕された事件は、まだ記憶に新しいところであります。また、同時期に行われた旭川市長選においても、市幹部職員の選挙違反行為がマスコミで報道されております。地元の有力者は、苦渋の表情で、市役所が組織ぐるみで隣町の町長選に介入していたことはだれもが知っていた、うわさもどんどん出ていた、しかし、まさかこんな事態になるなんて、実は私も知らなかった、だって、道庁マシンが動いたとか、市役所マシンが動いたとかといった話は選挙にはつきものでしょう、みんな、まひしていたということですねと語っております。

市長は、この両市の市職員幹部による選挙介入事件などをどのように受け止めておられますか、市長のご所見をお聞かせください。

次に、小樽市の観光入込数の公表数と関係業界との認識の違いについてお尋ねいたします。

旅行業界の大手4社による小樽観光客の年間取扱数は、実数にして約260万人、その他の業界と個人を合わせて約260万人程度であり、小樽の人口、北海道の人口などを考慮した観光客の年間の入込数は、プラスマイナスはあるにせよ、合計約520万人程度というのが大手旅行業界の共通の認識数であると話されておりました。小樽市が公表する人数と余りにも差が大きすぎますが、市長はこの520万人程度という数字をどのように受け止められますか、お考えをお聞かせください。

また、観光客の入込数の算定が難しいのは承知をしておりますが、いま一度、じゅうぶんに調査研究の上、算定の方法の見直しを行い、より実数に近い数値となるような方式に切り替えていくべきと思いますが、いかがですか、お考えをお示し願います。

基本となる数字があいまいでは、市が建設する公共施設の規模や、それに伴う経済効果の算定などにも悪影響を及ぼすことが懸念されるところであります。平成5年8月に用地取得を行い、総事業費44億5,500万円を投入して建設された小樽交通記念館は、平成8年4月20日にオープンをしましたが、そのあいまいな数字を受け入れたためにもろに影響を受けた施設だと私は認識しています。

それは、オープン以来の年次別入館者数を見れば一目りょう然であります。議会に対して説明された事業計画は、年間の入館者予定数を25万人を基に設計されたのでありますが、初年度の平成8年の入館者数が22万

5,000人、約90%、翌9年には約16万人、予定者数の64%となり、平成12年度からは経費節減のため冬期間は閉鎖、平成13年は入館者数6万9,535人で27.8%と激減の一途をたどっておりますけれども、本年度の入館者数はどうであったのか、お答えください。

開館以来7年を経過しようとしている交通記念館であります、開設準備室の時代からこの事業に携わった市の職員の方々は、現在の記念館の状況をどのように受け止められているのか、その心境をお聞かせください。

また、オープン当時、25万人の入館者を見込んで各業種のテナントが出店をしていましたが、現在は開業期間中どういう状況になっていますか、併せてお答えください。

観光客入込数の増が予想される時代の背景があったにせよ、小樽市も公表する責任を自覚し、入込数についてはより正確な実数に近い数値を責任を持って公表することを切に願うものであります。

次に、小樽の観光資源に関して海と海岸を資源に再検討について、何点かお尋ねいたします。

国定公園小樽海岸の再検討。

平成6年8月20日、私は、ツーリングの途中、釧路町の小さなオートキャンプ場で、福岡県の大川町、現在は大川市になっておりますが、50ccのスーパーカブに乗り、その町を6月20日に出発し、全国の海岸線一周の走破を目指しているという65歳のライダーとの出会いがありました。その人との出会いがきっかけで、私は、日本の海岸線に点在する国立公園、国定公園及びオートキャンプ場などの整備がどのような状況にあるのかについて、自分の目で確かめ、調査をし、国定公園小樽海岸の整備などに役立てたいとの思いから、7年を経過した現在も調査を続けてきているところであります。

初めに、祝津海岸、旧水族館前浜について。

旧市立水族館、おたる水族館が現在地に移転後も、残がいの一部が取り残されていましたが、昨年、やっと27年ぶりに撤去され、同時に、市の指導や地先の方々の協力が得られて周辺の整備もされました。

しかし一方では、隣接の浜辺が、冬期間の波浪によって沖合の岩石が岸に打ち上げられて埋め尽くされ、その後、道や市の予算で海浜地として整備されたのであります。その土地約6,000平方メートルの場所の一部が、今年5月ごろから駐車場として使用されているのが見受けられるのです。市はこれを承知していたのですか、お尋ねします。そして、現在の状況はどのようになっているかも併せてお答えください。

この占有している場所については、いつ、だれが、どこにどのような手続をして使用しているのか、お尋ねをいたします。ご答弁ください。

以前にも何度も申し上げているように、この場所は、市民や祝津を訪れる多くの人々が安心して憩える唯一の浜辺であります。ふだん着で安心して楽しめる憩いの親水機能を備えた国定公園にふさわしい整備を検討すべきと思うのでありますが、市長のご所見をお聞かせください。

次に、前浜の駐車場問題についてであります。

前浜の駐車場の問題は深刻であります。お互いに地権者は利害関係が直接収入に関係するだけに、シーズンが始まるとお客さんの争奪戦が始まり、それに伴い、お客さんに対しても不快感を与えたりしたことも、また、市の方に苦情が寄せられていたことも事実であります。

今年になって、駐車場の問題などで市に苦情などが寄せられたことはありましたか、お尋ねします。

この周辺には、水族館と地先の地権者の方2軒の有料駐車場と、地先のお店のお客さんのための無料駐車場などが点在しております。日和山灯台、鯨御殿の施設のある岬の下には、境界を示すロープやナイロンのひもなどがクモの巣状に張りめぐらされている状態が十数年以上続いており、観光都市としてお客さんをもてなす

心などはほど遠い雰囲気のものであります。

しかし、今シーズンの営業はお互いに協調の兆しが見えてきた感があり、このチャンスを逃がさず、公平な立場で市が両者の調整役を引き受けて、更にもう一步進めて、地先の方々とも一緒になって、国定公園内の駐車場はどうあるべきかなども含めて、協議を重ねて解決策を見つけ出していただきたいと願うものであります。いかがですか、市長のご所見をお伺いいたします。

来シーズンは、祝津前浜から、くもの巣状態のロープが取り外されることを願い、期待をするものであります。

次に、株式会社小樽水族館とバリアフリーについてお尋ねいたします。

小樽市が資本金の51%、1億2,000万円を出資するおたる水族館は、現在地に移転して来年は30年を迎えようとしています。丘の上の巨大な本館、その施設や規模は、当時は東洋一の水族館と言われていた記憶があります。

しかし、その本館も、年月の経過とともに、浜辺特有の潮風にさらされ、建物の劣化の進行が激しく、本館建物の天井コンクリートのはく離、落下など、人命に影響を及ぼすような事件が発生し、そのために、毎年、多額の費用をかけ改修に努めていますが、これ以上の費用負担は限界と聞いております。

移転30年を機会に、近い将来、本館の改築に向けて役員会で協議を始めたと聞きますが、市長は小樽水族館の社長でありますので、まず、市長のお考えをお聞かせください。

近年、全国に大規模な都市型の水族館が数々オープンしました。私は、そのうちの幾つかの水族館を見学する機会がありました。いずれの施設も、バリアフリー化を取り入れた近代的な建物であり、来館者が安心してゆっくりと見学でき、楽しめるように設計されており、感動をしました。

一方、小樽の水族館は、立地的条件があったにせよ、バリアフリーなどとはほど遠く、行くも帰りも館内は急な坂、階段の連続であります。今の時代が求めているものとはかけ離れた時代遅れの建物になっているのであります。

ここ数年の入館者数は、平成9年度の約41万4,000人をピークに減少し、11年度は約34万8,000人、13年度は約37万3,000人となっております。水族館は、何度行っても、子どもから大人までが楽しめる施設であります。おたる水族館は、小樽観光の拠点施設であります。さらには、国定公園小樽海岸の観光の核施設としての責任があると思うのですが、いかがですか。

移転30年を機会に、本館の改築に取り組み、設計に際しては徹底してバリアフリー化に努め、来館者が安心して楽しめる施設の建設を早期に実現できることを望むものであります。改めて市長のご所見をお聞かせください。

次に、観光遊覧船と船着き場についてお尋ねいたします。

観光振興公社は、運営する祝津航路、オタモイ航路を運航しておりますが、祝津、オタモイ両航路の平成11年から14年までの年次別の乗船客数はどのようになっているのか、お尋ねします。

両遊覧船とも、建造以来かなりの年数が経過しているように見受けられますが、進水年の時期、乗船定員数、評価耐用年数など、それぞれどのようになっていますか、併せてお尋ねします。

観光振興公社は、現在ある祝津、オタモイ号の2隻の遊覧船の代替を検討しているという話が聞こえますが、どのくらいの規模の船を考えているのか、お尋ねいたします。

また、祝津漁港内の船着き場の問題であります。毎年、場所が一定せず、シーズン中もたびたび移動をし

ているようでありますが、なぜですか、その理由をお聞かせください。

この問題を将来どのようにして解決されるつもりなのか、併せてお答えください。

この項の最後に、海の資源についてであります。

観光船による海上遊覧は、船の規模に左右される面はありますが、魅力のある資源であることは間違いありません。運河だけではない小樽観光を目指すべきであります。小樽港の観光船発着場からわずかな距離内に祝津、赤岩、山中、オタモイのそれぞれの顔を持った海岸風景が連なり、沖合から眺める景色は絶景であります。関係の業界と連携し、海からの資源、国定公園小樽海岸の海上遊覧を強化し、小樽を訪れる多くの人たちにもっと宣伝をすべきと思うのでありますが、市長のご所見をお伺いいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 大畠議員のご質問にお答えいたします。

最初に、選挙公約等についてのお尋ねであります。まず、協働の心についてでありますけれども、平成12年の地方分権一括法の施行以降、地域の自立、自己決定、自己責任という考え方がまちづくりの大切な基本コンセプトとなっております。これからの地方都市は、これまでの枠組みで事業や施策を進めるだけでは、ふじゅうぶんであり、地域のニーズ、市民のニーズにこたえる事業を的確に選定し、これを実現する知恵と戦略が必要になってまいります。そして、これらの担い手である行政、民間、市民が、新たな公と民のパートナーシップに基づき、幅広く連携していくことが協働の心を大切にしまちづくりの原点と考えております。

次に、公約の達成状況であります。この3年7か月を振り返ってみますと、長引く景気低迷に伴う雇用環境の悪化、地方分権のスタート、介護保険制度の導入など、社会経済環境の大きな変革が進められた時期ではなかったかと考えております。

こうした中で、人口減少、少子高齢化の進行、長引く経済不況による税収の伸び悩み、経常的経費の増加などによる財政の硬直化など、本市を取り巻く環境は厳しいものがありましたが、この間、市民の皆様にお約束した公約の実現に向け全力を傾けてまいりました。

公約と主な実施事業としては、快適で安心して暮らせる生活環境の整備につきましては、色内埠頭公園整備事業やごみの最終処分場建設事業、勝納公営住宅の建設、子どもからお年寄りまでだれもが生きがいを実感できる福祉の充実につきましては、乳幼児医療費助成の拡充や、赤岩保育所の建設、単身高齢者向け住宅の建設など、個性豊かな芸術文化の育成と健全な教育環境の整備につきましては、菁園中学校増改築事業や手宮陸上競技場、銭函パークゴルフ場の整備、活気あふれ魅力ある産業の振興とにぎわいのあるまちづくりの推進につきましては、市が損失補償する融資制度の創設、小樽まち育て情報センターの開設や中国定期コンテナ航路の開設など、地方分権など時代の変化に対応したシステムづくりや効率的な行財政運営の推進につきましては、市長への手紙や庁内LANなどの情報化推進事業などを実施してまいりました。

今後、継続して充実を図っていく必要のあるものもありますが、私としては、おおむね予定どおり進めてきたものと考えております。

次に、公約の自己評価であります。市民生活の向上を図るため公約の実現に向け全力を傾けてまいりました。

たが、評価につきましては市民の皆様には判断をしていただきたいと考えております。

次に、公務員の選挙活動についてであります。政治的行為の制限の対象となる職員に対する指導につきましては、公職選挙法に基づく選挙が行われるたびに、市職員に対して、選挙における服務規律の保持について助役名による庁達で趣旨の徹底を図っております。内容としては、行政の中立的運営と、これに対する市民の信頼確保の要請に基づき、地方公務員法第36条の政治的行為の制限及び公職選挙法第136条の2第1項の地位利用による選挙運動等の禁止についてであり、規定に違反することはもとより、疑惑を招かないよう周知徹底しております。

なお、判断基準や線引きにつきましては、法律に基づくものであり、その趣旨を理解して個々に適切な判断をしているものと考えております。

次に、釧路町長選挙などにおける職員の選挙違反であります。新聞で報道された内容でしか承知しておりませんが、仮に法律に違反する行為があったとすれば、公務員としてあるまじきことであり、まことに遺憾なことと考えております。

次に、観光に関して何点かお尋ねがありました。

まず、大手旅行業界の数字と市が公表している入込客数に格差があるとのことですが、平成12年度に実施した観光客動態調査によりますと、小樽を訪れる観光客は、道外客が3割、道内客が7割という調査結果となり、中でも、道内客の7割が道央圏の観光客であること、宿泊客が25%にとどまっていたことなどから、本市の観光の現状は依然として日帰り通過型の傾向を示していることがわかります。特に、本市の入込客数の半数が道央圏からの観光客であることから、その方々が旅行業者を通さずに小樽を訪れているものと思われ、そのことから、大手旅行業界の認識数と本市の公表数字に差異が生じているものと考えられます。

また、入込客数の算定方法につきましては、従前より、市内を七つのエリアに区分し、エリア内の観光施設等から報告をいただいた数字を基に、北海道が示しております北海道観光入込客数調査要領を用いて、入込客数の算定を行っているところであります。

いずれにいたしましても、入込客数の実数をつかむことは困難ですが、観光客の行動形態等も変わってきておりますので、それらにもじゅうぶん留意し、入込客数の算定を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽の観光資源についてのお尋ねであります。

まず、祝津海岸の浜辺の占拠と現状であります。担当課で現地を調査したところ、祝津漁協区域内民有地地先の自然浜一部がナイロンテープで囲われ、車両が駐車していることを確認いたしました。直ちに、漁港管理者である北海道に報告し、事実関係を確認したところ、使用許可はしていないとのことでありましたので、設置者について現地で調査いたしましたが、現在に至るも、だれがどういう目的で使用しているのか、判明しておりません。現在もテープは張ったままとなっておりますが、かなりの時間が経過していることもあり、今後の扱いにつきましては、早急に北海道と協議してまいりたいと考えております。

次に、親水機能を備えた国定公園にふさわしい整備であります。旧水族館前浜については、市が昨年旧水族館の残がい撤去したほか、北海道が冬期間に打ち上げられた岩石を撤去するなど、整備が進められてまいりました。今後につきましては、漁港区域自然浜の適正管理を管理者である北海道に要請するとともに、北海道と連携し、旧水族館前浜全体について、祝津地区を訪れた人々が安心して憩える浜辺として利用できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、祝津前浜の駐車場についてであります。今シーズンの有料駐車場の営業は2人の地権者が共同で営

業したことから、利用者を取り合うといったことでの苦情はありませんでしたが、営業者の対応が不親切だといった苦情はございました。市といたしましては、今後とも、両営業者に対し小樽観光における祝津地区の重要性を再認識してもらうとともに、国立公園の景観上の配慮やホスピタリティについて理解を求め、祝津地区の観光関係事業者が連携をとって観光地づくりに努めてもらうよう要請してまいります。

また、国立公園内の駐車場の在り方については、機会を設けて地先の方々と協議をしてみたいと考えております。

次に、おたる水族館についてのお尋ねであります。まず、本館の改築については、役員会で協議した経緯はありませんけれども、建設以来30年近くを経過しており、改築時期を迎えつつあるという認識は、私を含め、役員の中にもございます。しかしながら、多大な経費を要することなどから、今後、慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

なお、将来、改築する場合には、当然、バリアフリー化を前提とした施設づくりになるものと思います。

次に、おたる水族館の小樽観光の拠点施設としての役割であります。水族館は、年間約37万人近くの集客力を有する小樽観光の重要な施設の一つであり、また、祝津地区の観光振興という観点からも、核的施設として大きな役割を果たしていると認識しております。今後とも、さまざまなイベントを企画するなど魅力ある施設経営に努め、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、観光振興公社の海上観光船であります。まず、祝津航路とオタモイ航路の平成11年から14年までの年次別乗船客数でありますけれども、祝津航路は、11年から14年までそれぞれ2万14人、2万230人、1万9,158人、1万8,301人であり、オタモイ航路は、同様に7,183人、5,752人、6,475人、6,865人となっております。

次に、観光船祝津号とオタモイ号についてであります。進水時期は、昭和52年7月と同年6月、乗船定員数はともに80名、税法上の耐用年数はともに5年であります。

2隻の海上観光船の代替につきましては、観光振興公社では、昨年、両船のエンジンのオーバーホールを行ったところであり、代替船の検討は行っていないと伺っております。

次に、海上観光船の発着場所であります。例年、観光シーズン前に小樽市漁業協同組合と小樽観光振興公社の間で協議し発着場所を決定しており、平成11年まではホタテ漁などの漁獲作業の関係から中央ふ頭と東防波堤での移動を行っておりました。平成12年からは、これを改め、東防波堤を発着場所として運航を実施することとしてきておりますが、本年につきましては、東防波堤の岸壁かさ上げなどの工事のため、発着場所を移動したものであります。

次に、海の資源であります。小樽の海岸線はいずれも魅力に富んでおりますけれども、特に海上観光船の航路となっております西海岸は、ニセコ積丹小樽海岸国立公園に位置し、道内5か所の国立公園の中でも昭和63年に3番目の指定を受けております。その公園内の祝津、赤岩、山中、オタモイの海岸線は、切り立った断崖や奇岩などですばらしい景観であり、訪れる人々に感動と満足感を与えているものと思います。その意味からも、本市並びに関係機関が発行している観光PR用宣伝物には、海岸線の紹介と合わせて小樽海岸海上観光船の情報を掲載し、全国の主要な旅行代理店や個人旅行者に送付するとともに、道内、道外、さらには海外への観光客誘致キャンペーンなどにおいて積極的にPRしているところでありますが、今後とも、小樽の観光資源であります勇壮な海岸線と、海上観光船の魅力を旅行代理店や関係業界などに働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 大島議員のご質問にお答えします。

まず、小樽交通記念館の今年度の入館者数についてですが、有料入館者数6万3,100人、無料入館者数2万4,989人、合計して8万8,089人となっております。

次に、小樽交通記念館の現状について、開設準備室から携わった職員の心境についてですが、皆さん、それぞれ現在非常に厳しい経営状況になっていることは残念に思うとのことであります。本年度も義経号、しづか号のイベントの際は入館者の増加もありましたので、更に一層の努力をしていただきたいと職員それぞれ願っております。

また、小樽交通記念館のテナントについてですが、オープン当初、食堂と売店の運営を市内の業者をお願いしておりましたが、現在は、食堂を平成12年10月に廃止し、売店を平成10年4月より小樽交通記念館が直接運営しているところであります。

以上であります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 9番、大島護議員。

○9番(大島護議員) 何点か、再質問をさせていただきます。

まず、市長の公約についてでございますが、基本姿勢の中に、活気にあふれる魅力ある産業の振興うんぬんということで(1)から(5)まで書かれております。この公約の(5)番目に、地方分権など時代の変化に対応したシステムうんぬんとありまして、これが1から4まであります。この1番が、市民の皆さんと行政が一体となり、公正で透明な行政を推進します、このように公約では言っております。

しかし、3定で指摘したような事柄が長年にわたって行われてきた。運河プラザの問題にしても、又は樽病の公宅の問題にしても、これの指摘がなければ改善できたのだろうか。公正で透明な行政、これは、私は氷山の一角ではないのか、そのように思っております。

さらに、この点について類似のものがあるのかどうか、行政の再チェックをしていただきたい、このようにまず思います。

続いて、市役所マシン、さきほども申しましたが、今日の新聞を見ました。旭川市、釧路市の首長選の行政の介入が詳しく述べられております。皆さん、ご承知だと思います。釧路町の選挙介入事件の構図ということで、構図まで書かれております。このようなことが小樽でもあっては困る、私はそれを心配しているのです。市長は選挙の再選を表明しました。今日の新聞を見ますと、選挙にはつきものだというような、これは新聞の報道でございます。そうしますと、前回の選挙はどうだったのだろうか、そのような思いも実は持っているのです。

しかし、来年の選挙については、やはりこのようなことのないようにお互いに注意をしていただきたい、そのように思います。小樽に市役所マシンなるものがあるのかどうか承知しませんが、少なくとも市長選については大変関心を持っておりますし、できればこのようなことのないようにお互いに気をつけていただきたいと思います。市長の考えをお聞かせください。

それと、観光の入込数でございますけれども、今の答弁で、大手を通さないためにこのような数字になるの

だ、そのように答弁がございました。

しかし、大手を通した数が260万、その他と私は述べております。それもだいたい同じくらいあるだろうと。これは業界の責任ある方が申しているのです。それで、今の答弁で通さなかったというのは、私はこれはちょっと納得がいきませんので、もう一度、ご答弁をお願いします。大手以外のものが260万くらいあるだろう、そのように申しております。通さないという答弁には、私はちょっと納得ができませんので、その点をもう一度お願いします。

それから、浜辺の問題、埋まった土地、なぜ私が毎回のようにこのようなことを申すかといえば、一度使ったり建物を置かれたりすると、これはなかなか大変なことなのです。それは、祝津の漁港内に、やはり波打ち際はどんどん伸びて、釣り船用の小屋が建ったり、いろいろな建物が建っております。それはどうなのだとということで、実は関係の課とも相談をしました。地先の地主さんの方から苦情や相談が寄せられておりましたので、その話をし、調べてほしいということで後志支庁と相談をした結果、一度建ててしまったものはなかなか撤去が難しい、それが後志支庁の小樽市に対する答弁でございます。

今、祝津では泳げるところはこの場所しかないのです、前浜では。だから、そのような大切な場所を不法に占拠されては何かのときに困りますということを訴えているのです。判明しないと。どうしてこんなことができるのですか。現場は春から何回も見に行っているはずですよ。

これはそれとして、根本的には、ここの駐車場の問題が、もろもろのこの周辺の駐車場の問題が解決すれば、この不法に占拠されているだろうという問題も解決するのです。さきほど全国の海岸線の問題をお話ししました。やはりいろいろなケースがありました。地権者が共同で駐車場を経営している公園、そのようなところもたくさんあります。絶対に駐車場が、地先のお店の方の駐車場が足りないのです。

そのために、せっかく自然の力で埋まった場所を、おれのところのお客さんはどうぞということで、バスもとめています。これは一目りょう然にわかるのです。けれども、そのことについては、今それを認めてしまうと、さきほども申しましたように、それをやめてくれというときに大変な努力が要るのです。そういうことから、この周辺で地権者が手広く駐車場を経営しておりますので、例えば、まちの中だって、お店が駐車券の割引を出してやっているではないですか。そういうような方法だってあるだろうと思います。

そういうことから、市が、いい兆候が出てきたこの時期を逃さず、一体となった駐車場問題のために努力をしていただきたいと。判明はしております。ここであえて名前は出しませんが、だれが扱っているのかわからないなんていういいかげんなことでは、納得ができません。そのために早く、何度も言うように、この問題の解決のために指導、助言をしていただきたい、そのように再度お願いします。

以上で終わります。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、市民と行政が透明でという話ですけれども、当然でございまして、これからもそういう姿勢で進めていきたい。ただ、3定でご指摘のあった事項につきましては、既に解決をいたしまして適正に進めておりますけれども、こういった問題が更にあるのかどうか、絶えずいろいろな会合の場で私も申し上げておりますので、更に徹底していききたいと思います。

それから、選挙の問題で市役所マシンがあるかないかという話ですけれども、ないと思いますので、ご安心

いただきたいと思います。

それで、選挙というものは、やはり公正で明るい選挙が建前ですから、私自身も既に先月の21日に表明して以来、翌日、部長会議を開きまして、そういったことは一切関与しないでくれとお願いいたしましたので、ないものと思っております。

それから、観光客の関係でございますけれども、さきほどお答えしたのは大手業界を通さずではなくて、旅行者を通さずというふうに申し上げました。それで、旅行者の方でどういった調査をしているのかわかりませんが、最近の旅行は個人客が多くなっておりますので、当然、自由に自分たちがプランを立てて来ますので、そういった部分で業界の方の数字と我々の数字の違いがあるのかというふうに思いますが、数字の正確な実数を把握するのは非常に難しい問題ですので、これはもう少し研究する必要があるだろうと。ただ、現在は、道の示した取扱要領に基づいてやっていますが、それが果たしていいのかどうかという問題もありますので、じゅうぶんこれからも研究していく課題ではないかというふうに思います。これは、できるだけ正確な数字を発表していくのが役所としての基本姿勢だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、駐車場の問題ですけれども、いろいろあそこの状況は聞いておりますが、さきほども申し上げましたとおり、今後、関係者の皆さん方と会合を持って、祝津前浜なり、あの辺の駐車場の問題について協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松田日出男） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

副議長 佐藤利次

議員 佐々木勝利

議員 北野義紀

平成14年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第3日目

平成14年12月9日

出席議員（33名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員（2名）

14番	新野紘巳	27番	岡本一美
-----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	鈴木忠昭
企画部長	山岸康治	企画部参事	山田厚
財政部長	藤島豊	経済部長	木谷洋司
市民部長	池田克之	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	兵藤公雄	建築都市部長	仲谷正人
港湾部長	旭一夫		

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に前田清貴議員、佐野治男議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号」を一括議題とし、一昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

（33番、斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

- 33番（斉藤陽一良議員） 平成14年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、平成15年度予算編成方針に関連して、財政問題についてお伺いをいたします。

去る10月30日、小坂助役名で本市全庁に通達された予算編成方針には、現下の経済・雇用情勢から市税の減収が見込まれる一方、交付税の伸びが期待できないなど、一般財源の確保が極めて難しく、歳出では公債費、扶助費の増大が見込まれ、平成15年から17年の3か年で約150億円の収支不足が発生するなど、赤字再建団体への転落も危ぐされとの認識が示されています。

平成14年度当初予算では、市税収入は163億2,700万円余りとなっておりますが、この収納見通しとその理由、さらに、15年度の市税収入の見込みについてお示してください。

また、同じく地方交付税は169億8,400万円となっておりますが、現時点での収入見込額とその理由、来年度の見通しをお示してください。

このまま進んだ場合、平成14年度の収支はどうなるのか、もし収支不足が発生するとしたらその額はどの程度か、お示してください。

また、平成15年度予算の収支均衡を図るため、不足する財源の額はどのくらいと見積もられているのか、お知らせください。

平成15年度は市長と市議会議員の改選があり、当初予算は骨格予算となりますが、それにしても厳しい予算枠の設定は避けられず、その具体的な方針、考え方についてお示してください。

また、今後の財政健全化については、より一段踏み込んだ具体的な道筋を一日も早く示し、まち全体の暗い沈滞ムードを打ち破り、将来に何らかの希望を指し示す市長の強力なリーダーシップが求められているのではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、小樽市土地開発公社の保有する土地の売却についてお伺いいたします。

現在、小樽市土地開発公社の保有する土地で、取得後5年以上の土地の面積及び金額とそれぞれの全保有地に対する割合をお示してください。

土地開発公社は公共用地の先行取得の目的から、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、議会の議決によって設立されたものと理解しておりますが、現在、社会経済状況は設立時と大きく変化し、長期の土地保有は公社の経営を圧迫し、最終的に一般会計を圧迫することになると考えます。公社の今後の経営を考えると、保有する土地の売却が順調に進むことが基本的に重要と考えますが、保有する土地の売却には売払先についての制限など、どのような条件があるのか。また、その条件の下で、長期保有の改善の可能性があるのか、見通しをお示してください。

今後、長期にわたって改善の見込みがないとすれば、抜本的に公社そのものの存廃も視野に入れた議論が必

要になるのではないかと考えますが、ご見解を求めます。

次に、雇用・失業対策について伺います。

雇用、求人の実態については、小樽職安管内の今年9月の有効求人倍率は常用で0.43倍となっており、今年最悪だった1月の0.29倍に比べるとやや持ち直してきてはいるものの、この数字は、北海道0.46倍、全国の0.55倍と比較しても、極めて厳しい数字となっています。また、失業については、平成14年7月から9月の労働力調査の速報で見ますと、全国の完全失業率は5.4%で、前年同期に比べて0.3ポイントの上昇となっており、北海道は実数で5.9%、増減で0.8ポイント増と、実数でも増減でも全国最悪の数字となっております。

新規卒者については、平成15年3月に卒業予定で就職を希望している高校生の就職内定率が、9月30日現在、全国で33.4%。道内は過去最低の12.8%と全国平均を大きく下回っています。さらに、小樽職安管内の高校生の求人倍率は、9月末現在、0.40倍と厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえて、何点かお伺いいたします。

まず、最近の失業の傾向として、会社の倒産やリストラによる解雇など自己都合以外の理由での離職、いわゆる非自発的離職が本市でも増えているのではないかと。また、そのような離職が多いのはどのような産業分野か、お示ください。

これに対して、国では、求職と求人のミスマッチの解消や成長分野への労働力の誘導を進めるとしていますが、新規成長分野における雇用機会の創出について、本市では具体的にどの分野からどの分野への誘導を目指すのか、その方向性や具体策をお示ください。また、現在本市で行われている労働者派遣事業、また民間の職業紹介事業について、事業所数、稼働状況などをお示ください。

さらに、職業訓練の場を提供したり、離職者を雇い入れる事業所や受講者への奨励金、給付金等の制度の利用状況、利用上の問題点、また、周知や利用促進のための取組をお知らせください。

加えて、今年度から実施された、緊急地域雇用創出特別交付金の活用事業の件数と雇用創出実績についてお示ください。

次に、平成13年度小樽市労働実態調査によりますと、パート労働者を雇用している事業所は44.6%と昨年より5.6ポイント減少し、過去6年間で最も低いとされていますが、全国的傾向としては、パート労働者そのものも、雇用している事業所の実数、その割合のいずれも増加しているものと考えますが、本市の状況がこれと逆の傾向を示している原因は何か、ご見解を求めます。

もし、その原因が倒産や廃業によって、正社員、パートを問わず、雇用の場そのものが失われている結果だとすれば、正に本市の雇用状況の厳しさを象徴するものであり、この解決をこそ真っ先に急がなければならないと考えますが、重ねてご所見を伺います。

しかし、パート労働者の増加は、正社員の削減、人件費切詰めというマイナス要素ばかりではなく、一定量の仕事を多くの人が分け合うという本来のワークシェアリングとしての意味もあり、正社員との賃金格差の是正など一定の改善を進めることによって、将来的、長期的には雇用問題解決の有効な施策ともなりうるものと考えます。

女性の社会進出、高齢化の進展という流れの中で、パート労働のウエートは長期的に見て高まる可能性が強いと思われますが、一日の労働時間が比較的長く、週労働日数も一般の労働者とほとんど変わらないパート労働者が多い本市の実態から見て、本市の労働行政に求められるパート労働者への施策として、「同一労働、同一賃金」の原則に基づいた一般労働者との処遇・労働条件の均衡確保を図るための独自の制度づくりを考えるべ

きではないかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

また、国の「中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金」の本市における利用状況についてもお示しください。

次に、去る11月11日、人種差別撤廃条約違反の有無などをめぐって、本市と本市の入浴施設を経営する会社が訴えられていた問題で、札幌地裁は入浴施設を経営する会社に対して 300万円の損害賠償を命じ、本市の責任については、訴えを退ける判決を下したとの報道がありました。

まず、この判決の概要と本市としての受止め方をお伺いします。

次に、訴えは、市に対して、強制力や罰則の伴う差別撤廃条例を制定しなかったことによる損害の賠償を求めるものでしたが、判決は、本市が人種差別を禁止し終了させる義務を負うとしても、政治的責務にとどまり、個々の市民との間で法的義務を負うものではないとして、条例を制定しなかった不作為の違法性を問うことはできないとしています。

しかし、これは、逆に言えば、本市は、条例制定以外の活動も含めて、市民全体に対して、市の裁量の範囲において人種差別を禁止し終了させるために有効な施策をとる政治的責務を負うということでもあります。本市に限らず、外国人の流入は全国的に問題となっており、浜松市の提案で発足した「外国人集住都市会議」は、昨年、「浜松宣言及び提言」をまとめ、本年11月、東京会議を開催し、国に対し外国人との共生を目指す基本方針を策定し、省庁間で足並みがそろわない外国人政策を総合的に調整する組織の設置を求めるアピールを採択しています。

我が党は、生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義を掲げ、宗教をはじめ、思想、信条、人種、国籍、社会的身分、経済的地位など、あらゆる差別に反対しています。本市も、今回の経験を生かす意味で、人種差別や外国人差別を一日も早く全廃させるために、国連人種差別撤廃条約に盛られた自由権的な権利のみならず、社会経済的及び文化的権利、輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等、一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利など、社会権、生存権のプログラム規定を取り入れた「人種差別撤廃都市宣言」を、努力目標的な意味合いも込めて制定することについてご見解を求めます。

次に、朝里・新光地区の住民のみならず、多くの市民の要望である、東南部地区へのコミュニティセンターの設置についてお伺いいたします。

まず、場所については、国道5号朝里十字街に広大な市有地の更地になっている土地がありますが、この利用方針についてはどのような検討をされているのか、お示しください。

次に、コミュニティセンター建設用地の備えるべき必要条件と、現状で可能性のある場所をお示しください。

また、コミュニティセンター建設には多くの手続が必要になると考えますが、そのおおよそのスケジュールと建設の時期についてお知らせください。

機能については、音楽会や演劇の上演できる多目的ホール、会議室、集会室、体育館、児童館、また読み聞かせなどのできる児童書、絵本なども備えた市立図書館の分館的な位置づけの図書室、さらに、公営住宅やマンションなどの居住区画や、老人福祉施設の併設などいろいろな要望について、その可能性を検討すべきと考えますが、ご見解を求めます。

また、利用者の動線を見た場合、主な利用者の直前の出発地としてはどのような範囲を想定されているのか、お示しください。

その場合、距離的には比較的近くにありながら、直通のバス路線がない望洋台方面からのアクセスについて

はどのようにお考えか、ご所見をお示してください。

この問題については、自家用車は相当普及したとはいっても、子育て最中の比較的若い主婦層、また高齢者世帯にとって路線バスへのニーズは依然として無視できないものがあると考えます。それどころか、これらの層は、今後の本市のまちづくりを考えると、人口減対策、産業政策、福祉政策などあらゆる行政課題において、そのニーズに対して最優先で対応すべき人々ではないでしょうか。

朝里・望洋台間の路線バス運用については、北海道中央バス株式会社による2回の実験運行の努力に対し、その市民ニーズへの誠実な対応に深く敬意を表するものであります。

その上で、地域要望で求められていた国道5号を運行する路線との接続の問題については、実験運行以前から朝里・望洋台間単独の路線としてはどうしても利用者が限定されざるをえないという懸念は、多くの関係者から出されていました。しかし、バス事業者としては、実験運行という意味では単独路線として切り離して運行しても、国道5号との接続便の利用者の推計は計算上で可能なので、本運行での接続については別途に検討したいとの意向が示されていました。

しかし、実験運行での乗車実績が大幅に見込みを下回ってしまったために、接続についての検討にまで至らなかった経緯があります。したがって、今後、朝里・新光方面に利用頻度の高い公共施設ができた場合、また、望洋台の開発、造成が更に進み、居住人口が相当増えた場合などには、桜・望洋台地区と新光・朝里方面とを結ぶ路線について検討する余地はあると考えます。

さらに、従来の手宮発新光町十字街行き、高島三丁目発桜町行き、小樽駅前発望洋パークタウン行きなどからの乗換えについても乗継ぎ券等で対応し、極力、利用者の料金負担の増加を抑えるべきと考えますが、ご所見を求めます。

次に、芸術文化振興条例の制定に関して伺いをいたします。

国は、昨年、文化芸術振興基本法を制定し、「文化芸術団体が個人や民間団体、企業などから寄附を受けやすくする税の優遇措置などの施策を講ずるよう努めること」、「芸術家の育成」、「高齢者や青少年、心や体に障害を持つ人の文化活動の充実」など幅広い推進施策を盛り込むと同時に、地方公共団体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し実施すること」を求めています。

現下の深刻な社会経済状況から、ともすれば芸術や文化の振興は等閑視されがちで、財政面でも、新規事業や施設の充実はおろか、既存の事業についても削減の危機が叫ばれております。むしろ、このような深刻な社会状況であればあるほど、芸術や文化の振興はその必要性を増してきており、早期の条例制定を求めますが、ご所見をお示してください。

確かに、財政的に厳しい中での施策にいろいろな制約や限界があることは認めざるをえませんが、現在ある施設や人材の活用方法を工夫して、余りお金をかけずに思い切った芸術文化施策を今こそ打ち出していくべきときではないかと考えます。例えば、既存の施設、建物を文化団体などが使用するとき、夜間あるいは明朝までの使用を認める、又は使用料を思い切って引下げる、あるいは、無料にする。また、単に会場を貸すだけではなく登録ボランティアなどを活用して使用目的に応じた工夫、指導者やアドバイザーをあっせんするなどの積極的なサービスを工夫してみてもいいのではないでしょうか。箱物を新しくつくるのではなく、今ある施設、今小樽にいる人材を、官も民もフル活用して、新しい小樽の文化を切り開いていく出発点とすべきと思いますが、ご見解を求めます。

昨年の第4回定例会の我が党の代表質問に対し、市長は、芸術文化関連事業の果たすべき役割は大きいもの

と考えるので、基本的には21世紀プランの実施計画に沿った形で予算措置を行っていくと述べられております。平成15年度までの21世紀プラン第2次実施計画には、施策の体系として3分野10項目20事業が上げられています。平成15年度予算においては、基本的にどのようなお考えで臨まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、芸術文化振興条例の制定を見通したとき、国の基本法が求める「自主的かつ主体的に、その地域に応じた施策を策定し、実施する」ためには、その施策の総合的かつ計画的推進のため、長期にわたる施策の大綱について芸術文化振興基本方針を定め、また、主な事項については、基本計画の策定が必要になると考えます。この点では、現在の21世紀プランで、2007年度、平成19年度までの基本計画には盛り込まれていて、第2次計画では見送られている博物館や美術館、文学館の新館建設に向けての取組なども、今後21世紀プランとの整合性をとる中で検討していくべきと考えます。

いずれにしても、21世紀プランの基本計画を踏襲するにしても、新たな芸術文化振興基本計画を定めるにしても、従来から社会教育施設を管理し多くの文化団体などとの窓口となっている教育委員会や、庁内各部局間の調整を行い、事業相互の調整や欠落している部分を補うなど、計画を全体として推進するための専門の組織体制が必要になるのではないかと考えますが、市長のご見解を求めます。

この項の最後に、本市の総合的なまちづくりを展望した上で、芸術文化振興の方向性として、文化と経済がともに発展する場の創出という観点からお伺いいたします。

芸術文化の境界領域として、印刷・デザイン、家具・室内装飾、木工・金工、陶芸・ガラス陶芸、服飾・染色などいわゆる産業工芸は、その作品が芸術的な営為の所産であると同時に、実用的な使用価値を持つ商品でもあるという意味で、芸術文化振興が同時に一定の産業振興の意味も持つ特別な分野であると考えます。

本市は、歴史的に多くの職人的な技能が集積しており、小樽職人の会が中心となって、第1回全国職人学会を開催するなど、全国レベルで発信可能な技能集約的な産業を育成する基盤はできているものと考えます。この際、このような分野に必要な情報や資材、設備などを提供し、共同利用できる教育研修施設などを公的に整備すべきではないかと考えます。本市単独の事業として難しい場合は、道や国の地場産業施策の導入などの検討はできないか、ご見解を求めます。

最後に、自然再生型の河川整備についてお伺いいたします。

去る11月19日の衆院本会議において、自然再生推進法案が可決いたしました。これは、我が党が、今年1月、法案の要綱を独自にまとめ、その後、与党3党の「環境施策に関するプロジェクトチーム」で協議し、今国会に議員立法として提案しているもので、参院での審議が順調に進めば年内成立、明年1月の施行となる見込みです。内容としては、河川、湿原、干潟、藻場、里山などの自然再生事業について、省庁や担当部局が複数にまたがる縦割り行政の弊害を取り除き、計画段階から地域住民やNPO、専門家、自治体などが参加する地域主導の新たな事業と位置づけ、地域に密着した維持管理などに住民、NPO、自治体などが協力して取り組む道筋を明確化するものです。

本市では、主に河川の利活用の面として、蘭島川、勝納川、朝里川が「子どもの水辺」に選定、登録され、小中学生の体験学習、総合学習などへの幅広い活用が目指されております。ハード面の整備としては、蘭島川が旧建設省の「水辺の楽校」としての指定を受けて、地域住民などによる協議会を設けた形での改修整備が完了しており、勝納川については、北海道によって、現在、第2期運河から奥沢水源地下流までの河川再生事業が行われています。朝里川については、現在、北海道による整備事業に向けた地域団体や本市関係部局、道などから成るワーキングチームが整備の方向性や内容について検討を重ねています。国や道とのかかわりの中で、

本市域で今後取り組まれる河川再生事業について、再蛇行化や自然護岸の回復、流域の植栽や生物相の復元など、自然再生事業に取り組むに当たっての市としての考え方を示してください。

その上で、これから整備が検討されている朝里川については、洪水などの水害防止の観点からは、朝里ダムによって常に水量がコントロールされており、再蛇行化や自然な川岸に戻す整備を行ったとしても防災上の危険は少ないものと考えますが、ご所見をお示ください。

そうだとすれば、他の条件、例えば土木技術的条件、環境保護上又は生態系の上からの検討、地域の協力、財政的条件などがクリアされれば、朝里川については自然再生型の河川整備が望ましいものと考えますが、ご所見をお示ください。

以上、再質問はいたしませんので、明解なる答弁を求めます。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成15年度予算編成方針と財政健全化について幾つかお尋ねがございました。

まず、市税収入であります。また不確定な要素もありますけれども、個人市民税の動向を勘案いたしますと、市税全体では予算に比べ2億5,000万円を超える減収になるのではないかと考えております。その理由といたしましては、高齢化や景気低迷による納税義務者の減少や、市内の総所得金額の減少などが考えられます。

また、平成15年度の見通しであります。市内の景気動向や雇用情勢を考えますと、市民税の増加は見込めず、また、固定資産税につきましては評価替えの影響もありますので、市税全体としても大変厳しい状況になると考えております。

次に、地方交付税であります。特別交付税の今年度の金額はまだ決まっておりませんが、普通交付税の算定は終わっており、予算に比べて約2億3,000万円の減少となっております。その主な理由といたしましては、基準財政需要額の算定基礎であります単価が、地方歳出の見直しの影響で予想以上に引き下げられたためであります。

また、平成15年度の見込みであります。現在、地方交付税制度の見直しが議論されており、総務省と財務省の考え方にも大きな隔たりがあるなど見通しがつかない状況にありますけれども、交付税の原資であります国税が落ち込む中での増額は期待できないものと考えております。

次に、平成14年度の収支見通しであります。本定例会補正後の予算では約5億7,000万円の収支不足を減債基金の繰入れで補てんする形となっております。今後、市税収入や交付税で5億円近い減収が見込まれますし、消費の低迷から地方消費税交付金の減少なども予想され、不用額などを考慮いたしましても平成14年度の収支不足は10億円を超えると予想されます。

次に、平成15年度の不足財源であります。現在、各部で予算見積り作業を行っており、また、平成14年度の収支状況にも大きく影響されますので、お答えできる段階ではありませんが、財政健全化計画の収支見通しでは約45億の収支不足と見込んでおりますし、基金の残額も考えますと、かなり厳しい状況であると考えております。

次に、平成15年度の予算編成の方針と考え方あります。予算編成方針にもありますとおり、一般財源が

大きく減少し、基金も底をつく状況でありますので、各部で取り組んでまいりました事務事業の見直しや、財政健全化緊急対策会議での検討内容を確実に反映させ、収支のバランスをとっていくことが大きな課題と考えております。また、財源が大きく落ち込む中で、従来のような個別事業ごとに査定し積み上げていく方法での編成は難しく、各部の裁量により、めり張りをつけた調整を行った上で予算要求に当たる必要があるため、一定の予算枠の配分を行ったところであります。今後、各部から提出された内容についてヒアリングを行いながら、予算編成を進めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の具体的な道筋であります。本市の置かれております厳しい財政状況の克服は、職員はもちろんのこと、議会や市民の皆様の理解と協力なしには不可能と考えますので、現在取り組んでおります事務事業の見直し項目などがまとめ次第、議会や市民にお示しをし、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

また、その結果としての健全化の道筋も同時にお示しすることも重要と考えますので、その作業も併せて行っているところであります。

いずれにいたしましても、健全な財政環境をつくり上げることが当面する最大の課題と認識し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社についてのお尋ねであります。取得後5年以上の土地は7か所ありまして、面積が約4万1,700平方メートル、金額が約4億2,800万円で、全保有地に対する割合は、面積が91.1%、金額が70.5%となっております。

次に、保有地の売払いの制限であります。土地開発公社としては、将来の公共用地確保のため、市からの依頼により取得しておりますので、原則として市以外への売却は想定いたしておりません。

しかし、公社としては、取得後、市としての利用見通しが薄れ売り払う場合は、まず、国や北海道に取得意向を確認し、意向がなければ個人や事業者に売り払うことができます。

次に、長期保有の改善であります。土地開発公社としては、今年度、赤岩1丁目保有地の9区画を民間に売り払うこととし、これまで7区画、約1,460平方メートルを処分し、更に引き続き、残る区画の売払いに努めていると承知しております。

また、今後の見通しであります。公社所有地につきましては市の買戻しが前提となりますが、その利用見通しが薄れ買戻しが難しくなった土地につきましては、公社と市の協議の下に売却を検討していかなければならないものと考えております。

次に、公社の存廃についてであります。昨今の経済情勢から用地の先行取得の意義が薄れてきております。しかし、今後の補助事業の実施に当たり、公共用地を公社で先行取得することが必要になる場合もありますので、当面は存続する必要があると考えております。

次に、雇用・失業対策について何点かお尋ねがありました。

まず、非自発的離職者が多い産業分野であります。平成14年4月から9月までのハローワーク小樽の産業別雇用保険適用状況調べによりますと、卸小売業、飲食店に続き、製造業、サービス業の順となっております。

次に、成長分野への労働力の誘導であります。本市の産業は多種多様な業種が小規模な形で集積している構造にあることから、大きな労働力を吸収できるような分野や誘導の具体策を明らかにすることは困難であります。雇用促進助成を受けて進出している企業が多い食品製造・加工産業のほか、低迷する本市経済の中にあって比較的元気のよい観光関連産業、本市の高齢化に対応した福祉・医療関連産業などがより一層成長する

ことにより、雇用の創出が図られることを期待いたしております。

次に、民間の労働者派遣業や職業紹介業についてであります。ハローワーク小樽によりますと、平成13年度は職業紹介業2事業所、平成14年度は職業紹介業1事業所、職業紹介兼人材派遣業1事業所となっております。稼働状況につきましては、平成13年度実績で申し上げますと、求職登録者数166人、そのうち一般職業紹介51人、臨時日雇い紹介延べ7,784人ということでありました。

次に、職業訓練や離職者雇用等への奨励金・給付金制度についてお尋ねございました。

まず、職業訓練の場を提供した事業主への助成についてであります。主なものとしては、国の職場適応訓練助成や再就職促進講習給付金助成等の各制度があり、利用状況につきましては、この二つの制度を合わせて、本市では平成13年度、14年度ともに5社が利用していると聞いております。また、離職者を雇い入れた事業主への助成制度としては、国の新規・成長分野雇用奨励金及び能力開発奨励金、緊急雇用創出特別奨励金等の各制度があり、三つの制度を合わせた平成14年度の利用状況は、北海道全体で申請件数569件、決定件数489件と聞いております。

次に、受講者への奨励金等についてであります。主なものとしては国の職業訓練奨励金や新規成長分野能力開発受講奨励金があり、平成14年度の利用状況につきましては、前者がパソコン講座や介護・医療講座など282人、後者がＩＴコンサルティング科やＯＡ経理科など17人とのことです。利用上の問題点につきましては、これら制度全体に言えることとして、申請から給付までに数か月を要することについてのクレームが寄せられており、各関係機関ともに改善に向け努力していると聞いております。また、制度の周知等につきましては、ハローワークとしては関係団体や地方自治体に対しパンフレットの配布や広報機関誌等への掲載をお願いし、ＰＲを図っていると聞いております。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金事業であります。平成14年度の計画で申し上げますと、10事業、総事業費8,191万円、雇用者数75人、うち新規雇用者数62人となっております。

次に、パートタイム労働者であります。まず、小樽市労働実態調査によると、パートタイム労働者が全従業員に占める割合は全体として逡増傾向にありますけれども、雇用する事業所の割合は逡減傾向にあります。この調査だけでは明確な原因を把握することはできませんが、全従業員数に占めるアルバイトの割合が増加していることから、雇用形態がパートタイムからアルバイトに移行していることや、本市の事業所の大宗を占める小規模な事業所での雇用が減少していることなどが考えられますので、今後、関係機関と協議しながら雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、パートタイム労働者に対する独自の処遇制度についてであります。我が国のパートタイム労働者の適正な労働条件の確保につきましては、現在、国の研究機関において、我が国のパート労働市場が賃金制度などの点で欧米と異なっているという実情に配慮し、いわゆる日本型均衡処遇ルールの導入を盛り込んだ報告書がまとめられたところであります。パート労働者の処遇改善は重要なことと認識しておりますので、今後とも、こうした国の研究の成果等を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金の利用状況であります。21世紀職業財団によりますと、現在、市内では平成12年度に申請した1社が3年間継続して助成を受けているとのことあります。

次に、「外国人入浴拒否訴訟」の判決概要と本市の受止め方であります。11月11日に札幌地裁でありました判決では、入浴施設経営会社に対しては、外国人の一律入浴拒否は不合理な差別で、社会的に許容される限度を超えた不法行為であるとして、原告3人に対し計300万円の支払いを命じるとともに、小樽市に対しては、

違法と言うべき不法行為は認めがたいとして、原告の訴えを棄却する内容でありました。判決理由の中では、地方自治体である小樽市が、国と同様に、人種差別を禁止し終了させる義務を負うとしても、それは政治的責務にとどまり、個々の市民との間で具体的な人種差別を禁止し終了させることが法的に義務づけられるものではないこと、また、小樽市は外国人一律入浴拒否を中止させるための諸施策を実行してきており、現法制下において小樽市が行った諸施策以外の有効な施策は想定できないから、小樽市の不作為は認められないとの判断が示されました。

市といたしましては、このたびの判決は妥当なものと考えておりますが、今回のような事件が発生したことについては非常に残念なことと思っており、今後とも、人種差別をなくすための必要な施策を、関係機関とも協議しながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、「人種差別撤廃都市宣言」の制定であります。人種差別や外国人差別をなくする有効な施策については限られており、その中で人種差別撤廃都市宣言を制定することは、小樽市の姿勢を示すという意味合いはあるものと考えますけれども、このような差別を生じる根本には、個人の意識の中に外国人に対する偏見があり、これを解消しない限り差別はなくなるものと考えております。市といたしましては、これまで、外国人入浴拒否問題に関し、国際交流関連団体連絡会議の開催や法務局との意見交換、さらに、ホームページ、広報誌による啓発など、市民の理解と協力を求めるための啓発活動を行ってまいりましたが、今後とも市民の差別意識解消に向けさまざまな啓発を行うことが当面最も重要であると認識しておりますので、人種差別撤廃都市宣言の制定につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、東南地区のコミュニティセンター建設に関連しまして何点かご質問がありました。

まず、朝里共同住宅跡地の利用方針についてであります。現在、普通財産としての管理であり、基本的には将来の有効活用を念頭に置き、民間等への売却は考えておりません。また、コミュニティセンター建設用地としての条件は、その機能により異なりますが、一定規模の面積や交通アクセスなどの地理的な優位性も条件となりますことから、朝里共同住宅跡地は有力な候補地と考えております。

しかしながら、本市の財政事情からいって、現時点で調査費を計上することや建設時期を明確にすることは難しいものがありますが、地元の皆さんの強い要望を真しに受け止めながら、事業手法も含めた検討を進めてまいりたいと思います。

なお、コミュニティセンターの機能につきましては、計画方針が定まった時点で、住民要望、行政としての必要施設に何があるか等、あらゆる角度から検討しなければならないものと考えております。

次に、朝里十字街にコミュニティセンターが整備された場合の桜・望洋台方面からの交通アクセスであります。両地区を結ぶ路線バスの運行につきましては、さきほどご指摘がありましたように、北海道中央バスが平成12年、13年に2回の実験運行を行っておりますけれども、実際の利用は運行経費を賄う利用人員予想を大幅に下回り、路線開設はできなかったと聞いております。今後、ご質問のコミュニティセンターの建設や周辺地域での大規模な宅地開発などにより、利用客の増加が見込まれる場合には、改めて同社に話をしてみたいと考えております。また、既設路線との乗継ぎについても、その可能性について要請してまいります。

次に、21世紀プランの実施計画に盛り込まれております芸術文化事業と平成15年度予算についてであります。基本的には、昨年の第4回定例会でご答弁いたしましたとおりでありますけれども、それぞれの事業につきましては、予算編成の中で全体的な見地から判断してまいりたいと考えております。

次に、計画推進のための専門の組織体制であります。現在、行財政健全化対策としてすべての事務事業に

について緊急性、重要性などから見直しを進めており、今後、市の組織・機構の全体的な見直しについても検討することにしておりますので、専門の組織体制については、その中で総合的に検討してまいりたいと思います。

次に、産業工芸分野の振興のために共同利用できる教育施設などの整備であります。NPO法人として昨年6月に発足した北海道職人技塾大学校では、小樽職人の会や小樽染紋塾などの職人団体が中心となって、職人業の研さんや後継者の育成などを目的に、市内の既存施設を活用して物づくり職人活動を展開しております。

本市におきましては、さまざまな産業分野で実用的な中にも芸術性を持った製品が数多くつくられておりますが、これらを含めた幅広い産業振興を図ることは、地場産業の振興、発展のためには重要なことと考えております。ご提言のありました情報などを提供し、共同利用できる教育施設の設置につきましては、市として単独で建設することは難しいことから、国や道の施策の中で実現が可能かどうかを含め検討してまいりたいと考えております。

次に、自然再生型の河川整備であります。河川の整備に当たっては、災害の防止や軽減などのほか、自然環境や親水性、景観などに配慮した整備が求められています。現在、小樽市域の河川においては、北海道の事業により、勝納川の整備が進められております。また、朝里川につきましては、平成15年度からの整備予定と伺っており、この整備に当たっては、計画段階より、住民や小樽市、関係団体などが参加したワーキング形式により、幅広い意見を取り入れた自然環境、親水性、景観などに配慮した計画となっております。実施に当たっては、可能な限り自然護岸の回復、流域の植栽や生物相の復元などに配慮するとともに、市民の憩いの場として親しめる河川整備を要望してまいりたいと考えております。

次に、朝里川の再蛇行化や自然な川岸に戻す整備であります。議員ご指摘のとおり、朝里ダムは水量調整が可能なことから、防災上の危険は少ないものと考えております。整備方針については、ゾーンを定めて自然を育てるなど自然環境に配慮し、現状河川を利用した計画と伺っております。朝里川については、古くから川幅が狭く、急流な箇所もあり、大きな蛇行河川でないことから、再蛇行化は難しいものと考えております。

次に、自然再生型など望ましい朝里川の河川整備であります。四季折々に朝里川に集い憩うための親しみの持てる河川空間づくりを目指しており、既存樹木の保全、緑豊かな植栽などの整備方針となっております。

市といたしましては、朝里まちづくりの会をはじめ、地域の協力や財政的な問題など諸条件が整うのであれば、自然環境に配した自然再生型の河川整備は望ましいものと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

まず、芸術文化振興条例の早期制定についてであります。現在のように深刻な社会情勢、経済情勢にあっても、芸術、文化の振興は必要であるとの認識を持っております。道内においては、昨年、国が制定した文化芸術振興基本法を受けて、苫小牧市がいち早く条例を制定いたしました。その事例や策定時の体制などについて、今後、研究してまいりたいと考えています。

次に、お金をかけない芸術文化施策についてですが、既存の施設や建物の利用についての工夫や人材の活用など貴重なご提言をいただきました。使用料の値下げや無料化は、現在の財政状況の下で難しさがありますが、利用者に対するサービスにつきましては、そのニーズに応じて工夫を凝らしていくことは可能であり、できることから少しでも進め、小樽の文化に資するよう努めてまいります。

以上であります。

- 議長（松田日出男） 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時30分

- 議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

- 23番（武井義恵議員） 平成14年、締めくくりとなる第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

まず、山田市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

昨年4月に小泉政権発足以来、各種の景気指標は悪化の一途をたどりながら平成15年を迎えようとしています。株価は、バブル崩壊以来の最安値を更新し、とうとう19年ぶりの低水準となり、さらには、企業倒産は2万件を、自己破産は16万件を超えるに至りました。いずれも過去最悪の状態であります。その一方では、国債は増え続け、健康保険法改悪などで国民の負担も1.5兆円増大する結果となりました。したがって、国民の将来への不安は増幅するばかりであります。このことは、市民生活のみならず、地方自治体においても、行財政運営は死活をさまようところにまで厳しさを増している現状にあります。

このような状況の中で、山田市長は、このたび2期目に挑戦する決意を表明されました。市民は、ほっと胸をなでおろしていることと思います。

山田市長は、新谷前市長の後を受け継いだ政策課題の解決に死力を尽くしてまいりました。具体的には、少子高齢化対策や市長への手紙並びに出前講座の開催など、市民に開かれた市政に真っ向から取り組んでこられました。このことに対し、民主党・市民連合は、心から敬意を表するものであります。

現在、開会中の経済国会と言われる臨時国会の実態や、今まで述べてきた情勢から考えた場合、このたびの臨時国会は小泉不況国会と呼んだ方がふさわしいと我が党は思うのであります。なぜなら、地方自治体を取り巻く環境は、今後ますます厳しさを増すことの予想はかたくなからであります。かような国政の影響を受け、小樽市においても、財政状況は危機的であり、これまで経験したことの無い難しい局面を迎えることは必至であります。

山田市長は、平成14年第1回定例会に当たっての施政方針演説の中で、このような苦しい時代こそ、足元をしっかりと見据え、個性を発揮しながら、豊かさやゆとりのある地域社会を創造しなければならないと決意を述べておられますが、まことに心強い限りであります。

そこで、幾つか質問させていただきますが、豊かさやゆとりある地域社会の創造とは、どのような社会を想像されておられるのか、具体的にお示しください。

次に、深刻な人口減に歯止めをかける政策は、小樽市のみならず、北海道全体の課題でもあります。

市長は、若者定住政策やふれあいパスなど、このまちに住んでよかったと思われる諸政策を実施してまいりましたが、いまだ人口減には歯止めがかかるまでに至っておりません。市長は、今後、人口減対策としての妙薬をお持ちでしょうか。お持ちでございましたなら、お教え願いたいと存じます。

さらに、向こう3か年間で150億円もの財源不足が本市において予測されるとすれば、全国の3,288の地方公共団体の中で第1号の赤字再建団体になるのではと、危機感を抱いている一人であります。このことは、来春の市長選挙で山田市長以外のどなたが立起しても、この財政難を避けて通るわけにはまいりません。市長は、2期目立起に当たって、この財政難対策にどのように対応するお考えか、お聞かせください。

また、市長は、これまで、行財政改革の推進策として行革推進本部や財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、思い切った改革を断行して経費の削減に努力されてまいりましたが、このことは、逆に消費経済への影響や税収減などにも影響を及ぼす結果となるのではと思われますが、いかがでしょうか。目先の政策としてはよいとしても、将来に向けての影響を考えたときに、必ずしもよい政策とは言えないのではと危ぐをするものですが、いかがでしょうか。

このたび提案されました職員、特別職などの賃下げ対策も同様のことが言えるのではと思いますので、感想のほどをお伺いいたします。

次に、中国の主要港湾都市との姉妹都市の提携についてご提起申し上げますので、市長のご見解をお伺いいたします。

小樽市は、現在、ナホトカ及びダニーデンとの姉妹都市の提携をいたしており、友好を深めてまいりました。いずれの都市も、港湾都市として貿易が取り持つえにしと心得ております。

小樽市は、今年9月18日に、約40年ぶりに中国航路が復活いたしました。その小樽 - 中国定期コンテナ航路開設の祝賀会を、経済界、市民団体並びに議会関係者154名のご出席の下で、「コンテナ航路が小樽と中国主要都市とを結びます」を合い言葉で盛大に挙行されました。このことは、一時的な祝賀会ではなく、小樽市民がこぞって喜び合ったことを意味するものと思います。

今年は、日本と中国との国交正常化30周年であり、小樽市制80周年の節目の年でもあります。また、国内総生産で見ると、日本は米国に次いで世界第2位であり、中国も第6位の大国であります。世界貿易機関加入を果たした中国と日本との昨年の貿易総額は、約890億ドルに上りました。30年前の80倍に拡大している一衣帯水の隣国であります。このような隣国に着目した市長は、自らポートセールスを行って誘致されたコンテナ航路だと伺っております。また、新日本海フェリーの敦賀航路廃止直後であっただけに、市長も万感の思いが去来しておられることとお察ししているのであります。

したがって、その中国の寄港地である大連、青島、上海などの中国を代表する港湾都市の中から姉妹都市を提携し、環日本海の新しい時代を築くことは、市制80周年記念の節目の年にふさわしい発想だと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、平成15年度予算編成方針についてお尋ねいたします。

小坂助役は、去る10月30日付けの庁通達第4号で平成15年度予算編成方針を通達され、その中で、現下の地方財政は、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少等により、収支不足と借入金残高が増大するなど極めて厳しい状況に直面していると地方財政の現状を分析しております。その上、国と地方の役割分担に応じた事務事業及び税財源の配分が地方分権改革推進会議で審議されており、地方分権に向けての大きな流れは確実に進行していると現状認識を示されておられます。

しかし、責任のみ押しつけて財政の伴わない地方分権との悪評のささやきも聞こえてくるのも事実であります。

市長も、助役と同様に、国と地方の役割分担に応じた税財源の配分に向かって審議が流れていると素直にお

考えになっておられますでしょうか。まず、ご所見をお伺いいたします。

次に、概算要求基準において、国、地方を通じた行政のスリム化を実現する観点から、地方においても国の方針と歩調を合わせつつ歳出の徹底的な見直しを図り、地方公共団体には今まで以上に平成15年度の行財政改革が求められているとも述べられております。このことは、平成14年度までの行政改革で見た場合、例えば人員削減ですが、退職者の不補充など直接に血の出ない改革を断行してまいりました。しかし、本年度は、歳出を徹底して見直すためには、手段を選ばず、真赤な血が流れることもいとわないとのことでしょうか、お考えをお示しください。

また、本市においては、依然として厳しい経済・雇用情勢から、歳入では、平成13年度に減収へ転じた市税は平成14年度も更に減収が見込まれることに加え、国の構造改革に伴い地方交付税の伸びが期待できないことから、一般財源の確保は極めて厳しい状況にあると2か年の経過を述べられた後、特に平成15年の収支不足額45億円の解消は緊急かつ当面する課題であり、従来どおりの手法での予算編成は困難であるとも述べておられます。さらには、歳入歳出のバランスを考えると、厳しい予算枠を設定せざるをえないとまで述べており、この言葉には重大な決意の一端をうかがわせるようにも聞こえてくるのであります。

したがって、これらに対する具体的な手法としては、職員、特別職などの給与、報酬の削減にとどまらず、他の手段、例えば公共料金の値上げとか扶助費の切捨て、ごみの有料化などを考えているのではないのでしょうか。従来どおりの手法ではできない手法を具体的にお示しください。

次に、財政健全化緊急対策会議において、健全化に向けた取組を鋭意進めており、近く具体的な方針を決定するとしておりますが、いつごろまでに方針を明らかにするお考えなのか、ご答弁願います。

また、ごみ焼却炉のダイオキシン排出基準が今月1日より大幅に強化されることに伴い、地方自治体の一般廃棄物処理において小型炉から大型炉への転換が全国的に急速な進展を見せていることが、環境省のまとめで11月21日までにわかりました。北しりべし広域連合も、当初計画では80トン級の3炉計画でありましたが、6市町村で1日に排出される可燃ごみが196トンと推定されたことから、技術等検討委員会より100トン級2基への大型化に計画変更されたと伺っておりますが、北しりべし広域連合の母体の長である市長として、その理由と財政効果をお示しください。

次に、第三セクターである石狩開発の今後の対策についてお尋ねいたします。

石狩開発は、昭和39年に、民間企業として資本金2億円をもって設立された第三セクター会社ですが、約650億円の負債を抱え、10月31日に民事再生手続に入り、さらに、11月8日に債権者説明会を開き、再生計画策定案が平成15年1月27日に向けて本格的に動き出しました。

しかし、債権放棄額などをめぐって道と金融機関との考え方に大きな離れがあるため、1月27日の提出期限の先送りを地裁に申し出るケースがあるとも報じられております。予断は許されない事態に至っております。

これまで石狩開発が分譲した実績は、全体で60%に相当する729社に上っております。そのうち、操業している企業は571社に及んでおるのであります。また、小樽市域での実績は44%の分譲実績と伺っております。しかし、平成12年、13年の2か年で、石狩湾新港地区には立地条件のよさなどから7社も企業の進出が出ているのであります。

このような情勢の中で、再生されることを願いながら、今後、最悪の事態に陥った場合、既誘致企業への流通及び工業団地へのサービス提供はどかが担うのでしょうか、お聞かせください。

我が党としては、分譲した44%の実績を持つ誘致企業に対しては、当初、石狩開発が示したサービスの提供

については、何としても、市が責任を持っても、手を尽くすべきだと思いますが、ご見解をお示しください。

次に、坂の街おたる冬プランについてお尋ねいたします。

平成元年3月に策定された新総合計画の施策大綱の中に冬のまちづくりが掲げられ、その施策の具体化に向けて平成元年11月に産・学・官・民の有識者17名から成るおたる冬のまちづくり研究会が設置され、平成3年3月に坂の街おたる冬プランが報告書として市に提出されているのであります。これを受けて、市の内部に設置された関係部局から成る坂の街おたる冬プラン策定委員会と具体的な検討が重ねられて、おおむね10か年を目途とする総合的な雪対策計画として策定されたのが坂の街おたる冬プランであり、昨年がその10年目に当たることから、既に、本市の冬プランは、研究も含めて、すべて完了していると思いますので、以下、何点かお尋ねいたします。

まず、この冬プランでは、路側に積み上げられた雪によって歩道幅員が狭あい化し、歩行者の擦れ違いも難しくなり、また、坂道では路面の凍結によって歩行の維持と歩行者交通の安全性や快適性の確保を図る必要があると、ここでは目標が定められております。このことは、幸2丁目と長橋4丁目の境に位置する市道塩谷線の歩道なども、この坂の街おたる冬プランは示唆しているようにも思われるのであります。

したがって、ロードパトロールに当たっては、歩行困難な歩道への砂の散布の必要性や市道への雪出しなどにも目を向けるよう、監視強化に向けての指導方が必要かと思われますので、お考えのほどをお聞かせください。

また、同プランでは、雪や寒さに配慮したまちづくりの目標として、小樽市のまち並みは幅の狭い道路や坂道が多く、除雪車の進入が不可能な急坂がある。したがって、小樽市の雪問題は、除雪の徹底だけで解決することは難しいとし、そのため、市内の地形やまち並みをじゅうぶんに調査、把握し、除排雪の容易な都市形態や、除雪や積雪があっても都市機能が低下しない耐雪型の都市に向けて長期的な視点で取り組む必要があるとまで述べております。

この冬のまちづくりの方向を読みますと、これは梅ヶ枝山手線などはこの項に適合した内容の道路であると思います。この10年間でどのように検討し、調査の把握をして、住民の不利益を解消する対策を講じたのか、お答えください。

次に、雪捨て場対策についてお尋ねいたします。

市の行った除排雪に関する住民のアンケート調査によりますと、雪捨て場に困っていると答えた人が実に61.1%にも及んでおります。

そこで、提案ですが、雪捨て場ステーションを設けてはいかがでしょうか。これは、小樽市が空き地を選出、指定し、満杯になったところから、市民の連絡により排雪車が取り去る方法で快適な冬を過ごすという手法をご提起申し上げますので、ご検討できるかどうか、お答えください。

もしこの手法にお答えできない場合、市民のアンケートにどう対処しようと考えておられるか、お答えください。

除雪は、市民と行政が手をつなぎ合うところから始めなければならないと思うのであります。特に、住宅地域での雪捨て場の確保について、ステーション方式の採用を強く要望いたします。

また、冬プランでは、作業系による除雪手法を確立するために、モデル坂道を設定し、市としての坂道の除雪や路面管理手法の開発を行うことを提案すると書いてあります。この10か年間に、モデル坂道を設定して研究されたことがあったのでしょうか、もし設定していなければ、梅ヶ枝山手線などが最適だと思いますが、い

かがですか、お答えください。

さらに、下水処理水や海水を利用した流雪溝構想はどうなったのでしょうか。検討地域は、沿岸域に近い都市部とされておりますが、今までの経過も含め、お示しください。

また、同プランでは、雪に強い公共交通としてバス停の防寒化の必要性を述べておりますが、将来展望も含めて、構想をご教示願います。

さらに、高齢者の交通安全意識の高揚のため、独居老人などへの夜光反射材などを配布するとして、平成8年から13年度まで161万円の事業費を見積もってございましたが、この実績をお答え願います。

次に、梅ヶ枝山手線の陳情第82号関連についてお尋ねいたします。

私どもの任期もあと5か月弱となりました。したがって、この陳情第82号の命も当然5か月となるわけですが、しかし、市民はそこで毎日暮らしていることを見逃してはならないと思います。このような視点に立って、以下、何点が質問いたします。

去る10月30日に、消防署は、10月1日間の決算委員会などで私の質問にこたえたのでしょうか、梅ヶ枝山手線にて消防訓練を行っていただきました。本当にご苦労さまでした。私も現地で、状況見聞をさせていただきましたが、お二人の消防士がホースを肩にあえぎながら登ってきたお姿を拝見して感じたことは、もしも冬期間で、その上、車も登らないような、除排雪が行き届いていなかった場合や滑る道路であったときに、果たしてこの訓練のときのような作業ができるのだろうか思ったとき、背を冷たいものが流れたのであります。雪のないときの訓練でよかったなと思いました。

その一方では、火災は時を選ばないことを忘れてはならないとも感じました。

なお、積雪時や悪天候時を想定した場合、このたびの訓練でよかったと思うのかどうか、今後の対策も含め、お答えください。

また、このたびの訓練と日時などについては、土木部と相談された上でなされたのでしょうか、お答えください。

次は、水道局です。

下水道にあっては、狭い道路を、冬期間、有効に住民が使用できる対策として、いち早く下水マンホールに断熱材を設置していただき、地域住民は大変喜んでおります。地域住民に成り代わり、敏速なご配慮に対し感謝申し上げます。

しかし、環境部は、土木部とも相談して冬季対策を講ずるとの委員会での答弁でしたが、いかなる検討をし、いかなる対策ができたのか、まだわかりません。少なくとも議会の委員会での答弁した約束は守っていただかないと市長も困るのではないのでしょうか。市長は、相談の結果をお聞きしておられるのでしょうか。お聞きしているならば、その相談内容と結果をお聞かせください。

今、この地域住民が他の地へと転居いたしておりますが、特に最近では、小樽市から買い取った額に自己負担で整備した資金なども考慮した額にて不動産業者に売出しをしていられっしゃいますが、なかなか売れません。12月1日から、ここの方は当初の半額で売り出しておられると伺っておりますが、まだ売れていないと伺っております。

このようにして、小樽市が開発して売った条件に偽りがあったため、買い取った市民はせっかくの財産を大きく失うことになっているのであります。この責任は、だれが負うのでしょうか。例えば、生活環境面からだけ見ても、市町村は、一般廃棄物を、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処

分しなくてはならないと定められている廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項に反することに、結果としてなったことに憂いている一人ですが、一日も早く市民が安心して暮らせるように努力してほしいことを申し添えて、この項の質問を終わります。

次に、福祉関連についてお尋ねいたします。

最初に、小樽市の市立・私立保育所に関連して、本定例会に8,190万8,000円の補正が提案されております。

今、市内では共稼ぎの世帯が増えております。それに伴い、小樽市も1歳児未満の保育に努力されて、昨年の4月から、認可保育所のうち16か所で実施している実態であります。しかし、1か所ごとの1歳児までの保育定員が不足いたしており、それに反して2歳児以上の保育定員に余裕がある状況にあります。市民としては、子どもの送り迎えのため、1歳児までと2歳児以上の子どもを一緒に預けたいのです。しかし、2歳児以上の入所が定員割れしていても、1歳児までの定員が不足のため預けられない実態にあり、待機児が増えているのであります。

小樽市としては、保育所への需要の高まりから入所を希望される方が増えておるため、一部においては待機していただく場合があります。市として、今後定員を超える一定限度の受入れの拡充に努め、待機者の解消を図りますと広報おたるにも宣伝いたしております。

しかし、ただいま申し上げましたように、1歳児までと2歳児以上の定員のバランスを図った待機児解消策に向けたご努力をお願いするものであります。

このことは、全国的に見ても、今年の4月現在で2万5,447人、道内では363人の空き待ちであります、そのうち2歳児までの低年齢児が全体の66%を占めていることが明らかになっております。したがって、低年齢児の待機児が小樽市だけでないことを考えると、政策上に問題があるようにも思いますが、いかがですか。定員そのものの内容を見直すときに至っているように思うのですが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、老人問題についてお尋ねいたします。

厚生労働省が、今年10月末に介護保険サービスを行う事業者の経営実態について調査した結果を公表し、それによると、特別養護老人ホームなどの施設や老人保健施設及び療養型医療施設はそれぞれ黒字でしたが、在宅サービスが柱である居宅介護支援や訪問介護は赤字ということが明らかになりましたけれども、本市の場合はいかがでしょう。承知している範囲で結構ですから、お答えください。

また、道内の病院に半年以上入院している65歳以上の高齢者のうち、48.4%の人は、入院治療の必要がなかったのですが、在宅介護が困難だ、通院が不可能だ、転出できる老人施設がないなどを理由としたいいわゆる社会的入院であることが道の状況調査で明らかになりました。

本年4月の医療保険制度改悪で、入院が180日を超えると、病状に応じた14項目の除外規定があるものの、医療費の最大15%がこれまでの自己負担に上乗せされることになり、10月からは実際に負担増になっております。

本市では、社会的入院の実態はどのようになっているか、お尋ねいたします。

また、本年4月に改定される65歳以上の介護保険料は、全国平均では、現行の月額2,911円から330円、すなわち11.3%アップされて3,241円になることが厚生労働省の調査でわかりました。小樽市も、この改正に伴い、現行の3,090円から4,200円ないし4,400円に、すなわち35.9%ないし42.4%程度値上げする見通しということですが、全国平均で11.3%がなぜ小樽市では40%もの値上がりになるのでしょうか、お答えください。

さらに、保険料を引き上げられる保険者は全体の80%弱に上り、保険料の地域格差は現行の2.7倍から7.8倍に広がるということです。小樽市の保険料と全国平均の地域間格差はいかようになっておりますか。そして、北海道34市のうち、どのくらいの位置になるのか、お示ください。

次に、特養ホーム入所待ちの実態についてお尋ねいたします。

道内の特別養護老人ホームの入所待機者が合計で1万5,000人に上ることが、今年8月、介護保険制度導入後、初の道のまとめで明らかになりました。これは、制度導入前の2.5倍以上に増えており、特養ホームへの入所が大変厳しくなっている実態を示したものと思いますが、介護保険料を40%以上値上げをする予定の小樽市の実情はいかがですか、お答えください。

最後になりましたが、教育委員会に、加配問題と、それに伴う校長及び教頭らに対する処分問題についてお尋ねいたします。

そもそもこの問題は、平成5年1月27日に道教委と北教組が交わした確認文書第1項に対する道教委の回答、「定員の加配はその学校における教職員定数の改善に資するもの」という文言が目的外運用を容認すると受け取られ、混乱を招いたものであり、教育現場に一方的に責任を問うものではないと私は思うのであります。

そこで、順次、質問いたします。

まず、以前に示された平成14年3月20日付けの文部科学省の平成13年度の小樽市における指導方法工夫改善定数の取扱いに関しお尋ねいたします。この指導書によると、小樽市内の小中学校に加配された20人中19人分の定数を減ずることにより、当該19人分の義務教育費国庫負担金を減額することとありますが、どのように処理されたのでしょうか、まずお答えください。

次に、平成14年度の指導方法工夫改善定数については、小樽市内の小中学校で実施することとして申請した18人分の定数については、文部科学省では措置しないとあり、追加加配は認められなかったようですが、もし措置が全く認められなかった場合、児童・生徒への教育上のしわ寄せはないのかどうか。また、どのような手だてをとられたのか、お伺いいたします。

今回の処分内容を見れば、意図的な処分行政が先行し、教育現場に責任を押しつけたかのように思われてなりません。この問題の根底は、慢性的な教員不足が原因のように思われます。学校5日制や総合的な学習、絶対評価等、矢つぎばやに繰り出される改革の名に教育現場が翻ろうされ、後手後手に回ったと指摘する声もあります。現場の実態をどのように認識しておられるか、ご見解をお示ください。

市内の42校の小中学校長の半数が懲戒処分という異例な事態に対し、処分の不当さを訴える市民からの意見が強い一方で、父母の間には不透明な学校運営の批判や不信感が根強いこともうかがえるのですが、これに市教委はどうこたえ、父母への信頼回復にどう努めようとして考えておられるのか、教育長のご所見をお伺いします。

次に、今年4月からゆとりを目指して導入された学校完全週5日制についてお尋ねいたします。

完全学校週5日制はゆとりを目指すはずでありましたが、教育改革が1年足らずで全国から次のような悪評が聞こえてまいります。土曜授業がなくなった分、平日の1日が重くなった、6時間授業の日が従来2回であったものが3回になった、学力低下の不安が募り塾に通う日が多くなった、数学や英語などで宿題のプリントや小テストが多くなった、ノートの提出が増えた、したがって、疲労感が募り土曜日は寝てしまう等の、ゆとり教育を目指したはずの一連の教育改革の過程で懸念されていた矛盾が、切実な児童・生徒の訴えとなって現実化しております。

市教委としては、小樽市の実態も含め、これらの声にどうこたえようとしておられるか、お聞かせください。

次に、小中学校教員の市町村の任命権について、教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

文部科学省の調査によると、市町村が給与を100%負担して常勤教員を自前で増員している教員が全国で800人強いる実態がわかりました。このような状況に対し、今後、児童・生徒の個性や能力に応じたきめ細かな教育を目指し、財政負担を犠牲にしても少人数指導を志向する市町村が予想されることから、文部科学省は、2004年度より市町村に教員任命権を与えるための関連法案を来年の臨時国会に提出するとのことですが、市教委はこの措置を歓迎するかどうか、考え方を示してください。これに対して、予算もどうするのかなども含めてお答えしていただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢に関連して何点かご質問がありました。

まず、豊かさやゆとりのある地域社会の創造についてであります。今日、少子高齢化社会を迎える中で、20世紀の日本が追い求めた豊かな経済国家は、その目的が達成されたかに見えましたが、21世紀を迎えた今、多くの課題を抱えていることにも気づきました。私が、第1回定例会で申し上げたかったことは、今こそ生活者の視点でまちづくりを考えるとときであり、これまでの慣例や大都市のまちづくりをまねることなく、小樽としての特徴を生かし、小さな地域社会であっても、ここに住む一人一人が真に安心して心豊かに暮らせるまちと思えるような、そんな地域社会を創造していきたいとの思いからであります。

次に、人口減対策であります。これまでいろいろな場において検討を行い、さまざまな角度からの人口対策を進めてまいりましたが、毎年、人口が減少している状況にあります。

我が国の人口は、ここ数年でピークを迎え、その後、減少していく中で、当市の人口減に歯止めをかける特効薬を見いだすのはなかなか困難な状況であります。今後とも、雇用機会の創出や労働環境の充実、若者が楽しめるまちづくり、住宅対策、また、子どもを産み育てやすい条件整備など、幅広い施策を総合的に推進していくことが必要と考えております。

次に、今後の財政対策であります。先日の財務省の発表では、今年度の国の税収不足は約2兆5,400億円で、平成15年度の税収も厳しいとの見方が示されております。一方、地方税におきましても、今年度約1兆5,000億円の減収が見込まれておりますし、地方交付税の見直しなども勘案しますと、財政状況は更に深刻さを増すものと予想されます。

厳しい財政状況の下、限られた財源の中で必要な行政サービスの提供を継続するためには、あらゆる無駄を省き、民間でできるものは民間にシフトするなど、事務事業や組織の見直しを行い、行政全体のスリム化を図ることが必要と考えております。地方行政は財政的な基盤の上に成り立つものですから、財政健全化は当面する最大の課題と位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経費の削減が消費経済や税収に影響を及ぼすことのご指摘ですが、報酬や職員給与費などの削減も含めまして、歳出の削減は税収や消費経済などへの影響はあるものと考えますけれども、地方自治体の場合

は、国と違い、赤字の補てんの財源を起債に求めることができませんので、歳入である市税、交付税などが減少すれば、それに見合った歳出を削減していかなざるをえないものと考えております。

しかし、ただやみくもに削減ということではなく、効率的な行政運営を目指し、まず組織の見直し、民間への委託などにより削減可能なものから平成15年度の予算に反映させてまいりますが、事務事業の見直しに際しましては、事業の緊急性、重要性、効果、受益と負担など総合的に判断をし、実施時期も含めて方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、中国を代表する港湾都市との姉妹都市の締結についてであります。定期コンテナ船が寄港する大連、青島、上海などの都市は相当大規模な都市でもあり、また、既に日本国内において姉妹都市の締結をしていることから、今後、本市と中国との定期コンテナ航路を通じた経済交流を進める中で、どのような都市が姉妹都市としてふさわしいのか、情報収集をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国と地方の税財源の配分であります。去る10月30日に出されました地方分権改革推進会議の報告におきましては、税源移譲については盛り込まれず、先送りされており、また、財務省を中心とした税源移譲には難色を示す意見が強いと聞いておりますので、補助金や地方交付税の見直しのみが先行するのではないかと危惧を持っております。これは、全国の自治体に共通する重大な問題でありますし、地方分権を支える財政基盤の確立のためには、税源移譲は必至の課題と考えますので、引き続き、全国市長会等を通じて強く要請してまいりたいと考えております。

次に、人員削減等による歳出の見直しであります。本年度まで、行政改革による事務事業の見直しで職員数の削減を図るとともに、時間外手当の抑制などに努めてまいりました。また、人事院勧告につきましても、本俸のマイナス2%の改定と、期末手当の0.05か月の削減について、市として国に準じて実施することにしております。平成15年度におきましては、財政健全化に向けての方策として、調整手当の削減と原則退職者不補充などにより人件費の削減を図ることとしておりますが、財政状況によっては更に厳しい削減策を検討することになるかと思っております。

次に、予算編成の手法であります。従来の予算編成では、各部局から予算請求見積書を提出させ、財政部においてヒアリングを行いながら取りまとめをし、査定を行い、編成してまいりました。しかし、平成15年度の財源不足が多額であることと、既に各部に事務事業の見直しを指示し、ヒアリングを行い、緊急対策会議の検討内容も各部におろしておりますので、事務事業の内容を熟知している各部の予算調整機能をより一層発揮して予算見積りを行うよう予算枠を設定したものであります。具体的な見直し内容につきましては、予算編成作業を通して方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、予算編成方針における健全化に向けた具体的な方針であります。財政健全化の取組は、各部に対し、事務事業全般の見直しを指示し、その内容についてヒアリングを実施し、財政健全化緊急対策会議におきまして全体的な見地からも検討を加えながら進めております。

なお、実施時期も含めた中長期的な検討が必要な事項もありますので、内容が固まった時点で議会や市民の皆様にお示しをして、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合が進めている焼却処理施設についてであります。広域連合の当初計画では、1日252トンであり、維持補修時の容易性から84トン3炉としておりました。今年度策定中の事業計画において、現在のごみ量から推定すると平成19年度は1日約200トンとなり、機種選定などを審議している技術等検討委員会からは、1日80トン以上が熱効率的に最善との考えや、維持補修時のごみピット容量で対応

可能なことから 100トン炉 2 炉が望ましいと助言を受けたものであります。

この財政効果であります。建設費は、一般的に焼却処理量 1 トン当たりで計算しており、北後志地域ごみ処理広域化基本計画では、平成10年度における 1 トン当たり単価が 5,800万円でありましたので、減量見込みが52トンと想定されますので、これを基に計算しますと約30億円以上の減額が見込まれます。

次に、石狩湾新港の小樽市域における既存誘致企業へのサービス提供であります。このたびの石狩開発株式会社の民事再生の申立てにより、既存立地企業から今後のサービス低下の懸念の声も出ていることから、順次、企業を巡回訪問をして情報交換や意見交換を積極的に行い、実施可能なものがあれば、適宜適切に対応し、できる限り不安を払しょくするよう努めてまいります。

なお、今後とも、関係機関と連携しながら、立地企業の経済活動に支障を来すことがないように対応してまいりたいと思っております。

次に、坂の街おたる冬プランについて何点かご質問がありました。

坂の街おたる冬プランは、快適な冬の生活環境を創造する冬とびあ構想を推進するため、おたる冬のまちづくり研究会からの提言を基に、総合計画との整合性を図り、冬のまちづくりの指針として平成4年度からおおむね10年をめどとして策定したものであります。

まず、歩行困難な歩道への砂の散布の必要性についてであります。歩道のつるつる路面対策は、高齢化が進む中で緊急な課題であると認識しており、歩道の段差解消と併せて、砂散布を季節労働者が加盟する三つの組合に委託し、さらには、砂箱を増設しながら、地域住民にも砂まきの協力をお願いしているところであります。

次に、市道への雪出しについてであります。除雪懇談会や広報など、さまざまな機会を通じて雪出し禁止の周知を図っているところでございます。いずれにいたしましても、効果的な除排雪を行うためには地域の実情を把握することが重要であり、道路パトロールを強化する中で、歩道への適切な砂散布や雪出しに対する指導も行っていきたいと考えております。

次に、雪や寒さに配慮したまちづくりであります。本市における再開発事業や市営住宅等の公共施設の整備に当たり、アトリウムやがんぎ式の回廊等による快適な冬の生活環境の維持に努めております。また、旧市街地においては、家屋が密集していることから、耐雪型のまちづくりは難しい状況にありますが、新市街地の開発に当たっては、道路区域から家の壁面を後退させるなどの地区計画を定め、冬に強いまち並み形成を図られるように指導しているところであります。また、坂道対策としては、市道のこう配の調査をし、計画的なロードヒーティングの敷設や、全道に先駆けての登坂力のある 6 輪を備えた小型のロータリー車による除排雪の強化を図るとともに、生活道路対策として貸出しダンプ制度の充実や、融雪施設設置資金の無利子貸付制度の新設などを行ってまいりました。

次に、雪捨て場ステーションの設置であります。市民の皆さんが雪捨て場に困っていることは認識しており、現在、私道などの雪については、貸出しダンプ制度を利用し、地域の皆さんに処理していただいているところであります。ご提言の雪捨て場ステーションの設置に当たっては、空地の確保や維持管理などの課題もありますが、町内会からの空地情報に基づき、土地所有者の了解が得られるようであれば、実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、モデル坂道であります。市といたしましては、平成10年度にモデル路線を設定し、置き雪による苦情を改善するために、圧雪、凍結部分を削り取らず、新雪のみを除雪する路面管理ができないか、試験を行っ

ております。その結果、タイヤドーザーの性能上、圧雪路面に降雪した新雪のみを除雪することは難しいものとなっております。

梅ヶ枝山手線につきましては、以前、ロータリー車による拡幅除雪を行っていましたが、地域からの置き雪の苦情があり、除雪では対応できない状況でありますので、今後とも、2種での排雪を実施する中で、路面状況を見ながら砂まきなどの路面管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、流雪溝構想でありますが、平成2年にモデル路線を定め、下水や海水などを含めた具体的な検討を行いました。水量の確保、吐き口、地下埋設物などの問題から建設費が多くなることなど課題もあることから、流雪溝の整備を断念したものであります。

しかしながら、既存の河川水を利用した小規模の流雪施設を手宮川、入船川、於古発川などに設けて市民に利用していただいているところであります。

次に、バス停留所の防寒化、いわゆるバス待合所の設置であります。利用者からの要望を基にして、今日まで関係機関に要請を行い、その実現に努めているところであります。平成4年以降、市街地での設置は、今日まで29件の整備がされてきたほか、郊外線についても、国道拡幅工事に併せ整備が進められている状況にあります。待合所の設置については多額の費用を要するため、バス事業者は利用状況等を調査しながら、1年に一、二か所の整備が進められており、今後ともバス待合所の設置に向け、バス事業所や関係機関に要請してまいりたいと考えております。

次に、高齢者交通事故防止対策の一環として実施しております独居高齢者宅訪問事業の実績についてであります。この事業は、平成8年度から、毎年、訪問地区を設定し、これまで、入船地区、花園地区など交通量の多い国道5号沿線を中心に、平成13年度まで計7地区 2,550戸を訪問し、独り暮らしの高齢者を対象に夜光反射材を配布しながら交通安全や事故防止の呼びかけをし、交通安全意識の高揚に努めているところであります。

次に、梅ヶ枝山手線の陳情第82号に関連しての消防の訓練であります。このたびの訓練は、冬期間の車両進入が困難な状況を想定したものであり、北生病院側からのホースの延長は確かに時間を要することから、北手宮小学校側からのホース延長を行うなど、一定の成果があったと報告を受けております。今後の対策であります。できる限り消防車両の進入を可能とするため、この地域を管轄する手宮出張所に、11月から、登坂力のある常時チェーンを装着したジープタイプ4輪駆動車を配置したところであります。

消防本部と土木部との協議につきましては、特に相談はしなかったものと聞いております。

次に、冬期間のごみ収集であります。環境部としては10月9日に現地の状況を確認し、11月19日に環境部並びに土木部、消防本部の関連部局が集まり、打合せ会議を開催しております。この会議においては、冬期間の道路事情などについて協議しておりますが、結果として、それぞれの所管では厳しい状況にあることを認識したところであります。冬期間のごみ収集については、この地域に限らず、市内にはごみ収集困難地域が数多くあることから、全市的な観点で検討を進めていかなければならないものと考えております。この地域については、過去の経過も踏まえながら、冬期間のごみ収集の在り方について町内会や地域住民の方々とじゅうぶん相談し、対応してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題について何点がご質問ありました。

初めに、1歳児までの定員見直しについてであります。保育所を運営するためには、定員に見合った保育士や施設が必要であり、そのために歳児別定員に合わせた人員配置や施設規模等を決めているところであります。

す。

しかし、最近は、低年齢児の入所希望者が多く、認可保育所では、国が定めた施設の最低基準を守りながら、可能な限り入所希望に沿うよう低年齢児の受入れに努めているところであります。

11月1日現在での入所状況を見ますと、ゼロ歳児は定員93人に対し139人、1・2歳児は定員368人に対し482人の入所と、低年齢児では定員より160人ほど多く入所しております。歳児別定員の変更は、大幅な施設や設備の改修等が必要なため困難であります。今後とも可能な限り入所希望に沿えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の介護保険事業所の経営状況であります。市としては特に調査を実施したことはありませんけれども、13年度事業の収支状況に関しては、サービス事業者の一部からお聞きしている範囲では、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の経営については国の調査と同様に黒字であり、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の経営については、赤字となっている事業所もありますが、黒字の事業所も多い状況であります。

次に、社会的入院の実態であります。このたび道が発表した調査は、次期の介護保険事業支援計画の策定に当たり、長期入院患者の実態把握や介護保険施設の入所定員総数設定などの基礎資料として医療機関へアンケート調査を行ったものであります。その調査結果では、6か月以上の長期入院患者のうち、通院不可能、在宅療養困難、転出施設なしの割合が全道集計で48.4%、また、小樽市を含む後志管内集計で49.4%となっております。

なお、本市におけるいわゆる社会的入院の実態については把握しておりません。

次に、来年4月からの介護保険料が上がる要因であります。高齢化の進展や制度の普及などにより要介護認定者数やサービス使用者が増加してきておりますので、平成15年度から17年度までの3年間のサービス量については、平成13年度実績に対し、居宅サービスで約33%、施設サービスで約15%の利用の増加を見込んでおります。これに伴い、現行の介護保険事業計画の介護給付費と比較しますと、居宅サービスの給付費が約20%増加しますが、施設サービスでは、介護報酬単価の高い介護療養型医療施設の利用が多いことから、給付費が約46%の増となり、介護給付費全体では約39%の増となることが主な要因であります。

次に、介護保険料の全道、全国との比較であります。本市の介護保険料の試算額は、厚生労働省の公表によりますと、全国の2,816団体のうち、分布区分では4,000円を超え4,500円以下のランクに位置し、順位は108番目から241番目の間となっております。また、道内34市との比較であります。各市とも公表はしていませんので比較はできませんが、北海道の公表によりますと、道内の205団体のうち、分布区分では4,000円以上5,000円未満のランクに位置し、順位は4番目から30番目の間となっております。

次に、特別養護老人ホームの待機者であります。本年11月1日現在の待機者は、病院や施設などに入所中の方を含め719人となっており、介護保険制度導入前の平成12年3月末の待機者372人と比較しますと、約1.9倍強となっております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 教育長。
- 教育長(石田昌敏) 武井議員のご質問にお答えいたします。

まず、義務教育費国庫負担金についてですが、文部科学省は、道教委との協議を通して平成13年度の指導方

法の工夫改善定数として、全道に加配した 888人分のうちから、小樽市の19人分の義務教育費国庫負担金を減額して交付すると説明しております。道教委の調査報告後に市教委に対して新しい説明がありませんけれども、減額について協議が進められているものと考えております。

次に、指導方法工夫改善定数についてですが、定期人事異動の内示後に定数措置しないと文部科学省の方針が示されたことから、結果として、過員を生じた小中学校8校においてＴＴ、あるいは少人数指導の実践を行っております。当該校と市教委の間で委員会をつくるなどして学校相互の交流を深め、より効果的な少人数指導等の取組について具体的な研究を深め、事後の申請が認められるよう努めているところであります。

次に、完全学校週5日制などの実施に伴う学校の実態についてですが、各学校では特色ある学校づくりを目指して新しい一歩を踏み出したところであり、試行錯誤の状況も見られます。新しい指導内容については、平成12年度から2年間かけ移行措置を行っており、市教委指導室で作成した指導資料や参考図書を活用しながら、本年4月、改めてゆとりある学習に取り組んだところであります。

次に、少人数指導等が長年にわたり適切に行われていなかったことに対して、教育長としての責任を強く受け止めています。今後、教育委員をはじめ、関係学校ともども、地域、保護者などの信頼回復に努めるとともに、少人数指導等の来年度実施に向けて真しに取り組む所存であります。

次に、完全学校週5日制の実施に伴う児童・生徒の実態についてですが、各学校では、指導内容の見直しによってよりきめ細かな教育活動が可能になったことから、繰返し指導や観察や実験、調査研究などの体験的、問題解決的な学習の充実に努めております。また、学習の評価方法が5段階など相対的な評価から絶対評価に変更されたため、小テストやノートの提出、点検が多くなったこともあり、疲労感の訴えも中学校や高等学校で見られますので、変わった評価の在り方について更に教職員や保護者の理解を深めてまいりたいと考えております。

最後に、市町村への教員任命権の委譲についてですが、文部科学省は、公立小中学校で、市町村が給与を全額負担すれば、都道府県の標準定数を超えて常勤教員を採用することのできる市町村費負担教職員制度を構造改革特区で先行導入する方針を定め、臨時国会に提出する特区関連法案に盛り込むことを検討していると聞いております。同制度は、新潟県三条市、埼玉県草加市などが提案しております。

また、国立学校の法人化と関連して、法的に教員の任命根拠がなくなることから地方自治体の教員任命権が検討されており、その結果を注目しております。その結果により、地方自治体の財政負担の関連もありますので、検討推移を見守っておりますが、任命権の委譲に当たっては、財政措置も同様に委譲することが必要であると考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。
- 23番（武井義恵議員） あとは予特でもってやりたいと思いますので、再質問しません。
- 議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時37分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松 田 日 出 男

議員 前 田 清 貴

議員 佐 野 治 男

平成14年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第4日目

平成14年12月10日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄	
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治		
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次		
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智	
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀		
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（2名）

14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平						
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏				
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	鈴	木	忠	昭		
企	画	部	長	山	岸	康	治	企	画	部	参	事	山	田	厚		
財	政	部	長	藤	島		豊	経	済	部	長	木	谷	洋	司		
市	民	部	長	池	田	克	之	福	祉	部	長	田	中	昭	雄		
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	山	下	勝	広		
土	木	部	長	兵	藤	公	雄	建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人
港	湾	部	長	旭		一	夫										

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消防長	広田宰
社会教育部長	藤田喜勝
総務部総務課長	宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長	厚谷富夫
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	丸田健太郎
書記	中崎岳史
書記	橋場敬浩

事務局次長	土屋彦
議事係長	大野肇
書記	渡辺美和
書記	牧野優子
書記	山田慶司

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1ないし第31号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 6番、中村岩雄議員。

（6番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○6番（中村岩雄議員） 平成14年第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

最初に、財政問題についてお尋ねいたします。

このところの日本経済は、実質成長率ではほぼ底を打ったようにも見えましたが、民間の予測では、本年度の実質成長率は0.5%程度のマイナスになるとされており、その数値も、今後の外需の動向に大きく左右されとの見方がされております。

このような状況の中で、現在、国において調整されている補正予算をはじめとする景気対策やデフレ対策に対して、国民から大きな期待が寄せられておりますが、国も地方も税収の大幅な落込みが予測されており、厳しい状況は、まだ当分の間、続くものと思われま。

特に、本市の場合は、他都市と比較しても高齢化が進んでおり、税収の減少や地方交付税の減額などの要因も考え合わせれば、このままで推移すれば、更に厳しい財政状況に陥るのではないかと心配されるところであります。本年3月に改定された財政健全化計画によりますと、本市では、平成15年度から平成17年度までの3年間で、約150億円の収支不足が見込まれるとなっておりますが、何をするにしても、まず財政的な裏づけがなければ自治体の運営は成り立たないのであり、財政の健全化は、全市を挙げて取り組まなければならない最重要課題であると考えます。

国では、補助金、地方交付税、税源の委譲を三位一体のものとして見直しが進められることになっており、これら国の地方財政制度の改革が本市の財政にも大きく影響すると思えますが、現在は、補助金や地方交付税の見直しが先行し、税源委譲については議論が進んでいないという感があります。

しかし、これらは、地方分権を推進していくための財政基盤の確立という点からも重要な問題であり、やはり、三位一体で見直さなければならないものと思えます。ただ、税源の地方への委譲が行われても、もともと税基盤のぜい弱な自治体にとっては、財源確保が困難であることから、地方財源の保障や調整機能を持った地方交付税制度を堅持することが必要なことは言うまでもないことであります。

しかし、平成14年度の地方交付税の総額が約19兆5,000億円であるのに対して、原資となる国税財源は約12兆7,000億円ではないという状況では、将来的に大幅な見直しが必要になるというのが実態であろうと思われま。

そこで、国の地方財政制度改革をにらみながら、本市の財政運営の在り方についても根本的な改革を進めていかなければならない状況にあると思えますが、この点についての市長のご見解をお伺いしたいと思います。

次に、本市の財政健全化についての具体的な取組についてお伺いいたします。

市長は、本年2月に財政健全化緊急対策会議を庁内に設置し、財政健全化に向けて積極的に取り組まれてこ

られましたが、これまでの取組の状況と今後の財政状況の見通しについてお聞かせください。

また、財政の健全化といっても、ただ単にあらゆる経費を削減するというだけでなく、何か基本とされている方針があたりだろうと思われませんが、その基本とされている方針についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

次に、平成14年度の収支見通しについてお伺いいたします。

財政健全化計画では、今後の収支見通しとして、平成14年度の収支不足額は約14億5,000億円となっております。さきほども申し上げましたが、国、地方を通じての大幅な税収減という見通しの中では、この額もかなり厳しいものになるのではないかと考えられますが、この点についてどのように考えておられるか、市長のお考えをお聞かせください。

また、その結果として、財政調整基金や減債基金に影響はないのか、あるとすればどのような影響が出ると考えておられるのかについても、併せてお聞かせください。

次に、新年度予算編成についてお伺いいたします。

新年度予算の編成については、現在作業中とは思いますが、さきに助役名の通達で予算編成方針が出されました。その中に、一定の枠配分という表現がありますが、これはどういう内容のもので、こういった考えのものであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、財政健全化計画では、平成15年度は約45億円の収支不足とありますが、この不足額は、財政健全化の取組と今回示された枠配分で解消できるものなのかどうかについても、併せてお聞かせください。

新聞報道などでも、全国各自治体の財政が危機的状況にあるということが伝えられておりますし、北海道そのものも、また道内各都市の財政も大変な状況で、新年度予算編成では、どこも皆、苦慮されていると言われております。

市長は、事務事業全体の見直しにより、人件費や管理経費を中心に経費の削減をするとともに、市民の皆様にも一定程度の負担をしていただくことについて理解をしてもらう必要があるとおっしゃっておりますが、市内の景気動向や雇用情勢も大変厳しい状況にありますので、事業の重要性、効果などもじゅうぶんにしん酌し、真に必要な事業には必要な財源を措置するというめり張りのある予算編成に当たられるように要望し、次の質問に移ります。

港湾問題についてお尋ねいたします。

長期にわたる厳しい経済状況が続き、北海道全体の港湾貨物が伸び悩んでいる中、各港間の競争も大変激しさを増しているものと思われれます。このような状況の下、小樽港の今後の発展方向を考えますとき、日本海側に開かれ、大消費地である札幌市に隣接する地理的優位性を生かして、日本海対岸諸国との経済交流を活発化し、港湾貨物の拡大を図っていくことは最も重要な課題の一つであります。

このことについて、本年には二つの大きな動きがありました。

一つは、小樽港にとりまして初めての外貿コンテナ航路となる中国との定期コンテナ航路が9月に開設され、上海、大連、青島など中国の主要港との物流ルートができたことであり、またもう一つは、平成12年から小樽港とロシア連邦サハリン州のホルムスク港との間で再開されました日ロフェリー定期航路が、10月から大陸側のハバロフスク州のワニノ港まで航路延長されたことであります。

ここでまず、日ロフェリー定期航路についてお伺いいたします。

サハリン州においては、我が国の大手商社も参画して欧米の石油メジャー企業による石油天然ガス開発が進

められており、ロシア極東地域全体に波及効果の広がりが見られるなど、徐々に地域経済が安定化しつつあると言われておりますが、再開後の日ロフェリー航路の貨物の動向と、ワニノ港まで航路延長されたことによる今後の物流等の見通しについてお聞かせください。

次に、中国定期コンテナ航路につきましては、9月18日に第1船が入港し、その後、順調に周1便の運航が続けられておりますが、近年、海運貨物のユニット化が急速に進展する中、新たな時代に対応する物流港湾としての機能を果たしていくためには、コンテナ航路は欠くことのできない要件となっており、このような意味から、小樽港におきまして、本年、コンテナ航路が開設され、さらに、来年度にはコンテナクレーンの設置が予定されるなど、基本的な受入体制が整備されますことは、今後、物流港湾として大きな可能性が広がっていくものと期待をするところであります。

中国は、近年、産業基盤の整備が急速に進められ、豊富な労働力と低い賃金コストの下、日本をはじめ、先進諸国から多くの企業が進出し、世界の工場と称されるほど目覚ましい発展を続けております。北海道におきましても、最近ではさまざまな形で中国に進出されたり、又は、間接的に中国とかわりながら事業を展開する企業が増えているとお聞きしており、北海道と中国との間の貿易は今後ともますます増加していくものと考えているところであります。

ここで、小樽港における中国定期コンテナ航路の取扱貨物についてお伺いをいたします。

運航が始まってからまだ3か月足らずしか経過しておりませんが、この間のコンテナ取扱本数はどのくらいあったのか、また、主にどのような貨物が運ばれているのか、お聞かせください。

今後、この航路の発展、確立を図っていくためには、言うまでもなく、貨物の拡大に向けた集荷活動にかかわってところであり、船会社や代理店などとも連携を図りながら、従前にも増して積極的な取組を進めているものと承知しておりますが、これまでの集荷活動を通して荷主、商社からどのような意見があったのか、お聞かせください。

この航路に向けた集荷活動につきましては、日本国内だけではなく、中国各地でのポートセールスも当然必要になってまいります。

市長は、先般、民間企業の方々とともに中国を訪問し、航路寄港地であります上海、大連、青島においてポートセールスを進めてこられたところでありますが、実際に中国の状況に触れられ、特に感じられたところがありましたら、その感想をお聞かせいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、経済活動のグローバル化がますます進展する中、中国やロシア極東地域など対岸諸国との交流の活発化を促進し、小樽港の発展につなげていくことは、将来にわたって大きな課題であり、今後とも、市長を先頭に、私どもも含めて、官民一体となって必要な取組を進めていかなければならないものと考えているところであります。

次に、観光について何点かお伺いいたします。

先ごろ、平成14年度上半期の観光入込客数が公表されました。公表結果を見ますと、入込客全体は約1割の減少となっており、そのうち、海水浴客が今年の冷夏の影響を受け大幅に減少したと分析されております。また、中でも目につきますのが、道外客と道内客の内訳です。厳しい経済情勢にあっても、道外客は若干の減少にとどまり、依然として知名度の高さと小樽人氣が継続しているものと、小樽市民の一人としてうれしく思っております。

一方、道内客は、1割強の大幅な減少となっており、これまで道内客の入込みが大勢を占めていた小樽観光

に陰りが出始めたのではないだろうかと心配をいたします。さらに、今回の入込数の結果を、小樽観光の長年の課題であります宿泊滞在型観光への移行という見地から考えますと、宿泊客数が前年に比べ約5%減少したことは、今後の小樽観光に影響を与えるのではないかと考えます。近年、小樽の基幹的産業にまで成長した観光が、ここに来て停滞したのではないかと、今回の入込客数の落込みを見て強く感じたところであります。

このような結果を踏まえ、小樽観光は今どのような現状にあるとお考えなのか、市長のご所見をお聞かせください。

次に、外国人観光客の入込みについてであります。

近年、運河沿いや堺町通、さらには小樽駅などで外国人と出会うことが多くなったように感じます。特に、今年6月には、日本と韓国が共催したワールドカップサッカーが開かれ、日本国内には相当数のサッカー観戦者が世界各国から訪れたことと思います。

北海道は、札幌ドームで3試合が行われ、対戦したチームがいずれも強豪チームだったこともあって、外国人観光客も多かったのではと推察いたします。もちろん、小樽にも足を運んでいただいたものと思っております。

今回、公表された上期の外国人観光客宿泊状況調べにおいても5割近い増加を示しております。ついては、小樽がなぜ外国人に人気を博しているのか、その要因がどこにあるとお考えなのか、お聞かせください。

小樽の観光客の入込みは、小樽運河の改修後から急速に増え続けてきたものと認識しております。この間、小樽運河や旧日本郵船小樽支店、さらには、日本銀行旧小樽支店などに代表される歴史的建造物や石づくり倉庫群が織りなすまち並み、そして、ガラス、すしといった地域特性や自然とがあいまって醸し出される趣が訪れる人々を魅了してきたのではないかと、私個人は考えております。

小樽には、まだまだこうした観光資源が数多くあるものと思いますが、一方で、今後の小樽観光を考えるとき、歴史的なまち並みやガラスだけで小樽人気を継続していくことができるのだろうかという心配もあります。

そこで、今後の小樽観光の新たな展開をどのように考えておられるのか。そのためには観光行政をどのように進めていくおつもりなのか、お聞かせください。

次に、私ども自民党として幾度かお尋ねしてきております新たな観光戦略としてのグリーンツーリズムの推進について、改めてお伺いをいたします。

特に、道内観光客の入込みが減少傾向を示した今こそ、農村や漁村と連携をした観光戦略が必要になっているのではないかと思います。小樽は、まち並みを前面に打ち出した都市型観光を推進しているわけですが、近隣には、観光果樹園やすばらしい景観を持つ漁場や釣り場を保有する町村があります。

現在の観光客の形態は、団体旅行から個人旅行へと移行しているとお聞きしました。また、旅行に求めているものが実に多様化しているともお聞きをしております。小樽にもその素材はあろうとは思いますが、後志という広大な自然を誇る地域の中で観光客のニーズにこたえていくという手法もあろうかと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

観光についての最後のお尋ねですが、こうした広域連携による観光の推進ということになりますと、人と人のつながりが大変重要な要素となります。その意味からも、人的ネットワークを構築し、後志地域全体の数多くの観光情報を総合的に把握し、訪れた観光客に提供することにより、多様化するニーズに的確にこたえていくシステムづくりが必要と考えます。

小樽市は、いわば後志地域の北の玄関口でもありますので、その役割も大きいものと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

質問の締めくくりに、10月25日に当市で開催されました「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」についてお伺いをいたします。

私は、残念ながら、当日、所用のためにこのフォーラムに参加することができませんでしたが、新聞や広報おたるの記事によりますと、このフォーラムでは特色のあるまちづくりを進めている九つの市が一堂に会し、それぞれの市におけるまちづくりの実践活動の内容や今後のまちづくりの方向性などについて意見交換が行われ、大変有意義なものであったということがうかがわれます。このフォーラムに参加したのは、尾道、倉敷、彦根、長浜、金沢、川越、熱海、函館、そして小樽とそうそうたるものであり、その名前を聞いただけでそのまちのイメージが頭に浮かぶ都市ばかりであります。

広報おたる11月号の記事から感じ取られることは、このたびのフォーラムでは、これからのまちづくりは、これまで先人が残してきた心や物をもう一度見直して、これらのものをかけがえのない資産として活用し、地域住民が自分たちの地域に誇りを持って自ら行動し、地域の魅力と特性に磨きをかけるとともに、自らの生活を楽しみ、人生の喜びをつくり出していけるようなまちをつくるということに集約されたのではないかと考えておりますが、市長は、このたびのフォーラムでの議論を通じて、これからのまちづくりの方向性についてどのような感想を持たれたか、お聞かせいただきたいと思います。

そもそも、このたびのフォーラムは、山田市長の呼びかけによって実現したと伺っておりますが、市長はどのような思いからこのたびのフォーラムの開催を企画されたのか、また、尾道など今回参加された8市を選定した理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

今、我が国は、全国的に景気低迷による閉そく感がまんえんしていると感じられますが、このような中で、市長みずからが口火を切り、他都市の市長に働きかけをして、これからのまちづくりについて積極的な意見交換をする場を設けたということは、市民に夢を与えるということだけでなく、市民が主体となって自分たちのまちをよくしていかなければならないという市民啓発にもつながるものであり、そして、何よりも小樽のまちづくりにかかる意気込みを全国に示したという点で大変意義のあるものであったと考え、このたびの知恵のまちづくり・全国都市フォーラムの開催を高く評価するものであります。

今回は9市によるフォーラムの開催でしたが、既にほかの都市からもこのフォーラムに参加希望が表明されているとも聞いております。今後、このフォーラムをどのように発展させ、まちづくりにどのように生かしていくべきと考えておられるのか、市長のお考えをお聞かせいただき、質問を終わりたいと思います。

なお、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 中村議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題について、何点かお尋ねがありました。

まず、国の地方財政改革と本市の行財政改革であります。国における国庫補助負担金、交付税及び税源委譲の三位一体の見直しにつきましては、いわゆる骨太方針の第2弾に明記されており、その後、地方分権改革

推進会議の報告などを見ましても、税源委譲については言及されておらず、補助金や交付税の見直しのみ先行することには危ぐを持っております。

全国市長会におきましては、従前から税源委譲等の抜本的税制改正について、また、地方交付税制度の見直しについては、地方の財政運営に支障を来すことのないよう要望してきておりますので、今後とも、見直しの動きを注視しながら、適宜、要望してまいりたいと考えております。

国の行財政改革の方向性がまだ見えておりませんが、検討経過や今後の景気動向も勘案しますと、一定の税源委譲がなされたといいたしましても、地方財政は更に厳しい状況となることも予想されますので、組織機構の在り方、行政サービスの在り方、受益と負担の適正化などについて徹底的な検証を行い、民間にできるものは民間にシフトしながら、財政状況の変動に対応できるスリムな行政を構築しなければならないと考えております。

次に、財政健全化の取組であります。各部に対し、事務事業の見直しを指示し、その状況についてヒアリングを実施しながら進めております。その間、緊急対策会議を6回開催し、全体的な見地からも検討を加えております。

今後の見通しであります。各部の見直し内容をできる限り予算要求に反映させ、予算ヒアリングを行いながら決定してまいりたいと考えております。また、中長期的な検討を要する事項もありますので、引き続き検討を行い、方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の基本的な方針であります。まず、限られた財源の中で必要な行政サービスの提供を続けていく環境づくりを行うことが必要であります。そのためには、民間でできるものは民間に移行し、組織機構も事務事業内容も全体的に見直し、スリム化していくことが基本と考えております。事業の見直しに際しましては、聖域を設けず、緊急性、重要性、費用対効果など総合的に評価を行い、受益と負担の在り方も勘案しながら、必要な事業を厳選してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画における平成14年度の収支不足であります。平成13年度決算からの繰越しがありましたので、今定例会補正後では約5億7,000万円の収支不足となっております。

しかし、今年度は、予算と比較いたしまして、市税収入で2億5,000万円、普通交付税で約2億3,000万円、合わせますと5億円近い減少が見込まれますし、今後の財政需要や消費低迷から地方消費税交付金の減少なども予想されますので、不用額などを考慮しましても年度全体では10億円を超える収支不足となることが予想されます。

また、財政調整基金と減債基金の状況ですが、今年度の収支不足を10億円と仮定いたしますと、年度末の残額は両基金の合計で約5億8,000万円となります。

次に、予算編成方針で示した予算配分枠であります。財政健全化計画の今後の収支見通しでは、平成15年度は45億円の収支不足が予想されますことから、その解消に向けて健全化の取組を行ってきております。

その状況を踏まえて、削減目標として一定の予算配分枠を設定したもので、具体的には、経常的経費の管理経費等で10%削減の予算枠を設定いたしました。また、この配分枠と平成15年度の収支不足の解消についてありますが、多額の収支不足は、今回の枠配分だけで解消できるものではありません。平成14年度の収支状況が大きく影響してきますし、平成15年度歳入をどう見込めるかななどもありますので、それを見極め、また予算ヒアリングを通して、さらに、事務事業の見直しも行いながら予算編成に当たっていききたいと考えております。

次に、港湾問題で何点かお尋ねがありました。

まず、日ロフェリー定期航路の貨物の動向等につきましては、平成12年に航路が再開されてからの取扱貨物は、平成13年は前年比30%の増加、さらに、本年は、10月末現在、1万1,709トンであり、前年同期に比べ約2倍近くの伸びを示しており、順調に推移しているものと考えております。

サハリン州においては、サハリンプロジェクトの進展や道路などのインフラ整備が進められ、建設機械や機械部品、自動車などを中心に小樽港からの輸出が着実に増加するとともに、ロシア側からは製材が安定的に輸入されております。

また、本年10月から大陸側のハバロフスク州ワニノ港まで航路が延長されたことにつきましては、ワニノはシベリア横断鉄道の一つの起点となっており、まずはロシア極東地域との物流ネットワークが形成されますとともに、長期的な展望として、この航路と鉄道を利用したシベリア、さらには、中央アジア地域やヨーロッパとの物流ルートの可能性につきましても、今後、探っていきたいと考えております。

次に、中国定期コンテナ航路の取扱貨物であります、本年9月18日の第1便から11月末までに11便の運航が行われ、この中で取り扱われたコンテナ本数は20フィートコンテナ換算で輸入が460本、輸出が176本で、合計636本で、空コンテナを含めると総トータルで923本になっており、1便当たりの平均本数は84本となっております。

主な貨物の内容であります、輸入では、ゴム靴などの生活雑貨品、水産加工品、石材、産業機械、また輸出につきましては、冷凍サケなどの水産品、電気機械、自動車部品、スクラップなどとなっております。

次に、コンテナ貨物の集荷であります、荷主や商社からの意見といたしましては、他港と比較して通関手続や荷役輸送体制がスピーディーであることが航路選定の前提条件であり、最も重要なことは、海上及び陸上運賃とその他のサービス料金を含めたトータルコストいかにで決定される旨、集約されております。

また、市内はじめ、道内荷主などから、中国貿易に関心を持つ反面、その多くが小口の貨物を取り扱っていることから、混載サービスについての相談も多く受けたところであります。これらのご意見等につきましては、船会社や代理店と早急な対応をしてきており、今後とも、さまざまな荷主等のニーズの把握に努め、より一層効果的な集荷活動や宣伝活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、先般、中国を訪問した際の感想であります、今回は、コンテナ航路の寄港地であります大連、青島、上海の3都市を訪問しましたが、各都市で共通して感じますことは、港湾や高速道路など産業インフラの整備が大規模かつ急速に進められており、成長期特有の勢いと躍動感を強く感じたところであります。また、各港の港務局関係者や多くの民営の企業の方々とお会いし、皆さん、それぞれの分野で非常に意欲的に仕事に取り組まれていることも印象的でありました。本市におきましても、著しい成長を続ける中国との交流を更に活発化し、中国定期コンテナ航路が早期に2便体制に拡大できますように努めてまいりたいと考えております。

次に、観光行政についてのお尋ねであります、まず、小樽観光の現状であります。

このたび発表した今年度上半期の観光入込客数については、全体で1割弱の減少となりました。その主な要因としては、ワールドカップ札幌開催や、景気の低迷を受けて旅行を手控えたこと、さらには、夏の天候不順が重なって、道央圏を中心とした海水浴客や道内各地からの観光客が大幅に減少したことによるものと考えております。

しかし、道外からの入込みは、航空運賃や旅行企画商品の低廉化、修学旅行生の増加などにより、ほぼ前年並みにとどまり、依然として小樽人気は継続しているものと考えております。

小樽観光につきましては、豊かな自然、歴史的なまち並み、多くの観光資源、伝統文化など、小樽が持つ独特の趣や魅力が旅行者のニーズとあいまって人気を得ているものと受け止めております。

しかしながら、依然として日帰り通過型観光であり、経済波及という観点からも宿泊滞在型観光への移行が重要な課題でありますので、その意味からも、今後、多様化している観光客のニーズを的確にとらえ、新たな観光ルートの提案、観光情報の発信、受入体制の整備などにより、魅力にあふれ、安心して訪れることのできる小樽観光を目指して、観光行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、近年の外国人観光客の入込みであります。今年6月の日韓共催でのサッカーワールドカップ札幌開催の影響もあり、期間中の小樽での宿泊客数は1,100人を超え、イギリス、アメリカ、台湾、香港などさまざまな国の方々が訪れましたけれども、通年でも台湾、香港、韓国などを中心に東アジア圏の方々が年々増加してきております。

特に、東アジア圏の方々に人気を博している要因としては、北海道の自然や風土への強いあこがれを抱いていること、また、北海道の中でも小樽が独特な情緒を醸し出すまち並みを有していること、さらには、小樽で撮影された日本映画「ラブレター」が各国で公開されブームを呼んだことなどから、ロケ地である小樽を訪れていることなどが挙げられます。特に、昨年度からは、映画「ラブレター」の効果で、韓国や香港などから小樽の特集番組やビデオ撮影、CM撮影などに訪れており、このことから小樽人気は海外にも広がりを見せているものと認識しております。

次に、小樽観光の新たな展開と観光振興であります。市民と観光客との観光交流の拡大は、地域の活力やまちのにぎわいにつながるものであり、観光行政は小樽のまちづくりを進める上で重要な要素と考えております。

その意味からも、宿泊客の増を見据えた滞在型観光交流空間の創出や、新たな観光資源の発掘、情報提供など、近年の旅行形態の変化に対応した観光施策への取組、さらには、後志管内の各町村などと連携した広域的な事業展開などを推進していかなければならないと考えております。そのためにも、小樽観光の指針とも言うべき小樽市観光基本計画を、市民と観光関係団体と行政が一体となり、知恵を出し合いながら協力してつくり上げ、官民一体となった観光振興施策の推進が必要であると考えております。

次に、グリーンツーリズムについてであります。農村地域や漁村地域と都市との交流を図るグリーンツーリズムは、1次産業を基幹産業としております後志地域の観光振興にとりまして重要な施策であると考えております。

市といたしましても、農村や漁村における地域資源を活用したグリーンツーリズムやマリンツーリズムなどの体験型観光の普及やそのネットワーク化は、恵まれた自然環境を生かした新たな観光資源として、また、新たな観光ルートの発掘という意味からも、積極的に広域連携を図りながら推進していくことが必要と考えております。

また、こうした広域連携は、後志地域全体の魅力を一層増すことはもちろん、地域の特産品である1次産品の積極的な活用なども促進され、このことが後志全体で1次産業をもり立てていくことにつながるものと考えております。

次に、広域連携による観光の推進であります。ご指摘のとおり、広域での観光振興には、それぞれの地域の観光情報に精通した人と人とのつながりが重要でありますし、総合的に観光情報を発信していくシステムづくりは必要であると考えております。

平成12年度から2か年にわたり、国土交通省のモデル指定を受け、後志・小樽地域で進めてまいりました滞在型観光交流空間づくりモデル事業でまとめた後志観光の基本的考え方と推進方向の中でも、小樽市が後志全域の観光情報を総合的に提供する後志観光情報センターと位置づけられております。昨年11月からは、このモデル事業に先駆けて、小樽運河プラザにおいて後志管内全町村の観光パンフレットなどを展示し観光情報を発信しておりますが、観光客の皆さんに大変好評であり、今後はホームページなどＩＴによる情報提供システムの充実を検討しているところであります。

また、人的ネットワークづくりにつきましても、現在、後志支庁と小樽市が中心となり、モデル地区を指定し、各地域の観光情報提供者のネットワークづくりやホームページ開設者とのネットワークづくりを進め、総合的な後志観光情報提供システムのモデルプランを取りまとめる予定にしております。

最後に、10月25日に開催しました「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」に関して何点かご質問がございました。

まず、今回のフォーラムは、全国の特徴ある個性的なまちづくりを進めている市長さんにお集まりをいただき、まちづくりの最高責任者である首長自らが、これまでの取組や今後のまちづくりの考え方、さらには苦労話など、長短織りまぜ、きたんのない話合いを行うことで新たなまちづくりのヒントが得られるのではないかと企画いたしましたものであります。

参加市につきましては、歴史遺産や産業遺産に的を当て、これらを活用してまちづくりを進めている尾道市や金沢市など8市を絞り込み、私が直接お願いしたものであります。

次に、このフォーラムの議論を通して得た感想であります。私としても初めての試みで、内心は心配もありましたけれども、各市の成功事例や今後のまちづくりの在り方などで活発にご議論をいただき、有意義にフォーラムを終了することができたと思っております。

また、今後のまちづくりには、市民との協働が不可避であることを再認識しましたし、各市共通に言えることは、それぞれまちの個性や特徴に磨きをかけることに腐心しており、それがまちとしての品格を形成していくものと痛感したところであります。

このフォーラムの成果を踏まえ、私は、我がまち小樽に愛着を持つ市民の日本一の郷土愛と、民・学・官の結集した知恵により、住民が心豊かに幸せに暮らせるまちを目指してまいりたいと思っております。

次に、今後の「知恵のまちづくり・全国都市フォーラム」であります。来年度は尾道市で開催することが決まっており、その後は幹事都市が持回りで開催することを確認いたしております。また、知恵を豊かにし、知恵を生かしたまちづくりが重要であるとの理念に共鳴する市長さんにはどんどん参加してもらい、フォーラムの輪を広げていきたいと考えており、今後も、まちづくりの最高責任者である首長自らが交流し合い、互いに競っていくことが地方都市にとって必要なことではないかと思っております。

以上です。

○議長（松田日出男） 中村議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

○22番（渡部 智議員） 第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず最初に、基礎自治体の行方と市長の姿勢についてであります。

90年代は、改革の年であったと言われるように、選挙制度、地方分権、中央省庁再編など、政治の側面ではさまざまな改革が行われました。また、その時代において、改革と同時に、キーワードとして、70年代から「中央から地方」へ、つまり「地方の時代」。80年代当初から「官から民」へ、90年代では地方分権議論から「中央から地方」へ、そして、「自主・自律」といったスローガンが重層的になって幾つかの改革となっています。

現状、地方分権の改革は、ある程度達成の感がありますが、本格的にはこれからが正念場であると思います。ただ、「地方主権」という言葉がふさわしいかといいますと、逆に程遠いものがあるのは現実です。有事法制にある地方自治の無視の内容や、住民基本台帳ネットワーク導入をめぐる問題などは、事例として挙げられると思います。政治の疲弊とともに、流れのテンポは速く、また、変化、改革、さらには、現状、多くの課題を抱える中で、それぞれの地方において基礎自治体としてつくり上げていくには大変な時代に入ったと言えます。反面、やり遂げていくための再構築にかかわって、機構、人事、予算及び政策思考など、しっかりとした視座に立って組織化が重要であると思われます。

市長は、11月21日に再立起の決意をされました。大変な時代でのかじ取りとなります。決意等は代表質問でもありましたが、厳しい環境と状況、そして、先行きの小樽を構築していくために、こだわりを捨て、大胆な発想と英断の下に「小樽の計」の創造を願うものであります。

まず、自治体の役割が期待される時代に、一方で、財政問題、少子高齢という現実のほか、人口減、労働環境等々といった多くの課題が提起されており、基礎自治体の行方と在り方についてと、また、こうした時代の中で「小樽の計」をどう築かれていこうとしているのか、ご所見とお考えをお聞かせください。

次は、市の構想や計画についてです。

これまで、代表質問や委員会質問で、まちづくりにかかわって各方面から提起と方向性について伺ってまいりました。まちづくりといっても、その範囲は広く、財源や他動的要因も多分にあって、いざ実施に至るには相当の時間を費やすことは、今日までの事例が物語っております。

本市のまちづくりの上位計画は総合計画であり、この総合計画は、ちょうど高度成長期の昭和43年に最初の計画を策定し、以来、経済社会情勢の対応から、昭和48年、昭和55年、平成元年、そして平成10年、現在、推進中の「市民と歩む21世紀プラン」に引き継がれ、経緯しております。

まちづくりという観点から、総合計画との関連性もありますが、総合的な要請から、地域バランスや、また具体的実施方向、将来像を描いた各種の構想や計画が、今日までに、行政ばかりでなく、民間でも打ち出され、その幅広さと一定の夢も存在していたものもあることから、興味深く見ておりましたし、実現に向けて提起したことなど幾度ありました。

しかし、動きのないままのものが幾つもあることから、どのようになっているのか、これらの構想や計画についてお聞きいたします。

市が一応の構想及び計画として掲げたものは、掌握しているつもりですが、改めて、どのようなものがあるのか、まずお伺いします。

これらの構想や計画は、現状、どのようになっているのか、ほとんどわからない状態のものがあり、放置感もあることから、今後、総合計画やまちづくりを推進する上で混乱を来しはしないか。また、昨今の財政状況からしても、着手に困難性もあることなど、ただ単に掲げておくだけでよいのかどうか、疑問に思うところ です。

政策アセス的に、事業精査から一定の調整や整理及び区分が必要と思いますが、いかがでしょうか。また、主要事業を展開するに当たって、実施計画において関連事業が付随していたにもかかわらず、その後も着手に至っていないものがあります。これらは、今後どうするのかも判断が求められると思いますが、いかがでしょうか。

中心市街地活性化計画の事業の中で相当数のメニューがありましたが、実施済み、継続中のほか、残りの事業として今後どうするのかの区分は整理されているのでしょうか。

また、引き続き実施となる場合、事業計画から15年以上経過していることから、現状に即した対応も必要と考えますが、いかがでしょうか。

そのほか、対策的に掲げた計画等があります。それぞれの分野で、その時点や時期の要請上から必要性は認識するものの、反面、果たしてそれらの計画で地域バランスや活力が見いだしていけるかとなると、現状、一考を要する面など多々あるやに思います。現時点に立って、更に吟味の検討が必要と思いますが、いかがでしょうか。

個別事項となりますが、とりわけ海洋開発は、総合計画にもありますが、計画や実践では相当の下降と見なければなりません。開発、親水、水産等といった小樽の地形を生かした利用、活用のためにも、力を注ぐべきと考えます。平成8年、道立地下資源調査所が開設されて以降、機能的に、また対応の動きが見当たらずです。市の海洋開発への取組状況の経過と方向について具体的にお聞かせください。

次は、議会質疑との関係についてです。

議会と理事者の関係において、多くの質疑が展開されてきました。その中でも、目についてきた事項に、やはり整理と区分です。

議会において相当の議論が予想されたり、重要な問題となった場合、理事者は、とにかく助役をキャップに庁内検討会議を開催するというのが相当数あったやに思います。しかし、この庁内検討会議も、開催まではわかるにしても、その後、どのような検討をし、どう結論づけたのか、その後の結果と評価についてはほとんどわからずじまいが幾つもあったように思っております。また、委員会質疑についても、調査、研究、検討、必要なこと、重要なことなど、あるいは、後ほどにといっても、これまた適切かつ明確なものがない場合も多くあったかに思います。つまり、議会对応として、理事者の思惑での答弁と見られてもしかたないさまであり、逃れと言われてもいたしかたないものと思います。

やはり、議論は議論としてしっかりと組み立て、概括的な展開でなく、じゅうぶんなる質疑から方向を見いだすことが大切であり、同時に、整理や区分をしっかりと持ち、信頼関係に立っての運営が望まれるところでありますが、市長のご所見をお伺いするものです。

最後は、港湾問題についてです。

国は、港湾の規制緩和、物流効率化をうたい、さらに、競争至上原理にますます拍車をかけ、地方港が生き延びる、あるいは、全道地方港湾のバランスある発展は遠く消え去ろうとしている現状、小樽港は厳しい状況に立たされているのは現実であります。このような現実の中で、港湾産業の振興をどう確立するのかという提起に、行政ばかりでなく、港湾関係者ともじゅうぶんに協議してまいりたいと、決まって一貫した姿勢での答弁です。

港湾をめぐる状況から、広範な角度での協議が求められるところであり、現実、しっかりと協議や検討が行われているのかどうか、多少なりとも疑問のあるところです。なぜかといいますと、結果や結論がどのように

なったのか、また、それらに対する実務、実践が余り見当たらないからであり、どのような協議や対応及び対策なのか、改めてお聞きしたいと思います。

また、最近の質問に対する答弁では、物流の動向把握からポートセールスの拡充や、石狩湾新港の在り方について検討したいなど、大きな課題について答弁されておりますが、具体的にどのような検討が行われているのか、また、方針が出たのかどうか、お聞かせください。

この8月に入って、国土交通省は、従来の港湾整備計画は、同省の所管する10の公共事業計画と合わせ、一本化する方針を固めたようです。事業分野別の計画を一つに統合することで、重点化、集中化を進めるのがねらいとされており、また、同省による港湾物流調査及び部会別検討も行われているわけですが、いずれも小樽港とはかけ離れた港湾政策のものであり、今後に大きな不安を残すことにならないかと危ぐさえ感ずる状況にあります。今後、小樽港はどうしてゆくのか、現状対策と同時に、どう展望しようとしているのか、お考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して、終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 渡部議員のご質問にお答えいたします。

まず、基礎自治体の行方についてであります。平成12年の地方分権一括法の施行以来、中央から地方へ大幅に権限委譲を行うべきであるとの議論が高まる一方、その受皿となる市町村には、自己決定、自己責任の実行を求められております。

最近では、11月1日に示された中央制度調査会のいわゆる西尾試案において、「今後の基礎的自治体は、住民に最も身近な団体として、都道府県に極力依存することのないものとし、住民に対するサービスを自己財源により充実させていくことが望ましい」と指摘しており、また、人口規模は明示していないものの、小規模自治体の事務を制限するという厳しい内容を含んでいることから、今後、基礎自治体には、これまで以上に「自主・自律」が求められるものと思っております。

また、これからの地方都市は、自らの個性や特徴を磨いていかなければならないものと考えますし、事業においても、何をどのようなコンセプトで進めるかを明確にして、市民のニーズに的確にこたえる知恵と戦略により、市民が願う心豊かに幸せに暮らせるまちを築いていきたいものと思っております。

次に、市の構想や計画であります。構想につきましては、小樽駅周辺地区整備構想、新博物館建設構想、総合運動公園構想、なえぼ公園広域化構想、朝里川温泉地区レク基地開発構想などがあり、計画としては、坂の街おたる冬プラン、歴史を生かす街並み整備拠点地区整備事業、中央通地区土地区画整理事業、小樽望洋地区パークタウン開発事業などがあります。

次に、これらの構想や計画の現状であります。計画どおり実施中のもの、また、計画の内容を変更し、既に事業が終了したもの、さらには、構想を断念したものや計画内容を見直して検討中のもの、現在休止中のものなどがあります。

また、主要事業に付随する関連事業であります。例えば、昭和56年に、国道5号の長橋バイパスとともに都市計画に位置づけられた稲北交差点のアンダーパス化につきましては、土地利用の促進状況や現況の交通量

の把握など、現状を認識しながら将来を見据えた土地利用計画や将来交通予測を勘案し、国や道と連携を図り検討していくこととしております。

いずれにいたしましても、これまでの構想や計画の中で未実施のものについては、今後予定している総合計画21世紀プランの中間点検と併せて、その後の社会経済環境の変化や財政状況などをさまざまな角度から検討し、一定の区分整理をしていく必要があるものと考えております。

次に、中心市街地活性化計画の整理と現状に即した対応であります。計画は、行政主体のハード事業を中心とした52事業で、昭和61年に国の認定を受け、中心市街地の活性化に向けて各種事業を実施してまいりました。この計画期間はおおむね10年としておりましたことから、平成10年2月に一定の整理を行ったところであります。

一方、国は、これからのまちづくりの方針として、市街地の整備改善と商業の活性化を両輪とした官民一体での推進が必要として、平成10年に中心市街地活性化法を施行いたしました。

このことから、市は、中心市街地活性化計画において、継続事業10事業のうち、中央通地区土地区画整理事業など7事業、実施に至っていない15事業のうち、梁川通や静屋通コミュニティ整備事業、ポケットスペース整備事業など7事業の計14事業については、現状に即した中で街なか活性化計画の中に取り込んでおります。また、その他未実施事業については、市民ニーズや事業の熟度を勘案しながら、必要に応じて街なか活性化計画へ盛り込んでまいりたいと思っております。今後とも、街なか活性化計画を、官民それぞれ役割分担を図りながら推進してまいりたいと思っております。

次に、その時点における必要性から対策的に策定した計画であります。例えば平成7年度に策定した商業振興策では、商店街の環境整備や空き店舗助成、夜のにぎわいづくり支援事業などを実施してまいりました。計画の中には、中長期的に取り組む事業も含まれていることから、現在未実施の事業も相当数あり、これらの多くが街なか活性化計画に引き継がれていることから、その中で優先順位をつけながら着実に推進していくことが必要であると考えております。

次に、海洋開発であります。平成8年の道立地下資源調査所の誘致以降、毎年行っているマリンスクールやセミナー等の啓発事業以外、残念ながら、特別な取組はしておりません。

海洋は、地球上に残る最大の資源であり、また、小樽市としての地理的条件から、海洋開発に対する優位性も認識しておりますが、長期間の努力や研究を要する計画となりますことから、現在は長期的な視野に立ち、各関係機関の報告や研究などを注視し、今後の展開を模索したいと考えております。

次に、議会質疑の関係であります。私どもは、じゅうぶんな議会論議の中から本市の進むべき方向性が見いだされるものと考えておりますし、また、議会と行政の信頼関係の下に、議会運営を進めることが、小樽にとって有意義なことと考えております。

今後も、ご指摘の点をじゅうぶん踏まえ、議会でのご提言、ご指摘を真しに受け止めるとともに、調査結果や検討結果などを適切に報告しながら、議会との信頼関係を保ちたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

最初に、今後の小樽港の振興に当たっての協議や対応であります。今日、拠点港化の流れや規制緩和が進展する中で、港湾間の競争が激化するなど、小樽港をはじめ、地方港を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

こうした状況を受け、小樽港の今後の振興方策について、各界各層のご意見をお聞きし、さまざまな視点か

ら検討を進めているところでありますが、現在、港湾関係者で組織する小樽港湾振興会と勉強会を行っており、また、荷主や製造業者など港湾を利用する側の考え方も反映させるべく、小樽港貿易振興協議会の中でも議論を進めていくこととしております。また、行政サイドの取組として、北海道開発局が中心となり、広域的観点から小樽、石狩湾新港、苫小牧、室蘭の道央4港の役割分担と相互連携について検討が進められており、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、物流の動向把握等についてであります。港湾を取り巻く物流動向は、港湾施設の整備並びに港湾運営を図るための基礎資料となるものであり、港湾計画の策定時には必ず調査を行っておりますけれども、時代が急速に変化する状況の中で、最新の動向について常に情報把握に努めているところであります。

このため、ポートセールスに伴う企業訪問を通して、常時、物流情報の蓄積を進めるとともに、来年度におきましては、経済部を中心に市内企業を対象とした物流調査を実施する予定であります。

また、ポートセールスにつきましては、中国定期コンテナ航路の就航や日ロフェリーの航路延長に伴い、外貨貨物の増大に向け、従前以上に積極的な集荷活動を進めているところであり、また、本港の取扱貨物の大宗を占める内航フェリーの集荷についても、今後、更に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、石狩湾新港の在り方につきましては、母体から成る管理運営会議などで協議しているほか、さきほど申し上げました北海道開発局が中心となって進められております道央4港の相互連携についての協議、並びに、港湾関係者はじめ、幅広い分野の方々の意見を参考としながら、今後検討を進めていきたいと考えておるところであります。

次に、小樽港の対策と展望であります。現状の取組といたしましては、地域の特性を生かし、中国定期コンテナ航路や日ロフェリー定期航路による対外貿易の促進、並びに、本港取扱貨物の大宗を占める国内フェリー機能の維持拡大、さらには穀物基地機能の維持などを主要課題として、これらの実現に向けて港湾施設の整備やポートセールスの拡大など必要な施策に取り組んでいるところであります。

今後の展望につきましては、基本的には、物流機能をじゅうぶん発揮するため、中国やロシア極東地域などとの対岸貿易の増大や既存貨物の維持、拡大に努めるとともに、既存ふ頭の有効活用を図り、物流機能と親水機能の調和が図られた道央圏、日本海側の物流拠点としての役割を果たしていくことにより、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

○22番(渡部 智議員) 再質問いたします。

項目が大きすぎた面もあって、また、内容的にしっかりと提起できるとよかったのですが、時間の関係もありまして、要約的に内容を作成した都合もあって、答弁においてもなかなか難しかったのかなというふうに思っております。

具体的にということにつきましては、後ほど、またの機会に進めてまいりたいと思いますので、大枠3点についてお伺いいたします。

基礎自治体の中で、私が質問している「小樽の計」、すなわち展望を指していることもあり、厳しい状況を克服すると同時に、本市の展望をどう持たれているかにあることから、「小樽の計」を含めて、これらについて、再度お伺いしたいと思います。

それから、構想や計画については、一定の区分や整理が必要であることと、総合計画の中間点検の中でさまざまな角度から検討していくとの答弁であったというふうに思います。

では、総合計画の中間作業の手順と、構想や計画は相当古くからのものもあります。大胆な発想の下に、区分整理あるいは調整を図られるよう再度ご提起をし、総合計画の手順と同時に聞きしたいというふうに思います。

それから、港湾問題であります。いつものことでありますけれども、現状認識に立ち、その時代背景と流れを掌握し、分析に立って、当面する課題解決とともに政策への対応と対策、そして、次につなげる展開、それらの道をどう切り開いていくかが重要であるということをご提起いたしてまいりました。

一定の答弁をいただきましたが、厳しい状況に立たされている港湾でありますので、再度、港湾の展望について、もう少し具体的にというか、明らかにできるものであればそのことを聞きしたいというふうに思いますので、この3点について再質問したいと思います。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝鷹） 初めは、「小樽の計」といいますが、小樽の展望をどう思っているかというご質問かと思いますが、確かに、小樽市は、人口の減少とか少子高齢化の進行、さらには雇用不安といったいろいろな問題を抱えておりまして、こういう問題については、一朝一夕には解決ができない非常に難しい問題であるというふうに思っております。

これらの問題は、やはり、総合的な施策の中で解決をしていかなければならないというふうに思っておりまして、事業としてあれもやる、これもやるといった形で進めていくというわけにはいかないだろうというふうに思います。したがって、さきほどもご答弁申し上げましたように、何をどのようなコンセプトで進めていくかが非常に大事であると思っておりまして、市民のニーズを的確に見極める中で判断をしていきたい、こういうふうに思っております。こうした知恵と戦略によって小樽の将来を描いていきたい、こういうふうに思っておりますし、地方分権を迎えた今、一步一步であります。基礎自治体としての体力をつけていかなければならないだろうというふうにも思っております。

それから、2点目の区分整理の関係でありますけれども、総合計画につきましては、策定以来、中間点を迎えることから、現況とか課題等を把握するために、緊急性、妥当性、有効性、効率性など、こういった行政評価の手法を導入して中間点検を行うことにしております。また、さきほどもお答えいたしましたように、構想や計画の中には古いものもありますことから、その後の社会経済環境の変化などいろいろな変化がございますので、さまざまな角度から総合計画の中間点検に併せて区分整理の見直しを行ってまいりたい、こう思います。

それから、港湾の問題でございますけれども、小樽港を含めまして地方港を取り巻く環境は大変厳しいという状況は共通だと思いますが、さきほども申し上げましたように、港湾関係者とも、これから、総論ではなくて、より具体的なテーマに絞ってさまざまな問題を議論していきたい、その中で小樽港の振興が図れるように精いっぱい努めてまいりたい、こう思っております。

○議長（松田日出男） 渡部議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

(8 番 齊藤裕敬議員登壇)(拍手)

○ 8 番 (齊藤裕敬議員) 平成14年第4回定例会に当たり、一般質問いたします。

新焼却場についてであります。

当然、この問題は、本来、広域連合議会で議論されるのが筋ではありますが、私は、特にごみ排出量が80%を占める、また、市長も広域連合長と兼任されているという観点と、広域議会が開かれる前にどんどんどんどん実務が進んでしまうということから、母体の小樽市、広域連合の主役の小樽市という意味からも、質問させていただきます。

11月15日、東京の御茶ノ水のホテルで、第3回技術等検討委員会が開催されました。私は、傍聴者として、その会議をお聞きし、その内容から何点かの疑問を覚えました。6方式の焼却、7社の見積りを基に点数をつけ、評価されます。

第1の疑問は、その点数配分についてであります。

技術等検討委員会の委員長は、環境への影響は各社それぞれ基準をクリアしてくるのだから、当然、各メーカー間の点数差は余り生じない。しかし、この環境への配点を大きくすることにより、広域連合が環境を重視している、こういった姿勢を地域住民にアピールできるから配点を大きくしたらどうだ、こういった趣旨の発言がありました。

住民を侮辱したこんな発言にはとうてい納得できませんし、猫だましの様なものです。最初から点数が開かないのはわかっていながら、その部分を大きくしたら、さもさも環境に配慮していると。きっと住民は、その点数の大きさだけを見て、ああこれは、広域連合は私たちの環境に配慮しているのだと、こういったことは私にはとうてい理解できません。こういったことなののでしょうか、市長の見解を求めます。

第2の疑問です。

技術等検討委員会は、さきの広域連合議会に示された要綱により運営していると理解しております。要綱第7条には、公開の原則がうたわれておりますが、非公開の要件の記述、記載がありません。にもかかわらず、委員長はメーカーの利害にかかわる可能性があるので、非公開を宣言されました。

当然、守秘義務の及ばない一民間人にご遠慮願うのは一理あると思いますが、広域連合議員という立場でも、その後の会議を見られない、排除した理由はいかなるものなのか、お尋ねしたいと思います。

また、広域連合議員には、守秘義務は及ぶのか、及ばないのか、市長の見解を求めます。

第3の疑問であります。

技術等検討委員会では、さきに述べましたように、情報管理をかなり慎重に進められているということでもあります。しかし、よく考えると、私が傍聴した第3回委員会の前、10月10日の第2回の技術等検討委員会には、私たち小樽市の厚生常任委員も広域連合の議員も直前まで知らされずにいたと。にもかかわらず、数人の傍聴者があったのです。この傍聴者のうち1人は、私がこの委員会の開催を知ったのが前日だったものですから、関東の議員にお願いして傍聴してもらいました。その他の方たちは、どうやって委員会が公開であることを知り、この時点ではまだ公開だという要綱が連合議会には出されていませんから、どうやって公開であることを知って、どうやって日時を知って、参加されたのでしょうか。極めて不思議であります。ご答弁を求めます。

この項の最後に、一つだけ確認させてください。

委員の中に、過去に炉メーカーまたはプラントメーカーから委託研究などを依頼された方はおられるのか、おられないのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、調整手当削減とデフレについてです。

市街地活性化特別委員会において、株式会社アール・アイからテナント家賃を年額約1,100万円を3年間値下げする、こういった提示があり、この事業に3億5,000万を直貸している市は、昨今の経済状況はデフレ傾向が進んでいるのでやむをえないという理由から提案を承認したそうであります。

そこで、単純ですけれども、お尋ねします。

一方で、市は、デフレによる小樽経済への影響を認めつつ、調整手当削減は全廃から2%カットにトーンダウン、これは考え方として矛盾してはおりませんか。市長の見解を求めます。

財源不足の具体的な解決策についてであります。

3年間150億の財源不足、その対策についてです。

観点は、人件費をどう抑制するかということです。昨年決算ベースで、人口1人当たりの職員給与及び臨時嘱託給与をお示ください。

次に、向こう3年間、保育所、調理場、ごみ収集等、民間委託はあるのかどうか。

これまでのご答弁で、民間委託をやるという基本的な方針はもう既に示されております。しかし、私が特にお尋ねしたいのは、3年間150億という額と期間が示されているわけですから、当然、民間委託をやるということになりましたら、この期間内に着手しなければ意味がないことだ、こう思います。お答え願いたいと思います。

さらには、基本給削減は、やはりこの3年間以内にあるのかどうか。

武井議員の市長答弁に従来より更にというくだりがありましたけれども、それは何を指しているのか、この人件費まで指しているのかどうか、お答え願いたいと思います。

障害者の側に立った道路行政について伺います。

9月2日、市道大通線で、視覚障害者の妻が夫の運転する車から降りる際、幅20センチ、長さ40センチ、深さが何と60センチの、上ぶたがその部分だけない側溝、欠け落ちていたのでしょうか、補修をしなかったのでしょうか、その側溝に落ち、けがをするという事故が起きました。

このご夫婦は、管理者の市と、現在、損害賠償について交渉中ですが、市は、管理者としての賠償責任を認めつつ、50%の過失を運転手たる夫に求めているのであります。確かに、運転者は、同乗者の乗降に当たり、業務上の安全義務が存在する、私もそう思います。

しかし、今回は、側溝の上ぶたがその部分だけないことを通常の運転行為の中で察知することが不可能ではなかったのか、私は現場を確認した上でこう思いました。市の見解をお示ください。

本市に限らず、多くの市町村でバリアフリーやハートビルを推進しております。一方、車いすや寝たきり、視覚障害者の方たちは、人間らしい自由な移動ができないことを移動障害と位置づけ、新たに交通権という考え方を主張され、いろいろなフォーラムを開催されております。このことに照らすと、屋内ではかなりの改善、進展が見られたものの、屋外、特に道路はこの精神が生かされているとは言いがたい現状にあります。

今回の事故を機に、移動障害を抱える関係障害者団体と改めてテーブルに着き、調査すべきではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

子どもたちに安全な居場所をということについてお尋ねいたします。

学校週5日制の実施に伴い、各地でさまざまな取組がなされていると承知しております。また、これにより、子どもたちの遊び場、行動範囲も徐々に広がりつつある、こういった傾向にあると思います。行っではいけない

い場所の生徒指導も、学校によってまちまち、または学年によってまちまちです。これは、学年によっては、理由があれば、低学年と高学年が違ってあたりまえですけれども、学級によっても違う例がある。一部保護者の間には、混乱とまではいきませんが、どうしたらいいのだろうと。この場所は、隣のクラスでは禁止されている、うちのクラスではいいと。こういったところで、保護者間の若干のあつれきもあると聞きます。指導の実態をお示ください。

子どもを巻き込んだ悲しい事故・事件が後を絶ちません。市教委は、特に池田小の事件以降、真剣に子どもの安全という観点から取組をされていると承知はしております。その効果をどう判断、分析されておりますでしょうか、教育長のご見解をお聞かせください。

子どもの安全な居場所づくりを強く進めるべきと考えます。しかし、これは、画一的に施設に監視員を配備するとか、そういうことは現実的に不可能だ、このように私は思っております。

そこで、多くの高齢者、特に痴ほう性的高齢者の方たちの対応であるように、見守りということが大切ではないかと。本人の自主性を尊重しつつも、注意を払う、周りが注意を払って差し上げる、見守りが必要なのではないか、このように思うのです。

具体的には、市教委が中心になって呼びかけ、ボランティアを募り、一定の啓蒙活動を積み重ね、他人の子どもでも、その親の立場、気持ちになって、とりあえず目を向ける、注意して目を向ける、こういった子ども見守りネットワークのようなものを立ち上げるべきではないか、社会全体で子どもの安全を何とか担保しようではないか、こういうことが必要だと思いますけれども、ご提言を含め、教育長に申し上げます。ご見解を賜りたいと思います。

以上、再質問を留意し、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

初めに、北しりべし廃棄物処理広域連合が進めております焼却処理施設建設に関して何点かお尋ねがありましたが、広域連合事務局から聞いているところによりますと、まず、技術等検討委員会における機種の絞込みを行う際の処理方式評価にかかわる審議内容でありますけれども、評価項目は大きく分けて7項目あり、技術等検討委員会から広域連合に項目ごとに重みづけを依頼されております。

広域連合は、広域連合会議を開催し、7項目のうち環境保全性と安全性を最重点とすることを委員会に示しております。

委員会の議論としては、同じ最重点でも、点数配分上から点差をつけてはどうかとの意見もありましたが、最重点の環境保全性と安全性に差をつけることにはならないとのことから、広域連合の見解を尊重することになったと報告を受けております。

次に、技術等検討委員会の公開、非公開であります。9月10日に開催されました第1回委員会において、委員会要綱第7条の原則公開を確認するとともに、各委員の自由な審議が行うことができるように、メーカーの利害等に関係する場合は、非公開とすることを併せて決定しております。

11月15日開催の第3回委員会では、概要発注仕様書提示メーカーごとに公害防止性能や安全性などのノウハ

ウが審議されており、この内容が企業の利害に関係することから、広域連合議員に守秘義務が及ぶか否かという観点からではなく、だれかれの区別なく、傍聴者のくくりの中で退席いただいたと聞いております。

次に、第2回技術等検討委員会の傍聴者であります、委員会の事務局である全国都市清掃会議に、プラントメーカー数社から、委員会開催日程や参加の可否も含め、問合せがあり、全国都市清掃会議が開催日などを返答したものと聞いております。

次に、焼却炉メーカーからの技術等検討委員会委員への委託研究等についてであります、広域連合事務局が全国都市清掃会議に確認したところ、メーカーからの委託研究等を受けている者は、委員にはいない旨の返答があったと聞いております。

次に、調整手当の削減とデフレの関係であります、国内におきましては、景気低迷により土地価格や株価などが下落したため、その資産減少により企業の財務状況が悪化し、設備投資の抑制やリストラも行われ、その結果、消費が低迷するなど、デフレが進行しているものと思います。

調整手当につきましては、これまで小樽市が国家公務員の調整手当の地域指定市であったため、市職員についても、これに準じて3%の調整手当を支給してきております。この調整手当は、平成12年度の人事院勧告で、地域指定が解除となり、平成13年度から15年度まで3%、16年度、17年度の各年度は各2%、18年度、19年度は各1%を支給するとして経過措置を経て、平成20年度で廃止される予定でありました。

しかしながら、市としては、財政の健全化を進めるために、平成15年度から19年度までの合計9%支給される調整手当を前倒して平成15年度で全廃することで、本年7月に職員団体に提案をいたしました。

その後、平成14年度の人事院勧告が示され、本俸で約2%のマイナス改定と、期末手当0.05か月分の削減となり、これにより、合わせると実質5%の削減になることから、15年度1年限りの経過措置として1%支給することとし、また、今年度の人事院勧告については国に準じて実施することといたしました。

なお、今回決定した削減額は、15年度分として人事院勧告分で4億2,000万円、調整手当で2億5,000万円となり、職員1人あたりにしますと、現行と比較して31万1,000円の削減となります。

次に、財源不足の具体的解決でありますけれども、まず、職員給与費等の比較であります、平成元年度と平成13年度の一般会計及び特別会計の職員給与費、嘱託員報酬、失業対策費を除く臨時職員賃金の決算額をそれぞれの年度末人口で除した金額は、平成元年度は、職員給与費7万334円、嘱託員報酬1,790円、臨時職員賃金1,587円となっており、平成13年度は、職員給与費9万2,832円、嘱託員報酬4,228円、臨時職員賃金1,700円となっております。

職員給与費については、平成元年度以降の人事院勧告の増額改定があったため、また、嘱託員報酬や臨時職員賃金についても、最低賃金が上がったため増額となり、反面、人口は平成元年度末16万4,472人から平成13年度末15万311人に減少したため、人口1人当たりの金額が増加したものであります。

次に、民間委託であります、今後の見通しとしては、まず、引き船業務及び総合体育館の管理業務の委託を平成15年度から実施したいと考えております。また、実施時期はまだ未定であります、ごみ収集運搬業務委託の拡大についても検討しております。保育所、学校給食共同調理場の民間委託につきましては、現段階では具体化はしていませんが、基本的には、民間でできる事業については民間への業務委託や、一方で、嘱託化の可能な事務についても費用対効果をじゅうぶんに考慮して検討してまいりたいと考えております。

次に、基本給の削減の見込みであります、本年度まで、行政改革による事務事業の見直しなどで人件費総額の縮減に努めてまいりました。また、本年度の人事院勧告は、本俸のマイナス2%改定と期末手当の0.05か

月削減という内容であり、市として国に準じて実施することとしております。

平成15年度におきましては、財政健全化に向けての方策として、調整手当の削減と原則退職不補充などにより、人件費の削減を図ることとしております。

なお、今後の財政状況によっては、昨日もお答えしているように、人件費について更に厳しい削減案を検討することになるかと思っております。

次に、市道上の事故であります。去る9月2日に、視覚障害のある女性の方が市道の側溝のふたのないところに落ち、けがをされました。連絡を受けた後、ご本人とお会いし、今後の対応などについてご相談したところであります。

けがをされた状況から、道路を管理している市としての責任はあるものと考えておりますが、市としては、このたびのような視覚障害者の事故例がないことから、市の加入している保険会社と協議をしており、助言などを受けながら、現在、相手の方と話し合いを続けているところであります。

次に、障害者側に立った道路行政であります。ノーマライゼーションが浸透し、障害者の方々も社会経済活動に参加する機会も増えており、近年、交通権という新しい考え方も生まれ、より自由な移動が求められております。このため、障害者の方々の移動に際しては、安全性や利便性の向上に向けて、これまでも視力障害者福祉協会等からの要望に基づき、点字ブロックの設置や歩道の段差解消等を行ってまいりました。

このような取組は、障害者の方々の問題にとどまらず、加速する高齢化に対応するためにも必要なことと考えており、今後とも相互に情報交換を行いながら、より一層、障害者団体とも連携を図りながら安全で快適な道路空間を形成してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 齊藤裕敬議員のご質問にお答えします。

まず、学校5日制における生徒指導の状況についてですが、これまでも、各学校においては、生徒指導委員会で作成されている生活の決まりや目当てに基づき、土曜、日曜の健全な過ごし方について指導を行っております。

また、この4月から、学校週5日制が完全実施されましたことから、自校の様子や児童・生徒の健全育成について、改めて、学校だよりなどを通じて家庭や地域に紹介しながら、協力を願っているところです。

クラス間における指導の差異については、具体的に聞いておりませんが、生徒指導というのは、いつ、いかなるときにどのようなことが起こるか予想しにくいことから、また、父母の間に混乱があることは決して望ましいことではないと考えており、各学校に対し、緊張感を持って指導に当たることが必要であることを改めて指導してまいりたいと考えております。

次に、事件・事故から子どもたちを守る取組と効果については、池田小学校の事件をきっかけに、市内の全小中学校において、玄関の施錠はもとより、テレビ付きのインターホンの設置、外来者名簿の作成など、不審者の侵入を未然に防止するための手だてを強化しております。また、危機管理マニュアルの作成や教職員による校内巡視体制、通報体制を見直し、警察との連携を強めるなどしながら安全確保に努めており、一方、PTAや地域の方々の協力を得ながら、幾つかの学校で子ども110番の取組を進めているところであります。

児童の虐待に対しては、教員向けの資料配布、さらには、学校医、医師、家庭と連携し、早期発見に努める

など、防止に向けて手だてを講じているところであります。

最後に、ボランティアによる子ども見守りネットワークについてですが、子どもの行動を温かく見守り、自主性をはぐくみながら自立を促していく環境づくりが大切と考えております。現在、学校やPTAが協力して子どもの安全を守るため、子ども110番ステッカーを表示し、地域の協力により安全を図る運動が進められております。このことを一層進めるネットワークの立上げも連Pの中で検討される方向にあることから、このご提言は貴重なご意見として受け止め、今後の課題とさせていただきます。

以上であります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

○8番(斉藤裕敬議員) 再質問いたします。

まず、焼却場の関係ですけれども、なぜ知りえたか。第2回の委員会の開催、そして公開されることをなぜ知りえたか。第1回で、公開にしようとか、会議をどうしようとかということをいろいろ決めたのです。それは、第2回で承認して、我々小樽市、又は広域に伝達されるものだったのです。つまり、第2回が終了しなければ、公開ですとか、そういうことは言えなかったのです。

ところが、今のご答弁によると、問合せがあったから、全都清が答えたというのですね。全都清と広域連合の契約には、そんなことは載っていませんでしょう。守秘義務こそ書いているけれども、業務上知りえたことについて他に漏らしてはいけないと、守秘義務は書いているけれども、まさしく、利害関係人と言われるようなメーカー又はプラントメーカーですか、その方たちからの問合せに、何日に会議がありますよなどという、そういうことを答える契約にはなっていなかったはずですよ。

だれが考えたってそうではありませんか。全都清の内部委員会の開催、これを利害関係人から、電話か何か知りませんけれども、電話をかけてきて、「今どうなっているのでしょうかね」「いや、第2回の技術検討委員会が10月10日にあるよ」「聞けますかね」「いや、いいよ。公開だから」なんてことを、そんな会話ががあったとしたら、これは、前段、第3回に技術等検討委員会の委員長さんが言っているのですよ。「私たちでは、議論する中身については、ほかには絶対情報を漏らさないという、そういう担保はできないから、大切なことは排除するのだ。人を排除するのだ」と言っているぐらいのものを、軽はずみにぼんぼんぼんぼん言っているのは、これが事実だとしたら大変不可解です。

この点について、再質問いたします。

それと、人件費の関係です。

山田市長は、更なる厳しい見直しと。現実的には人件費の更なる抑制をせざるをえないということを暗におっしゃっているのだと私は理解しています。

今朝の新聞で、長野県の田中知事が10%カットですか、などということも載っていました。これは、市長以下職員の方たちにとっては非常な関心事でしょうし、トップ、首長としても頭の痛いことかもしれません。

山形県の3万人少しの市長さんなのですから、旧社会党の関係のお仕事をされておりました。社会党のご出身の方です。前回、4年前に当選されて、3万人の小さな市でいきなり6%の人件費カットをしました。それはそれは、ものすごいバッシングの中で、裏切り者扱いをされて、今回、2回目の選挙が先日ありましたけれども、県の組織というのでしょうか、組合系の方々とかその反対する方々が、わずか3万人のまちで大量に反対運動を展開されて、これは大変だと、そういう認識、危機感を持たれていたようですね。しかし、

市民はダブルスコアで再選を支持しました。

市長も、この点は、本当にはれものにさわるように考えられているかもしれませんが、私たちの任期も残すところ数か月ですから、再選を果たされた後も、具体的なスケジュールを示しつつ、これは市民に向けて示しつつです。公務員と公務員給与の在り方というのを市民にも発信していただきたい、こう願います。

この件に関しても、お尋ねしたいと思います。

それと、視覚障害者の方の問題を取り上げさせていただきました。

車の乗降に関しては、私は視覚障害者の方にもお話ししたのですけれども、それは視覚障害者だから、又は他の障害だからといって、運転者の義務が免れるものではないと思いますよと私ははっきり言いました。しかし、この事故をきっかけに、一つのケーススタディーというのでしょうか、障害者団体側も、何が自分の責任で、何が公たる行政の責任なのか、このことを再認識する必要があるのだろう、こう思いました。そういう意味で、改めてテーブルに着いて話をしたらどうですかと、こう申し上げたところです。

この点に関してはご答弁がなかったように思いますので、再度、答弁を願いたいと思います。

教育長は、見守りネットワークについてのご提言を前向きに受け止めていただいたのだと私は理解しました。

しかし、何とか、年が明けてから早急に連携をとっていただきたいなと思っています。市内で、いろいろな子どもたちを取り巻く環境、特に小さな子どもたちが危険な状態にあるといううわさ、又は当事者からの話もあります。しかし、これは子どもの人権、再被害、風評被害、こういうこともあって、その当事者のことを考えると、我々議会であろうと市教委であろうと事件、事故が起きてから、その対策をとるとするのはなかなか難しいですね。ましてや子どもですから。ですから、先に手を打っていただきたい。

大量な、大勢の人の目を借りて、耳を借りて、子どもを見守るべきだと思います。また、これは高齢者の方にも言えることですから、必ずや意義があることだと思いますので、再度よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初の焼却場の技術等検討委員会ですけれども、これも、さきほど申し上げましたとおり、原則公開というふうにしておりますので、いろいろな問合せでいつその会議が開かれるかということについて隠す必要はないのではないかと考えていますので、それはご理解願いたいと思います。

それから、人件費の削減の問題ですけれども、大変に厳しい削減内容で、さきほど申し上げましたが、15年度になりますと1人31万1,000円の年収ダウンということで、かなり厳しい額だろうと思います。

しかし、この財政危機を乗り切っていくためには、職員の皆さんの協力も必要ですし、それから、市民の皆さんの協力も必要だと、そういう観点でございますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っています。今後、これから編成作業に入りますけれども、その中でどういう状況になっていくのか、もう少し先を見極めた上で、来年度以降も更に厳しい人件費の削減ということもありうるだろうというふうには思っております。

それから、障害者の関係でございますけれども、聞いたところによりますと、1年ぐらい前までは定期的に障害者の団体といろいろな懇談会があったようですが、今は途切れているということもございますので、今後、そういう団体と密接に連携して、そういう場を設定していろいろな協議をしていきたいと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 1週間に3度ほど、私ども教育委員会に、子ども同士のいさかいとか、あるいは学校の事情についての電話がございます。ほとんどが匿名で、なかなかご自身のお名前や電話番号を明かしてくれません。何度かおかけいただく中で、ぜひ私どもの委員会においでくださいということで、少しずつ進み出すのが生徒指導の難しさの一端を示していると思います。

子ども見守り 110番というのは、やはり、お年寄りからいわゆる保護者、地域の方々の温かい見守りの目ということが前提になりますので、そのことの大切さを、年が明けましたら、何回か地域の5ブロックの会議等の中でもお話し申し上げて、具体的に検討を進めてまいりたいと思います。

○議長(松田日出男) 斉藤裕敬議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

○議長(松田日出男) 休憩前に引続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 一般質問をいたします。

最初に、来春卒業予定の高校生の就職状況について伺います。

雇用情勢全体が非常に厳しい状況になっている中、特に、高校生の職業紹介状況を道労働局が発表しています。9月30日現在の就職内定率は、前年同期比 2.1ポイント減の12.8%、過去最悪であります。ハローワーク小樽の新規高卒者状況では、小樽管内の内定率はこれを更に下回って11.3%、極めて深刻であります。

一方、道教委においても、高等学校卒業予定者の就職状況の調査を行っているようですが、市内高校別の就職決定・内定状況と、ハローワークでの職業紹介状況の10月末について、まずお伺いいたします。

本年4月から、就職の決まっていない新規高卒者を臨時職員として採用することにしました。この事業は、就職を希望する高校生に対して、差し当たっての就労機会を提供するとともに、市役所における就業体験を通して、社会人としての基本的な力を身につけ、新たな就職に備えてもらうものであります。

それではまず、本年3月末の新規高卒者の未就職状況と、そして市の臨時職員としての採用人員、さらに、配置職場と就職支援フォローアップというものだそうではありますが、フォローアップの取組の内容についてはどうか。加えて、受け入れた職場、現場での受止め方についても掌握されておれば、併せて伺いたいと思います。

次は、市職員の有給休暇と時間外勤務問題についてであります。

まず、当市職員の有給休暇の取得状況について伺います。

経済産業省、国土交通省などでつくる研究会が、休暇に関する調査研究報告をこの6月に発表しています。タイトルは、「休暇改革はコロンブスの卵、12兆円の経済波及効果と 150万人の雇用創出」であります。日本の休暇の最大の問題は、年次有給休暇の取得率が約5割と極めて低い水準にあること、この年次休暇を完全に取得すると、新たに取得する休暇は4億 1,600万日になるそうであります。

それでは、増えた休暇はどうするか。アンケート調査では、2泊以上の国内旅行、さらには1週間以上の海外旅行、このニーズが最も多かったそうであります。休暇増加による消費支出は4兆5,000億円が見込まれ、産業連関表を用いて試算しますと、関連産業全体では7兆4,000億円、これに伴う新規雇用創出による所得と消費支出が1兆9,000億円、休暇取得に伴う代替雇用による所得、消費支出の増加が2兆5,000億円になるそうであります。それらの経済波及効果の総額は、実に11兆8,000億円、約12兆円、したがって、「休暇改革はコロンブスの卵、12兆円の経済波及効果と150万人の雇用創出」、これがタイトルになっているわけであります。

雇用は、今言ったように、余暇消費支出の増大に伴い、新規雇用が56万人見込まれる。休暇取得に伴う代替労働者が92万人、合わせると148万人の雇用創出効果であります。小泉内閣の同じ政府機関がこうした研究報告をしています。

しかし、なぜか、小泉首相は、こうしたところに実は、お金を使おうとはしていません。大変不思議な話であります。

当市職員の有給休暇の取得状況並びに繰越分を差しおいて、20日間、完全取得した場合の当市経済に対する経済波及効果及び雇用創出、例えば、今年度行った新規高卒者の臨時職員に換算すると、何人になるか、どの程度見込むことができるのかをお伺いします。

それでは、なぜ、有給休暇が完全取得できないかという問題であります。

厚生労働省の調査によれば、昨年1年間の年休取得率は、過去最低で48.4%、1人平均8.8日となっています。当市の場合では、昨年度の平均取得日数が11.6日、この取得日数は、ここ数年、傾向としては変わっていません。なぜこうした低い取得水準にとどまっているのか。これが問題です。その要因は何か。わかりやすくお答えください。

市職員の有給休暇の完全取得と地域経済及び雇用創出の効果について提起をしたいと思います。

休暇が経済活性化になる。一見すれば逆説的なこのアプローチは、既に時代を超えて実証済みであります。大恐慌時代の1930年代、フランスは2けたの失業率にあえいでいました。そのときに、大胆にも打ち出したのが、2週間のパカンスを法律で制定する自由時間政策というものを導入いたしました。最大の経済活性化策として位置づけて、その成果を上げたことは大方の知るところであります。今日、フランスなどヨーロッパで、年休、日本とは違って長期の休暇が制度的に整備されてきている、こうした歴史的な背景もあります。

同時に、年次有給休暇は、労働基準法第39条で保障されている労働者の権利であります。年休の完全取得は、欧米諸国では今あたりまえのことです。年休がまともにとれないような生産要員計画を策定する使用者こそ、大問題にされてしまいます。職員の年休完全取得に向けた本腰を入れた対策、取組を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次は、サービス残業の問題であります。

いわゆるサービス残業の根絶に向けて、厚生労働省や総務省は通達、通知を発しました。これを受けてから1年8か月であります。この間の厚生労働省調査では、約30%の事業所でサービス残業、45%の事業所に労働基準法違反の疑いありという結果でありました。

地方自治体では、例えば新潟県ですが、サービス残業の実態調査を実施しています。45%の職員がサービス残業を行っていることがわかりました。「業務量に比べて職員が不足」、これが、新潟県の場合、理由のトップでありました。国が根絶を目指して通達を出す、調査も実施する、地方自治体もその順守の取組を今開始しています。市の取組状況、並びにサービス残業の実態についてお聞かせください。

この問題で国の通達が求めるものは、市長の使用者責任であります。つまり、職員の勤務時間の管理を適切に行う責務は、使用者である市長にあるということでもあります。始業・終業時間の管理を徹底し、サービス残業を根絶する。時間外勤務、残業は縮小を図る。そうすることによって、職員の健康管理、ひいては公務の能率向上に寄与することです。これらの改善検討も、また、文字どおり待ったなしであります。あれこれの理由で先送りすることはできません。勤務時間の管理、時間外勤務の縮小など、どのように検討されてきたのか、現状をお聞かせください。

ワークシェアリングについてであります。本来的な手法とは言えませんが、しかし、深刻な失業・雇用状況を考えた場合、今、全国各地の自治体が行っている緊急避難的なワークシェアリングの効果、つまり、職員の時間外手当を削減し、それをもって雇用創出の財源に充てる、市民や就職を希望する新規高卒者の願いにこたえていく、この充実、拡大が待たれています。

北海道では、職員の時間外手当の縮減分を財源としたスタートワーキングサポート事業、この拡大、増額の方針であります。

本市の場合で伺います。昨年度における職員の時間外勤務状況はどうか。1人当たりの時間数及び総体の手当額、手当総額でお答えください。

市民や新規高卒者の切実な願いにこたえるのは、市長の決断であります。雇用枠の拡大、加えて、新規のワークシェアリング型雇用対策についての見解についてもお聞かせください。

私の質問の最後は、場外馬券場問題であります。

さきの市議会、市街地活性化特別委員会で、この問題に関する施設の概要について伺いました。小樽の顔とも言うべき駅前3ビル地階であります。事もあろうに、この駅前3ビル地階に場外馬券場を設置しようとする話でありますから、あぜんといいたしました。しかも、その設置が考えられている場所の一部所有者、大家は、小樽市であります。

そこでまず、今回は、この問題で教育長にお尋ねしたいと思います。

教育長は、サッカーくじ問題では、例えば平成13年3月の予算特別委員会での答弁など、明確に反対の旨、態度表明をされていました。では、今回の場外馬券場設置問題に対して、その見解をまず最初にお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、事前に調査依頼をしておりましたからお調べかと思いますが、東京都豊島区における競輪オートレース場外車券売場、並びに福岡県福岡市の福岡ドーム場外馬券売場、地方競馬の馬券売場です。この建設、設置をめぐる問題で、教育関係者、PTA、学校関係者がどういう態度をとっておられるか。同時に、こうしたPTA、学校関係者の動きに合わせて、行政が、議会が、そこではどういう対応、立場をとっておられるか、ご報告いただきたいと思います。

この3ビルには、社会教育施設の室内水泳プールがあります。その設置目的と利用状況、中でも、小中高生の利用割合についてお聞かせいただきたいと思います。

社会教育施設と馬券発売所を同居させる。教育関係者であれば、およそ考えられないことだとは思いますが、まず、室内水泳プールの利用状況についてお尋ねをします。

今回の場外馬券場の問題で、市民が最も関心を寄せていることは、果たしてこの施設が子どもたちの教育、青少年の健全な育成、整然とした住環境整備など、暮らし、福祉、教育のまちづくりと共存できるのかどうか、この点での心配であります。

さきほど、斉藤（裕）議員の一般質問で教育長は答えられました。子ども 110番に関連してであります。大人が、お年寄りが、父母が、そして地域が温かく子どもを見守る、そういう環境が大事だという旨の答弁をされました。そこに、同じこの小樽市で、子どもたちの最も集中するあの場所に、しかも、教育施設のあるあの場所に馬券場であります。

設置予定とされている3ビルは、今言いましたように室内水泳プールがあります。朝夕は、皆さんもご存じのとおり、通学の学生、中学生、高校生が最も集中するところであります。駅前、小樽市の顔でもあります。そこにだれもが買うことができる馬券の自動発売機が設置される。こうした場所への場外馬券場の設置は、とうてい認められないと思います。これが、市民、父母、教師、教育関係者などの声であります。

教育長は、この駅前に場外馬券場が設置されようとしている、これでいいのか。重ねてお伺いしたいと思います。

明快な答弁を求めて、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 古沢議員の一般質問にお答えいたします。

まず、高校生の就職問題について何点かお尋ねがありました。

初めに、平成15年3月高校卒業予定者の就職状況であります。10月末現在における道教委調査による市内公立高校の就職内定状況は、就職希望者数に対する内定者数で申し上げますと、潮陵高校12人に対し現在0、桜陽高校7人に対し3人、商業高校68人に対し24人、工業高校113人に対し57人、水産高校96人に対し17人、全体では296人に対し101人で、内定率34.1%であります。また、ハローワーク調査によりますと、管内全体の就職希望者629人に対し内定者数165人で内定率26.2%であり、いずれも昨年の内定率を下回るなど、厳しい状況にあります。

次に、市臨時職員採用についてのお話でございますけれども、初めに、今年3月末現在における未就職の状況であります。ハローワーク調査によりますと、管内全体では就職希望者569人に対し就職者440人で、未就職者129人でありました。また、臨時職員としての採用人数及び配置職場であります。採用総数は11名で、水道局に3名、福祉部、土木部、消防本部にそれぞれ2名、市民部、教育委員会にそれぞれ1名の配置となっております。

次に、フォローアップについてであります。今年7月に市職員としての資質の向上と新たな就職活動に向けた接遇研修を行うとともに、10月、11月には希望する6名に対しパソコン研修を実施しております。

受入れ職場での受止め方ですが、配置された各職場によりますと、初めは、就業経験が少ないことから、一部に戸惑いも見られたものの、礼儀も正しく、比較的早く仕事にもなれ、仕事に対する積極性が感じられるなど、おおむね好印象を持って受け止められていると聞いております。

次に、市職員の年次有給休暇でありますけれども、まず、有給休暇取得状況ですが、平成13年は平均11.6日となっており、年間付与日数の20日で割り返しますと、取得率は58%となります。

次に、完全取得による経済波及効果であります。マクロ的に考えると、有給休暇が完全に消化されれば消費が拡大され、それに伴う経済波及効果や雇用の増大も見込めると考えられます。経済産業省等で作成した報

告書に示されたシミュレーションを市に当てはめて単純に計算しますと、市職員の有給休暇の総残日数は約1万8,000日ですので、1億9,000万円の消費拡大と5億1,000万円の経済波及効果があることになります。また、雇用の拡大については、どの程度影響があるか試算することは難しいものと考えております。

次に、有給休暇の完全取得であります。市の状況につきましては、過去3年間、11日台で推移していますが、完全週休2日制の実施や特別休暇も拡充してきておりますし、有給休暇については、職員個々の理由で、それぞれの判断により取得した結果としてこのような日数になったものと考えております。

次に、完全取得に向けた対策であります。これまで、業務上重大な支障がない限り、有給休暇の取得を認めてきておりますが、リフレッシュなどの連続休暇につきましては、国からの通知もあり、有給休暇の計画的使用の促進を啓発してまいりたいと考えております。

次に、市職員の時間外勤務であります。

最初に、サービス残業の実態調査などの取組状況であります。時間外勤務につきましては、所属長の命令及び確認によって行われておりますけれども、本年4月に、総務部を通じて各部に対し、時間外勤務手当については実態に合わせた支給をするよう徹底しており、職員個々の実態調査はしていません。

次に、勤務時間の管理徹底であります。昨年の第2回定例会以降、各部庶務担当課長会議において、職員の勤務状況の的確な把握について指示しております。また、時間外勤務の縮小については、事務事業の見直しや工夫を進めるとともに、業務量の平準化や民間委託化を推進し、時間外勤務の縮小を図ってまいりたいと考えております。

次に、ワークシェアリング型雇用対策であります。市職員の平成13年度における時間外につきましては、時間数は職員1人当たりの年間平均で110時間となっており、時間外手当の総額は5億6,876万円となっております。ワークシェアリング型雇用につきましては、平成13年度に観光イベントの雪あかりの路などで嘱託員及び臨時職員を雇用し、本年度は運河ロードレース大会で臨時職員を、また、介護保険課の夜間に開催される介護認定審査会の事務関係で嘱託員を雇用しております。今後、契約管財課で契約事務の繁忙期に臨時職員の雇用を予定しておりますが、更に全庁的に業務の見直しを進め、時間外勤務の削減につながるようなものについては、ワークシェアリング的手法の導入を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 古沢議員のご質問にお答えします。

まず、今回の場外馬券発売所設置問題についてですが、市街地活性化特別委員会において論議されていることは承知しており、教育委員会としては、競馬法施行規則第16条の規定に伴い、場外設備の位置についての1の(1) 学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設から適当な距離を有し、文教上または保健衛生上、著しい支障を来すおそれのないことにかかわる問題であると認識しております。

次に、東京都豊島区と福岡市における場外馬券売場等の建設をめぐる行政や関係団体の対応についてですが、豊島区では、平成12年、区議会の意向を受けて区長が設置反対を表明、翌年、定例会において設置に反対する意見書を採択したこと、また、福岡市では、平成14年4月、市長が市PTA連絡協議会などの要請を受け、主催者側に断念を含め再検討を要請したと聞いております。

次に、室内水泳プールについてであります。設置目的は、水泳の普及、振興を図り、市民の心身の健全な

発達に資するためとなっております。また、平成13年度の利用状況は、全体で4万4,223人の利用があり、そのうち小中高生1万5,636人で利用者全体の35%を占めております。

最後に、予定されている馬券発売所の設置場所が駅前であるということについてですが、ご指摘のとおり、小樽駅前には社会教育施設があり、朝夕には中学生や高校生が通学する姿が多く見られます。こうしたことから、さきほどもお答えいたしました、駅前第3ビルへの設置問題が1の(1)にかかわり、どう進められていくのか、注目してまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

○12番(古沢勝則議員) 再質問をいたします。

時間が限られていますので、手早くやります。

最初は、高校生の就職問題です。

何よりも、採用が11名でした。これでは、いかんせん規模が小さすぎる、効果も、願っても上げ得べくもない、そういうふう思うのですが、同時に、現状で11名、頑張っておられる、未就職の今年の春に卒業した学生さんがいるわけですが、その経験を通じて、市の職員として、地方公務員として頑張りたいという人だって出ないとは限らない。こういった点も考えて、新年度に向けてもっと積極的に、道は増枠、拡大の方向だということを紹介しました。小樽市もそういう方向を考えているのかいないのか、改めてお伺いしたいと思います。

それから、有給休暇の問題です。

もろもろの波及効果は一定程度示していただきました。おおよそ7億円程度の経済効果と。

雇用効果の問題がご報告いただいているのですが、一つの参考としてご紹介したいと思います。同じようなテーマで、帯広の市議会で議論になりました。同じように、年休の取得状況は帯広市でも職員1人当たりは11日ほどです。この帯広市では、経済波及効果がおおよそ5億円ないし6億円というふうに推計されております。それから、完全取得した場合の雇用創出効果は、臨時職員に置き換えた場合には少なくとも136人、雇用創出効果が出るというふうに出されていたようであります。

小樽市でも、少なくともこうした同程度の雇用効果を見込むことができるのではないかと重ねてお伺いしたいと思います。

年休取得の状況が極めて低いという問題についてです。

まず、お伺いしたいのは、労基法では残業時間の上限というものがあります。月で45時間、年間で360時間と。それで、この数値で時間数で把握されていればそのまま、もし違う時間数で把握されているようでしたらそれでも結構ですが、例えば労基法の月の45時間、年の360時間、これを超える職員の勤務状況はどういうふうになっているか。人員数でお答えいただきたいと思います。

関連しますが、労基法の第33条第3項でこういうふうに規定されています。公務のために臨時の必要がある場合、労働時間の延長、休日出勤、労働させることができる、こういう規定であります。今紹介したように臨時の業務です。当然、公務であって、臨時の業務です。ですから、臨時をどんなに広く解釈しても、それは臨時でしかないわけでありまして、恒常的であったり常態化しているものは労基法第33条第3項に明らかに違

反します。

一つは、地方公務員の場合、国家公務員の場合でも、長く、労基法というのは一般公務員の場合は別だというふうに理解されてきていましたけれども、気になって調べ直しました。一般公務員も労基法の適用は受けることになります。

そうしますと、明らかに常態化、恒常化している、そういう職場の実態はないのか。例えば、総務部秘書課で、平成13年度で言えば職員平均年間 251時間です。財政部財政課は 305時間、建築都市部建築課 337時間、水道局建設課 269時間、これらの課は、過去3年間でさかのぼってみましたけれども、多少のこぼこはありますけれども、おおよそ 200時間を超えて 250時間、300時間という1人当たりの年間の時間外勤務数になっています。これを恒常化、常態化と言わないで、臨時というふうに説明できる人はどなたもいないと思うのです。ですから、この問題について、どういうふうに解決しようするのかということをご伺いしたいと思います。

時間外勤務の問題です。

最初に、サービス残業の問題ですけれども、驚きました。実態の把握調査はやっておられないんですね。実は、私は手元に資料を持ってきましたけれども、第58回市職労定期大会議案、今年の定期大会です。そこにこういうふうに項目が立てられています。サービス残業防止に向けた取組、組合は、サービス残業の防止に向けて実態調査を行い、その結果に基づき必要な対応策を協議していきます。今本年度の定期大会の運動方針であります。

さらに、職員で組織されております「こんだん」というところがありますが、ここが出しているピラの第1号、これによりますと、この「こんだん」の皆さんは、職員の皆さんにアンケート調査をしたようであります。サービス残業があるというふうに答えたのが33%、事務職と技術職に限った場合は41%がサービス残業があるというふうに回答を寄せている。これは、つまり、さきほど新潟県が実態調査をやったら45%の職員の中にサービス残業があるという実態がわかった、これと符合するわけです。

ですから、今何よりも肝心なのは、もう1年8か月たっているのですよ。厚生労働省が通達を出して、それを受けて、総務省が通知を各地方自治体に出して、そして取り組もうというふうに出してから1年8か月たって、サービス残業の実態調査もされていない。どういうことなのか、これは。実態調査を早急にすべきだと思うのですが、まず、この点についてお答えください。

それから、勤務時間の管理の問題です。ちょっと正確でなかったらお答えいただきたいと思うのですが、市職員の勤務時間等に関する条例など、いろいろ調べてみました。勤務時間の管理責任に対する規定では、例えば、ようやく見つかったのは出勤管理票事務処理要領というところで、その2で出欠の確認というものがあります。管理責任者、所属室・課長は、毎日、始業時等において勤務についていない職員を把握というふうにあります。問題は終業時なのです。終業時の管理をきちっとし、使用者責任で体制も備えなさいと。これが1年8か月前にそれぞれのところに発せされた通達、通知の趣旨なわけです。

こういった条例や処理要領等で、使用責任者にこういった職員の勤務時間の管理責任、それを規定する内容が盛り込まれているのか。このほかにあるのでしたらお知らせください。

もう一つ、時間がありませんから、馬券場の問題にします。

馬券場の問題で、ちょっと教育長にわかりやすくお尋ねした方がお答えしやすいと思うのです。

まず、再質問の一つは、サッカーくじでは反対だというふうに表明されました。それで、馬券は賛成なのか

反対なのか、お答えいただきたい。これはわかりやすいでしょう。

改めて、再質問をしますが、市の水泳プール条例施行規則の第9条の2で、教育課程に基づく水泳学習のために使用する場合、料金を減免することができるというものがあります。教育課程での水泳学習、これは室内水泳プールを使ってやる。さきほどの1万5,000人の中に含まれている学生さんの場合ですね。そういう理解でいいかどうか。

それから、加えてお尋ねしますが、市の教育委員会の組織及び事務分掌規程というものがあります。この第2条(1)で、市立学校、図書館、文学館などと列記をして、室内水泳プールというのは何機関というふうに位置づけられていますか。

教育機関と位置づけられているのです、同じように。それであれば、この教育機関を管理、執行する職務権限はどこに属するかをお知らせいただきたいと思います。

四つ目です。さきほどお答えいただきましたけれども、農水省の告示第1309号、場外設備の位置、構造及び設備の基準、場外馬券場を設置する場合にどういった基準で設置するか。教育長がお答えいただいたとおりであります。

そこで、学校その他の文教施設というふうに教育長はお答えになりました。その他の文教施設というのは、事前にちょっと議論しておりますから、それぞれお調べいただいていると思うのですが、その他の文教施設というのはどういうものか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 高校生の就職問題につきまして私からお答えしまして、その他の問題は担当部長からご答弁いたします。

今年の臨時職員の採用でございますけれども、ご承知のとおり、企業の倒産、リストラ、あるいはまた小樽商工信用組合の破たんといろいろな状況がありまして、非常に離職者が多いというような状況の中から、全体として正職員の社会人枠として採用した者、それから、非自発的離職者や一般の離職者を対象に嘱託職員、さらには、未就職者の高校生を対象にということで、そういう3種類の採用をしたものですから、全部にたくさんというわけにはいかないわけです。ですから、そういったそれぞれの枠の中で採用を進めてきたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

新年度におきましても、どういう状況になるかまだよくわかりませんので、今後の検討課題ということで対応してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 総務部長。

○総務部長(鈴木忠昭) 古沢議員の再質問にお答えいたします。

まず一つは、有給休暇の完全消化と雇用の関係でございますけれども、帯広市の方で試算をしているということであります。私どもは、さきほど答弁したように、根拠となるものが非常に希薄かなという感じもあって、試算は難しいものと考えていますけれども、消費経済効果が1億9,000万という形で、単純に出した数字ですが、それらから勘案しますと100人くらいは臨時職員としてのものはその金額の割返して考えられるかという

ふうに思います。

それから、月50時間を超える職員並びに年 360時間という人数ですけれども、月50時間については 129名、年 360時間を超える職員については39名という形になっています。

それから、秘書課等の具体的な職場を出しての労働基準法第33条第3項、臨時的な業務についてなされるという部分との関連でお尋ねです。私どもは、時間外勤務命令を出しているのは、基になるのはもちろんこの労働基準法の第33条第3項で、臨時的であるということで業務命令を出して時間外をさせているという形でございます。全体的な職場の時間外の削減については、議員もお話ありましたように、その業務に見合った職員の配置とか、組織・機構の見直しを含めた適正な配置の中で、削減について努めてまいりたいというふう考えております。

それから、実態把握の問題でございますけれども、市長の答弁でも申し上げましたが、今年の4月に、私が各部の次長、庶務担当課長を集めまして指示を出してございます。それは、職員に対して時間外をした分に見合う賃金を支払いなさいという形です。決してそういうサービス残業的なものを放置しないでほしいということとは厳に申し渡しております。さらに、10月に入りましてからも、今年の運用の実態についても協議をしております。ですから、それらの状況を見て、更に組合等のお話もございましたので、そういう関係団体との協議などもしてみたいとは思いますが、そういう経過の中で、必要があれば実態調査については検討してみたいというふうに思っております。

それから、勤務時間の管理の問題ですけれども、始業時のことについては、お話のとおり、そういう形になってございますが、終業時のものについて明記したものはございません。ですから、本庁の場合においては、退庁時に当直の前で時間を書いて退庁するように。これは7時以降ですけれども、そういう対応をしていますが、外局については、特段、退庁時間を確認するという形はしてございません。

これについても、時間外との関連がございますので、今後どんな形で対応できるのか。ちょっと研究してみたいとは思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問にお答えしますが、最初の問題については私の方から、あとの問題について部長から答えさせます。

最初に、馬券場の設置問題に対する考え方ですが、さきのスポーツ振興くじ、いわゆるサッカーくじの問題につきましても、文部科学省が所管する日本学校健康体育センターの所管するそういう業務として提起されまして、全国的な問題があり、都市教育長協議会、市町村教育長協議会、PTA連合会、教職員団体、その他から大変反対の声がありました。私も、そういう導入段階でしたので、そこで反対の姿勢をはっきりさせたものであります。

今回の小樽市における場外馬券場の問題は、許可とか協議の過程で教育委員会は入っておりませんので、1の(1)にかかわり注目していきたいとご答弁したので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 社会教育部長。

○社会教育部長(藤田喜勝) それでは、私の方からお答えいたします。

小中高生の利用の1万5,636人ですか、これは教育課程上の利用があったかどうか、例えば体育の時間等と。そういうご質問ですけれども、13年度利用の中にそういった学校の授業等で利用があったかどうか、私はちょっと確認しておりませんので、また委員会の席等でお答えしていきたいと思います。

それから、室内水泳プールは教育機関かどうか、その場合は管理、執行する職務権限はどちらの方にあるか、こういったご質問かと思えますけれども、これは教育委員会の方にあると思います。

それから、学校その他の文教施設の文教施設とはどういう施設を指すか、こういったことであったと思えますけれども、これは社会教育施設全般、社会教育施設も当然この文教施設の中に含まれるというふうに私は考えております。

以上です。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） まず、時間外の問題です。

月50時間を超える職員が129名ですね。360時間を超える職員が39名と。労基法が地方公務員、市の職員にも適用されるとすれば、文字どおり労基法違反ですね。三六協定を結ばないで上限を超える時間外勤務を命じているのですからね。ですから、これはもう待ったなしなのです。この点はきちんとお答えいただきたいと思うのです。

政府が閣議決定して出している労働時間短縮推進計画というものがあります。ここでも、ここでさえというふうに言った方がいいでしょうか。年次有給休暇の取得の促進、所定外労働の削減に重点を置いて取り組むと言っているわけです。続いて、年休の完全取得を前提とした業務計画、要員計画を作成し、労働者が業務の支障を気がねせずと。政府としてはすごいですね。こんなものは余り見たことも聞いたこともありませんよ。労働者が業務の支障を気がねせず年休を取得できる体制を整えるとあるのです。これは、年休の問題と時間外問題と関連しますので、したがって、サービス残業の実態調査の問題、それから時間外勤務の縮小の問題、年休の完全取得の問題、それに伴う市の直接雇用の拡大の問題について、真剣に取り組んでほしいと思うのです。

さきほどの労基法違反ではないか、その点での答弁と、今述べた点で改めてお伺いしたいと思いますので、市長の前向きのご答弁をいただきたいと思うのです。

それから、場外馬券場の問題です。

今、社会教育部長の方から、農水省告示第1309号にかかわって、学校その他の文教施設についてご答弁をいただきました。その他の文教施設というのは何ぞやというふうになった場合に、室内水泳プール、社会教育施設の室内水泳プールもそれに当たる文教施設だというふうに明快に答弁をいただきました。これで胸のつかえがおりたわけです、僕としては。

実は、この答弁をいただく過程の中で、事務局方といろいろやりとりをしているときに、苦勞されて、道の農政部、競馬事務所を通じて農林水産省にこの点について照会したのです、教育委員会の担当の方が。そのときに、農水省の見解だということでもいただいたのが、実は、学校教育法第1条で言う学校、これがこの基準で言うその他の文教施設の文教施設なのだと。びっくりしました。まさかそういう答弁は今日出さないだろうと思ったら、ちゃんとした答弁をいただいたので一安心しているのです。

そうであれば、これは、教育長も、それから市街地の特別委員会でもお尋ねしましたけれども、大家として、地階を一部所有している大家としての山田市長も、これは事態の推移を見守るなんていうたぐいのものではな

いのです。学校その他の文教施設から適当な距離を有しと。同じ建物にあって適当な距離という概念はどこにあるのですか。そこを管理、執行する職務権限は教育委員会にある、その職務については教育長が責任者であるというふうになっているわけでしょう。そこに、いわばギャンブル施設である場外馬券場、施設の大小は問いません。その場外馬券場が持ち込まれようとしている。管理、執行する室内水泳プールの責任者である教育長として、ただ見守っているわけにはいかんでしょう、これは。この点をお尋ねしたいのです。

今、市長のことも言いましたから、市長にも、あわせてこの点は予算特別委員会で改めてきっちりと議論させていただきたいと思いますが、市長は大家なのですから、道と関係町内会その他との話し合いがつきそうであれば支援したい、第三者的な立場をとりました。けれども、大家なのだから、文字どおり当事者なのです。大家の市長が、いや、これはとんでもない、そういう施設には貸せませんと言えばそれまでの話なのです。いずれも当事者です。お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 休暇の問題、時間外の問題、サービス残業の実態の問題、こういった問題については、実態といいますか、どこまでがサービス残業なのか、よく職員が残っていますけれども、残業で残っているのか、その他の用務で残っているのか、いろいろな形態がありまして判断がつかない場合もあります。残業の場合は時間外命令ですから、上司の命令によって時間外をするわけですから、命令のない時間外というのは、やはりそれはおかしいのではないかというふうに思いますので、何かほかの用務があるのではないかというふうに思いますし、そういった実態についてはよく調べることにしたいと思います。

それから、休暇の問題は、これはよく言われるのですけれども、市の職員には、例えば月曜休暇のところがありますね。休暇になって堂々と隣近所を歩けばいいのですけれども、休んでいるのではないかという指摘があるのだそうです。そういう話も聞いたことがあります。したがって、休んでうろうろしている。まちの中を歩いているとか何かしていると、どうもさぼっているのではないかというような意識がまだあるのではないかと。さきほど、フランスの例もありましたけれども、外国ですと長期休暇というものがあたりまえみたいになっていますね。日本の中ではそういうものがまだ常識的に認められていないといえますか。そういうこともありますので、さきほど答弁で申し上げましたけれども、リフレッシュ休暇とか、そういうものをやはり活用して、ぜひ完全に、我々は休むなどとは言っていないので、個人個人がそういった意識の中で休暇をとっていただければいいのではないかというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 室内水泳プールは教育委員会に所属する機関で、監督責任は私にあります。

しかし、場外馬券場については、何らの相談もございませんし、私は1の(1)の適当な距離というのと著しい支障というところが、いわゆる協議の場合に相談の対象になるものと考えており、その経過について注目してまいります。

○議長(松田日出男) 古沢議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○ 11番（新谷とし議員） 一般質問をします。

初めに、少子化対策について伺います。

小樽市の人口は、今年10月で14万 8,703人、前月より88人の減、21世紀プランの意に反し、目標値から減る一方です。この中で、ゼロ歳から14歳までの子どもの数は、平成7年当時、人口比12.7%だったのが、現在は1万 6,460人で、人口比 11.06%と低下の一途です。合計特殊出生率も、平成7年の 1.3から1.06に低下、国の1.33、北海道の1.21と比べても低く、少子化対策は極めて切実な課題です。

国においては、今年1月に発表された日本の将来推計人口では、結婚した夫婦の出生力そのものの低下が明らかになりました。それを踏まえ、今年9月に少子化対策プラスワンを発表、第1に男性を含めた働き方の見直しを強調しています。

しかし、問題は、家庭生活と両立できる働き方を実効性あるものにできるかどうかです。倒産、リストラ、高失業を放置している現状の政治の下では、慢性的な人手不足、残業で育児の制度を取得することもできない。生命を産み育てる基盤さえ失われそうな厳しい現実があります。少子化対策推進のためには、長時間労働やサービス残業、解雇、リストラなど、職場での無法を一掃して雇用の改善を図ることです。同時に、社会保障の改悪など、国民に痛みを押しつける政治を改め、暮らしを守る政治への転換こそ必要ではないでしょうか。市長の見解をお示ください。

第2に、仕事と子育ての両立の推進で、育児休業や残業時間の縮減を打ち出しています。改正育児介護休業法では、就学前の子どもを育てる労働者の時間外勤務は、1年間 150時間が基準です。小樽市の女性職員の時間外労働を見ると、基準以上は看護師で20歳代以下、30歳代ともに20時間から30時間の超過で、同年代の男性職員との比較でも 1.3倍から 1.5倍になっています。速やかに是正する必要があるのではないのでしょうか。

第3は、保育サービス等の充実です。小樽市は保育所の受入れ枠拡大をしましたが、依然として待機児童の問題は解決していません。あわせて、延長保育、休日保育、一時保育などさまざまなニーズにどうこたえるのか。今後の計画をお示ください。

また、放課後児童クラブの待機児童の問題も前進が見られません。空き教室を利用しているため、学校では限界があります。特に、待機児童が多い朝里地域は、児童館があったらという声が大です。朝里十字街共同住宅跡地に児童館併設のコミュニティセンター建設の住民要望が高まり、市長には大いに期待をしていたところでした。

しかし、財政難を理由に建設は五、六年過ぎてから考えるとの回答に、住民の期待は失望と不満に変わっています。独りぼっちで家で親が帰ってくるのを放置していることは、少子化対策に逆行することになりませんか。子どもの成長は待ったなしです。市のエンゼルプランには、児童館は5館にする計画が示されていますから、共同住宅跡地にせめて仮設の児童館を建ててはいかがですか。

次に、乳幼児医療費助成について伺います。

第24回全国家族計画世論調査によると、少子化対策として女性の43%が政府や自治体に子育ての経済的支援を求めています。日本は、子どもの医療費の自己負担が先進諸国の中で最も重く、収入が低い若い世帯には大きな負担となっています。ですから、乳幼児医療費の無料化は、若い人たちを大いに励ます施策です。

小樽市は、今年10月から、所得制限つきですが、4歳まで助成を拡大しました。このたび、ある幼児サークルで乳幼児医療費のアンケートをとったところ、母親たちは4歳までの拡大を大変ありがたいと喜んでいます。しかし、所得制限を緩和してほしい、助成を小学校に上がるまで拡大してほしい、中学生まで拡大してほしい

という声は57%もあり、全国平均以上に要望が強いことがわかりました。

全国の市町村の助成制度を見ると、通院の場合も就学前までへの年齢引上げは、1998年には73自治体だったのが、2001年には597自治体と8倍に急増、大きな流れとなっています。

後志管内では、黒松内、泊、神恵内が15歳まで、真狩、留寿都が12歳まで、赤井川が6歳まで、仁木、余市が就学前までに拡大され、この施策は大きく進んでいます。

ちなみに、余市町では、人口は横ばい、合計特殊出生率も全国より高い1.44で推移しています。さきほど紹介したアンケートで、6歳、4歳、ゼロ歳児の3人の子どもを持つお母さんは、第1子と第2子がアトピーで病院にかかっていますが、医療費が無料の第2子の薬を第1子に分けて使っていると書いてありました。

また、少子化の今だからこそ、子どもの医療費をもっと助成してほしい、そうしたらもう一人欲しいと答えたい人たちもいます。北海道では、3歳未満児の自己負担割合が軽くなる分で1歳拡大を検討していると聞きますが、小樽市も更に無料化を拡大すると、また若い世帯への大きな励ましとなりますから、就学前まで拡大してはいかがでしょうか。

あわせて、所得制限も撤廃すべきです。所得制限の影響を受けた人たちは、受給者5,358人中54人、わずか1%です。影響額も通年で192万円です。この程度の影響であれば、制限を設けず、すべての子どもにひとしく助成すべきではありませんか。

子どもの権利条約第24条では、「到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める」「いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する」ということがうたわれております。

所得制限の撤廃を要望します。いかがでしょうか。

次は、子育て支援センターについてです。

奥沢保育所に併設されたセンターには、4月から10月まで延べ1,307人、1回平均50組の親子が利用しています。核家族化が進み、さまざまな情報がはん濫する中、若いお母さんたちは育児に不安や悩みを抱いていますが、出会った人たちの似たような悩みに共感を持ち、また、保育士のアドバイスを受ける中で元気と自信を持つようになっていくということです。子育て支援センターを全市的に増やすべきだと思いますが、まず、中心部と低年齢児の多い東南地区に設置してはいかがでしょうか。

次に、除排雪について伺います。

冬を迎え、高齢者や身障者の方々にはつらい季節となりました。小樽市では、福祉除雪サービス事業を実施しています。除雪サービスの対象は、除排雪を援助してくれる親族、知人等が近くにいないことを原則としていますが、市内に親戚がいることで、初めから登録をあきらめている人もいます。親族、知人の条件を緩和し、利用しやすくすべきだと思いますが、いかがですか。

また、困るのは置き雪です。堅い雪の場合、段差の解消は大変です。旭川市の場合、行政と業者が協力し、除雪サービス対象者を地図に落とし、置き雪にならないように除雪に工夫をしているということです。小樽市でも、福祉部と土木部の連携で、置き雪の問題を解決すべきと思いますが、いかがですか。

福祉除雪のこれまでの実績を見ると、登録世帯に対しサービスを受けた世帯数は半数に満たない上、回数も平均1.4回にすぎません。これでは福祉除雪と言えないと思います。

除雪サービスの申込みを受けた民生委員さんは、大量に雪が降ったときは一度に行けないので、要望を受ける側としてはつらいと言っています。ボランティアの方々が除雪サービスに参加し、大変奇特なことだと思い

ますが、勤務されている方々はすぐに駆けつけることは難しいのではないのでしょうか。ボランティアのお手伝いは受けつつ、失業している人たちが多く、冬期間の雇用対策として位置づけ、サービスの充実を図ってはいかがでしょうか。

次は、歩道の除雪についてです。

3種の除雪出動基準は車道路線の排雪時のみです。歩道空間が確保されないため、車道を歩かなければならないことが多いですが、除雪車の出動後はつるつる路面で転倒、骨折ということがしばしば起きています。例えば、桂岡地区の山に近いところでは、降雪量も多く、住民にとって歩道除雪は極めて切実な問題です。

小樽市は、昨年から除排雪の体制が変わり、住民への説明では、気象情報を地域別に拡充し、今まで以上にきめ細やかな除雪体制を目指しますとしています。

しかし、出動基準を変えない限り、特に3種についてはその恩恵にあずかることはありません。歩道除雪基準を市内一律にせず、降雪量なども考慮して見直すべきですが、いかがですか。

市長への手紙の市民要望では、除排雪対策を求める声は毎年一番です。近郊他都市と比較した場合、ロードヒーティングを除いた除排雪の人口1人当たりの経費は、小樽市 5,300円、岩見沢市 7,200円、江別市 6,400円、余市町 4,800円でほぼ余市町並みです。市民が山坂の多い小樽で安心して冬を過ごせるように、予算を増額し、除排雪を充実すべきです。お答えください。

最後に、その他にかかわって質問します。

赤岩2丁目に計画されている家庭菜園を前提にした森林伐採について伺います。

市長は、この土地の伐採は森林法に基づいて条件が満たされていたから伐採届を受理したと考えます。今年4月10日付けで市長あてに提出された伐採届には、伐採面積は隣接している4筆合わせて1.92ヘクタールでした。

森林法では、1ヘクタール以上の伐採は知事の許可が必要です。この1ヘクタールの解釈をめぐり、伐採には関係なく、伐採後の開発行為から適用されるべきとの解釈もありますが、小樽市は知事認可との解釈です。

そうであるならば、今回の1.92ヘクタールの伐採届を市長が受理するのではなく、後志支庁に申請し、許可を受けるように指導すべきではありませんでしたか。どうして市長は伐採届を受理し、伐採を認めたのですか、ご説明願います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

最初に、少子化対策についてであります。全国的に合計特殊出生率が低下傾向にある中で、とりわけ本市の状況は全国の数値よりもかなり低く、少子化の問題は深刻な状況であります。

このような少子化の進行は、将来における経済活力の低下や社会保障負担の増大などといった影響を及ぼすものと考えられますことから、市といたしましては、これまで地域子育て支援センターの設置や、延長保育事業、産休明け保育事業などの子育て支援や家賃補助などの若年者定住対策などを進めてまいりました。

人口対策、特に少子化対策につきましては、一朝一夕にその効果を期待することはなかなか難しいものと思

いますが、本市にとりましては重要な課題と考えておりますので、今後におきましては、本年9月に厚生労働省が発表した「少子化対策プラスワン」なども視野に入れて、少子化に対応した具体的な取組について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に関連して、市立病院の看護師の時間外についてのお尋ねであります。小学校就学以前の子どもを養育している看護師から、時間外労働の制限に関して特段の請求はありません。

しかしながら、病院職場、特に看護師業務につきましては、両病院とも、手術室などの対応について予期できない特異なケースも多く、ご指摘のありました年代別の年間平均時間外労働については、更に個別の実態について調査をし、法律の趣旨に沿って運用してまいりたいと考えております。

次に、各種保育サービスの充実であります。初めに、待機児童についてであります。公立保育所においても枠外入所を行いましたけれども、今のところ、待機児童が解消されない状況となっております。

しかし、国は、10月以降、枠外入所の制限を撤廃したことから、施設として可能であれば更なる入所要望にこたえてまいりたいと考えております。

また、延長保育については、要望が多いことから拡大に努めてまいりましたが、休日保育や一時保育等の特別保育事業については、需要動向や財政状況もありますので、今後の検討課題であるものと考えております。

次に、児童館であります。市のエンゼルプランは平成20年度までに5か所設置することが計画されております。現在、塩谷、いなきた、富岡の3館を運営しており、東南地区における児童館の要望もあることは承知しております。市としては、児童館を単独で整備するのではなく、コミュニティセンターと併設して整備する基本方針であることから、仮設でありましても現時点で児童館単独での整備は考えていないところであります。

次に、乳幼児医療費の無料化であります。北海道の医療給付事業においては、通院時の医療費を3歳未満児まで助成しております。一方、本市では、平成12年から通院時の医療費助成を4歳未満児まで拡大し、さらに、本年10月から5歳未満児まで拡大するなど、少子化対策の観点からも対象年齢の引上げについてじゅうぶん配慮しているところであり、現在の財政状況から考えますと、これ以上の拡大は難しいものと考えております。

次に、乳幼児医療費の助成制度における所得制限の撤廃であります。北海道では、乳幼児医療助成を含めた医療給付事業に昨年10月から所得制限を導入したところであります。しかし、本市では、1年間延期し、本年10月から所得制限を導入したところであります。

市といたしましては、乳幼児医療を含めた福祉医療助成制度を安定的に運営し、今後も制度の存続を図るためには、一定基準以上の所得のある方の所得制限はやむをえないものと考えております。

次に、子育て支援センターの拡大であります。近年の急激な核家族化の進行や育児不安の増大に対応するため、平成13年度から奥沢保育所において子育て支援センター事業を実施したのに続き、今年度オープンした赤岩保育所でも事業を開始いたしました。

また、今年度は、新たな事業として子育て支援ボランティアの育成に着手し、今後はボランティアと育児サークルをネットワーク化し、市内各地域で子育て支援体制が整備できればと考えているところであります。

さらには、今年度から、5か所の公立保育所で保育所開放を実施し、子育て相談や親同士の交流など、支援センターの機能を持った事業を行いました。全市的に子育て中のお母さん方の支援強化に着手したところであ

り、これらの事業を活用することにより、母親の育児不安の解消など子育て支援が図られるものと考えておりますので、現時点での拡大は考えておりません。

次に、福祉除雪サービスについてのお尋ねであります。初めに、サービス対象者の条件についてでありますけれども、その一つとして、除排雪を援助してくれる親族等が近くにいないことを原則とすることとなっております。

しかしながら、それぞれのご家庭には、近くに親族がいても、病弱であるとか、高齢で除雪が無理であるとか、いろいろ事情があるかと思えます。このような方には、これまでも柔軟に対応してきており、今後とも同様に対応してまいりたいと考えております。

次に、道路の置き雪であります。置き雪処理の対象世帯の範囲、出勤基準、作業方法などの問題がありますので、他都市の実施状況を参考にしながら研究させてもらいたいと思います。

次に、除雪サービスの充実であります。現在はボランティアと業者委託により除排雪サービスを行っております。ボランティアの方々は勤務等の関係で休日の対応となりますので、12年度より2業者から3業者に増やし、できるだけ早く除雪できるよう体制を強化したところであります。

なお、失業者の雇用につきましては、委託業者に働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、歩道除雪であります。歩道除雪の路線選定につきましては、歩道が設置されている路線における公共・公益施設の状況や、通勤・通学者などの歩行者交通量を考慮しながら行っているところであります。出勤基準の第3種路線は、歩道が狭く、車道排雪時でなければあけられない場合や、広くても屋根からの落雪による危険な箇所など、地域の状況により除雪が困難な路線を位置づけていることから、車道の排雪時に歩道上の雪を処理しているところであります。

したがって、第3種路線の出勤基準を見直すことは難しいものと思われませんが、地域の状況に変化が生じた場合には、路線の格付けについて検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の充実であります。冬期間における市民の日常生活や産業・経済活動を円滑に行うためには、雪に強い道路交通の確保が必要であり、効率のよい除排雪体制が望まれております。そのようなことから、昨年からは、地域総合除雪体制に変更することにより、細分化されていた除排雪業務を可能な限り集約し、効率的な除排雪作業を目指しているところであります。

本市の場合、厳しい地形条件からロードヒーティングにかかわる関係経費が除排雪予算の約3割を占めており、1人当たり約7,200円程度となっております。除排雪予算につきましては、降雪量や気温などの気象状況により増減するものと思われませんが、今後とも除排雪業者とも協議しながら、限られた予算の中でより効率的な除排雪作業が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

最後に、赤岩2丁目における森林伐採であります。本年4月10日付けで森林所有者より「伐採及び伐採後の造林届出書」が市に提出されたところであります。受理に当たりまして、審査する段階で、届出人から、今回は伐採する種別、範囲は確定しておらず、届出伐採面積1.92ヘクタールのうち、実際に伐採する面積は1ヘクタール以下であり、土地の形質も変更しないとも申立てがあったことから、林地開発行為に当たらず、森林伐採のみの届出で足りるものと判断し、伐採届出書を受理するとともに、届出書記載内容と小樽市森林整備計画の内容とを照合したところ適合していたことから、適合通知書を交付したものであります。

しかしながら、伐採跡地の用途が森林以外の利用目的であったこと、また、届出伐採面積が1ヘクタールを超えていたことから、本来、伐採届出書が提出された時点で、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為

の許可申請を北海道知事に提出して許可を受けるよう指導すべきでありましたが、法の趣旨を誤認し、結果として届出人への指導をしなかったことは適切さを欠いたものと認識しております。

今後、来年初めには再度の伐採届出書を提出すると聞いておりますので、そのときは、今回の伐採面積約0.4ヘクタールを含む全体計画の提出を求め、北海道知事に林地開発行為の許可申請を提出させ、このたびの問題の対応を含めて北海道の判断にゆだねてまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

○11番（新谷とし議員） 再質問をします。

さきほど、渡部議員の質問に議会との信頼関係を持ちたいとおっしゃいました。もっと前向きに答えていただきたいと思います。

まず、少子化対策の改正育児休業法に関してですけれども、看護師の労働実態をまだよく把握していないようです。申請がないと言いますが、就学前の子どもを持つ看護師は外来勤務で大抵は時間で帰れますけれども、当直が月二、三回あり、通常勤務に連続して勤務していると聞いています。小樽市の病院の当直に関する規定第2条では、午後5時から翌日8時半までとなっておりますから、これは条例に違反した仕事をさせているのではないのでしょうか。

また、仕事と子育ての両立のために残業時間の縮減を打ち出しているのですから、実効あるものにするために、どう具体的に改善していくのか、お答え願います。

次に、児童館に関連して、三つ質問いたします。

市長は、今定例会で、次期選挙立起の所信表明で子育て支援を挙げています。昨日の武井議員の質問に対しても、子どもを産み育てやすい環境をつくると答えていらっしゃいます。女性の社会参画はますます広がり、保育所と同様、学童保育も重要な施策になると思います。

朝里の例ですけれども、放課後児童クラブは5時で終了です。けれども、両親の帰宅時間が6時を過ぎるので、それで放課後児童クラブを4時に出て6時過ぎまで近くの認可外保育所で預かってもらっている、こういう実態があります。また、夏・冬休みは、クラブに入らない子は卒園した保育所にまた再入所、こういう実態があるのです。クラブには最初から入所できない子どもは、朝里の場合は20人もおります。放課後児童クラブの所管は今教育委員会ですけれども、放課後児童健全育成事業については、児童福祉法第21条の11で位置づけられております。ですから、少子化対策として新エンゼルプランでも拡大が図られているところだと思うのです。教育委員会任せにせず、市長が責任を持って推進しなければならないことではないのでしょうか。

また、市の子育てに関する施設と、子どもの数を21世紀プランに基づく三つの地区に分けてみると、北西部は子どもの数は3,717人です。それに対し、市立保育所、これは2か所、子育て支援センター1か所、児童館は一つです。中部は7,015人で、市立保育所4、子育て支援センター1、児童館2、東南部は5,703人で、市立保育所一つ、子育て支援センターゼロ、児童館ゼロ、東南部は北西部に比べて子どもが多いのに施設は市立保育所一つのみです。さきほどもエンゼルプランでは児童館は5館建てるというふうに計画されていますから、早く住民の要望にこたえて、この朝里地域に建設するべきだと思います。

それから、地域住民要望のコミュニティセンター併設で建てるということですが、これも、住民への回答で

は五、六年先だということです。ということは、市長が子育て支援を打ち出しているながら、当選しても、また次の任期内では建てないということになるのですか。それが二つ目です。

ですから、やはり、子どもを産み育てやすい環境をつくと公約されているのですから、早く建設して子どもや住民を喜ばせたいかがでしょうか。

次に、乳幼児医療費無料化拡大についてです。

さきほど紹介しましたアンケートですが、これは、一保育園で行ったものですが、やはり、乳幼児の医療費が家計の負担に感じることがあると答えている方が多いです。就学前まで拡大してほしいという声が大半でした。就学前までというのが衆目の一致するところだと思うのです。市長が本気で子育て支援を言うなら、ぜひ就学前までの無料化に踏み切り、所得制限せず、すべての子どもにも分け隔てなく医療助成をすべきだと思います。もし北海道が助成を1歳拡大したら、就学前までできるのではないですか。いかがですか、お答えください。

それから、福祉除雪サービスについてです。この除雪サービスは、小樽は他都市と比べて実施世帯と回数が非常に少ないです。幾つかの自治体を調べてみました。もちろん降雪量も違いますし、実施の形態も違いますけれども、例えば13年で見ると、人口8万4,429人の岩見沢市は、福祉除雪実施世帯が1,383世帯、小樽市はわずか95世帯です。費用は、岩見沢市約801万円に対し、小樽市は106万円、小樽市の7倍です。もちろん降雪量が違いますけれども、雪は小樽の7倍も降るわけではありません。

それと、13年度は雪が少なかったですけれども、歩道除雪出動基準としている10センチ以上降雪のあった日は、11月から3月で15日もありました。それなのにサービスは1回とは、これはどういうことでしょうか。実施世帯と回数とも増やすべきではありませんか。

それから次に、サービスを行う体制についてです。さきほどは、失業者の方は事業所に委託してやりたいということでしたが、これは市として行うべきだと思うのです。

今、自立を目指す村として大変注目を集めている長野県坂井村では、大変な豪雪地帯で独り暮らしのお年寄りは雪処理が大変です。村では、雪害対策救助員を募り、特別公務員としてお願いし、除排雪に派遣するというのを25年も前から行っています。

市長は、さきほども住民が幸せに暮らせるまちをつくりたい、そして、知恵と戦略を持ってとおっしゃいました。特別公務員とまでいなくても、サービスを充実するためには人手が必要です。市が、直接、臨時的雇用対策として位置づけて行ったらいいのではないのでしょうか。この点について伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 病院の看護師の労働実態については、病院の局長から答えさせます。

それから、児童館の問題で五、六年先になるのではないかというお話がございました。

しかし、ご承知のとおり財政状況ですから、早く建設したい気持ちはいっぱいありますけれども、先立つものがないので、いつになるかはわかりませんが、できるだけ努力をしたい。とにかく財政健全化が最大の目標ですから、それに向けて努力していく、そういうことでご理解を願いたいと思います。

それと関連して、乳幼児医療の無料化の問題ですが、確かに、子育て支援という観点からいけばそのとおりかと思うので、これもやはり財政状況を見ながら今後の検討課題だろうというふうに思います。道が拡大したらというお話ですが、仮定の問題ですので、これについてはちょっと今のところはお答え

はできないと思います。

それから、福祉除雪の関係なのですけれども、やはり予算のかかる仕事ですので、私も、市役所のいろいろな体育系のクラブがありまして、ここを活用しようと思って、私が所属している野球部はもう既に2年前からやらせています。いろいろな庁内の部にボランティアをお願いして、そして、業者で間に合わないところは市の職員が汗を流そうということで今呼びかけをしようと思いますので、少しでも回数が増えるように努力をしたい、こう思いますのでよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 病院局長。

○（樽病）事務局長（高木成一） 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

最初は、育児休業に関連をいたしまして、実態把握ができていないというご指摘でございますけれども、ご承知のように、病院の、特に看護師の職場は、手術室あるいは術後の集中管理室、それからオープン病棟、そういった特殊な要素がございます。

したがって、あらかじめなかなか計算もできませんで、長時間にわたるケースもありますし、重篤の患者さんを抱えている場合には通常勤務の中では対応できませんので、やむをえず時間外となっております。したがって、さきほどご質問で申し上げられました時間数につきましては、そういったことが底上げされていると思います。

それともう一つは、実態把握につきましては、時間外手当につきましては給与システムの中で積上げができますけれども、いわゆる子育ての実態というものは個々の職員の实態によって変更がございますので、これは、さきほど市長から申し上げましたように法の趣旨もございますので、実態について詳しく検討してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の当直業務についてのご指摘がございました。これは、ご承知のように、小樽病院では時間外診療ということで患者さんにおこたえをしているのでありますけれども、近年この時間外診療のニーズが高うございまして、この当直についての取扱いがいわゆる管理当直規定を準用してございます。実態的に申しますと、かなりの患者さんが見えておりますので、私どもといたしましては、管理当直よりも業務当直的な要素、あるいは、第2病院的な24時間救急受入れという体制が将来的には必要かと思っておりますけれども、ご指摘がありました件につきましては、今現在、職員組合とも話し中でございますので、改善の方向に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

○11番（新谷とし議員） 児童館についてですけれども、市長は、何かにつけて財政難を理由に市民要望を抑制しているのではないのでしょうか。原課は、市長の教育が行き届いているようで、予算がなくてという言葉をよく言います。

けれども、市民のせいで財政難になったのでしょうか。マイカルのことを引合いに出せば、またかと言うかもしれないけれども、でも、JR築港駅舎には7億円かけて無償譲渡しましたね。けれども、住民がこのコミュニティセンターを建ててほしい。児童館併設のコミセンを欲しいと要望をして署名や何かを出していました。これはもう十数年にわたっているのです。これがまた先の話とは、中には、私の生きているうちはもうだ

めなのだねと言っている人もいますが、住民は納得していません。子育て支援を公約にしたのですから、その実現に努めるべきだと思います。

それから、乳幼児医療費の助成の拡大は、仮説のことだということですが、北海道ではそういうような動きがあるというふうに聞いております。北海道が拡大すれば、市も拡大するのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、除雪サービスですが、ボランティア、本当にこれは大変いいことだと思うのです。けれども、ボランティアの方がすぐ駆けつけられるかどうかということは難しいと思いますので、やはり、市が責任を持って、予算の拡充も含めてもっと実施回数を増やしていくべきだというふうに思うのです。これはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 児童館の話でございますけれども、何といても財源が必要ですので、この財源対策をまず考えていかなければならないので、すぐ今年につくという話は申し上げられない。しかし、子育て支援という観点から、これはもう重要課題として今後取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、乳幼児医療の関係で、北海道が拡大という話ですが、まだそういう情報は聞いておりません。そういうことであれば、その時点で考えていきたいと思います。

それから、福祉除雪は、確かに大雪が降りますとボランティアがなかなか駆けつけられないので、その辺は非常に申し訳ないと思いますけれども、業者対応になるかと思います。さきほど言いましたように、そういったときに、申し訳ないのですが、後日、即いろいろな団体の皆さん方が駆けつけて除排雪できるような、そういう福祉ボランティアの皆さん方の体制を少し整えていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

知恵と言いましたが、これも私の知恵を出して、どこかないかというので考えついたのが、市役所の体育会系、文化系のクラブでございまして、これをぜひ活用したい、協力を得たい、こう思っています。

○議長(松田日出男) 新谷議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、34番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 34番、秋山京子議員。

(34番 秋山京子議員登壇)(拍手)

○34番(秋山京子議員) 一般質問を行います。

最初に、小樽公園についてお伺いいたします。

小樽市のほぼ中心に位置する小樽公園は、明治30年、自然の地形をそのまま利用し造成された公園で、周辺には、市役所をはじめ、市立図書館、小樽市消防本部などがあり、公園内には、市民会館、公会堂、総合体育館、桜ヶ丘球場、公園グラウンドなど、多くの公共施設が集中している区域でもあります。公園の中には、小鳥やウサギ、ヤギなどの小動物園と観覧車などの遊戯施設のあるこどもの国もあります。また、見晴展望台へと続く散策路は、年輪を重ねた樹木やツツジ、桜、藤の名所として、広く市民に親しまれている憩いの場でもあります。

本市は、小樽市総合計画の第2次実施計画平成13年度から15年度で小樽公園の再整備に向けた調査・検討を

挙げ、現在模索中とのことですが、朝早くからジョギングやラジオ体操と、小樽公園を利用する市民も多い現状を踏まえまして、小樽公園の整備についてお伺いいたします。

私は、市民に親しまれているこの小樽公園を楽しみながら利用できる公園にすべきと思います。緑豊かな自然の地形、坂道や階段を活用して健康維持につながるスローピングのできる公園づくりはいかがでしょうか。

スローピングとは、坂や階段などの傾斜を、前向きや後ろ向きでゆっくり上がり下がりする新しい健康運動のことで、特別の用具も要らずに手軽にできるので愛好者が増えているそうです。

スローピングの考案者は、スローピングの効果について、一つに、「心肺機能を効率的に高める」ことを挙げています。坂道や階段の傾斜を使うことにより、平地のウォーキングより二、三倍の運動量になり、それだけ心肺機能に負荷をかけられること。二つ目は、「筋力アップで血流がよくなり、生活習慣病予防につながる」ことを挙げています。スローピングは、ふだん使わない筋肉、上半身を支える大腰筋や中腰筋などを使うので、筋肉や内臓の強化、ひざ痛、腰痛の解消効果があり、筋肉周辺の毛細血管が刺激を受けて血流がスムーズになり、血圧やコレステロール値、血糖値の改善が図られる。さらに、体脂肪も効果的に消費されダイエット効果も期待できる。三つ目に、「脳もいきいき、ストレス解消」の効果があるそうです。スローピングによる着地時の衝撃が脳の神経細胞を刺激し、脳の活性化作用があるとされている。スローピングは後ろ向きで上がり下がりを行いますが、そのときに五感を最大限働かせるので、平衡感覚を養い、また足腰の強化は転倒防止にもつながり、老化や痴呆防止に大いに役立つと指摘されています。

現在、保健所では、普通のウォーキングよりエネルギー消費量が多いと注目のストックウォーキングを奨励しておりますが、公園を訪れるだれもが気軽にスローピングのできるように、公園の坂道と階段に手すりを設置し、定期的に保健所の職員も出向いて「スローピング健康教室」などを開催して、市民の健康維持の推進と医療費削減のための公園整備はいかがでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

次に、こどもの国についてのお考えをお伺いいたします。

かつては、小樽公園にも、くまや猿などのいる動物園があって、娯楽も少なく情報も乏しかった時代に、多くの子どもたちに夢を与えてくれました。しかし、時代の移り変わりとともに動物園も人気を失い、今はわずかに数種類の小動物だけになり、子どもたちの指さえ入らないほどの目の細かな金網に囲まれ飼育されています。園内には花壇もありますが、地面には草1本ないむき出しの土と、草食動物特有のにおいが充満しています。そんな中でも、5月5日の子どもの日などは、無邪気な子どもたちでにぎわっていますが、このままの状態ではよいのかと考えてしまいます。もし、このまま小動物園を残すなら、放し飼いにするなど、手で触ったり抱いたりできるコーナーを設け、子どもたちが体で体験できることも取り入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

小動物園を運営している目的とお考えをお伺いいたします。

私は、もう動物園の役割は終わったのではと考えております。この場所に遊具を設置し、幼児や子どもたちが安心して遊べる広場にすべきと思っています。小樽公園の近隣には、幼児や子どもたちを安心して遊ばせる広場は少ないと思います。

ちなみに、花園1丁目妙見市場付近の中央小公園と、花園3丁目、4丁目のグリーンロード、そして、稲穂2丁目の旧手宮線活用の散策路近くの小さなひまわり公園だけです。小樽公園にも楽しい遊具のある遊び場があってもよいのではと思いますがいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

次に、遊園地についてですが、現在、入園料はすべて無料になっていますけれども、無料になった経緯と観

覧車などの遊戯施設の設置時期、年間の入場者数、さらに施設使用料収入とこどもの国全体の諸経費の総額をお示し願います。

小樽公園に行く子どもたちの楽しみは、観覧車など遊戯で遊ぶことです。夢中になって何回も何回も乗りたいし、帰りたくなります。そんな子どもたちを見ていると、採算がとれないからやめるべきとは言えませんが、難しい問題です。遊園地についての市長のお考えをお伺いいたします。

最後に、小樽公園の再整備についての観点と整備規模についてのご見解をお伺いいたします。

次に、街路樹についてお伺いいたします。

小樽市は、海と山に囲まれ、自然あふれるすばらしいまちです。市内を走る国道、道道、市道に沿って植えられている街路樹は、平成12年度末現在で、ナナカマド、プラタナスなど十数種類、約10万400本と記されています。これらの街路樹は、私たち市民に四季折々の楽しみと安らぎを与えてくれております。当然、これらの街路樹は、道路管理者が保存し管理しているのかと思いますが、この街路樹に関して何点かお伺いいたします。

最初に、それぞれの街路樹について、保存、管理など作業状況をお示し願います。

次に、枯れ葉や落ち葉などの清掃は管理の範ちゅうに入るのかどうか。さらに、街路樹の植樹升の管理はどこになるのか、また、この植樹升に地元町内会や有志が草花を植えたりする行為についてのご見解をお伺いいたします。

まちを歩いていて感じたことなのですが、観光客の多い区域や人通りの多い繁華街区域などは、町内会、各商店街の皆さん、ボランティアの方々、それぞれの立場で清掃に気を遣われているのか、枯れ葉や落ち葉などは余り目につきませんし、気にもなりません。しかし、少し中心街を外れると、その地域の商店街区域であっても、何で掃除をしないのかと不思議に思うほど、枯れ葉や落ち葉が目につくし、とても気になります。今日は天候が悪いから掃除ができなかったのではと思い、数日後、同じ道を通ってみても、歩道いっぱいの汚れはそのまま同じ状態です。

我が家の前を掃除するのは当たり前と思っている私は、何か落ち着かない空しさと寂しさを感じまして、思わず、「洪水の原因は雨水桝をふさいだ落ち葉」との新聞報道を思い出し、他人事とは思われませんでした。道端には空き缶、たばこの吸い殻、いろいろなごみが散らかっています。だれかが掃除をしなければ、いつまでもそのままです。街路樹は道路管理者の管理といっても、約10万本もある街路樹の落ち葉を清掃するのは限界があると思いますし、莫大な経費も要すると思います。また、葉が散る前に市内すべての街路樹の枝を払ってしまうというのも味気のないものです。

市民の皆さんは、街路樹は公のもの、小樽市が管理するので、市民が勝手に手は出せないものと思っているのではないのでしょうか。市民の財産として、街路樹の落ち葉や枯れ葉は、市民の皆さんに協力していただき、清掃するしくみを考えてはいかがでしょうか。植樹升についても、地域の皆さんに活用していただき、雑草が生い茂ったり、ごみの捨て場にならないように地元の町内会にお願いすることも一つの案ではないのでしょうか。

既に町内会の事業として行っているところは、それはそれとして、再度、全市の町内会に協力を働きかけることを提案いたしますが、いかがでしょうか。

町内会に負担がかかるというなら、広報おたるに掲載し、市民に実情を訴えることも一つの方法と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の健康づくりについてお伺いをいたします。

小樽市の65歳以上の高齢者は、本年10月末で3万6,900人を数え、人口に対する割合も24.8%と、4人に1人が高齢者というまちになっております。今後も、このまま進んでいくと、近い将来3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会が、全国の主要都市に先駆け到来することが予想されます。このような状況にあって、今後、小樽市の高齢者対策は、現状の小樽市を維持していくためにも、高齢者の健康づくりなどがなおよ層重要になってくると思います。今後、高齢者の増によって、更に医療や介護にかかる経費の大幅な増加は、今後の財政を圧迫するとともに、少子化による若年層の減少により、労働力人口の不足という問題の発生もじゅうぶん懸念されます。

そうした社会情勢に対応するために、高齢者の就労やボランティア活動など、自立した高齢者の社会参加や社会貢献が大きく求められることになると思います。そうしたことを可能とするためには、具体的には、それぞれの高齢者が心身の健康の保持と増進が図られる方策を、行政と市民で確立していくことが大切だと思います。

こうした中で、小樽市が9月から始めた健康プログラム、ストックウォーキングが行われましたが、どんな成果があったのか、お伺いいたします。

また、先日は中高年者のための筋力トレーニングを活用した健康プログラムの説明会が2日間にわたり開催されたそうですが、どのようなことを目的に開催されたのか、お伺いいたします。

最後に、今後大変重要となると思いますが、自立した高齢者の社会参加と社会貢献を可能とする健康づくりについて、全国的にはどのように展開されているのか、また、小樽市では、今後、高齢者の心身の健康づくりについてどのように取り組まれるのか、具体的な方策をお伺いいたします。

最後に、不妊治療についてお伺いいたします。

厚生労働省は、今年9月、少子化に歯止めがかからない現状を踏まえ、長期的な視点に立った新たな少子化対策の方向性を示し、「次世代の親に対する支援策」の一つに不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討を挙げています。

日本の生殖補助医療は、急速な技術進歩に伴い、社会に着実に普及しているそうですが、不妊に悩む夫婦は10組に1組の割合と言われており、旧厚生省の調査によりますと、1999年時点の治療者数は28万5,000人に上っています。同じく、99年の出生児数は総出生児の1%を超える1万1,929人で、現在までに5万9,520人が体外受精関連技術によって出生しております。

しかし、治療費の総額が100万円を超えた夫婦が4割以上に上るなど、経済的負担が重くのしかかっているのが現状です。現在、排卵誘発剤などの薬物治療や男性不妊の場合の精管形成術などは保険適用になっていますが、人工授精は1万から5万円程度、体外受精は平均40万から50万円程度、顕微授精は40万円から65万円程度など、これには保険は適用されておりません。そのために、生活費を切り詰め、ボーナスを充て、更に預金を取り崩しても間に合わず、治療を断念せざるをえない夫婦もいるのです。

我が党は、2000年4月、全国規模で集めた54万8,796人の署名簿を国に提出し、不妊治療に保険適用と不妊相談センターなどの相談・情報提供体制の整備を求めてまいりました。その結果、不妊相談センターの整備が新エンゼルプランに盛り込まれ、現在28都道府県に設置されております。さらに、厚生労働省は2004年度までに全県に相談センターの設置を示しております。不妊治療の経済的負担は個人の努力だけでは限界があり、何らかの公的支援が高まる中、今年10月、厚生労働省は保険適用の方向性を明確にいたしました。

また、経済支援を求める不妊症患者の切実な声を受け、市町村レベルで不妊治療費に助成を行う動きも広がっております。助成の対象は、人工授精や体外受精など保険適用外の治療費のみの場合と、保険診療の自己負

担を含めた治療費の場合とがあります。この助成制度は市町村の実情に合わせさまざまですが、各市町村の少子化対策にける真剣さを感じます。私も、初めて、身近に、不妊治療を4年間続け、この11月に無事、女の子を出産した方のお話を伺い、その努力に胸が痛くなりました。話を聞くにつれ、小樽市の不妊治療の現場は大変お寒い状況にあることも知りましたが、小樽市の不妊治療についてお伺いいたします。

まず、不妊治療のできる病院の数と治療の現状、不妊治療を受けている患者数、今日までの出生数をお示し願います。

また、小樽での不妊治療には限界があり、その後は紹介された札幌の病院に通院し治療を続けるそうですが、交通費の負担も大きく、心身ともに重くなるそうです。このような不妊治療の現場の声は聞こえますか。小樽市も、経済負担の大きな不妊治療に対し助成制度などと、新市立病院建設の際には、少子化対策に対応し不妊治療のできる設備と医師を置き、最後まで治療が受けられるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

再質問はいたしませんので、よい方向を示す答弁をよろしくお願ひいたします。

以上です。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

小樽公園の整備について、何点かお尋ねがありました。

まず、小樽公園の地形を生かした整備でありますけれども、公園内の通路には坂が多く、日本庭園や顕誠塔周辺には急なスロープや階段も多くあり、ストックウォーキングなど、健康維持のために利用されることは、公園の利用促進にとって望ましいものと思っております。

保健所では、今年度、長橋なえぼ公園でストックウォーキングを取り入れた「緑の祭典」を実施して健康づくり運動の普及に努めておりますが、スローピングについては、他都市の事例も参考にし、研究してまいりたいと考えております。

次に、こどもの国の小動物園であります。この動物園は、昭和27年に小樽公園子供動物園として開園し、その後、昭和45年に遊戯施設を加えて、現在のこどもの国に至っております。戦後の荒廃した時期の娯楽も少ない時代に、子どもたちに夢を与え、市民の憩いの場としての役割を果たしてきたものと考えております。

小動物については、以前は直接触れ合うことが可能でありましたが、入園者がかまれるなどの事故もあり、現在、放し飼いはしておりません。

しかしながら、近隣の保育園や幼稚園の子どもたちには人気があり、えさを与えるなど、子どもと動物との触合いの場としての目的は果たしているものと考えております。

次に、遊具のある遊び場ですが、小樽公園は、当時としては子どもたちの夢を盛り込んだ観覧車やコーヒーカップなどの遊戯施設に重点を置いて整備したため、他の公園とは異なった施設づくりになっております。議員ご指摘の楽しい遊具のある遊び場など、具体的な遊具の設置については、今後、公園の再整備の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、こどもの国の遊戯施設についてであります。まず、入園料の無料の経緯でありますけれども、全市

的に事業の見直しを行う中で、平成4年に人件費の削減や施設利用の増加を図るため無料にしたものであります。観覧車などの遊戯施設は、開園時の昭和45年に設置をし、平成13年度決算における入場者数は、単独で計測してありませんが、遊戯施設利用者数では延べ5万9,000人、施設使用料収入は605万円、全体の諸経費は正職員2名分の職員給与を除いて約2,174万円となっております。

次に、遊園地の考え方ではありますが、こどもの国の遊戯施設の利用者が年間延べ5万9,000人に達しておりますけれども、使用料収入では運営経費を賄える状況にはなく、また遊戯施設は、設置後30年以上を経過し、老朽化も進み、維持補修費もかさんでいる状況にあります。

しかしながら、現在の市の財政状況では新たな遊戯施設の設置や更新は難しいものと考えておりますので、当面は現状の施設で対応してまいりたいと考えております。

次に、再整備の観点と整備規模ではありますが、近年の社会情勢の変化により、市民の公園に対する要望が多様化していることから、特色のある公園の整備や既存公園の再整備が求められております。

小樽公園は、市内中心部にありまして、長く市民の憩いの場として多くの市民に親しまれ大切にされておりますが、こどもの国の小動物や遊戯施設の在り方、園内のバリアフリー化や駐車場などの課題もあり、今後、市民の意見も聞きながら、現在進めている庁内での再整備に向けた検討会の中で、将来の方向性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、街路樹の保存、管理等の作業状況ではありますが、道路の附属施設であります街路樹は、それぞれの道路管理者が管理しており、その管理方法に大きな差はないと思いますので、小樽市が管理しております市道を例にお答えいたします。

街路樹は、植樹後の状況にもよりますが、定期的に枝のせんていや支柱の補修、冬囲いなどを職員や委託業者で行っております。また、枯れたり折れたりした場合には、必要に応じ街路樹の補植も行っております。

次に、落ち葉の清掃、植樹升の管理ではありますが、枯れ葉や落ち葉の清掃については、市の管理として車道の路面清掃や道路側溝のしゅんせつ時に一緒に行っております。また、秋の断続的な落ち葉等については、その都度、沿道住民にやっていただいているのが現状であります。

植樹升は、街路樹を植えるなど、道路交通環境や沿道における良好な生活環境の確保を目的に設置しておりますので、地元町内会等の地域住民の皆さんが利用することには、特に制限をしておりません。

次に、街路樹の落ち葉の清掃や植樹升の活用ではありますが、落ち葉や枯れ葉は、市としても、さきほどお答えしましたとおり、道路清掃や側溝しゅんせつ時に清掃しておりますが、季節によっては地域住民にやっていただいているのが現状であります。現在、小樽市総連合町会など61団体による「快適な環境づくり実践促進連絡会議」や、「まちづくり景観協議会」で、落ち葉の処理や植樹升への植栽など、道路環境美化に貢献していただいております。

ご提案の件につきましては、これらの活動がより一層広がるよう総連合町会と協議してまいりたいと思います。

次に、高齢者の健康づくりではありますが、初めにストックウォーキングの成果であります。毎回、申込者146名のうち約8割の参加があり、また2か月間という短期間でありましたが、体力測定において持久力、筋力の増強を見ました。アンケート結果では、運動を意識して外出するようになったと答えた方が87%、外を歩くことが楽しくなったと答えた方が80%と多く、体を動かすことの身体面や閉じこもり予防など心の面にも変化が見られ、健康意識の向上が図られたものと思っております。

次に、中高年者のための小樽「健康プログラム」につきましては、11月22日に「高齢者転倒予防のためのメニュー」の紹介、11月23日は冬に行う小樽「総合健康プログラムの」説明会を実施いたしました。

人は、年齢とともに身体的活動量が減少し、その結果、心身の機能が低下していきます。このことは、加齢減少でしかたがないと考えられていましたが、近年、身体的トレーニングは高齢者にも応用可能であり、トレーニングすることにより心身の若返りが図られることが証明されました。

このたびの説明会であります、高齢者人口が多く、冬は特に家に閉じこもりがちとなる小樽市においても、さきに実施し成果のあったストックウォーキング及び歩くスキーによる持久力増強プログラムと、自宅や運動施設の機械を使った筋力トレーニングプログラムをメニューとして実施していくための説明会であります。

次に、高齢者の健康づくりであります、全国的にも特に高齢化率の高い市町村は、健康づくりに積極的です。筑波大学の研究チームにおける茨城県大洋村での取組は有名であります、現在、その成果が全国的に各市町村において展開中であります。小樽市においても、夏から秋に実施した「ストックウォーキングによる健康プログラ」、現在実施中の「冬に行う小樽総合健康プログラム」の成果を踏まえ、来春より「中高年者のための総合健康プログラム」を実施する予定であります。このプログラムは身体面だけではなく、学習会、講演会、物づくり体験など文化的プログラムを加えたものといいたしたいと考えております。

今後の社会においては、高齢者が自ら健康に関心を持ち、行動を起こし、心身ともに健康で自立した生活を維持することが必要であり、それに向かった健康プログラムを提供していくことが行政の役割と思っております。

最後に、不妊治療についてであります、保険適用の治療を実施している病院は2病院ありますけれども、保険適用外の治療になりますと大学病院などへの紹介で対応しているのが現状であると聞いております。したがって、最後まで不妊治療を受けている患者数、また出生数については、把握されていないのが実情であります。

また、不妊治療に対する支援につきましては、ご指摘のとおり、国でも保険適用を含めて検討中であるとお聞きしております、市の財政状況が厳しいことから、現状では市の独自の助成制度については難しいものと考えておりますけれども、今後、国の動向などを見守ってまいりたいと思います。

次に、新市立病院において不妊治療のできる診療科の設置であります、現在、市立小樽病院では排卵誘発剤などの薬物治療や卵管狭さく、精管形成などの手術について、患者さんの症状により対応しておりますけれども、人工授精や体外受精などについては、設備基準の確保、さらに倫理委員会を設置していないことから、実施をしておりません。

ご提言の不妊治療が地域で完結できることは望ましいことではあります、現在「新市立病院基本構想」を策定中でありますので、この中でその可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第6号、第13号ないし第30号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、中村岩雄議員、大畠護議員、中島麗子議員、見楚谷登志議員、小林栄治議員、武井義恵議員、北野義紀議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員、以上であります。

なお、委員中事故がある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第7号、第8号及び第12号は総務常任委員会に、議案第9号、第10号及び第31号は経済常任委員会に、議案第11号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月11日から12月17日まで7日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時26分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成14年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第5日目

平成14年12月18日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴		
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文		
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄		
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬		
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子		
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則		
13番	見	楚	谷	登	志	15番	次	木	督	雄	
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治		
18番	八	田	昭	二	20番	佐	藤	利	次		
21番	佐	々	木	勝	利	22番	渡	部		智	
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀		
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次		
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄		
30番	松	田	日	出	男	31番	佐	々	木	政	美
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽	一	良	
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男		
36番	佐	藤	利	幸							

欠席議員（2名）

14番	新	野	紘	巳	27番	岡	本	一	美
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉		
助	役	小	坂	康	平	収	入	役		中	松	義	治			
教	育	長	石	田	昌	敏	水	道	局	長	須	貝	芳	雄		
総	務	部	長	鈴	木	忠	昭	企	画	部	長	山	岸	康	治	
企	画	部	参	事	山	田	厚	財	政	部	長	藤	島	豊		
経	済	部	長	木	谷	洋	司	市	民	部	長	池	田	克	之	
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	外	岡	立	人	
環	境	部	長	山	下	勝	広	土	木	部	長	兵	藤	公	雄	
建	築	都	市	部	長	仲	谷	正	人	港	湾	部	長	旭	一	夫

小樽病院 事務局長	高木成一
学校教育部長	菊 讓
監査委員 事務局長	大津寅彦
財政部財政課長	吉川勝久

消 防 長	広 田 宰
社会教育部長	藤 田 喜 勝
総務部総務課長	宮 腰 裕 二

議事参与事務局職員

事 務 局 長	厚 谷 富 夫
庶 務 係 長	三 浦 波 人
調 査 係 長	大 門 義 雄
書 記	丸 田 健太郎
書 記	中 崎 岳 史
書 記	橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長	土 屋 彦
議 事 係 長	大 野 肇
書 記	渡 辺 美 和
書 記	牧 野 優 子
書 記	山 田 慶 司

開議 午後 1時00分

- 議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に新谷とし議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第31号並びに平成14年第3回定例会議案第6号ないし第25号並びに請願・陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

- 議長（松田日出男） 34番、秋山京子議員。

（34番、秋山京子議員登壇）（拍手）

- 34番（秋山京子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽駅前に位置する第3ビルの地階にホッカイドウ競馬場外馬券場の設置計画が取りざたされているが、市はどう考えているか。馬券場の開設場所については、関係法令により、学校その他文教施設から適当な距離を有するとの条件が規定されている。同ビル2階には、小中学生の利用頻度が高い市営の室内水泳プールがあり、さらに、周辺地区にはパチンコ店、ゲームセンター、サラ金などが多数営業していることから、非行の増加につながらないと断言できるのかどうか。今後、農水省に設置申請がなされる前段に、地元市町村としての意見を求められた場合、市は即座に受け入れる意向であるのか。青少年の健全育成の観点からすれば、駅前第3ビル地階が開設場所にふさわしいとは言えない限り、設置には反対すべきであると思うがどうか。

赤岩2丁目の家庭菜園地造成のため樹木の伐採が行われていた期間中、仮設のプレハブが、後志支庁が管理する国有農地に無断で建てられていた。市は、作業が終わってから注意しており、怠慢ではないのか。星野町の市街化調整区域の家庭菜園に違法建築物が40棟近く長年放置されていた問題を是正できない市の指導力では、今回の赤岩2丁目の家庭菜園についても、地域の方々は、違法建築とかトイレの問題などに対し、星野町と同様となることを心配している。さらに、樹木の伐採によって、保水力の低下に伴う水被害が起こった場合には、だれに責任があるのか、どういう法律に基づいて判断されるのか、明らかにすべきと思うがどうか。また、市は、きちんと現場を確認し、法令に基づいて適正な行政指導に努めるべきと思うがどうか。

第3回定例会でただした病院公宅の規則違反入居の問題、運河プラザの施設の問題と管理委託、清掃業務委託の問題及び花穂中央線の補償問題について、先般、助役をトップに、懲戒審査委員会が開かれたと聞くが、これら3件の問題に対し、どのように処分がなされたのか。また、病院公宅の問題に対しては、入居者の措置、規則の改正、公宅の措置などがなされたと聞いている。運河プラザについても、施設の整備や衛生上の指導、清掃委託や管理委託契約の変更など、それぞれ改善策がなされたと聞くが、どのような内容の改善を行ったのか。市長の公約でも、市民と行政が一体となり、公正で透明性のある行政を推進すると言っているが、現場を見ることは重要であり、これらの問題を踏まえ、市のかかわる他の施設などにおいても、今後、じゅうぶんに注意を払うよう努めるべきと思うがどうか。

先日、赤井川村の住民が、本市との合併に向けた法定の協議会設置を求める請求を村役場に提出したとの報道がなされた。市は、赤井川村長からの正式な通知を受領後、90日以内に市議会に付議するか否かの決定を行うなど、法にのっとった対応を進める考えというが、結果的に市長の判断が今後の行方を左右することとなる。

現時点で議会に付議する考えはあるのかどうか。赤井川村の住民を対象とした、あるアンケートの結果では、その6割以上が慎重な対応を希望しており、なおかつ、現在、国からの合併押しつけに反対する自治体が増え、後志管内の各町村においても、合併せず、自立の道を目指す流れが起きている。こうした中、市長は合併の在り方をどう考えているのか。また、請求を出された代表の方の話によれば、合併に向けて行政が行っている協議内容を住民に明らかにした上で、合併について考えるために提出したとのことである。既に、本市と赤井川村間では、事務レベルでの話し合いが詰められており、近々、村が正式に住民アンケート調査を行うやに聞く。このように隣接する自治体において、具体的な作業が進む中、市としては、市町村合併について、今後どのようなスケジュールで取り組んでいく意向であるのか。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置しているが、法の趣旨では、所有地の売却先は市以外は想定していないものの、国の通達によると、将来にわたって利用の見通しが無い用地については民間への売却が可能であり、これまで赤岩1丁目の土地9区画のうち7区画は民間に売却されている。市が公社から買戻しが難しい土地は、市と公社が協議して処分することとなっており、市は、現在の残っている土地の処理のめどがつくまでは公社を存続させるというが、今後、公共用地の先行取得のめどは余りなく、公社の本来の存在意義が薄れてきていると考えられる。財政的にも大変な時期でもあることから、早期に用地の処分にめどをつけ、公社を整理すべきと思うがどうか。

地域情報化に関する市民アンケート調査の報告書については、市民にとって情報化についてのイメージがわきにくいものであったとの印象を受けたがどうか。現在と今後における情報の入手方法の比較を見ると、約3倍の割合で今後の市のホームページに期待が寄せられているようだが、一方では、道路や除雪の情報が掲載されていないという意見もあり、市は担当部署との協議をどのように行っているのか。また、パソコン研修の要望も多く見られるが、市民要望が強いと思われる中級程度の研修を、期間限定であるとか、一部有料で実施するなど、前向きに検討してほしいがどうか。今後とも、より一層充実した行政情報の把握に努めるとともに、市民が必要とする情報提供に向け鋭意検討してほしいがどうか。

予算編成方針の中で、平成15年度に45億円の収支不足が予想されるため、その削減目標として、予算配分枠を設定し、経常経費の一般管理費、行政経費、施設維持管理経費で10%削減の予算ととなっている。この予算配分枠の削減対象経費と削減目標を10%とした根拠は何か。また、収支不足は、1回の枠配分だけでは解消できないというが、今後の見通しはどうか。あわせて、事務事業の見直しを行うというが、どのような事業が対象となっていくと考えているのか。

また、予算措置に当たって、芸術文化施策については、21世紀プランの第2次実施計画にのっとり、全体のバランスをとって措置すると聞いていたが、この予算配分枠は芸術文化施策も対象となるのか。21世紀プランの中で、社会教育、青少年育成などの分野で各種講座を開催することとなっているが、今後、取りやめたり、開催回数を減らしたり、講師数を減らしたりと、縮小する方針を考えているのか。失業とか倒産とか厳しい社会情勢の中でこそ、芸術文化活動を振興することが求められるものであり、関連事業の削減を避け、市民の芸術文化活動を前向きに支援すべきと思うがどうか。

昭和58年に、市教委は、北教組小樽市支部と、勤務にかかわる労使慣行の確認の覚書など4件を独自に結んでいる。これらは、法令、規則に準拠していないのであれば、早急に破棄されてしかるべきものではないのか。各校において、校長や教頭と分会との間で多数存在する確認事項のほとんどは、道教委と北教組本部間の協定を追認するものであり、協定本体がなくなれば自然消滅するという楽観的な見解だが、果たして現場でスムー

ズに受け入れられるかどうかについては疑問が残る。市教委としては、労使双方が納得の上での解決を目指しており、即時決着は難しいというが、年内、あるいは遅くとも年度内には解消されるよう鋭意取り組んでいくべきであると思うがどうか。

今年度から実施された完全学校週5日制については、ゆとりの教育を目指して行われたものと認識するが、現状、子どもたちは、宿題や小テストなどが増え、せっかく休みとなった土曜日は疲れ切っているとの声が聞かれる。市教委が、2年間の試行期間を含め、これまで努力されてきたことは理解するが、学力低下の危ぐをあり立てる風潮がまさり、親も子も戸惑いを感じているのではないか。今後、保護者を対象としたアンケート調査を実施するなど、現状把握に努め、それら不安の解消や理解を求めるための施策を鋭意研究してもらいたいがどうか。

本市は、北海道開拓の歴史を通じ、産業工芸分野における先駆的役割を果たしてきた。今、その価値を見直し、本市発展の糧とすることは、我々の世代に課せられた使命ではないのか。そのためにも、市は、職人業の調査・研究、作品の発表・展示の機会づくりなど、多目的機能を持った組織の立上げを目指し、国や道の補助金活用を模索した上で、積極的に取り組んでいくという姿勢を打ち出してもらいたいがどうか。

本年6月オープンした市民待望の銭函パークゴルフ場は、今シーズン、約2万人の利用があったという。実際にプレーされた方々からはさまざまな施設改善要望が寄せられ、その中で最も多かったのは、昼食をとったり、降雨をしのぐためのレストハウスのような施設が欲しいというものである。現段階では、財政が厳しく、市が自ら実現することは困難であるというが、例えば、設置可能な場所と資材を提供し、市民の協力を仰いで建築するといった手法は考えられないものか。また、パークゴルフ場については、銭函以外の地区での新規開設や冬期間も利用できる全天候型施設の設置を望む声も大きい。この競技は子どもからお年寄りまでの幅広い世代で人気のあるものだけに、市としては、市民ニーズにこたえられるよう、さまざまな方策の検討を意欲的に推し進めるべきであると思うがどうか。

去る10月30日に、冬期間に車両の通行が困難な状況を想定した消防訓練が実施され、11月1日には、手宮出張所にジープタイプの四輪駆動のポンプ車を配置し、冬期間の急坂・狭あい道路対応策を講じているという。しかし、救急車が配置されているこの手宮出張所から蘭島地区までは約11.5キロメートルあり、出勤するにはおおむね13分30秒かかるというが、そうすると、往復では30分も時間を要することになる。以前から、蘭島地区への救急車の配置を訴えてきたが、市は、消防署所の適正配置計画の中で検討するというにとどまっている。人命にかかわることから、早期に蘭島地区へ救急車を配置すべきと思うがどうか。

消防庁舎1階の身障者用トイレは、民間が作成したトイレマップでは24時間使用可能との表示がなされている。しかしながら、夜間、車いすで利用に訪れた市民からは、玄関が施錠されており、インターホンを押そうにも手が届かなかったとの声がある。呼び鈴を低い位置に設置するなど、早急に改善してもらいたいがどうか。

フィルムコミッションの設立に当たって、市が果たす役割はどのようなものがあるのか。市は、ロケ活動の誘致や許可申請などの業務を行うというが、そうであれば、あくまでも縁の下の力持ちといった姿勢を崩してはならない。また、現在、ロケ資源データベース化の作業を進めているやに聞くが、撮影隊が事前下見などで小樽を訪れる機会が増えることによる経済波及効果が期待される一方で、余り詳細なデータを作成するとなれば、小樽市へ足を運ぶことなく容易に撮影場所が決定される事態も懸念されるがどうか。概略的な紹介にとどめるべきではないのか。今後、データベース化という新しい媒体を活用する中で、映像制作者や地元住民に対する周知徹底を図るとともに、さらには、水面下でロケ活動を行っている市民団体などの貴重な映像資源を取

り入れることができるような体制を早急に整えるべきと思うがどうか。

本市は多くの観光資源を有しており、特にオタモイ航路から見るオタモイ海岸の景観は素晴らしいものがあり、今後、海上遊覧に、より一層力を入れるべきと思われる。遊覧観光は、使用する船舶によってその成否が変わると思われ、かつてはホバークラフトを導入して失敗しているが、これは小樽での海上遊覧観光にはふさわしくなかったからである。昨年、現在使用している船舶を替えることを検討したと聞いているが、船舶の選定に当たっては、小樽にふさわしい船舶を選定することが大切であり、じゅうぶんに注意を払って選定すべきと思うがどうか。

また、2万人を超える利用者のある遊覧船は、祝津に寄港するが、祝津には、水族館、鯨御殿、旧青山別邸という核となる観光施設が点在している。旧青山別邸には昨年27万人の来館者があったが、そのほとんどが回遊せず、旧青山別邸1か所のみ観光で帰ってしまうと聞いている。昨年、この地域の民間の若い方々が、祝津観光を考える会を組織し、勉強会を重ねていると聞いているが、市もこれに積極的に参加し、指導、助言などに努めるとともに、遊覧船で祝津を訪れた人たちがどこを回遊するのか、乗船客へのアンケート調査などを実施し、祝津観光の振興に役立てることを検討してはどうか。

例年、市内中小企業向けの年末対策として行っている合同相談窓口については、中小企業センター廃止後、最初の年の瀬を迎えることとなるが、何か特別な対策を考えているのか。既に、今月2日、3日の両日、市、国民金融公庫、商工会議所、商工労働事務所の4者で実施し、1件の利用もなかったというが、これでは全く役割を果たしていないと言わざるをえない。利用しやすい融資制度がなければ、相談に来て意味がないと思うが、現在、有効に活用されている制度はあるのか。

経営支援特別資金が好評を博しているが、本制度は、信用保証協会の保証つきではないことがその原因と考える。このことは、保証人や担保の条件を緩和しなければ、本当の意味での救済にならないことを如実に物語っていると思うがどうか。

青果物卸売市場で取り扱う品のほとんどは余市、仁木産のものであり、量や品質の面で安定性を欠く状況を市はどのようにとらえているのか。大量に同一規格の品物を求める際には、自らあるいは納入業者が札幌の仲買人を通じて調達しなければならないのが現状である。さらに、有名ブランド品の取引には多額の保証金を求められることもあり、本市場の卸売業者には金銭的余裕がないために実現は難しく、一部では、いっそ札幌の業者の傘下となれば品物を容易に入手可能となるのではとの声も出始めていることは承知しているのか。市場運営には、豊富な品ぞろえが最も重要であり、市としては、質、量ともに需要にこたえられる品物の安定確保ができるよう、鋭意努力を重ねなければならないと思うがどうか。

本年9月に、中国定期コンテナ航路が開設されたが、通関手続や荷役、輸送体系がスピーディーであることが航路選定の前提条件であり、最終的には、海上輸送料金、陸上輸送料金、その他サービス料金を含めたトータルコストで決定されると聞く。航路開設後、わずか3か月しか経過していないが、集荷活動を通して、この航路の評価をどのようにとらえているのか。小口貨物の荷主からの要望の中に、荷主数社分の貨物を1個のコンテナに集約する混載サービスについての相談を多く受けているというが、そのサービス提供の可能性はあるのか。市長は、この航路を早期に週2便体制への増便に努めていくというが、そのために力を入れて進めなければならない施策については、どのようなことを考えているのか。

また、日口定期フェリーも10月からワニノまで延長されたが、ワニノは第2シベリア鉄道の起点であり、将来的には欧州までの流通が可能となると聞くが、このフェリー航路の長期的展望はどうか。

国は、介護報酬改定に伴う基礎資料として介護事業所経営実態調査を実施したが、市は特に実態調査を実施していないという。また、市内にある事業所の経営状況については、赤字のところもあれば黒字のところもあると聞が、一部事業所に対し、経営状態を調査したというのであれば、その割合はどの程度か。この先、赤字事業所の経営が立ち行かなくなれば、介護サービスを受けたい人が受けられない状況となり、結果として、施設サービス利用者が増加し、介護保険料の値上げにつながる事態が発生する。さらには、滞納者が増えるといったことも予想されるがどうか。市内事業所の経営実態をじゅうぶんに把握した上で、事業として成り立つよう導いていく必要があるのではないのか。市は、全国市長会を通じ、適正な介護報酬の設定を要望しているというが、今後とも、国や道の動向を踏まえ、事業者間における情報交換や交流が積極的に行われるよう、何らかの手だてを講じていく必要があると思うがどうか。

市内における障害者手帳の交付を受けている人数は、身体障害にあつては約 7,000人であり、知的障害にあつては療育手帳の交付ということで約 800人いると聞く。また一方で、精神障害者の人数は約 2,000人を占めており、いずれも障害の程度は、医師の診断により判断するというが、精神障害者は、身体的慢性疾患と同様に区分されているといっても、精神障害者の1人当たりの占める市の予算が1万円程度と少額であり、知的障害者は1人当たり160万円にも上ることを見れば、他の障害を持つ者と比較して大きな格差があるのは言うまでもない。当然に不公平感があると言わざるをえないがどうか。社会復帰に当たっては、どの障害者についても差別があつてはならない。今後、精神障害者に対しても、何らかの恩恵が受けられるよう、市独自のサービスを上乘せするといった方策を前向きに検討すべきと思うがどうか。

保育所待機児童数の全道集計では、本年4月1日現在363人、10月1日現在909人と3倍にもなっているのにもかかわらず、小樽市では待機なしと報告されている。市は、待機児童の存在を認めているが、国の定義が変わり、旧定義では、申込んだ保育所に入所できず待機している人数としており、本市においても、9月1日現在で41人の待機児童がいるが、新定義では、入所希望保育所に入所できなくても、通常の交通手段で30分以内の地域に入所可能な保育所があれば待機児童とみなさない、また、過去に受け入れた実績があつたために待機児童とみなさないというものであり、まやかしである。また、厚生労働省の社会福祉施設等調査の中で、認可保育所の定員に対する入所割合が過去最高の100.6%となっているが、本市の入所率は108.6%と全国平均を大きく上回っている。特に、最も面倒を見なければならないゼロ歳児については、定員の2倍から3倍近い入所率になっているところが多い。市長は、子育て支援、少子高齢化の問題を解決すると公約を掲げており、現状を見て、枠外入所は限界に来ていることを認識し、待機児童の解消のために定員数の増加について計画的に進めることを検討すべきと思うがどうか。

除雪パトロールについては、民間委託業者を含めて数十台のパトロールカーで市内を巡回しているが、パトロールに当たっては、注意する権限の強化が必要と思っている。例えば、雪を道路に出す市民が多いが、直接注意をすることはできないのか、より実効力のあるパトロール方法はないか検討すべきと思うがどうか。

また、幸町におけるバスの運行路線が変わり、幸2丁目の住民は、市道塩谷線の急坂を通過してバス停へ行くようになったが、車道はロードヒーティングが敷設されているものの、歩道の確保がされず、車道部を通ることとなり、かえって危険な状況である。今年は砂散布を強化するというが、歩道の確保は重要であり、このように、バス路線が変わり、歩行者の動線が変わったときには、早期に除雪区域を見直すとともに、歩道の砂散布や除雪など歩道確保に配慮すべきであり、パトロールの際にもじゅうぶん注意を払って早急に対処すべきと思うがどうか。さらに、梅ヶ枝団地は、冬期間、大型車両の通行が困難であることから、ごみ収集に当たって

は地域住民の声を聞き、積極的に対応策を講ずるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、中島、古沢両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第13号ないし第26号、第29号、第30号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 次に、議案第1号に対し、中島議員外5名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議案第1号に関する予算修正案の趣旨を説明申し上げます。

我が党の修正案は、財政調整基金繰入金を1億円増額し、これを財源に、50万円を限度とした無利子、無担保、無保証、1年据置き一括返済の駆け込み緊急貸付金を市の直貸し制度として創設するものです。

日銀の短観、金融経済概況、小樽商工会議所の経済動向調査など経済動向を示す主な指標を見ても、市内の景気動向は深刻です。日銀短観でも、個人消費は、大型店の売上で、12年度は前年比マイナス6.8%、13年度でも同じくマイナス0.9%となっています。

小樽市の統計を見ても、生産年齢人口は減少、第1次、第2次、第3次産業を含めた事業所数は年々減少し、7,722、卸・小売販売額も4,000億円台を大きく割り込んでいます。雇用をとっても、有効求人倍率は0.37とか0.4など、全国、全道平均より下回っています。こういう状況ですから、市内の商店数とその従業員数も減っていますし、製造業においても、事業所数、従業員数はもとより、製造出荷額も軒並み減少です。

年末を迎え、市内業者は、長引く経済不況で資金繰りは困難を極めています。小樽経済の主役を担う中小企業、商店のために、せめて小樽市として資金繰りの困難を少しでも緩和することは最小限の責務です。

全会派の皆さんの賛成をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、我が党提案の議案第1号の予算修正案には賛成、原案反対、第13号ないし第26号、第29号、第30号には反対の討論をします。

小泉内閣が発足してから1年9か月、構造改革なくして景気回復なし、こう進めてきた政策ですが、不良債権処理を加速させれば倒産、失業が増大し、この1年間、不良債権処理に10兆円を投入したにもかかわらず、新たに20兆円の不良債権が発生し、経済再生、景気回復の出口は見えません。

本市では、中小企業の支えであった商工信用組合の倒産、市が頼みとしたマイカルの倒産等で、地域経済や

地元業者の経営、市民の雇用は深刻です。日本の4大金融グループは、この1年間で全体の貸出しの1割、24兆円を減らしています。とりわけ中小企業向け貸出しが昨年比で1割も減少しています。市内緑町の商店街では、今年二、三か月の間に2店が倒産、1店が廃業しています。地域の金融機関は、助けてあげたくても、大きなリスクを抱えることになり、助けられない、残念だと言っています。

最近の金融機関の業者への貸付けは、画一的なマニュアル処理が中心で、従来の地域業者や商店との信頼関係を熟知している支店の判断を入れず、機械的対応のために切り捨てられる中小業者が増加しています。小樽でも、このような事態が現れているのです。

我が党提案の駆け込み緊急資金は、限度額50万円ですが、1年据置き、無利子で担保も保証も要らない緊急対策としての小樽市直貸しの貸付金です。財政調整基金から1億円を繰出しですが、業者と市内経済への応援策です。資金繰りが一段と厳しい年末こそ、緊急対策としての貸付金制度を設置することが、中小企業のまち、小樽市長の果たすべき役割ではないでしょうか。

議案第13号ないし第26号、第29号、第30号は、人事院勧告に基づく職員給与引下げの提案です。

今回の勧告は、従来の手当等にとどまらず、初めて月例給そのものを引き下げるものです。引下げの影響は、国家公務員、地方公務員、特殊法人の職員など750万人に及び、国、地方公務員400万人分だけでも、給与削減総額7,000億円になります。

本市では、15年度実施分、職員数2,145人として約4億2,000万円の削減です。小樽市で一番の従業員数を抱える市役所の職員給与がこれだけ減らされると、市内の景気を一層冷え込ませることになります。大企業のリストラ、人減らしの結果、民間企業の給与より公務員給与が高くなったという理由で公務員給与を引き下げ、さらに、公務員も賃下げしたからと賃下げ競争をあり、経済危機の深刻化に拍車をかけることになります。

さらに、政府は、公務員給与引下げを理由に、国民に年金引下げをはじめとした更なる痛みを押しつけようとしています。もともと人事院勧告は、公務員の労働基本権を奪っている代替りの措置として設けられたものです。それを、公務員の生活を悪化させる賃下げに使い、しかも、国民生活に痛みを押しつけるてこにしようというのは、本末転倒です。

小樽市の一般職1人当たりの月額給与は、札幌を除く全道9都市では下から2番目、特別職は別にして、一般職の給与引下げには反対です。

山田市長は、来春の市長選に再出馬を表明しており、2期目の方針として、市民の声を大切にする開かれた市政運営、市民が安心して暮らせるまちづくり、財政の健全化を上げています。

しかし、市長は、新年度予算編成は聖域なく見直すとしながら、石狩湾新港負担金4億6,000万円は削減しないとします。石狩湾新港については、小樽商工会議所、小樽港湾振興会から荷役機械の購入は進出企業の動向を見極めて中止、あるいは延期も考えるべきと意見が出るほど投資効果が心配される実態です。

昭和53年から今年度まで、約72億9,900万円投入し、市税収入は、平成13年度まで37億7,600万円、半分にすぎません。また、市長は、子育て支援、少子化対策を掲げながら、市内の保育所待機児童解消のため、保育所定員数拡大や児童館設置希望に対しては、財源がないと冷たい答弁に徹しています。小樽港の衰退と財政悪化の原因である石狩湾新港負担金を聖域とし、ふれあいパスをはじめとした小樽市独自の市民サービスも削減の対象とするのでは、市民の声を大切にするとは言えません。

さらに、小樽駅第3ビル地下に道営ホッカイドウ競馬の場外馬券売場を開設する計画です。第3ビルには、年間1万5,000人以上の子どもたちが利用する社会教育施設、室内プールがあります。なぜ、ここにギャンブ

ル施設である馬券売り場を設置するのでしょうか。今でも、市内の青少年補導数は駅前が一番多いのに、更に問題を広げる結果になります。小樽の顔と言われる駅前中心に馬券売場設置は、観光都市小樽のマイナスイメージです。安心して暮らせるまちづくりどころではありません。

小樽市の財政悪化の原因である石狩湾新港、マイカルの応援をやめて、市民生活優先の財政再建策を求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第13号ないし第26号、第29号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、31番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 31番 佐々木政美議員。

(31番 佐々木政美議員登壇)(拍手)

○31番(佐々木政美議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成13年第1回定例会での提案説明に当たって、市長は、予算編成の基本方針として財政健全化計画を念頭に置いたというが、平成13年度決算額とのずれの主なポイント、原因と今後の対処方法はどう考えているのか。

また、当初、五つの重点項目として、福祉の充実、経済・雇用対策、港湾の利用促進、教育環境の整備、若年層の定住促進を挙げ、重点的に取り組むと述べられていた。これと、平成13年度決算の監査意見書との整合性はどうか。

平成13年度の決算上、実質収支だけに着目すれば5億1,000万円程度の黒字であるが、減債基金の残額や、

実質単年度収支が赤字であることなどに目を転じれば、財政がよくないことは一目りょう然である。市は、悪化の一因に、市民サービス充実に努めてきたことを挙げるが、過去には、ほぼ同様の状況下にもかかわらず、JR小樽築港駅舎の無償譲渡やマイカル進出のための基盤整備など、一部大企業には巨額の税金を惜しげもなくつぎ込んできたことこそが、財政ひっ迫に追い込まれた大きな要因であるのではないのか。このような経緯からして、いまさら市民生活に直結する事業を切り捨てることは断じて許されるものではなく、むしろ、無駄な投資を即座に見直し、より一層のサービス拡充に努めるべきであると思うがどうか。

平成13年度決算の歳入で市税収入と地方交付税の落込みが大きいが、今後、景気動向や雇用状況が早期によくなることは考えられず、また、地方交付税については、国で見直しを行うことを聞いており、増収の見込みはない。財政健全化計画においても、平成15年度から3年間の収支不足は150億円となっているが、平成13年度決算の結果を踏まえ、平成15年度予算編成に向けてどのように対処していくつもりか。

また、臨時財政対策債は、起債償還に当たって元利すべてに交付税措置があるから市の財政負担にならないと言っていたが、平成13年度決算で明らかのように、地方交付税が減少しており、果たして、交付税措置されていると言っても、それをまともに受けて財政執行していいのか疑問である。公債費の増大が市財政を苦しめており、その原因は、マイカル、石狩湾新港と9年間にわたる経済対策で生まれた公債費にあると主張したが、11年間で118億円の事業費を組んで、小樽市の景気回復につながったか疑問であるがどうか。

平成9年の道路運送車両法の改正により、農耕トラクタなどの農耕作業用自動車は、固定資産税から軽自動車税へと課税客体のとらえ方が変更された。他の自治体では、このことに伴う課税ミスが多数報道されているが、本市の実態はどうか。6台分の錯誤が発見され、実態調査の上、更正を行うと聞くと、税の賦課業務に当たっては1円の間違いもあってはならず、そのためにも関係職員には特殊勤務手当が支給されているものと認識する。今後、固定資産税に限らず、課税ミスが起こらないよう、監視体制をチェックしてもらいたいがどうか。

本市の学校給食は、単独調理校方式と共同調理場方式で行われており、衛生管理の面では、市教委と保健所とが適宜視察し、指導を行っているという。食材の搬入から配食までの工程については両方式ともほぼ同じであるというが、狭あいな学校内と専門の施設とでは、作業の融通性などでおのずと格差が生じることは否めないのではないか。その解消に当たっては、いかに現場の声を聞き、対応していくかが何より肝要である。維持補修の予算配分や指導を行う際には、事情をじゅうぶん考慮し、決して学校長だけに管理責任が集中するようなことがあってはならないと思うがどうか。

平成13年度決算で、教育振興費の情報教育等施設整備費約8,300万円が執行されており、中学校で14校に434台のパソコンが配置されている。文部科学省によると、2005年度には各教室に2台のパソコンが配置される水準に達すると聞く。機器が整備され新しくなっていくことはいいことだが、パソコンの一番の使い道は、インターネットでの情報収集やさまざまなコミュニケーションをとることである。ところが、現在の回線では、通信速度が遅く、じゅうぶんなパソコン教育が行えない環境にある。インターネットを使用する授業内容に対応するため、より速い通信速度の回線を導入することを検討すべきと思うがどうか。

生涯学習広場は、地域での学習の場として、各連合町会が事業主体となり、現状、市内6地域において年1回開催されているが、平成6年度の事業開始以来、高島地区や銭函地区では9回を数え、来年度は10回目の節目の年に当たる。開設当初、多数の参加者を得、各人がどの講座を受講しようかと右往左往しながらも盛況であったものが、回を重ねるごとに、自分はこれを学習するという目的意識を持って参加する姿が見られるよう

になった。しかしながら、マンネリ化し、参加者も固定化してきていることは否めず、再スタートを切るためにも、参加者の意識に合わせた運営の見直しを行うべきと思うがどうか。本来、生涯学習には、お年寄りと子どもの触合いの場であるとか、人間関係の醸成の場という意味があると思うが、今後、会場を提供してもらっている学校と連携の上、学校5日制や総合学習のプログラムの中に組み込むことによって、新たな展開がなされることを期待するがどうか。

市が株券を保有する会社は13社に上るが、当然ながら、減資や破産などによって資産価値が変動するリスクを背負っている。議会は、出資に際して議決を求められるが、結果的に市が損失を被ったとしても、議決の対象とはならない。このようなしくみの下、石狩開発については、当初からの反対の声や途中での見直しの声を無視し、6,800万円の出資が紙くず同然となった。これは、市民の側から見れば許しがたい無駄遣いではないのか。また、エア・ドゥは、道からの再三の要請によって出資に応じたものであり、市は、道の責任を問い、弁償を求める考えはないか。今後、出資によって市民の貴重な税金が1円たりとも無駄にならないようじゅうぶん精査すべきと思うがどうか。

石狩湾新港の一般貨物の増加に伴い、小樽港の貨物は減少しており、また、港湾施設においても、小樽港中央地区再開発の2期計画のめどが立たないにもかかわらず、新港のマイナス14メートルパースの建設が着々と進められており、近代化は新港の方が先行していると思うがどうか。また、石狩湾新港への母体負担と市税収入の推移を見ると、約30億円の持出しになっていることが明らかであり、破たん寸前の石狩開発が進めている背後地の分譲が進まなければ、市税の課税客体の増加は見込めないことになると思うがどうか。

この石狩開発に対し、市は6,800万円を出資しているが、筆頭株主の北海道と政策投資銀行との間で再建策を協議しているという。民事再生法によって100%減資が提案されることになれば、取締役である市長の意思が問われることになるが、これを認める考えはあるのか。認めるということになれば、権利の放棄ということで、議会の議決の対象になると思うがどうか。

市は、経費削減のため、財政健全化緊急対策会議を立ち上げ、検討を進めていると聞くが、これまでどのような論議がなされ、今後どう取り組んでいく考えなのか。手っ取り早く人件費を削減するために職員を減らすということでは、市民サービスの低下は避けられない。例えば、非常に多くの理事者が出席している議会の委員会一つとっても、事前に質問要旨を確認していることから、半分の人数でも対応可能と考える。市民に迷惑をかけずにできることを一つずつ行い、市全般の自発的な運動として盛り上げていくべきと思うがどうか。

平成13年度における市内の企業倒産は、件数こそ減っているものの、負債総額は4倍となっている。小規模の商店や企業を数多く抱える本市では、借りやすい制度融資が求められており、緊急、駆込み的要素を持った無担保無保証人の直貸し制度が必要と考えるがどうか。生き残るところは生き残って、倒産するものは仕方がないとの態度は、到底、納得できないがどうか。

平成13年度駐車場事業特別会計の決算については、約5,100万円の事業収入となったが、一般会計から3,200万円程度の繰入れによって収支均衡を図るという状況であった。特に、稲穂駐車場は、平成9年度との比較で1,400万円もの減収となり、大幅な利用台数の落込みを見せているが、現状をどのように受け止めているのか。また、駅広駐車場にあっては、最初の30分間が無料となっており、利用しやすいと感じる一方で、駅横駐車場にあっては、立地条件の悪さのためか、市民に周知されているとはいいがたい。今後、じゅうぶんなPR活動が必要ではないのか。市は、さまざまな課題をじゅうぶん踏まえつつ、市営駐車場の利用増に向けた方策を前向きに検討すべき段階に入ったと思うがどうか。

小樽市観光物産プラザの清掃は民間業者に委託しているが、その業務は、果たして契約に基づいて適切に行われていると断言できるのかどうか。このたび、委員会資料として各委員の手元に配布された契約書の写しは、その中にすら違いが生じ、差替えするに至ったことや添付の見取図が現状に合致していないなど、何ら信用できるものではない。かぎの管理や市側の作業指示においても非常にずさんな部分が多く、飲食物を提供する喫茶コーナーについても、従業員以外の者の立入りの際に衛生上の配慮は全く手だてされていないなど、現場はおろか、日報や月報等の確認はこれまでにいっさいなされていなかったというありさまである。これらのことから、市は、施設の管理者としての責任を再度自覚することは当然に、すべての業務について早急に点検を行い、契約書に沿った適切な管理がなされるよう、厳密に対処しなくてはならないのではないかと。また、小樽観光に訪れた方々を迎える最前線とも言えるこの施設で働く従業員の休憩室は、快適と呼べるものとはほど遠く、これについても即刻改善すべきと思うがどうか。

勤労青少年ホームの平成13年度の登録者数は 652人と、ここ数年、横ばい傾向と聞く。利用対象者は15歳から30歳までの就労者となっているが、31歳以上34歳未満の者でも、過去に登録したことがある者という審査基準の下、市長が特に認める者として利用は可能である。30歳を超えた方の中にも利用したい方がいると思うが、この審査基準があるため、登録をしたことのない者は使えない。青少年人口が減少する中で、いかに利用者を増加させていくか、検討すべきと思うがどうか。

平成13年度に重度身体障害者移動支援事業としてリフトカーを7月に導入し、1級及び2級の重度の障害者のうち、車いすを使用している方を対象に利用されているが、通院のために利用する方が約7割を占め、診療中待機していることにより、ほかに利用ができないため、利用件数が低いという課題があるという。できる限り多くの方の利用に供してもらうため、課題解決策を検討すべきと思うがどうか。

昨年度実施の老人保健費における健康診査事業の中で、基本健康診査については約1万人が受診している。平成9年度からの推移では、非常に大きな受診率の伸びを見せているというが、果たしてこの事業の目的は達成されているのかどうか。また、健康相談と健康教育の参加人数は6,600人程度となっており、正に基本健診とリンクしているものとは言いがたい。市は、健診後におけるフォロー体制を確立していく必要があるのではないかと。今後、市民が正しい健康情報を入手できるよう、IT化を活用した健康情報の提供を行うなど、積極的に検討すべきと思うがどうか。

井戸水などの飲料水指導として、エキノコックス症対策の指導をしている施設については、昨年度で84件となっている。長橋、塩谷方面が汚染地区として道から指定を受けており、市が指導した施設であるが、果たして、水道水に切り替えた後も継続して検査を行っているのかどうか。市は、切替え後も、なお井戸水を飲みたいという場合には、自らがサンプルを持ち込まなければ水質検査をしないというが、このような行政側の態度は当然に改めるべきではないかと。市は、予防という観点で指導を行うだけでなく、積極的に現地に出向いて検査を行うという姿勢が正に行政として必要であると思うがどうか。

廃棄物最終処分場におけるのり面保護マットについて、市は、今年度においても、従前から使用している15ミリマットと同等品を発注したという。昨年度の仕様書は、ニツタイマットという商品名が掲載されているが、環境部は、施工依頼を受けた土木部とどのような協議を行ったというのか。果たして、全国都市清掃会議が示す技術基準に照らしても、保護マットの厚さが厚ければよいという認識は正しいと言えるのかどうか。10ミリマットでも、15ミリと同等の性能を持たせることはじゅうぶんに可能であり、平成14年度における発注のしくみと何ら変わっていないのであれば、昨年度発注の保護マットについても、正に過大なものであったと

言わざるをえないがどうか。市は、今後、結果的に過大設計となるような保護マットの選定を、あくまでも1社特命で続けていく考えなのかどうか。

市立小樽病院の公宅に、市職員が規則を無視し長期間入居している問題で、先日、現地を確認した際、この入居者が隣接する空き公宅を物置として使用しているように見受けられた。これは、口頭による許可を与えているだけであり、この部分の家賃を徴していないというのであれば、余りにずさんな取扱いと言わざるをえないのではないか。市の公有財産の使用については、公人、私人を問わず、適切な手続を行い、使用に見合う料金を課すべきであることは言うまでもない。それに加え、このたび問題を指摘された公宅の入居者は、市の中でも重責を担ういわゆる幹部職員である。こうしたことから、市としては、今後、適正な財産管理に努めることはもとより、入居者も含めた関係者に対して厳正な処分を行う必要があると思うがどうか。

国立療養所は、本年10月1日をもって北海道済生会に移譲され、その際、構内の道路については市に移管し、通行禁止を解除することになっていたが、現状では、いまだに構内車両通行禁止の看板が立てられたままである。この看板は早々に撤去するものと理解するが、時速20キロの制限は安全のため保持すべきと思うがどうか。また、当療養所が済生会へ引き継がれる際、患者や職員は円滑に引き継がれたのかどうか。

梅ヶ枝団地へは、狭あいどころ配の急な道路しかなく、冬期間の通行に困難が生じている。このため、例えばごみの収集では、急坂をごみを持っておりなければならず、転倒し、けがをされたり、火事や救急の際に緊急自動車が坂の入口付近で待機を余儀なくされ、住民の協力を仰ぐこともあるなど、住民に不便を強いている現状があると聞く。これは、造成当初に計画していた接続道路がいつの間にか立消えとなってしまったことも、こうした状況を引き起こす要因の一つとなっているのではないかと。この団地の開発を行った当事者である市としては、団地に住む方々が冬期間も安心して日常生活を送れるよう、関係部局間でじゅうぶん協議の上、一日も早く事態の改善に向けた具体的措置を講ずるべきであると思うがどうか。

サッカー・ラグビー場の造成実施設計業務の入札が公正に行われたかについては、甚だ疑わしい点がある。通常、この種の業務を行う業者としては、道内運動公園での実績、本市土木設計の登録、地質調査登録などを持つ業者が挙げられるが、これだけでは落札業者が入札に参加できなかったため、不適切な表現をしてまでも落札させようとしたのではないのか。入札参加指名業者の選定理由として加えられた「現地の土質調査資料を有する」との記載は、委託する業務には必要なく、誤解を招くおそれがあるとともに、関係業者には、暗に市が特定の業者に落札させようとしていると受け取られかねない。市がこの土地の購入に至った経過の中で、落札業者のグループ企業がかかわり、前段の売買で価格が高騰したことなどに加え、野球や陸上競技、サッカー・ラグビー場の用地には適さないとされていたことなどからして、業者と市との間で何らかの密約の下に進められてきたのではないかと。市は、あくまで一連の策動はなかったというが、今後、こうした疑惑を抱かれるようなことは決して許されず、さらに、事実を真しに受け止めないといった不誠実な態度であってはならないと思うがどうか。

建物の建築や解体の際に出る廃材等の再資源化を目的として制定された、いわゆる建設リサイクル法が施行されて間もないが、これは実効性のあるものになっていると言えるのか。現在の廃棄物処理場の様子を見る限り、分別が効果的に行われているかについて大きな変化は確認できない。一般的な住宅のほとんどがその対象となり、従前のミンチ解体に比較して約2.5倍の費用がかかると言われることや、適用月日の規定が不明確であることから、多くの方々は負担の少ない方法で処理してしまい、事実上、いわゆるざる法となりかねないのではないか。今回の決算において、締切りの関係で産業廃棄物等処分手数料に未収金が計上されているが、そ

のほとんどはすぐに納められているという。しかしながら、今後、リサイクル法のあいまいな運用が続くことにより、回収困難な未収金とならないようじゅうぶん注意して事務執行に臨む必要があると思うがどうか。

高齢者向けの住宅対策として、バリアフリー等住宅改造資金融資制度が平成13年度からスタートしたが、申込件数29件のうち、融資対象数は19件にとどまったと聞く。適用にならなかった中には、金融機関での書類審査等の際、やむなく取りやめになったものが4件あったというが、最終判断が銀行任せでは、社会福祉の向上に寄与するといった制度本来の目的を果たすことにはならず、極めて問題であると思うがどうか。道内55の自治体では、介護保険制度で実施している住宅改修サービスに市町村独自で改修費を上乗せするといった対策をとっている。市は、今後、介護保険料の値上げという事態に発展させないためにも、市民が利用しやすいような市独自の貸付制度創設に向け積極的に検討してほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成14年第3回定例会議案第6号、第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により、認定と決定いたしました。

次に、平成14年第3回定例会議案第7号ないし第10号、第12号ないし第19号、第23号ないし第25号につきましては、採決の結果、賛成多数により、認定と決定いたしました。

次に、平成14年第3回定例会議案第11号、第20号、第21号につきましては、全会一致により、認定と決定いたしました。

なお、当委員会は、審査の参考に資するため、秘密会とした中で不納欠損調書などの書類閲覧をいたしましたことを申し添え、以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの決算特別委員長報告に反対し、平成14年第3回定例会議案第6号ないし第10号、第12号ないし第19号、第22号ないし第25号は不認定の討論を行います。

我が党は、平成13年度当初予算に反対し、予算修正案を提出いたしました。その内容は、石狩湾新港の負担金、マイカルのための小樽港縦貫線、その後破たんした石狩開発株式会社の出資金など、無駄を省いて財源を確保し、介護保険第1号被保険者のうち、低所得者の保険料、利用料を第3段階に分けて軽減を図る。第2号被保険者の国保料に上乗せとなっている介護保険料を軽減する。定額制から定率制に改悪され、増高が続く老人医療費の自己負担のうち、3分の1を軽減する。乳幼児医療助成の対象年齢を4歳まで拡大する。通学バス代は通年助成する。中小企業、商店のために市の直貸し制度を創設するというものでした。

この修正案の財政規模は、市長提案より15億5,500万円、2.2%圧縮となり、市債は5億6,700万円、11.4%減額となり、1億5,500万円を減債基金に戻すもので、これが可決されていれば、市民の暮らしや営業を優先させながら、破たん状態の市財政立て直しの第一歩を踏み出すことになるものでした。

平成13年度の決算審議の結果は、我が党の提案方向以外、市財政を立て直すことができないことが明らかとなりました。歳入で、市税が5億900万円、地方交付税は5億1,350万円、前年度と比較し減少しています。市税と交付税の落込みは、不況で勤労者の所得が減少したことと、長引く経済不況のため法人税が大幅に落ち込んだことによるものです。この経済不況打開に真剣に取り組んでいるかどうかが問われました。

我が党は、全国的にも、この9月27日に、深刻な経済危機から国民の暮らしを守るための四つの緊急要求を提案し、関係団体にも申入れ、その実現に奮闘しています。また、小樽においては、石狩湾新港やマイカルなど、大企業本位の市政を、市民本位、中小企業、商店を応援する市政への転換を提案しています。この基本的立場から、決算審議を行いました。

決算特別委員会での審議の問題点は、市長が行ってきた、政府の言う起債償還のときは元利を交付税で措置するということをうのみにして借金を重ねてきたことが、今日の財政破たんの要因となっていることが明らかとなりました。仮に、市長の言うとおり、起債償還時に元利が全額交付税で措置されるとしても、交付税が13年度決算で前年比5億1,350万円も落ち込んでいますし、今後も交付税の増額が見込めないのでは、政府の言うことをうのみにし、起債償還時に全額交付税で措置されるのは良質の借金だとして、借金を重ねてきた市長の責任が問われてしかるべきことも明らかとなりました。

また、起債に入ってはいませんが、石狩湾新港の負担金の83%が起債償還に充てられており、実態としては借金返済です。

大企業本位として指摘してきた石狩湾新港、マイカルに加え、今回の決算特別委員会で改めて明らかとなりましたが、三菱地所優先の問題です。

13年の2定で、サッカー・ラグビー場建設用地として、三菱地所から1平方メートル2,250円、総額4億5,000万円で購入しました。この土地に隣接するジャンプ台購入のときも我が党が指摘していますが、旧拓銀が1平方メートル51円で競売にかけようとしていたものです。それを、ジャンプ台用地ほどではないが、サッカー・ラグビー場用地として競売予定価格51円の44倍の高値で三菱地所から購入し、同所に大もうけさせ、本市財政に打撃を与えています。

加えて、委託契約に当たって、契約履行に何の必要もない特記事項を加え、三菱地所が入札に参加できるように特別な計らいをし落札させていたことも、我が党の指摘で明らかとなりました。

一方、福祉に対する対応はどうでしょうか。

福祉除雪費500万円の予算に対し、わずか106万円しか使っていませんでした。また、バリアフリー等住宅改造資金貸付金制度が創設された初年度でしたが、申込者の3分の1が実際には利用されませんでした。中には、金融機関の審査ではねられるということも起きています。

また、中小・零細企業の多い小樽において、無担保・無保証の小口の直貸し制度の創設要求については、冷たい言い方になるかも知れませんがと、わざわざ断って、生き残れるところは生き残っていくという状況が出てきてしかるべきとまで言い切る、まことに冷たい山田市政の態度もあらわになりました。

決算特別委員会でこれらを指摘しておきましたが、今後、こういう政治姿勢を抜本的に改めるようこの場からも指摘し、討論いたします。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 9番、大畠議員。

(9番 大畠 議員登壇)(拍手)

○9番(大畠 議員) 市民クラブを代表し、ただいまの委員長報告に反対し、平成14年第3回定例会議案第6号平成13年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定及び平成14年第3回定例会議案第22号平成13年度小樽市病院事業決算認定について不認定の討論をいたします。

桃内の廃棄処分最終処分場で使用されるのり面保護マットについては、全都清が示す基準を大きく上回って

おり、全国的に見渡しても15ミリの採用は極めて少ないことからすれば、過大であり、特定の業者に納入させるためではないのかとの疑念はいまだ払しょくされていません。たとえ地域住民の不安に考慮したとしても、その根拠は科学的データに裏づけされたものではなく、妥当性が見いだせないままであるとの判断を下さざるをえません。

また、小樽病院公宅については、規則上、病院以外に勤務する職員への貸付けは認められていないにもかかわらず、19年間もの長きにわたり、市の幹部職員が入居し続けているという異常な実態が明らかになりました。

こうした私の指摘により、市は、関係職員の処分や規則改正を行いました。市長自らが処分を行ったということは、不適切な予算執行を行ったことを認めたことと同じことであります。到底、決算を認めるわけにはいきません。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、平成14年第3回定例会議案第6号、第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成14年第3回定例会議案第7号ないし第10号、第12号ないし第19号、第23号ないし第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成14年第3回定例会議案第11号、第20号、第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 総務常任委員会の報告をいたします・

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市の事務については、各部局間で重複するものも多く、例えば、生涯学習や青少年関係などの事業は、市長部局と市教委とがそれぞれで担当しているが、一所管で行った方がより効率的な事務執行となるのではないかと。現在、埼玉県志木市では、向こう10年間で職員数の半減を目指して、大胆な改革による業務の流動化のため、地方自治法に規定される補助執行の制度を活用し、市と市教委との間で事務の整理を行っている。本市においても、部の機構改革を検討中と聞くと、行政のスリム化のため、鋭意、実現に向けて取り組んでもらいたい。

どうか。

市は、旧住吉中学校の跡利用について、譲渡先からグラウンドやホームヘルパーのカリキュラムに必要な実習施設に転用するとだけ聞かされているが、先日の新聞報道によれば、校舎の改築を行った上で、双葉高校の附属中学校とし、中高一貫教育を目指して利用するとのことである。これでは、市が少子化のためとして中学校の統廃合を行っている現状、その跡地に再び中学校がつくられる結果となり、大いに矛盾を感じるがどうか。また、中学受験のために小学生の段階から受験競争に巻き込まれるといったことも非常に懸念されるのではないか。

駅前第3ビル地階への場外馬券発売所設置についてだが、農林水産省の告示によると、学校その他の文教施設から適当な距離を置くことなどが条件の一つとされている。サンビル2階に位置する市営室内水泳プールは文教施設であることが明白であり、エレベーターにより全フロアへ行き来できることからして、単に入口や距離といったことではなく、同一の建物に発売所を設置すること自体が問題ではないのか。市教委は、このことについて、近々開催予定の教育委員会で、教育環境の観点からじゅうぶんなる検討を行うべきと思うがどうか。

21世紀プラン第2次実施計画において、新博物館構想の調査業務自体は休止となっている。これまで、通常の博物館業務の中で調査に取り組んでいきたいとの意向が示されてきているが、現状、どのような調査が行われているのか。財政難を理由に一步も進まないということでは、進行管理の面から考えると極めて問題ではないのか。将来構想に向けた整理を行い、再度しっかり取り組むといった姿勢を示してもらいたいがどうか。

教育課程の中で道德の時間については35時間が充てられているものの、単なるホームルームの延長や年間行事の伝達に終始している実態があるやに聞く。学習指導要領に示されている内容は当然のことばかりと思うが、一部の教職員はいかなる理由で実践しようとししないのか。市教委は教育のあらゆる機会を通じて指導を行うというが、偏った指導とならないよう、学校現場の状況を把握し、割り当てられた時間の中でも指導がなされるよう徹底してもらいたいがどうか。

今月9日、教職員組合から教育条件改善に関する訴訟の提起に関し、市長あての要請行動があったと聞くが、市はその内容を把握しているのか。報道でも明らかなように、教職員の時間外勤務手当は、71年の給特法成立を受け廃止されたが、北教組と道教委との間で、給料への一律4%上乘せが協定書や覚書の締結により確認されてきた。それら締結された協定書等については、給特法のふじゅうぶんさを補うためのものであるが、この間の道教委の一連の協定破棄の動きの中で、過去の経緯を明らかにするために提訴に至ったものと認識する。市教委はこのことについてどう受け止めているのか。

11月22日に開催された町会長と市との定例連絡会議において、社会教育部は、「完全学校週5日制に伴う地域で子どもを育てる取組について」と題する報告を行った。これは、ややもすると学校内に第2の学校づくりを考えているのではないかと誤解を受けるおそれがある。学校週5日制への対応については、あくまで子どもを中心に考えるべきであり、市教委の総合的なプランの中で、学校単位ですり合わせを行うとともに、PTAを窓口として組織づくりを行い、その上で町会に依頼がなされるべきものと思うがどうか。社会全体で子どもを育てるという意味で連携を密にしたいとの意向は理解するが、学校現場との意思疎通を欠くことのないよう配慮してもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第12号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、請願第40号及び陳情第95号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第2号及び第30号につきましては、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、議案第12号は賛成、請願第40号、陳情第2号、第30号及び第95号は採択の討論をします。

議案第12号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

12月2日の本会議の提案で述べましたが、核兵器をめぐる最近の情勢はますます緊迫した事態になっています。アメリカ、ブッシュ政権のイラク先制攻撃表明に対し、アラブ諸国のみならず、世界じゅうから反対の声が上がり、国連安保理決議1441は、全会一致で採択されました。国連査察団がイラクで査察を進める中、中国、ロシア、インドが、イラク問題は政治的、外交的手段によってのみ解決が可能と共同声明に明記したように、更に平和的解決の要求は強まっています。

しかし、国際世論に反し、ブッシュ政権は、イラク攻撃の準備を着々と進めています。アメリカの民間研究団体の国防情報センターによると、10万人を超える部隊を中心に、同盟国も一体で、既にイラク国内で特殊作戦を実施していると報告しています。

このような中、小泉政権は、米国の支援要求を優先して、16日、インド洋向けイージス艦を派遣しました。憲法違反である自衛隊の海外派兵を1年以上も継続した上、最新鋭のレーダーシステムと迎撃ミサイルを搭載した艦船を派遣することは、米軍による戦争との一体化を一層進めるものです。

これまで、イージス艦派遣は与党内からも反対の声が上がったのに、今回の決定は、公明党が暗黙の了解をしたことが一つの要素になったとマスコミ各紙が指摘しています。(発言する者あり)朝日新聞の調査では、公明支持層の7割から8割がイージス艦派遣反対を表明しているのに、大きな矛盾です。(発言する者あり)

イージス艦派遣に対する世論調査では、反対が賛成を上回り、米国のイラクへの軍事行動に対しても、賛成26%、反対65%と、賛成を大きく上回っています。平和憲法を持つ国が、国民世論を無視し、戦争に加担する責任は、大変重いと思います。

一方、アメリカ第7艦隊のキティホークは、北朝鮮をにらみ、九州周辺で演習を重ねていました。北朝鮮は、ミサイルをイエメンに輸出したばかりでなく、米朝枠組み合意による核凍結を解除し、核施設再稼働を発表、国際社会との約束をほごにしたことなど問題はありますが、こんなことを口実に、また有事法制案を持ち出すことは認められません。自民、公明、保守の与党3党は、有事3法案の修正案を持ち出し、さらに、次期国会で必ず成立させると執念を燃やしています。平和を求める国民の声にあくまで盾突くのでしょうか。

国内外で緊迫した情勢の中、いよいよ小樽港が平和な商業港として守られなければなりません。小樽市は、全国の民間港で初めてキティホークの入港を認めましたが、北東アジアの平和を守るためにも、核兵器搭載可能な艦船は絶対に入港させないという議会意思が今こそ必要ではないでしょうか。核兵器廃絶、平和都市宣言が空洞化されないよう、その重みを考えていただき、提案に賛成をお願いします。

次に、請願第40号は、小中学生の通学バス代通年助成方についてです。

通学バス代は、冬期間4か月の半分だけ市が助成をしていますが、中学生兄弟で通学する場合、1年で、夏の期間を除いても最低11万5,200円の負担をしなければなりません。市民税の減収にあらわれているように、不況で市民所得も落ち込んでいる中、教育費もかさみ、家計は何かと大変です。請願に署名をした星野地区の人たちは、星野地区に学校が建つということで家を購入した人もあります。小樽市が都市計画で郊外に開発を進めてきた以上、子どもたちの通学に対しても責任があると思います。また、憲法第26条では義務教育の無償が決められ、子どもの権利条約第28条でも、同様に無償教育の導入と必要な場合の財政的援助の提供をうたっています。通学バス代通年助成は当然のことと考えます。

総務常任委員会で、通学バス代助成について、公明党・斉藤（陽）議員は、「原則的には無料で行うべきで、教育費の負担は好ましくない。今すぐ全額は無理だとしても、家計も大変だから少しずつでも助成の拡大を図るべきではないか」と質問しました。それであるならば、請願の趣旨を酌み、賛成すべきではないでしょうか。

また、市民クラブも、11年2定で、提出された通学バス代全額助成方、通学バス代助成の増額方について、両方の請願に賛成しました。これらの請願は、残念ながら不採択になり、新たに12年4定でまた全額助成の請願署名が出されましたが、今度は継続です。同じ趣旨のものですから、ぜひ賛成に回っていただきたいと思います。

次に、陳情第2号銭函地区における教育環境の整備方については、これまで述べたとおり、願意妥当、採択を主張します。

陳情第30号は、人種差別撤廃のための条例制定方についてです。

入浴拒否問題で、有道氏らは、損害賠償等請求の裁判を起こし、札幌地裁は、小樽市に対し、人種差別を禁止し、終了させる義務を負うとしても、個別の市民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないという判決を出しましたが、陳情者らは直ちに高裁に控訴しています。

21世紀は、グローバル化が進み他人種が共存する社会になると思いますが、人種差別をなくし、対等・平等の関係をつくらなければならないと思います。小樽市が内外に認められる国際都市になるためにも、陳情者の意向を酌み、条例を制定すべきと考えます。

陳情第95号は、政府への平和の意見書提出方についてです。

国連決議に基づかないすべての軍事行動に反対することはもちろん、唯一の被爆国である日本が中立国として平和的解決に貢献するという願意は妥当です。採択を主張します。

以上、皆さんの賛成をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○21番（佐々木勝利議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告のうち、否決となりました議案第12号は可決、陳情第95号は採択の討論をいたします。

議案第12号は、小樽市非核港湾条例案です。

世界の戦争は緊迫度を増してきました。政府は、国会での論議が未消化のまま、また、一部自民党の中にも反対の意見もある中で、海上自衛艦イージス艦を横須賀基地から出航させ、インド洋に派遣しました。平和を求める声が高まる中、今こそ地域から平和をつくる力が必要です。特に、基地化の問題が取りざたされている小樽の場合はなおさらです。

議案第12号は、小樽の核兵器廃絶平和都市宣言20周年の節目の年、改めてこれを確かなものにし、平和な商業港を世界に発信できる道筋をつけるためにぜひ必要と考えます。

次に、陳情第95号政府への平和の意見書提出方についてです。

12月16日、イージス艦きりしまを、インド洋での米軍などへの支援活動のためとテロ対策特別措置に基づく対米支援でのイージス艦派遣は初めてです。米国がイラクへの武力行使も辞さない姿勢を示す中での派遣です。この問題については、マスコミも敏感に反応しています。過日の道新の社説の中で、イージス艦は最後の一線を越えた派遣と厳しく指摘しています。

これまで、政府は、特措法に基づく米軍支援を昨年11月から始めたものの、イージス艦派遣は見送ってきたはずですが、それは、卓越した能力で集めた情報が米国の戦闘に使われれば、憲法で禁じる集団的自衛権の行使につながるとの判断があったからであるはずですが、そもそも戦闘中の米軍を後方支援する特措法自体が、なし崩しに憲法を空洞化する法律、イージス艦派遣は更になしきずしを進め、残された一線すら踏み越えるものではないか。また、攻撃開始後にイージス艦がオマーン湾周辺で米軍を支援するとすれば、間接的ですらなくなるおそれがある。中東で手を汚した過去がなく、仲介に徹してきた日本外交の変質につながりかねないと厳しく指摘しています。全く同感に思います。

世界から見れば、これで日本は米国への軍事協力をますます深めていくものと理解されます。目を転ずれば、ドイツは、米国の同盟国でありながら、イラクとの戦争に反対を表明しました。英国以外の各国も、戦争に突っ走る米国の姿勢に懸念を表明し、ブレーキをかけようとしています。

これまで国際紛争は武力で解決しないという平和憲法を持つ我が国が、今こそ、米国に慎重な行動をとるようにはっきり表明するときではないでしょうか。今の世界の情勢は、米国の単独行動をやめさせ、対話による解決へと向かわせようというのが主流ではないでしょうか。なぜ日本は軍事協力を深めるという方向でしか米国との関係を考えられないのか。米国のみが拍手する対応ではなく、世界の人々が納得する自主・独立した、き然とした言動、対応が今求められているのではないのでしょうか。

その意味において、陳情第95号政府への意見書提出方については、委員会は継続でしたが、小樽の置かれた現状を踏まえ、一歩進めて、積極的に採択することを主張して、討論を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第12号について、採決いたします。

委員長報告は、議案は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案を可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第95号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第40号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 17番、小林栄治議員。

(17番 小林栄治議員登壇)(拍手)

○17番(小林栄治議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第10号は、本市議会選出議員を含め、石狩湾新港管理組合議会議員定数を減ずるものであるが、本港の置かれている状況からすれば、承服しかねる内容と思うがどうか。この定数変更の理由としては、とかく他地域の同種一部事務組合の例や財政負担の軽減などが論じられる。しかしながら、構成団体がほぼ同じであるのは、かつて軍港であった那覇港しかないことと、数人分の議員報酬が新港予算に占める割合は微々たるものであることから、いずれも説得力に乏しい。加えて、先般、市内関係団体から寄せられた新港予算案に対する意見をかんがみれば、なおさらのこと、権益を守るため、今後の本港と新港の在り方に関し、本市の意向を発言する議員を1名でも多く送り出すことが筋ではないのか。この議案にあっては、こうしたことを踏まえれば、当然に反対すべきものであると思うがどうか。

陳情第94号について、室内水泳プールなどの教育施設が同居する建物に、場外馬券発売所が設置された例はあるのかどうか。第3ビルでは、国際ホテルが営業停止中であるが、再開の妨げとなることはないと言い切れるのか。周辺地区には、サラ金、パチンコ店、ゲームセンターなどが多く、これでは、ギャンブル通りの汚名をつけられ、風紀の乱れや青少年の健全育成への悪影響も非常に懸念される。本市経済にとって、特筆すべきメリットもなく、市が誘致に消極的というのであれば、あえてこの場所へ設置することは見送るべきであると思うがどうか。

新聞報道などでは、一部競馬愛好者の間では大いに歓迎する方もいるとのことである。駅前周辺地区は、以前からパチンコ店などが市内で最も集中しているところであり、発売所設置が風紀に必ずしも大きな悪化をもたらすとは言い切れないと思うがどうか。

陳情文書中に、「駅前にパチンコ店、消費者金融の店舗が建ち並び、文化の街とはかけ離れつつある中に、更

に場外馬券発売所の設置では、『ギャンブル通り』と異名をとっても仕方ない状況」というくだりがあるが、市は、このような状況に陥る心配があるのとらえているのか。第3ビル地階に店を構える方々からは、集客力を増すための努力を重ねると思うように進まず、発売所の力を借りてでも生き残り、発展の望みをつなぎたいとの声も聞く。この地域の活性化と営業の存続を考えるとときに、絶対に拒否すべきものとは言い切れないと思うがどうか。

市としては、国際ホテルの営業停止や空き店舗の増加を受けてさまざまな努力を行ってきたが、活力を見いだせず、積極的に誘致は行わないものの、苦渋の選択として受入れもやむをえないとの意向である。第3ビルは、全国に見ても、先駆けと言ってはばからない駅前再開発事業の一つとしてつくられたものであり、短絡的に結果にしがみつくのではなく、いま一度、まちづくりの理念から見て検討する必要があると思うがどうか。

本市観光が目指す回遊性向上の打開策として、海上遊覧船の今以上の活用は考えられないものか。現在運航されている小樽港と祝津とを結ぶ遊覧コースでは、海上からニセコ積丹小樽海岸国定公園の雄大な眺望を間近に感じることができ、じゅうぶんに乗客を魅了しうのではないかと。現在の船の大きさから見れば、大勢の観光客を誘導することは難しく、新たな船の投入が期待されるところである。過去に小樽観光振興公社はホバークラフトを導入したが、景色を楽しむことはできず、さらに、営業開始後、間もなく故障し、無残にも半ば捨てられるような形で姿を消してしまった。この失敗は、今なお公社の経営に影を落とす負債の大きな原因となり、いまだ新規購入をちゅうちょさせているのではないのか。同社が所有している船の定期点検、修繕には多額の費用を要している。そうであれば、今後、市としては、海上の観光資源の更なる活用が図られるよう、遊覧船の活用法や新規導入について公社と協議すべきであると思うがどうか。

市は、商工業振興施策としてのさまざまな助成、融資を行っている。例えば、新技術及び新製品開発助成などの技術力向上のためのものや、小樽市新産業創出支援事業助成などの起業化支援、小樽商工信用組合の破たん直後に時限的に創設された経営支援特別資金など、制度は多岐にわたっている。これらの実効性が上がっているかや、利用者に歓迎される制度となり得ているのかといったことについて検証することは非常に重要なことではないのか。市としては、その結果を基に、市民にとってよりよい制度となるよう、その充実、改善に努めるべきと思うがどうか。

年末を迎え、市内企業は、景気の低迷、金融機関の貸渋りなどにより、資金繰りに苦しんでいるといった厳しい局面に立たされている様子が見受けられる。市の制度融資に頼ることがあるが、いまだに貸す側に優位を感じられる。こうした状況を少しでも好転させるよう、相談を受けた場合には、金融機関に対して借り手を後押しするといった手だてを講じることににより、今以上に借りやすくなるとともに、その目的を達し、効果を上げることができると思うがどうか。

また、市は、制度融資を議論する際に、相談件数や融資を受けられた金額の実績を挙げるが、それだけをもって実情に合致するか否かは甚だ疑問である。実際の現場における金融機関の動向や経営者の心情や実情などを確実に把握できていなければ、制度本来の目的を見失いかねない。市としては、この点にじゅうぶん留意して運用に当たらなければならないと思うがどうか。

平成15年度石狩湾新港港湾関係事業予算案について、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会からは条件を付された意見が市に対して提出されている。そのなお書きで、「小樽港及び石狩湾新港の管理の在り方について、基本的な見直しの検討に着手されたい」との部分をもとに、今後の事務執行に当たっていくつもりなのか。過去に新港が家畜伝染病予防法に基づく港指定申請する際、本市として、同法の別表4号に基づく輸入

のみに限定してほしい旨の条件つきで示したが、結局は要望どおりの運用には至らなかった経緯がある。こうした例から、市としては、議会においてじゅうぶん議論した結果を最優先に踏まえ、対応を検討すべきと思うがどうか。その充実した審議のために、重要な参考資料はできるだけ速やかに提出することは当然に必要なのか。

また、西地区の荷役機械整備後の管理運営については、港湾関連企業数社から成る会社を設立し、行っていくことを考えているようだが、これに本市内の企業が参入できる余地はあるのか。整備費用の償還分は使用料で賄い、不足分が母体負担に上乗せされることはないというが、何らかの確証に基づいたものではなく、見通しが甘過ぎると思うがどうか。

新年度の新港整備では、チップの取扱いのみの想定であるが、将来、石炭を扱うための貯炭場を設置するとすれば、風向きなども考慮に入れた施設配置を検討しなくてはならないのではないか。

今後、新港が指定港となれば、他港と比較した上での業者による各種料金のダンピングなどが始始め、その影響が小樽港にまで波及してくることは必至である。小樽港が新港に脅かされていることと、港湾を取り巻く環境の変化の速さは、もはやだれもが否めない事実である。現状、少なくとも議論を重ねて導き出された答えについて、早期に実現に移さなければ、本港の将来展望は切り開けないと思うがどうか。

本港においては、今年度で第9次7カ年港湾整備計画が終わりを迎え、第2回定例会の当委員会で、国への概算予算要求なども含めて、秋口までには来年度以降の整備方針を固めていきたいとの市の意向であったが、年末を間近に控えた現段階になっても、いまだその計画は示されないままである。国の新たな方向性が定まらないというのは理解できるものの、とりあえず継続してきた事業を踏襲するといった態度ではなく、市が主体性を持って目標を打ち立て、進めていくことはできないものなのかどうか。

引き船の民間委託に伴い、これまでその業務に従事していた市職員の取扱いをどのように考えているのか。この方々が携わってきた職場は特殊であり、一般的な事務職とは違い、いわば畑違いの仕事を与えられてスムーズに移行できないのではないのか。こうした事情から、市としては、本人の意思をじゅうぶんに尊重し配置転換を行うよう配慮すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第10号、陳情第17号、第85号、第94号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第9号、第31号、陳情第64号、第89号、所管事項の調査につきましては、全会一致により、議案はいずれも可決と、陳情第64号及び所管事項の調査は継続審査と、陳情第89号は採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

議案第10号は否決、新たに付託された陳情第94号及び継続審査中の陳情第17号、第85号は採択を主張いたします。

議案第10号は、石狩湾新港管理組合議会議員の定数を現行16人を12人に減らすということに同意を求めるも

のです。

多くの地方自治体の一部事務組合で経費節減を理由にまかり通っているわけであります。新港管理組合議会は、4年前に20人から16人に減らしたばかりです。正に、議会制民主主義の根幹を揺るがす憂うべき事態です。小樽港と新港は減少する貨物を奪い合う競合港であり、新港の発展は小樽港の衰退をもたらすものです。札幌港への港名変更が新港議会でたびたび議論される状況も生まれており、一層の新港集中化が懸念されています。当初の共存共栄、機能分担が有名無実になった現実を踏まえ、新港議会での小樽港の権益を守る論戦は避けて通ることはできません。こうしたときに議員数を減らすなど、利敵行為と言わざるをえません。

全国的に見ても、三つの自治体で共同管理をしているのは、沖縄の那覇港以外、新港だけであります。他港の比較は整合性もなく、苫小牧港は道との共同管理で議員は各5名、現行の小樽市からの4名の議員は多いわけではありません。削減には反対すべきであります。

陳情第94号は、道営競馬場外馬券発売所設置に反対するものです。

歴史のまち、文学のふるさと小樽、文化のまち小樽、どれも小樽のまちを一口で特徴づけるものです。その小樽の顔とも言うべき小樽駅前ビルに、しかも市の所有する施設にギャンブルそのものの馬券売場を設置する。市がテナント探しに苦労しているとは言っても、教育施設と同じ屋根の下にギャンブル施設を置くなど、貧すれば鈍すると言っても、ここまで理事者も与党も心貧しくなるものか、悲しく思います。

今、我々大人が将来の孫子に引き継ぐべきことは、よいものを残せなくても、せめて悪いものを残さないということではないのか。今なら市が断れば間に合うのですから、設置を断るべきであります。願意はしごく妥当であります。

継続審査中の陳情第17号、第85号は、失業者の生活保障を求めるものと、春香山登山道入口に告知板及びトイレの設置を求めるもので、願意はいずれも妥当であります。

今期も終盤であり、たなざらしは許されません。採択すべきであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第10号、陳情第17号、第85号、第94号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時40分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

○26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国民健康保険証のいわゆる3か月証の交付に当たっては、郵送によらず、被保険者と納付相談を受けた上で窓口交付を行っているという。現在、本人と接触できないからとの理由で保険証を交付していない者は100人を超える現状にあると聞くと、市は、保険料の納付が2分の1以下の者に対しては、当然に3か月の短期証を交付するという基準を設けたにもかかわらず、保険証が渡っていない。果たして、これらの方々の実態を把握しているのかどうか。市は、今後、収納率の問題はあるにせよ、保険料の納付に見合った保険証の交付を積極的に行っていくべきと思うがどうか。

請願第44号市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方については、当初、公安委員会から、宅地内における標識の設置は難しいとの見解が示されていたにもかかわらず、その後、交差する道路の幅員が同程度で、優先道路が不明確との理由により、一時停止標識が設置されたという。果たして、市内にはこれに類する交差点がどの程度あるのか。結果として、公安委員会と市の考えが合致したということなのかどうか。市は、今後とも、地域住民から安全対策についての要望が寄せられた場合には、速やかに警察署を通じ公安委員会に要請していく考えはないのか。市内には似通った箇所が多く見受けられるのが現状だが、明らかに整合性が図られておらず、極めて問題が残るものと思うがどうか。

障害者支援費制度の実施に当たり、在宅や施設ともにサービスが圧倒的に不足している現況の中で、市はどういったサービスを提供できるのか。施設入所は満杯状態であり、今後、市内には、18歳未満の障害児入所施設を含め、市として障害者に対するサービス施設を増やしていく考えはないのか。

また、障害程度の認定については、市のマニュアルに沿って職員が聞き取り調査を行い、判定に迷う場合には第三者の意見を聞くというが、認定業務に当たっては、ぜひとも専門家を含めた組織づくりを具体的に検討してほしいがどうか。

国の支援費単価が示されたが、結果的に利用者負担金は増額となるという。支援費への移行により、障害者施設としての収入が減少することや、職員配置基準の変更により人件費で調整せざるをえない事態が発生し、サービス低下が懸念される。市は、障害区分が確定した段階で、市内施設の実態をじゅうぶんに踏まえながら、利用者負担の影響を前向きに調査していくべきと思うがどうか。

精神障害者は、医学的に見て、慢性疾患と同様にとらえられるというが、将来的に病状が回復する見込みはあるのかどうか。精神障害者保健福祉手帳が交付されている者については、所得税の減免などが適用になるといっても、あくまで国の施策であり、市の姿勢は他力本願と言わざるをえない。今後、常に予算の問題はつきまとうが、市としても何らかの方策を講じていく必要があるのではないか。

一方、札幌では、精神障害者1級、2級の者に対し、バスの無料化を実施していると聞く。国は、割引制度の取扱いが交通事業者が自主的に判断する問題であるという。市営交通がない当市においては、これまで中央バスへ働きかけた経緯はあるのかどうか。市は、他の障害者とは明らかに方策が遅れている精神障害者に対し、せめてバスの半額助成をバス事業者をお願いしてほしいがどうか。

車いすでなければ移動できない身障者や視覚障害者団体では、自由に移動できないことを移動障害と位置づけ、交通権という新しい考えが生まれている。そのような中で、歩道橋の階段下の安全としてバリケードを張りめぐらすといった措置を講じている市町村もあると聞くと、市としても、交通安全対策課が主体となって交通確保について取り組んでいくべきではないのか。また、移動障害に対する支援事業を拡大し、通院に対する介助者への補助といった何らかの手だてを講じていく必要があるのではないかと。今後、道路上における交通弱者に対する安全対策、さらには障害者に対するサービスの実施など、関係部署との連携をじゅうぶんに図りながら、障害者とともに横断的に話合いのテーブルに着いてもらいたいと思う。

8月5日に広域連合と全国都市清掃会議が締結した業務委託契約書に技術等検討委員会の要綱が添付されているというが、広域連合議会が要綱を承認する以前に、既に要綱が決定されていたのは明白である。要綱の内容が広域連合に示されたのは10月であり、結果として、正に追認行為であったと言わざるを得ないと思う。また、全都清に対し、プラントメーカー数社から技術等検討委員会の開催日程や、どの委員が出席するかの問合せがあったと聞く。正に契約書の特記仕様書に記載されている事項そのものであり、なぜメーカーが全都清に技術等検討委員会が設けられたかを知り得たかは甚だ疑問である。発注者である広域連合の承諾なくして、業務そのものの内容をメーカーへ伝えるべきではない。いつ、どのような問合せがあったのか、市は、内容を整理した上で早急に提示すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第14号、陳情第68号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第55号、陳情第70号、第72号、第86号、第87号、第90号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号、第91号ないし第93号、第96号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第44号につきましては、全会一致により、採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

○10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、請願第55号、陳情第90号ないし第93号、第96号は採択、継続審査中の請願・陳情については、すべて願意妥当、採択を主張して討論します。

請願第55号は、支援費制度導入による障害者施策の充実要請方についてです。

障害者福祉サービスは、これまで措置制度の下で国と自治体が直接的な責任を負ってきましたが、来年度からは、介護保険と同様に、自己責任による指定業者との契約になります。国は、人権擁護、自己決定、自由な選択が保障できると言いますが、選ぶうえにもサービスが絶対的に不足です。

社会福祉法人共同作業所全国連絡会が全市区町村を調査した結果では、全国で障害者サービスを提供する施

設、事業所が1か所もない市区町村は14.6%、施設から地域へ、政府が強調している基本サービスである通所施設が一つもない市区町村が76.3%もあります。在宅3本柱については、ホームヘルパー事業がないところは20%、ショートステイがないところは60%、デイサービスがないものは86.6%という事態です。知的障害者が共同生活するグループホームが1か所もない市区町村が約8割です。この調査は、全国3,246の全市町村の結果であり、全国の実態が反映されていると考えられますが、とても選べる福祉にはほど遠い実態です。

本市には、制度の対象となる21種類中14種類がありますが、知的障害者のヘルパーや重度の身体障害者用通所サービスはなく、例えば、知的障害児が施設入所を希望しても、市内施設は満員で、黒松内や札幌に行かざるを得ません。障害者の皆さんの希望にこたえられるじゅうぶんな施設整備が必要です。

利用者負担についてです。

国は、現行どおりで、利用者の負担増はないとしてきましたが、施設入所中の知的障害者では、障害年金1級で1か月1万7,000円、2級で2万2,700円の負担増になることが明らかになりました。また、施設によっては、従来の措置費より支援費としての収入が減少し、中には年間数千万円のマイナスになる心配が出ています。同時に、職員配置規定が大幅に緩和され、人件費で調整せざるをえないしくみになり、サービスの質低下が問題になります。

これらのことから、障害者、家族、施設経営者、福祉労働者すべてが不安を持っています。請願は、これらの不安にこたえるよう市に要請するもので、願意妥当、採択されて当然の内容です。

陳情第90号は、市道朝里東小樽線新光2丁目、3丁目における横断歩道設置方についてです。

朝里小中学校に通学する児童・生徒の通学路の安全確保をするもので、長年、PTA等で要望を提出していますが、いまだに実現していないものです。

陳情第96号は、銭函サービスセンターにおける乳幼児医療費助成の償還払い実施方についてです。

市は、ワンストップサービスの実施に当たり、銭函地域の市民要望にこたえるべく進めてきたと言いますが、小児科がないため、札幌手稲区に通院し、償還払いのために本庁まで手続に来るのが困難であり、センターで払戻しの実施を求めるものです。

理事者は、遅くとも4月から実施すると答弁しており、いずれも願意妥当、採択して市民要望にこたえるべきではありませんか。

陳情第92号は、乳幼児医療費無料化制度拡充方についてで、就学前までの医療費の無料化と所得制限廃止を求めるものです。

第93号は、同じ内容を北海道に意見書として提出を求めるものです。

市のエンゼルプランにおいても、理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由の第1位は、一般的に子育てにお金がかかるで、子育てに悩んでいること、日常的に困っていることの第2位に、子育てに経費がかかるが上がっています。

本市の7歳未満の人口で見ると、現在の2歳児から1,000人を切っており、その後も減少するばかりです。少子化対策は効果が出るまでに一定の時間が必要です。現在の保育所待機児童や学童クラブの不足を解決せず放置しておくことは、子どもを産み育てることをあきらめろ、こう言うのも同じです。

市は、北海道が1歳拡大しても、小樽市の無料化拡大はしない、こう答弁していますが、従来、北海道の拡大に伴い、1歳ずつ拡大してきたわけですから、なぜ今回に限り実施できないのでしょうか。軽減された予算は市の借金払いに使うとも言っているのでしょうか。納得のできないお答えです。道が1歳拡大したときは、その

時点で、ぜひとも小樽でも拡大すべきです。

次に、国民健康保険の3か月短期保険証についてです。

市は、国保料納入額が1年間で2分の1以下のときは3か月の短期保険証を渡すとしていますが、実際には、年度末で147人が、理由も把握されないまま、未交付になっています。本来、3か月は利用できる保険料を納めているのに、渡されないのはなぜでしょうか。市は、医療の必要があるときには取りに来るから問題ない、こう言いますが、保険料を支払っても医療が必要ない者には保険証交付をしなくてもよいということです。必要なときに取りに来ればいい保険証なら、高い保険料を払うことはない、こういう結果になり、保険制度そのものの否定です。市が当然と認めることではないはずで。

本来なら、社会保障として、医療受診を保障する国民健康保険証を、保険料を納めないからといって取り上げるのは人権問題です。本市は、さらに、保険料を一部払った者に対しても交付をしないとは大問題です。

次に、継続審査中の請願第44号は、公安委員会が必要性を認め、今月、一時停止線と標識が設置されたと理事者から報告がありました。これに対して、自民、公明の委員から、公安委員会の当初判断に対して納得できない旨の質問がありました。

市民の要望が提出され、その後も市民の運動により安全対策がなされたのに、実施した公安委員会に対して、議会や市の言うことを聞かない、議会軽視だと批判するのはなぜでしょうか。これこそ、市民要望実現より、自らの立場にこだわるものでしかありません。市民の安全対策の実現を喜ぶのが本当ではないでしょうか。

過去にも、2000年3月議会に提出されて継続審査になっていた堺学校下通線のロードヒーティングの請願、これの市の2001年の実施計画が決まり、同年3月議会で採択されたことがあります。理事者や公安委員会の決定を後追いで議会採択するだけでなく、各会派の自主的な判断で議会としての意思を決定し、積極的に施策を推進することこそ、今求められていることです。

私たちの任期も、あとわずかです。市民に負託された要望にこたえて、明快な方針とすべきです。

継続審査中の案件は、請願・陳情すべて願意妥当、採択を主張します。

議員各位の賛同をお願いして、反対討論とします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第55号、陳情第70号、第72号、第86号、第87号、第90号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号、第91号ないし第93号、第96号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- 議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

- 5番(松本光世議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市道長橋小学校通線にあるむつみトンネルは、歩道の照明が1基置きにしか点灯しておらず、日中でも暗く、付近住民や子どもたちも怖がって余り通行していないと聞く。このトンネルについては、地域の児童の父母からも、照明が暗いため、防犯上、心配する声が出ており、現在の照明器具では、全部を点灯させてもじゅうぶんに明るくなるかわからず、今の照度が適切とは思われない。地域住民からの要望も多いため、トンネルの照明の今後の在り方について検討するとともに、例えば防犯カメラを設置するなど、トンネルの防犯対策を講じてほしいがどうか。また、歩道部分の壁面には落書きが目立ち、特に、市道長橋小学校上通線に通じる通路は、スプレーによる落書きが多く、教育上も好ましくないため、早急に清掃すべきではないか。

市民センター裏側の旧手宮線沿いにある市道高島線の一部及び市道市民センター横通線は、駐車禁止規制がなされていない路線のため、通年にわたって一日じゅう路上駐車がが多く、そのため幅員が狭あいとなり、近隣の事業所などから駐車禁止の規制の要望が上がっていると聞く。現地は市道で道路交通法の規制も適用されているそうだが、市として、警察など関係機関と協議して、もっと具体的な対応策を検討すべきではないか。また、市道高島線の道路敷地の中に民間事業者の建物や車庫、駐車場もあり、長年にわたり、占用許可があいまいな処理のまま使用を許してきた経緯もあると聞く。ここは、市民センターに隣接するため、来場者の駐車場とする意向もあるそうなので、土地の使用形態の確認、権利関係の調査を行い、市道敷地内の民間使用に関して協議の上、改善を検討してほしいがどうか。

市道潮見台川沿線は、幅員が3.5メートルから4.5メートルと狭あい、ロードヒーティングも設置されていない、冬期間は車両の交差もままならない路線である。この路線に沿って潮見台川が流れているが、地域住民から、この川にふたをするなどして道路幅員を広げてほしいといった要望が出ている。この地域は、民有地、河川敷地、道路用地などがふくそうしているので実現のための課題も多いが、防災的な観点からも、今後、ぜひ検討してほしいがどうか。

また、於古発川を暗きょ化している市道於古発川通線、通称寿司屋通りでは、観光バス等の大型車両も乗り入れており、観光客等の歩行者も多いため、暗きょの強度についての対策や点検を行っていかなければ、将来、損壊等の危険性があるものと推測される。この耐用年数は50年といわれており、これまでも点検は行ってきたとは思いますが、今後、三、四年に1回は暗きょ部分の点検を実施して、安全対策に万全を期していくべきで

はないか。

市道砂留線の富岡2丁目13番から14番にかけての箇所と、市道船見線の船見橋の除雪の改善については、地元住民から懇談会などで強い要望がある。ここは、除雪基準では第1種路線で幹線道路としての除雪がされていると認識しているが、極めて狭あいであり、交通量が多く、町内会で、この路線の15時から16時までの1時間当たりの通行量調査を実施した際、車両が600台、歩行者が80人という結果であったという。この区間は、歩道が整備されていなく、路肩には電柱もあるため、冬期間は車両の交差や歩行者の通行もままならない実態にあり、特に船見橋では、歩行者は橋の両側を通行せざるをえず、路面が雪ですり鉢状になり、非常に危険である。現地では、これまでいわゆる押込み除雪をしていたそうだが、今までとは違う形態でのより綿密な除雪方法を検討してほしいかどうか。

新光町に造成された小樽ベイビュータウンに接続する市道朝北34号線と取付け道路のロードヒーティングの設備は、開発業者が設置し、2年後に市に移管され、維持補修は市で行うことになると思う。一方、既存の市道については、道路こう配などの設置基準を満たしていても、地域住民が設置したものを市に移管することは認めないということであり、市民が不公平感を持ちかねない。市では、ロードヒーティングは、今後、基本的に設置しない方針だと聞いているが、これからも同じような事例が宅地造成による開発行為により生じてくる可能性がある。市として、こうした開発行為の中でのロードヒーティングの設置について、新たな基準を設けるなどの整備をする必要があると考えるかどうか。

現在、ロードパトロールは、各ステーションの職員7名で行われているとのことだが、除雪車作業後に、地先住民が置き雪を市道に捨てる、いわゆる雪出しが多々あり、また、冬期間は道路が狭くなる上に、大きな事故につながる道路わきへの違法駐車車両の問題もあって、パトロールでの市民への周知徹底の必要性が増している。今後、ロードパトロールでは、歩行困難な歩道への砂の散布の必要性や雪出しなどにも注意するなど、巡回の指導強化を図るべきではないか。

坂の街おたる冬プランの中で土木部の行った住民アンケートでは、回答者の61%の住民が雪捨て場がなく困っているとのこと、市が空き地を指定し、雪捨て場ステーションを設けて、雪で満杯になったら排雪する方法を提案したところである。この実施については、空き地の確保や維持管理の問題もあるため、町内会からの空き地情報に基づき、土地所有者の了解を得ることができれば施行について検討していきたいとのことであったが、例えば、信香町7番6号周辺では雪捨て場がなく、適当な空き地は3か所ほどあるが、この所有者が東京方面に在住のため連絡、了解が得られず、付近住民は勝納川まで運んで捨てているとのことである。市としても、今後、積極的に地域住民と協力して、土地所有者の了解を得るように取り組むとともに、地域住民が快適な冬生活を送れるよう努めるべきではないか。

地域情報化についての市民アンケートの中で、市民からの要望が多い道路と除雪の情報について市のホームページへの掲載が現在はなく、また、建築都市部では、市営住宅にかかわる掲載が全くないなど、インターネットを活用した市民向けの情報提供が不足している実態にある。情報の発信・提供は行政の大きな市民サービスの一つで、ホームページへの情報掲載もこのサービスの中心であり、例えば、土木部であれば、市道整備計画、除雪計画、道路工事状況、市道の交通止め状況など、建築都市部であれば、市営住宅の概要、申込方法、入居募集状況など、市民向けに提供する情報がよくある。情報化時代を迎えた中で、行政に対する一層の市民理解を得るために、各部とも、できるだけ多くの情報を取り上げて、広報誌への掲載のみならず、ホームページをより充実させることが重要だと考えるかどうか。

昭和59年に供用を開始した中央下水終末処理場は、現在、運転開始から18年が経過して処理装置等の設備の老朽化が懸念される。設備の耐用年数に応じたメンテナンスや日常の保守点検、また設備の更新などを行っていると思うが、今後も現在の処理能力を維持していくためには、それぞれの設備によって効率的なメンテナンスや機器の更新が必要となってくるはずである。個々の器材により耐用年数の違いはあるが、機器設備の故障リスクの大きさ等を勘案し、緊急性に応じた優先順位をつけて、できるだけ早く更新のための計画を立てていく必要があると考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第21号、第52号、第82号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、継続審査中の案件請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号、第62号、第82号について、その願意は極めて妥当であり、いずれも採択を求めます。

請願・陳情17件の内訳は、ロードヒーティング敷設方に関するものが11件、道路整備、踏切の改良に関するものが4件、除排雪、河川の整備に関するものがそれぞれ1件となっています。

そのうち約半数の8件の陳情案件は、新しく議会が構成された平成11年第2回定例会に向けて提出されてきたものであります。これらは、継続審査案件として既に3年半が経過していますが、言い換えれば、継続審査という名の下で、議会が、長期間にわたり、これらの市民要求を棚上げにしてきたことになるのであります。

さて、昨年の4定の予算特別委員会であります。与党第1会派の議員が、ロードヒーティング問題に関連し、次のように述べていました。

「陳情が十四、五本来ています。時がたつと流れてしまう。議会としても、上がってきたものについて何らかの答えを出してあげなければならない。そうでなければ、議会というものについていろいろ不信感も出てくると思う。こうであります。

しかし、残念ながら、その後も継続審査の乱発であります。与党の、しかも、第1党の議員の発言であるにもかかわらず、一向に改善されていかないのであります。

言うまでもなく、陳情・請願は、市民の権利であり、市民の声を、直接、議会に届ける大切な制度であります。特に、市民、住民に利害関係のあるものは、議会に対して助力を求めていることから、議会側のとるべき立場は、こうした住民の期待に、どのように、どうしたらこたえることができるのか、これが第一義的にとる立場であります。

つまり、陳情であれ、請願であれ、その願意は何か、迅速な審査、できるだけ会期中に採択、不採択の結論

を出す、これが求められているのであります。案件によっては継続審査が長きにわたる場合もありますが、しかし、この場合にあっても、審査経過を中間報告するなどの配慮があつてしかるべきものであります。

今期議会も、明けて1定が任期満了の議会であります。とすれば、これまで継続としてきた案件についても、ぎりぎりその結論を出すことが当然求められてきます。そうでなければ、市民の願いは審査未了、消滅であります。市民、住民の期待に議会はどうかたえていくか、陳情・請願案件に対する議会の態度がいよいよ問われているのではないのでしょうか。

以上、各会派議員の皆さんが市民願意に基づいて積極的に態度表明されるよう期待し、討論を終わります。
(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第21号、第52号、第82号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第32号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)(拍手)

○市長(山田勝麿) ただいま、追加上程されました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第32号公平委員会委員の選任につきましては、渡辺啓氏の任期が平成14年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任するものであります。

何とぞ議案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、直ちに採決いたします。

議案第32号は同意と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第23号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第13号ないし第23号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第12号及び決議案第1号について、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号、第2号、第6号ないし第11号及び決議案第1号の提案の趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、容器包装リサイクル法の見直しを求めるものです。

容器包装リサイクル法が施行され5年が経過しましたが、小型ペットボトルなどの容器は急増し、リサイクルが進めば進むほど自治体の負担が増え、ごみの発生抑制につながらない悪循環になっています。

拡大生産者責任の原則をより徹底強化し、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること、リターナブル容器の使用を促進する制度を法制化するように求めるものです。

意見書案第2号は、北海道に乳幼児医療費助成の拡充を求めるものです。

相次ぐリストラ、不況の下で、若い世代の家計は厳しさを増しています。子どもの病気は待たなし、お金の心配をしないで、いつでもどこでも無料で診てもらえたら安心なのにと、乳幼児医療費の無料化への願いは一層切実です。対象年齢を就学前まで拡大し、所得制限も廃止するように求めるものです。

意見書案第6号は、年金の引下げ中止に関するものです。

政府は、物価スライド制の凍結を解除し、3年間の下落率1.7%分も年金予算から削減する方針です。年金引下げは、全国4,000万人に上る年金受給者を直撃するだけでなく、個人消費を更に冷え込ませ、地域経済と日本経済にも大きな悪影響を及ぼしかねません。

よって、政府に年金引下げ計画を中止するよう要望するものです。

意見書案第7号は、配偶者特別控除の廃止に関するものです。

配偶者特別控除の廃止は、配偶者の収入が年間141万円未満の世帯に増税となり、所得税で5,000億円、住民税で2,700億円の増税になると予想されています。少しでも家計のためにと働いている主婦など、庶民への増税は許されません。また、景気回復に逆行するものであり、廃止はやめるよう求めるものです。

意見書案第8号は、教育基本法の堅持に関するものです。

中央教育審議会は、教育基本法の見直しを行うべきであるとの意見が大勢を占めたという中間報告を公表しました。見直しの理由を、21世紀を切り開くたくましい日本人の育成に必要なだからとしています。

しかし、公権力は、教育に特定の人間観を持ち込むべきではありません。教育の荒廃にだれもが心を痛めておりますが、今求められているのは、学校、家庭、地域など社会全体が協力して困難を解決することであり、教育基本法の理念や原則を生かすことこそ建設的方向です。憲法と一体をなす教育基本法を堅持し、人格の形成を目指す施策の充実を求めるものです。

意見書案第9号は、介護保険の改善に関するものです。

介護保険制度がスタートして3年、介護保険事業計画などの見直しが行われておりますが、保険料の大幅値上げと利用料の値上げが計画されています。特別養護老人ホームの待機者も増え続け、保険あって介護なしと言われかねない状況です。

よりよい介護保険制度にするために、利用料の軽減、高齢者の生活支援、介護予防事業の充実、特別養護老

人ホームの建設、ケアマネジャーやホームヘルパーの身分保障を求めるものです。

意見書案第10号は、国民健康保険への国庫負担を増やし、傷病手当、出産手当の義務給付を求めるものです。

日本経済を支えている農林水産業者、中小商工業者は、長引く不況の下で困難を来とし、命と健康を守り切れない事態が広がっています。国保法では、傷病手当、出産手当は財源に応じて任意に給付できるようになっていますが、全国の自治体で実施しているところはありません。国庫負担金を増やし、傷病手当、出産手当を義務給付として実施することを求めるものです。

意見書案第11号は、平和の意見書案です。

アフリカや中東など、世界各地で戦争が続いています。爆撃による多くの人々の死、飢餓に苦しんでいた数百万人への援助物資の中断と餓死、劣化ウラン弾や枯れ葉剤は長年にわたって命を奪い続けます。日本は、戦後50年、自国民も他国民も殺していません。21世紀を日本のリードで世界平和に貢献するため、国連決議に基づかないすべての軍事行動に反対することや平和的解決に貢献することを求めるものです。

なお、さきほど総務常務委員会の反対討論で、議案第12号小樽市非核港湾条例案の討論をしておりました。そのとき、公明党から不規則発言がありましたので、この際、述べておきたいと思います。（発言する者あり）

イージス艦派遣決定は、公明党が暗黙の了解をしたということが一つの要素になったことは、12月5日の毎日新聞や朝日新聞に報道されております。そして、読売新聞には、「統一選にらみ、公明苦肉の黙認」と題し、政府がイージス艦派遣に踏み切ることができた背景には公明党が事実上黙認に転じたことがあると報道されております。（発言する者あり）ぜひ、この新聞を見ていただきたいと思います。（発言する者あり）

毎日新聞、朝日新聞に書かれております。私は、マスコミ各紙の報道を引用したものです。後ほどゆっくりご覧になっていただきたいと思います。

次に、決議案第1号の提案の趣旨説明を行います。

小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対を求めるものです。

小樽市は、手軽に勝ち馬投票券が購入できるようJR小樽駅前に低コストで簡易な場外馬券発売所を開設するという北海道の要請を受け、第3ビル地階に開設することを明らかにしました。

しかし、駅前第3ビルは、いわば小樽の顔であり、小樽観光にとってマイナスイメージになりかねません。しかも、同ビルには教育施設、室内水泳プールがあり、年間1万5,000人以上の児童・生徒が利用しています。

大阪では、場外馬券売り場で685人の未成年者が補導され、中には配当金で非行を重ねていた生徒もいて、大きな社会問題となっています。教育環境の配慮から、第3ビルに設置は認められません。反対の決議を求めるものです。

以上、意見書案、決議案の提案説明といたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23番、武井義恵議員。

（23番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○23番（武井義恵議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第3号及び第4号、第5号について提案説明を行います。

まず、意見書案第3号は、ILO第175号条約並びに第111号条約を早期批准するよう政府に求めるものです。

今や、我が国のパート労働者は雇用労働者の20%以上を占めるに至っておりまして、労働力として重要な位

置を占めている現況にあります。ILO第175号条約は、パートタイム労働は、労働者が自由に選択すべきものであるとともに、労働者の権利と労働条件はフルタイム労働者と均等にすべきである、このことを原則として確認をいたしております。そしてなお、1994年のILO総会で既に採択されている条約であります。

また、ILO第111号条約は、雇用及び職業の面でどのような差別待遇も行ってはならないことを規定したものであり、GDP世界第2位にまで成長した日本として、批准することは遅いと申し上げても過言ではありません。

また、パート労働者なくして考えられない中小企業のまちと言われる小樽としては、これらの条約批准は論をまつまでもないと思います。

意見書案第4号は、ただいまご提案申し上げました意見書案第3号のILO条約を避けて通ることのできない意見書案であります。

パートタイム労働者は、雇用期間の定めがないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件等において大きな格差と多くの問題を抱えておりまして、良好な就労形態になっていないことは私が申し上げるまでもない周知の事実であります。

また、有期労働者についても、パートタイム労働者と同様に、均等待遇を法律によって確立することは人権の立場から見て当然であることから、本議会の名によって、政府に対し、施策を講ずるよう強く要請するものであります。

最後に、意見書案第5号は、基礎年金の国庫負担割合を3分1から3分の2に早急に引上げを求めるものであります。

今、公的年金加入者は7,049万人と言われておりますが、これら加入者は、将来の年金制度に対し不安や不信を抱いております。このような国民の信頼を早急に回復し、安心できる公的年金制度にするため、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、年金制度基盤の安定化を図ることこそ、喫緊の課題であります。

なお、参考までに申し上げておきますが、この案件については、既に衆参両議院の厚生委員会で決議しているものであり、これらの施策を政府は早急に講ずるよう求めている意見書案であります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する意見書案でありますので、全会派のご賛同を要望し、提案説明といたします。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)

○33番(斉藤陽一良議員) 意見書案第12号児童扶養手当制度の見直しに関する意見書(案)について、提出者を代表し、提案説明を行います。

厳しい経済状況の中で、離婚の増加等により、現在、母子家庭は95万世帯を超えています。一方、母子家庭の年収は約230万円で一般世帯の約3分の1と非常に厳しい実情にあります。じゅうぶんな理解と配慮が必要となっています。

政府は、財政事情を勘案しながら児童扶養手当制度を安定的に維持し、総合的な支援対策に取り組むことが求められています。さらに、離婚をしても、自らの子どもを養育する責任があることを明確にするとともに、養育費の確保を確実にするための実効性のある措置が求められています。

以上の理由により、本意見書案は、政府に対して、平成15年度予算編成において、児童動扶養手当への物価

スライド適用については慎重にすること、母子家庭の就労支援や保育サービスの確保、自立のための総合的な施策の実施のための予算の確保、養育費確保のための実効性ある措置、5年後の減額に当たっては、就労支援等の実施状況や経済社会状況をじゅうぶんに勘案すること等を求めるものであります。

すべての会派の皆さんの賛同をお願いし、説明を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより、意見書案第1号ないし第12号及び決議案第1号について、一括討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○2番(前田清貴議員) 自由民主党を代表して、決議案第1号小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議案に反対する討論を行います。

今回、設置の計画がある場外馬券場については、その計画が発表されてから時間がわずしか経過しておらず、設置主体である北海道はもとより、関係機関、団体の意見も聴取していないのが実態であります。

共産党は、文教施設と適当な距離を置いていないことを理由に、青少年の健全育成がなされないことを懸念しておられるようですが、その設置場所の詳細や購入システムなど、施設の概要が判明していない中、馬券場がすべからく青少年に悪影響を及ぼすと断定するのは時期尚早と考えます。

北海道は、教育上の配慮も当然視野に入れ、青少年に悪影響を及ぼさないような設置を考慮し、馬券購入者と青少年などをしっかりと分離する方策なども考えていると判断されます。まず、設置者からそうした説明をしっかりと聴取した上で議論をすることが必要と思われるます。

また、教育関係者、市、PTA連合会、あるいは警察当局などが今回の設置計画に関してどのようなご意見、ご見解をお持ちなのかも聞いておりません。こうしたことをしっかり聞き取りしてから判断することが重要ではないでしょうか。

さらには、小樽市の経済界や地元商店街等々、人が多数集まることにより各種恩恵をこうむる諸団体や商店経営者の方々のご意見もまだ一切聴取しておりません。こうした団体から同施設の設置を強く要望する声が上がったとしたら、市民の声として、それを聞くことも議会として重要なことではないでしょうか。

最終的な判断は国がなされると思いますが、いずれにしても、現段階では、議会意思として設置に反対の決議を行うことは、時期尚早と判断いたします。後段に述べましたとおり、各種機関、団体からの意見聴取をしっかりと行った後に議会の意思表示をすべきであることを主張し、討論いたします。(拍手)

(「今度、1定だよ。北海道の農水省に申請書が上がっているのだよ、そのときは。全く恥ずかしいな」と呼ぶ者あり)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第11号及び決議案第1号に賛成、意見書案第12号には反対の討論をいたします。

最初に、意見書案各号のうち、主なものについて討論を行います。

まず、意見書案第2号であります。

乳幼児の医療費拡充を求めるものであります。

この件で思い起こすのは、平成12年4定であります。乳幼児医療給付事業を国の制度として確立すること、対象年齢を引き上げること、この意見書が、全会一致、共同提案で可決いたしました。さらに、平成11年4定では、この制度への補助率の引下げや所得制限導入に反対する意見書が、同じく、全会一致で可決であります。

加えて、平成11年2定であります。公明党の議員が、その代表質問中、市単独の事業として乳幼児医療費助成対象者の範囲を、現行の3歳未満から、この際、6歳未満まで引き上げて、入院、通院を含めて完全無料化を図るべきであると提案し、国や道に対しても制度の拡大を要求、このように明言されていたものであります。もとより、そのとき、私は1年生議員であります。いかに与党会派とはいえ、是は是、非は非、これが議会の見識かと教えられる思いでありました。

ところで、このたびの意見書案は、医療保険法改正に伴う負担割合の軽減分、これを財源とした対象年齢の拡大を北海道に求める意見書案であります。所得制限の廃止を求める意見書案であります。何ゆえ態度変更か、反対なのか、説明する義務があるのではないのでしょうか。

第6号です。年金の引下げ中止に関する意見書案であります。

政府は、来年度予算の概算要求基準で、公的年金に物価変動を反映させる物価スライド制の凍結、これを解除し、年金額を引き下げる方針であります。受給者全体の年金引下げは初めてのことであり、これによれば、4,000万人もの年金受給者が直撃されるという大暴挙であります。

今年の消費者物価下落分0.6%、これを引き下げただけでも、その影響は将来に及び、被害は甚大であります。ましてや、過去3か年の物価下落分1.7%を含めて引き下げるという財務省の議論は、もはや国民に対するだまし討ちといっても決して過言ではないと思います。物価スライド制は、1973年、あの石油ショックの際、物価高騰で年金が実質切下げになる中、年金の目減りを防ぐしくみとして導入されました。政府をして、物価の上昇に合わせて年金額の改善を図る、公的年金の優位性だと力説させた制度であります。

これを、事もあろうに、老後の生活を支える制度の切下げの手段にするなど、もってのほかであります。国民年金の平均年金額はわずか5万1,000円、厚生年金の場合でも17万7,000円、しかも、女性の場合は、そのおおよそ半分程度にすぎません。このように、もともと日本の年金額は極めて低い水準にあります。年金の引上げこそ、国民の願いであるのに、それとは逆にこれを引き下げるなど時代逆行も甚だしく、絶対に認められるものではありません。

ここでも、念のためありますが、自民、公明、市民クラブの皆さんは、こうした政府の一方的な年金額の引下げに対しては、平成12年4定まで批判的でありました。お忘れかと思しますので、念のため、申し添えておくものであります。

第7号配偶者特別控除の廃止に関する意見書案であります。

ご承知のように、自民、公明、保守、与党3党の税制改正大綱では、黒字大企業には減税の一方、配偶者特別控除の廃止や発泡酒、ワイン、たばこなど、庶民増税を打ち出しています。

配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて最高38万円まで段階的に上乘せ控除するもので、対象となるのは年間所得で1,000万円、つまり、給与収入の場合で言えば、年収が約1,230万円以下の人で、配偶者の収入が年103万円以下の人、おおよそ1,200万人が受けているものであります。この控除の廃止で、増額を見込んでいるのが約7,000億円、1人当たり年間6万円の増税であります。

これに加えて、中小企業には、消費税免税点の引下げによる増税、簡易課税制度適用基準も引下げでありま

す。資本金1億円超とはいえ、赤字企業にも課税する外形標準課税、この枠組みが導入されます。これも、近い将来、中小企業への拡大は必至であります。

社会保障改悪など、3兆円の負担増に加え、総額約1兆5,000億円もの庶民・中小企業増税は日本経済を更に悪化させるもので、断じて認めるわけにはいきません。

第8号です。教育基本法の堅持に関する意見書案であります。

中教審の中間報告では、とにかく教育基本法を見直しするとして、その大枠の方向を示しました。その第1は、国を愛する心を教育理念に加え愛国心教育を図ること、第2は、個性に応じて能力を最大限伸ばすという名目で教育全体を能力別教育に転換させること、第3が、教育振興基本計画を政府が決定し、国による地方や学校現場などへの統制を強めていくこと、この3点であります。

この見直しは、教育基本法を大きくゆがめるものであって、決して見過ごすことができません。

教育基本法は、戦後直後に、憲法と一体の法律として、戦前の教育を根本から転換するために制定されました。戦前の教育行政が、教育内容に介入し、画一的で、しかも、上意下達の教育をつくったことへの反省から制定されたものであります。そして、その立場は、教育は国民のものであるということ、教育の本質は、たとえ国民の代表が集まる政党政治といえども介入すべきではないということ、つまり、民主主義社会の下での教育の在り方を示したものであります。

世界でも例を見ない競争的な教育制度、教育の機会均等というのに世界一高い学費、教育行政の任務は教育条件の整備とされているにもかかわらず、教育内容それへの介入を続けてきたのは、歴代自民党政府であります。例を挙げれば切りがありません。今日、教育をまじめに考えるなら、教育基本法を見直し、この基本法を改正する、憲法改正に弾みをつける、こうしたことをねらうのではなく、何よりもまずこの教育基本法を生かすこと、これを検討すべきであります。

第11号平和の意見書（案）であります。

その趣旨は、国と国の争いは武力と戦争によらないこと。平和的解決により平和に、そして、幸せに暮らしたいという願いが込められたものであります。

日本国憲法は、その前文で次のように宣言しています。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

いかがでしょうか。本件意見書案は、全会一致で賛成こそすれ、政治的立場の違いなど介入する余地は全くありません。

我が党は、政治的立場が違って、他の会派提案であっても、あるいは、所属するグループがどこであれ、提出者がどんな人物であれ、提案された意見書については、是は是、非は非であります。11年2定で、与党会派の代表質問に教えられた立場であります。

なお、その他の意見書案についてであります。

第1号は、地方自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者の負担とするために、容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書であります。

第3号及び第4号は、パート労働者の権利及び労働条件の改善、さらには、差別待遇廃止に関するILO条

約の国内批准を求める意見書であります。

この批准を意図的に遅らせている政府こそ、国際的な批判の対象になるであらうし、同時に、意見書第4号は、これを国内法として法整備を求めるものであります。いずれも、急がれる内容のものであります。

第5号、年金の国庫負担の引上げを求める意見書、第9号は、保険あって介護なしの実態がいよいよ明らかになっている介護保険制度の改善を求める意見書、第10号は、国保制度の下で、国庫負担を増やし、男女共同参画社会に道を開く上からも、出産手当、さらには傷病手当の義務給付を求める意見書案であります。

これら、いずれも国民の暮らしを守るべき社会保障が、今、暮らしに襲いかかろうとしている下で、地方の側からこそ強く国に働きかけていくこと、これが急務となっているものであります。

意見書案第12号児童扶養手当制度の見直しに関する意見書（案）には賛成できません。憤りを込めて反対するものであります。

なぜか、本件意見書案は、一見、制度の充実と拡充を求めるかの仕立てであります。その実は、児童扶養手当制度の改悪推進、改悪の追認を当議会で求めるものであります。断じて容認することはできません。

本日の道新読者の声であります。紹介いたします。

「パートなどで10万円そこそこの収入しかない人から手当をばっさり切るのは、暮らしへの大打撃となるばかりか、子どもたちの学ぶ権利さえ踏みじめるものだ。小泉純一郎首相が厚相だった1998年に、所得制限強化で同手当が減額されたばかりである。連続改悪に憤りを禁じ得ない。母子家庭に冷たい小泉内閣は庶民の敵ではないか」。読者の声であります。

本件意見書案は、さきほどの提案説明でも述べられていましたように、母子家庭の平均年収は約230万円であること、一般世帯の約3分の1という低い水準にとどまっているなど、母子家庭を取り巻く環境は非常に厳しい実情にあって、母子家庭へのじゅうぶんな理解ときめ細かな配慮が必要です、このように述べています。この限りにおいては、全くの同感であります。

では、なぜ、本年1定ですが、自民、公明会派の皆さんは、こうした母子家庭から命綱とも言える児童扶養手当を奪い取る政府案、これの撤回を求める意見書案に反対したのでしょうか。児童扶養手当は、今年8月分から、既に受給者約半数の33万人に減額されたばかりであります。

当市においても、300人以上が減額、もしくは全額停止であります。所得に応じて細かく減額されるこの措置でさえ、多くの母子家庭から悲鳴が上がっています。そのさなかの更なる上乘改悪であります。子どもが18歳になる年まで現行支給されている児童扶養手当が、受給開始から5年以降は、最大半分にまで減額されるというもの、これでは、正に男女賃金格差や劣悪なパート労働など厳しい条件の中で必死に生きようとしている、頑張っている母子家庭の現実を顧みない仕打ちではありませんか。

あえて、この問題の最後に、本件意見書案を提出してきた公明党の皆さんに問いたい。今回、国会では、法案提出者となったのは坂口厚生労働大臣であります。読者の声にあったように、4年前、当時厚生大臣であった小泉首相のこの手当削減改悪案に対して、手当の打切り削減の中止を求めてあなた方の党は緊急提言を発表いたしました。代表して記者発表したのは、当時の坂口議員であります。

その当時、冬柴幹事長は、公明新聞98年3月にこのように述べています。「弱い立場の人を守るため、許すわけにはいかない」。児童扶養手当の削減、今、政府がやっているような内容の削減改悪、絶対許さないと断ったわけであります。当時、公明代表であった浜四津議員は、なお明快に、「手当は命綱、困っている人の最大の味方でありたい」、98年4月、公明新聞紙上を通じて母子家庭の皆さんを激励したではありませんか。

ところが、今、一転して手当削減の先陣を切っています。4年前と一体どこがどのように事情が変わったのか、ぜひ伺いたいものであります。

決議案第1号です。道営競馬場外馬券場反対の決議であります。

我が党は、市街地活性化特別委員会をはじめとして、今議会を通じて、この問題では設置反対の立場を最初から明らかにしてきました。小樽の顔とも言うべき駅前であります。設置計画が進んでいる3ビル、前田さん、設置計画が3ビルで進んでいるのです。この3ビルには、教育機関、文教施設である室内プールがあります。しかも、駅前周辺は、市内では最も子どもたち、学生の集中する場所であります。そこになぜギャンブル施設、場外馬券場か。教育関係者はもとより、子どもを持つ父母や多くの市民から心配の声が寄せられています。

市民を蚊帳の外に置いて、既に、この計画は8月から水面下で進行してきました。まず馬券場ありき、これが北海道や山田市長の態度ですが、そこには、心配する父母や市民に対する一片の配慮も見受けられません。驚きであります。この間、今期の議会で私が取り上げただけでも、港では米艦船による海上運送法違反、マイカル小樽では大観覧車の市条例違反、そして今度は、小樽駅前に政府の設置基準をなきものとするように場外馬券場であります。学校その他の文教施設、これがあっても、フロアが違い、入口が違うから問題なしと言うのであれば、例えて言えば、それは壁で仕切られていれば、入口が別であれば、隣同士でもいい。極論を言えば、入口が一緒でも中に入って仕切られていればいい、そのたぐいのものであります。こう主張するのと同じであります。要するに、基準などはあってなきものと同じであります。ルール無視、違反がこうもこの短期間に続く、小樽のまちづくりの上からも、到底、認められるものではありません。

討論は以上であります。重ねて、意見書案第1号ないし第11号及び決議案第1号に対して、議員各位の賛同をお願いして、終わります。(拍手)

(「議長、34番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 34番、秋山京子議員。

(34番 秋山京子議員登壇)(拍手)

○34番(秋山京子議員) 決議案第1号小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議(案)に対し、公明党を代表し、反対の討論を行います。

我が党として、この問題については、道営競馬事務所の要請を受け、経済部農政課より情報の提供を行ったという段階であり、具体的な事実のない現在、道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議案に対し、時期尚早と判断し、反対といたします。

以上。(拍手)

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 32番、高橋克幸議員。

(32番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

○32番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、意見書案第12号児童扶養手当制度の見直しに関する意見書(案)について、賛成の討論を行います。

厳しい経済状況の中で、母子家庭を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、母子家庭へのきめ細かい配慮が必要とされています。今後、国においては、離婚後の養育費の支払状況が極めて低いという現状を考えると、母子家庭などの児童に対する扶養義務の履行を確保するため、養育費の支払いに関する広報・啓発活動の促進や養育費に関するガイドラインの策定など、必要な措置をとるべきであります。

限られた政府の財政事情の中で、児童扶養手当制度の安定的維持を考えつつ、これからは、母子家庭が自立するための総合的な支援対策に取り組むことが重要な課題であり、そのために必要な予算確保が求められています。

また、減額措置の検討に当たっては、子育て支援策や就労支援費の進展状況、さらに、経済社会情勢などをじゅうぶん踏まえた上で考えていくことが重要であります。

以上、各会派の賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)(拍手)

○22番(渡部 智議員) 民主党・市民連合を代表して、さきほど我が党から提案説明のありました意見書案第3号、第4号及び第5号について賛成、決議案第1号については反対の討論を行います。

まず、第3号のILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書ですが、第175号条約のパートタイム労働に関する条約は、国際労働機関の総会で、これまでの労働環境・雇用政策等の条約の上に立って、すべての労働者にとって生産的で自由選択された雇用の重要性やパートタイム労働者の経済的重要性、追加的な雇用機会を促進するパートタイム労働の役割を考慮に入れた雇用政策の必要性及び雇用機会、労働条件、社会保障の分野において、パートタイム労働者の保護を保障する必要性の認識に立ち、1994年6月24日、条約を採択しています。

また、第111号条約は、差別待遇に関する条約で、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利を持つことを確認し、さらに、差別待遇は、世界人権宣言によりせん明された権利の侵害であるとの考慮から、1958年6月25日に採択されたものであり、こうした趣旨とともに、その必要及び重要性から、早期批准と同時に、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を確保する法制定を求めています。

また、関連して、意見書案第4号パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書については、同趣旨とともに、現状労働環境における課題や問題を抱えていることから、適正かつ良好な法制定を求めるものであり、賛成するものであります。

意見書案第5号基礎年金の国庫負担割合3分の1から2分の1へと早急に引上げを求める意見書ですが、これは、平成6年10月26日、衆議院厚生委員会での国民年金法案の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、基礎年金の国庫負担の割合については、所要の財源確保を図りつつ、2分の1を目途に引き上げることを検討することとあり、同じく平成6年11月2日の参議院厚生委員会でも同一内容で決議されております。

したがって、これらの決議された内容を早急に実現するよう求めるもので、当然、賛成であり、意見書案第3号、第4号を含めて、全会一致での賛成を望むところであります。

なお、意見書案第1号、第2号については反対、第6号ないし第12号については賛成とします。

次に、決議案第1号についてですが、さきの経済常任委員会に付託された陳情第94号について、我が党は、引き続き慎重かつ広範な調査と研究及び審議から継続審議を主張しました。さらに、まちづくりの視点、教育、周辺地域の環境や治安等々、また、各方面からの意見や提言の下にじゅうぶんなる調査から方向を見いだすことを考えております。

その趣旨からして、決議案について、現時点で可否判断をすることは、時期尚早であるとの観点に立ってお

ります。

したがいまして、決議案第1号については反対を主張し、討論といたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

○8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、決議案第1号小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議に対し、棄権の討論をいたします。

この場外馬券発売所については、市には早くから打診、8月12日からあったものの、私たち市民クラブが公式にこの問題の経緯、行方を知り得たのは、今議会の直前、市街地活性化特別委員会、11月28日であります。

他の会派の方たちも指摘されておるように、関係者への調査活動が私たち市民クラブとしては物理的に困難であったことから、経済常任委員会に付託された関連陳情第94号は継続審査といたしました。

私たちも、発売所の設置により、風紀の乱れや非行や犯罪の増加、こういった心配は当然理解できます。しかし一方、何とかして集客し、人だまりをつくってこの厳しい不況を何とか打開して乗り越えたい、こうおっしゃる関係商業者の方たちの気持ちも、これまた痛いほどわかるものであります。

そこで、現時点で賛否はどうだと問われれば、決議案は否決と言わざるを得ないわけではありますが、今述べましたように、非常に強い関心を示されている市民の方たちがおられる中、反対の反対は賛成だの議論に発展するおそれもあり、要らぬ誤解、混乱を生まないためにも、自席で着席のまま、棄権といたします。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、決議案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第1号、第2号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号ないし第10号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

○議長(松田日出男) 次に、意見書案第11号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第12号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第97号及び第98号につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、常任委員会に付託の上、閉会中継続して審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年を振り返ってみますと、国外では、昨年の米国における民間航空機を使用した同時多発テロ事件に引き続き、バリ島やモスクワの劇場などでのテロ事件が続発いたしました。何の罪もない多くの尊い命を奪う無差別なテロ行為に非常に憤りを覚えるとともに、一日も早く、これらの卑劣なテロ行為を糾弾し、根絶せねばならないものと強く感ずる次第であります。

また、北朝鮮による日本人ら致事件が明るみに出た年でもありました。異国の地にら致されたまま亡くなられたとされる方々の安否もいまだ不明でありますし、このたび、生存が確認された5名のら致被害者が帰国しておりますが、その家族の帰国が果たされておられません。ら致問題の全容が明らかにされ、一日も早い事件の解決を望むものであります。

さて、本年は、サッカーワールドカップが日韓共同で開催され、日本国内はもとより、世界じゅうが沸いた年でもありました。日本各地において世界の一流のプレーを間近に観戦することができましたし、日本代表チームの決勝トーナメントへの進出、また、共同開催国の韓国チームの準決勝進出と、今やアジアのレベルが世界レベルに肩を並べてきているものと思います。何よりも、この4年に一度のサッカーワールドカップの日韓共同開催を契機に両国の友好関係が深まりましたことは、大変意義深いことであつたと考えております。

今年一番うれしかったニュースは、ノーベル賞を日本人が2人も受賞され、特に、民間企業の若い研究員がノーベル化学賞を受賞するという快挙でありました。今後も、我が国が、科学技術や文化、芸能、産業、政治など、あらゆる分野において国際社会に貢献していくことが望まれるところであります。

本市のこの一年を見てみますと、今年は市制施行80周年ということで、8月の記念式典をはじめ、多彩な記

念行事が催されました。80年という歳月を考えますと、本市の歴史を築いてきた先人たちのご労苦に改めて敬意を表するとともに、今後、我々の世代においても、90年、100年と未来にかけて本市発展の基礎を築いていかなければなりません。そのためにも、将来を担う子どもたちが健やかで安心して暮らせるまちづくりに日々努力していかなければならないと考えているところであります。

さて、我が国における長引く景気の低迷は、本市におきましてもその影響は少なからず、日本銀行小樽支店の営業がこの9月に終了し、さらに、本市に唯一残っていた都市銀行の三井住友銀行小樽支店も11月に閉店いたしました。また、マイカル小樽の再建への期待と不安、石狩湾新港地域開発の一翼を担ってきた石狩開発の民事再生申請問題など、数多くの経済的課題を抱えております。

この不況が続く中、本市経済は冷え込み、そして、本市財政も危機的な状況を迎えておりますが、何とか、市長を先頭に、市職員の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様の英知を結集して、この難局を乗り越え、本市経済の活性化に努めてまいりたい、このように感ずる次第であります。

幸い、本市は、不況下にありましても、運河を中心として観光が堅調に推移しております。今年度の上半期は、冷夏や天候不順の影響によりまして、若干、入込客が減少いたしました。が、人気の高まってきた冬のイベント「小樽雪あかりの路」の開催や、来年設立予定のフィルムコミッションによる映画やドラマのロケ誘致など、今後の小樽の活性化の呼び水となる施策に大きな期待を寄せております。

また、本年は、新日本海フェリー敦賀航路の苫小牧への移行がありましたが、一方で、長年の念願でありました中国との定期コンテナ航路が開設されました。現在のところ、週1便の運航となっておりますが、関係者の皆様には、ぜひとも強力に集荷に努めていただき、航路の定着、そして増便につながるようご期待申し上げる次第であります。

さらに、日口定期フェリーが、小樽 - ホルムスク間の運航から、対岸のワニノまで延長されました。ワニノは、シベリア鉄道につながるバム鉄道の起点でもあり、シベリア、さらには欧州までの流通経路が可能と伺っており、中国コンテナ航路同様、国際貿易港として小樽港が発展していく一助になりますことを切に願っている次第であります。

また、廃棄物広域処理施設の建設に向け、本市を含む北後志の6市町村により、北しりべし廃棄物処理広域連合が設立されました。当初の計画より1年遅れの設立ということとなりましたが、建設地の桃内地域の方々のご理解とご協力に深く敬意を表する次第であります。

この事業は、大変大きな事業となりますが、予定どおり事業が進められるとともに、地域住民が安心できる施設となるよう細心の注意を払っていただきますよう祈念しております。

本年もあと残すところわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、更なる市の発展に向け、今後ますますのご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今年一年、微力であります私にお寄せいただきました各位のご厚誼、ご厚情に対しまして、衷心より感謝申し上げる次第であります。

冬の寒さ、降雪もこれからが本番となりますが、議員並びに市長をはじめ、理事者の皆さんにおかれましては、何とぞ健康にご留意され、来るべき新年を迎えられますとともに、明年が皆様にとりまして一層の飛躍の年となりますよう心から祈念申し上げ、本年最後の議会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

(拍手)

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松 田 日 出 男

議 員 新 谷 と し

議 員 高 橋 克 幸

○ 諸般の報告

○ 今定例会に提出された意見書案、決議案

○ 平成 1 4 年小樽市議会第 4 回定例会議決結果表

○ 請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１４年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以　上

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)では容器包装廃棄物を地方自治体が収集・選別・保管し、製造者等の事業者がそれを引き取り再商品化することを義務付けており、それぞれが役割に応じた費用を負担する仕組みとなっています。

しかし、地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用は、事業者が負担している再商品化費用の約2倍にもなっており、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが実情です。

容器包装の中でもペットボトルは生産量が急激に増加しており、リサイクル率が向上しているにもかかわらず廃棄量が増加しているなど、容器包装リサイクル法の目的とする廃棄物の発生抑制・減量の効果は十分ではなく、逆に、環境への負荷が低いと言われているリターナブル容器の使用量の減少に拍車をかけている状況にあります。

これらのことは、収集・選別から再商品化までの総費用が製品価格に適正に内部化されない現行制度に起因するものです。

よって、国会および政府においては、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制・再使用・再生利用の優先順位および拡大生産者責任の原則を徹底するため、下記のとおり容器包装リサイクル法の早急な見直しを行うよう強く要望します。

記

- 1 拡大生産者責任の原則をより徹底・強化し、現在地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用を事業者の負担とすること。
- 2 容器包装廃棄物の発生抑制のため、リターナブル容器の使用を促進する制度を法制化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

乳幼児医療費拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

いま、若い親たちは、子どもの笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両腕に抱えて懸命に家庭を育んでいます。相次ぐリストラや不況、就職難の下で、若い世代の家計も厳しさを増し、「子どもの病気は待たなし、お金の心配をしないで、いつでもどこでも無料で診てもらえたら安心なのに」と、乳幼児医療費の無料化への願いはいっそう切実です。

私たち新日本婦人の会は、1968年以来34年間、医師や多くの団体とともに乳幼児医療費無料制度を求める運動を進めてきました。既に全都道府県、全市町村で実施され、親たちの大きな励ましとなっています。しかし、自治体独自の制度として行われているため、制度内容に大きな格差があります。

「どこに生まれ住んでも、子どもは等しく大切に育てなければならないものであり、そのためには、国として制度を創設して欲しい」と国の制度創設を求めて運動を強めているところです。参議院本会議では2001年6月、すべての政党・会派一致で「少子化対策推進に関する決議」を採択し、今年の10月1日からは医療保険法の改正で、3歳未満児の医療費が3割から2割に引き下げられました。

この負担割合軽減により、北海道でも約8億3千万円の負担軽減になると聞きました。既に北海道は、3歳未満児の通院・入院とも無料になっているのですから、子どもや家族には国の医療保険法改正の恩恵はありません。国の法改正の趣旨を生かす意味でも、乳幼児医療費助成制度の拡充が求められるのではないのでしょうか。

北海道の施策の充実は、各市町村を応援することにもつながります。子どもたちの健やかな成長を社会的に保障するために、下記の項目について要望いたします。

記

- 1 対象年齢を就学前まで拡充すること。
- 2 所得制限を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	佐々木	勝利
	同	渡部	智
	同	武井	義恵

我が国のパート労働者は、2002年には1,200万人を超え、雇用労働者の20%以上を占め、いまや重要な位置を占めており、厚生労働省の審議会でパート労働者の均等待遇確保について審議がおこなわれています。

ILOは1994年総会で「ILO第175号パート労働条約」を採択しました。

ILO第175号条約はすべての短時間労働者に対して、パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、労働者の権利と労働条件は比較しうるフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認しています。

また、ILO第111号条約は、雇用及び職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国は、差別待遇廃止のための政策をとることを義務づけています。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の施策を講じるよう強く要請いたします。

記

- 1 パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を確保する法制定を行うこと。
- 2 ILO第175号条約の早期批准を速やかに行うこと。
- 3 ILO第111号条約の早期批准を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	佐々木	勝利
	同	渡部	智
	同	武井	義恵

我が国のパート労働者は、2002年には1,200万人を超え、雇用労働者の20%以上を占め、いまや重要な位置を占めています。

パートタイム労働者は、雇用期間の定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件、雇用など処遇において大きな格差があるなど多くの問題を抱えています。

また、多くの女性がパートタイムで働いています。子育て後の女性は、家庭の経済事情のためにやむなく処遇の低いパートを選んでおり、パートタイム労働が良好な就労形態となっていない。

今後、我が国では、短時間就業など柔軟で多様な働き方が広がっていくのは時代の流れであります。パートタイム労働が良好な就労形態として、労働者が選択できるよう、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を法律によって確立することが喫緊の課題です。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の施策を講じるよう強く要請いたします。

記

- 1 パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律を制定すること。
- 2 パート労働者及び有期契約労働者の雇用の場における均等待遇を法律で規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

基礎年金の国庫負担割合3分の1から2分の1へと早急に引き上げを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	佐々木	勝	利
	同	渡	部	智
	同	武	井	義恵

現在、国民は、公的年金制度に対して不安、不信を高めています。とりわけ、国民年金では保険料不払い者が増加しており、こうした制度の「空洞化」は、将来年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させるおそれがあります。

公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、将来にわたり安心した制度とするため、2000年改正国民年金法附則にあるとおり、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、制度基盤の安定化をはかることは喫緊の課題です。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の施策を講じるよう強く要請します。

記

- 1 基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へと、早急に引き上げること。
- 2 国庫負担引き上げ分に見合う保険料については、厚生年金等の保険料で1%、国民年金保険料で3,000円を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

年金の引下げ中止に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇	孝	清
	同	高	階	孝	次

政府は来年度予算編成において、公的年金を物価変動を反映させる物価スライド制の凍結を解除し、年金額の引下げを進める考えを明らかにしています。財務省は、3 年間の下落率合計 1.7 % 分も、年金予算から削減する方針であることを表明しています。

年金引下げは全国 4 0 0 0 万人にのぼる年金受給者を直撃することになります。

例えば今年の消費者物価下落分 0.6 % の引き下げだけでも、その影響は将来にまで及び被害は甚大です。ましてや、過去 3 か年間の下落分合計 1.7 % という議論は、3 年前にさかのぼって凍結を覆すのと同じであり、許されない国民へのだましうちです。しかも、年金引下げは、個人消費をさらに冷え込ませ、生活不安をあおり、地域経済と日本経済にも取り返しのつかない悪影響を及ぼしかねません。

よって、政府においては、年金の引下げ計画を中止するよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 12 月 18 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 12 月 18 日	議決結果	否 決	
-------	-------------------	------	-----	--

配偶者特別控除の廃止に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

政府税制調査会は、2003年度の税制改正に関する答申で配偶者特別控除の廃止を打ち出しています。配偶者特別控除の廃止は、配偶者の収入が年間141万円未満のすべての世帯に増税となり、所得税で5,000億円、住民税で2,700億円の増税と予想されています。不景気による所得減少と金持ち減税で所得税収入が減ったのを、「働く人の4人に1人は払っていない」などとして、家計のために懸命に働く主婦などを対象とした増税は認められません。

このような庶民大增税は、個人消費をさらに冷え込ませ、景気回復に逆行するばかりです。

よって、このような配偶者特別控除廃止など庶民への増税をやめ、答申の根本的見直しを行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

教育基本法の堅持に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

中央教育審議会は、教育基本法の「見直しを行うべきであるとの意見が大勢を占めた」という中間報告を公表しました。

見直しの理由は、21世紀を切り開く「たくましい日本人」の育成に必要なだから、と言います。しかし、公権力は教育に特定の人間観を持ち込むべきではありません。これが教育の目的に「人格の形成」を据えた現行基本法の立場です。しかも中間報告案は、この問題を専門的に審議してきた基本部会で委員の大量欠席が目立ち、案をまとめる最終段階になって出席者は定足数に満たず、正式な論議を経たものとは認めがたいものです。

確かに国民は教育の荒廃に心を痛めています。しかしその根源を戦後の教育法体系に求めるのは何の根拠もありません。

いま求められているのは、学校や家庭、地域など社会全体が協力して教育の困難を解決することです。基本法の理念や原則を豊かに生かすことこそ建設的方向です。

よって、憲法と一体をなす教育基本法を堅持し、人格の形成を目指す教育の目的を達成する施策を充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

介護保険の改善に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

公的介護保険制度がスタートして 3 年近くを経て、いま介護事業計画等の見直しが行われています。介護保険によって「老後は安心」と期待されていましたが、様々な矛盾が各地で明るみに出ています。

低所得者に高い保険料負担となり、特に生活保護水準以下の世帯にも相当の負担を強いるものとなっていること、また、原則一割負担の利用料が介護サービス利用の厚い壁となっていること、特養ホームの入所申し込みをしても 3 ～ 4 年待たねばならず道内でも待機者は 1 万 5 千人を超え「保険あって介護なし」と言われかねない状況になっていることなど、その不備と矛盾があらわになっています。

いま、見直しによって保険料は大幅に値上がりし、また、利用料も値上げとなります。利用料 3 % 負担の「特別対策」を継続するのに要する財源は 60 億円とも言われておりますが、よりよい介護保険制度とするよう、次の対策を取ることを要望します。

記

- 1 在宅介護など利用料軽減策を充実し、介護サービスを受けやすくすること。
- 2 元気な高齢者づくりのため生活支援・介護予防事業を充実すること。
- 3 激増する入所申込み者に対応して、特別養護老人ホームの建設を加速すること。
- 4 ケアマネージャーの地位とホームヘルパーの身分保障を確立し、生活の向上への支援を強めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 12 月 18 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 12 月 18 日	議決結果	否 決	
-------	-------------------	------	-----	--

国民健康保険への国庫負担を増やし、傷病手当・出産手当の義務給付を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

日本経済の構造が大きく変わり、長引く不況の下で日本経済を地域から支えている農林水産業者、中小商工業者の困難は日増しに大きくなっています。これまで日本の経済や産業などを通して国民の暮らしや健康を支えてきた基本的な制度や仕組みが、大きく崩れてきています。こうした中で、人間らしい最低限の生活や大切な命と健康を守りきれない事態が広がっています。国民健康保険は各自治体が保険者として運営されており、国保法では傷病手当、出産手当は財源に応じて任意に給付できるようになっています。

しかし、全国の自治体でこれを実施しているところはありません。男女平等参画社会に向けて母性が尊重され、真に男女の平等を実現するためにも、農林水産業や中小商工業者と、その家族従事者が加入している国民健康保険に傷病手当、出産手当を実施することが急がれています。

少子化傾向に歯止めをかける意味でも必要です。住民の命と健康を守る立場から、国保への国庫負担金を増やし、傷病手当、出産手当を義務給付として実施してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

平和の意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

いま、アフリカや中東など、世界の各地で戦争や紛争が続いています。
あらゆる争いごとは武力で根本的に解決できるのでしょうか。
この100年で国家によって殺された人の数は、約2億人に上ると言われています。
（約2億人のうち、兵士の死者は7,000万人、残りの1億3,000万人は一般市民）
武力での解決は、お互いに傷つき、憎しみを増幅させ、新たな争いを引き起こします。
直接戦う双方の兵士はもちろん、子どもたち、女性たち、老人たちは、自らを守るすべもなく、無残に殺傷されます。生き延びても心に深い傷を負い、いやすことは難しい。
豊かな土地も、ひとたびの戦いで、荒れ果てた不毛の地になり、長い年月をかけても、元には戻りません。川も枯れ、雨も降らなくなります。
20世紀は、二つの世界大戦をはじめ、「戦争の時代」とでも言うべき戦争や紛争が続いた時代でした。先のアフガニスタン空爆、10年前の湾岸戦争、20年前のレバノン・グレナダ・リビア紛争、30から40年前のベトナム戦争、50年前の朝鮮戦争。どれも、平和とは言えない結果と不幸な後遺症を残しました。
爆撃がもたらしたものは、多くの市民の死。既に飢餓で苦しんでいた数百万人への援助物資の中断。そして餓死。
劣化ウラン弾や枯葉剤は長年に渡って命を奪い続けます。新しく産まれた生命までも。これが平和につながるのでしょうか。
日本は核兵器で被爆した、唯一の国です。
唯一の被爆国である我が国は、この戦後の50年間、自国民も他国民も殺してはいません。これからも、永久に親や子や愛する人を失いたくない、悲しい思いをしたくない、誰にもさせたくない、平和に幸せに生きたい、と切に願っています。
21世紀を、日本のリードで、「世界平和の時代」にすることを切に願っています。
よって、政府におかれましては、下記の事項を日本の基本姿勢としていただきたく、要請いたします。

記

「国連決議に基づかない、すべての軍事行動に反対する」ことはもちろん、「唯一の被爆国である日本が、中立国として、平和的解決に貢献する」ということを、日本の基本姿勢とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

児童扶養手当制度の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	斉	藤	裕	敬
	同	武	井	義	恵
	同	斉	藤	陽一	良

現下における日本の厳しい経済状況の中で、離婚の急速な増加等により、母子家庭は年々増え続け、現在では、実に95万世帯を超えています。

その一方で、母子家庭の平均年収は約230万円と伸び悩み、一般世帯の約3分の1という低い水準にとどまっているなど、母子家庭を取り巻く環境は、非常に厳しい実情にあり、母子家庭へのじゅうぶんな理解と、きめ細かな配慮が必要です。

このような厳しい状況の中で、限られた政府の財政事情を勘案しながら、児童扶養手当制度を安定的に維持しつつ、就労支援をはじめとする母子家庭が自立するための総合的な支援対策に取り組むことが必要です。また、その実効性を確保するための必要な財源の確保と体制整備が必要です。

更に、日本の社会では、離婚した場合の養育費の支払い状況が極めて低いという現状があります。離婚をしても自らの子どもを養育する責任があることを明確にするとともに、養育費の確保を確実とするための実効性のある措置が求められています。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきです。

記

- 1 平成15年度予算編成において、児童扶養手当への物価スライドの適用については、慎重にすること。
- 2 母子家庭の母親の就労支援や保育サービスの確保など、自立のための総合的な施策の実施を図るために必要な予算を確保すること。
- 3 養育費の確保のため実効性ある措置を講じること。
- 4 5年後の減額措置の検討に当たっては、就労支援等の実施状況や経済社会情勢をじゅうぶんに勘案すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

地域雇用対策の強化・改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 竹 秀 文
	同	大 畠 護
	同	渡 部 智
	同	西 脇 清
	同	秋 山 京 子

本年9月現在、完全失業率は、5.4%と依然として厳しい雇用状況が続いています。中には沖縄のように9.4%と約10人に1人が失業という非常に厳しい地域も少なくありません。

また、今後の景気回復の見通しの不透明さから、依然として厳しい雇用状況が続くことが予想されています。さらに指摘されていることは、政府の総合デフレ対策の一環としての不良債権処理の加速化が企業への貸し渋りや貸しはがしを加速させ、それが失業率のさらなる上昇をもたらすという懸念です。不良債権の処理は避けて通れない施策であるだけに、そのことによって生ずる貸し渋りや貸しはがしにじゅうぶんに対応するとともに、雇用についてのじゅうぶんなセーフティーネットを確立することが求められています。

その中で、政府が平成13年度補正予算において計上した「緊急地域雇用創出特別交付金制度」は、総額3500億円、平成16年度までの予定で実施されていますが、平成14年度見込みで約16万3000人程度の雇用を生み出すなど、一定の成果を上げているところです。しかし、制度上の制約が多く、その制度の改善が地方自治体などから求められています。

よって、政府においては、同制度の改善を含む地域雇用施策の強化・改善を図るなど、地域の実情に即した雇用対策の実施を図るよう強く要望するものです。

記

- 1 緊急地域雇用創出特別交付金を活用するに当たっては、その枠を拡大すること。6か月未満の雇用期間、事業に占める人件費割合80%及び全従業員に占める失業者割合が4分の3以上といった要件を緩和し、地方自治体の活用しやすいものにすること。
- 2 緊急地域雇用創出特別交付金制度が継続的な雇用や起業につながるよう、介護や環境等の公的サービスを行う民間の起業や地域ビジネスなどを支援する新しい地域雇用支援制度を創設すること。
- 3 30歳以上60歳未満の非自発的失業者や職業訓練受講者を正社員として雇い入れた場合に支給される「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」や、失業情勢が悪化したときに発動される「緊急雇用創出特別奨励金」などの助成制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっており、市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし、保証渋りなどの問題により深刻さを極めており、中小企業者にとっては、もはや“待ったなし”の状況です。このままでは、我が国経済の屋台骨である中小企業への金融を一層滞らせ、結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念されます。

こうした状況にかんがみ、政府においては、中小企業者に対するセーフティーネット保証・貸付の拡充や資金調達の多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつスピーディーに取り組むべきです。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきです。

記

- 1 依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティーネット保証・貸付の拡充を図ること。
 - 2 売掛債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。
 - 3 デフレ下における政府系金融機関の役割は、極めて大きいことから、政府系金融機関の見直しと、ペイオフの完全解禁を平成17年度まで一時凍結すること。
 - 4 中小企業の資金確保のため、不良債権処理の加速策を凍結すること。
 - 5 事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。
 - 6 一律の金融マニュアルを適用せず、地域経済への評価などを組み込むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

障害者支援費制度の導入に伴う適正な運用を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	中	島	麗	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	佐	藤	利	幸

今後の福祉分野における多様な国民のニーズに対応するため、平成15年度より、障害者支援費制度が導入されることとなっています。これまでの措置制度では、自分でサービスが選択できないため、障害者の多様なニーズへの対応が困難であり、障害者の権利がじゅうぶんに保障されないできたこと、また、サービスが画一的になりがちであり、かつ、質の向上を促すことが難しいことなどの問題がありました。

一方、新しく導入される支援費制度は、「与えられる福祉」から「選択できる福祉」への転換を促し、選ばれる側の施設や事業者が、常にサービスの質の向上を目指すことが期待されています。

しかしながら、当該制度の導入に当たっては、情報提供や相談体制の確立など、多くの整備すべき課題があります。ゆえに、利用者・市町村側に対する不安や懸念を早急に取り除くとともに、当該制度の適正な運用を行う必要があります。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきです。

記

- 1 深刻な施設や在宅のサービス不足を救済するため、基盤整備の遅れを打開するよう抜本的に支援を強めること。
- 2 支援費の基準を決定するに当たっては、障害者のサービス利用の必要性をじゅうぶんに勘案し適切な額とすること。
- 3 現行のサービス水準を後退させないよう、制度移行に際しては、例えば所得税が非課税の人の利用者負担金はこれまで同様無料とするなど適切な対応を講じること。
- 4 障害者に対してきめ細かなサービス提供が確保されるよう、支援の必要性などの適切な評価に基づく障害認定制度とすること。
- 5 自分で契約が困難な障害者への支援策を充実すること。
- 6 サービス水準の向上やサービス基盤の整備のため「新障害者基本計画」の検討を早急に進め、充実した計画とするとともに、その実現に必要な所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	斉藤裕敬
	同	中島麗子
	同	佐々木勝利
	同	佐藤勝利幸

少子化対策が今日求められていますが、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、安心して子どもを産み育てられる社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要です。

また、子育ては、今や地域や社会全体が取り組む課題でもあります。我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要であり、親への財政的支援、地域や社会における子育てのための環境整備、子育て家庭への支援など、総合的に子育て支援策を展開することが望まれています。

よって、政府においては、以下の施策の確立を図るべきです。

記

- 1 子育て中の一定期間、年金保険料を減免するなど、年金資金を活用した子育て支援の充実を図ること。
- 2 育児・介護休業制度を利用しやすくするために、育児・介護休業手当の引上げを図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取扱い禁止など、制度の改善・拡充を図ること。
- 3 乳幼児(小学校入学前児童)医療費の助成による無料化を図ること。
- 4 妊産婦検診への公的助成の拡大及び不妊治療への保険適用・公的支援を図ること。
- 5 保育所入所待機児童ゼロをめざして、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ること。
- 6 地域子育て支援センターなど地域の「子育て拠点」を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークを構築して、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制を充実させること。
- 7 ひとり親家庭のために、自立のための経済的支援をはじめ、就労支援の充実、養育費の確保など、法的整備を含む総合的な相談体制など万全の支援を図ること。
- 8 就学援助の充実など学童期の子どもを抱える親の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

北海道は積雪寒冷という気象条件から、冬期間の産業活動に著しい制約を受けることにより季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、建設業とその関連産業を中心に、今なお、約17万4千人に及び、北海道の雇用労働者の7.5%を占めており、これらの季節労働者は、冬期間においても継続して就労することを強く望んでいます。

しかし、12月から道内の工事量は減少、特に1月から3月の冬期間就労者は極端に減少し、建設業に働く季節労働者のほとんどが冬期間に離職を余儀なくされるため、冬期間における季節労働者は、特例一時金50日分受給と冬期雇用援護制度を活用し、翌年の雇用確保に向けた技能修得をしながら、細々と生活を維持している現況にあります。

さらに、公共事業の縮減等により、建設業は倒産・リストラ等厳しい実態にあり、また、他産業への転換や新規事業の展開も模索中という状況にあります。

このような現状の中で、現行実施している冬期雇用援護制度は平成15年度をもって期限切れをむかえますが、この制度は、季節労働者の通年雇用化を促進する上で、極めて重要な役割を果たしてきています。

このため、今後とも季節労働者の通年雇用化に向けた社会的なセーフティネットとするために、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 季節労働者の通年雇用化をさらに促進させるため、冬期雇用援護制度を存続・延長するとともに、暫定措置期間を中・長期的なものとし、より実効があがるよう強化すること。
- 2 季節労働者の雇用と生活の安定に資するよう、冬期雇用援護制度の整備・拡充を図ること。
- 3 冬期における季節労働者の雇用機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

地方交付税への財源保障機能の堅持に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	松	本		聖
	同	新	谷	と	し
	同	武	井	義	恵
	同	佐	野	治	男

地方交付税は、「地方自治の本旨の実現に資する」ための重要な地方財源です。

また、「地方団体の独立を強化する」ため、財政調整機能と財源保障機能を持つものとして期待されています。

しかし、一方では、確たる自主財源の確保策もないまま、財政保障機能を弱め、一方的に交付税の縮小を進めることは、地方自治体の財政運営の実態を無視するものです。

また、人口5万人未満の小規模自治体の交付税削減につながる「段階補正の見直し」が、平成14年度から3か年をかけて段階的に実施されようとしています。この措置は、中小規模自治体の財政にとって極めて重大な影響を及ぼし、住民サービスの低下や農山村など国土保全の後退を招きかねません。

財政保障機能を軽んじ財源調整機能へ転換することは、財政力の弱い地方財政を圧迫することになり、避けるべきであります。

よって、地方の実情を踏まえて激変緩和など所要の措置を講じるなど財政運営に支障を来たさないよう、また地方への税財源の移譲と合わせて、中小市町村への「段階補正」の後退を招かないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

不良債権処理と地域金融に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

政府は、不良債権処理の加速化の具体化を進めています。しかし不良債権の強引な処理は、中小企業への貸ししづり、貸しはがしが懸念されるとともに、信金、信組の統廃合など地域金融を崩壊させています。

不良債権の解決は必要です。しかしいま急増している不良債権は、経済のい縮によって経営難に追い込まれ、不良債権扱いされる企業が増加し新しい不良債権が発生・拡大しているのです。

あるシンクタンクの試算によると、「処理の加速」によって93兆円もの貸出減を引き起こすとされ、これによって大量の中小企業の倒産と失業が余儀なくされることは必至です。

よって政府においては、不況と失業の深刻化を緩和するような適切な措置を講じ、地域金融を再生させる方策を進めることを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

学校事務職員・栄養職員をはじめ、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	松 本 聖
	同	新 谷 と し
	同	佐々木 勝 利
	同	斉 藤 陽一良

現在、公教育の根幹ともいべき義務教育費国庫負担制度に対して、廃止を含むさまざまな見直しの動きが強まっています。特に、内閣総理大臣の諮問機関である「地方分権改革推進会議」の最終報告は「地方にできることは地方に」というスローガンの下、財源保障を明らかにしない、「地方の自立」とは言えない内容です。最大の焦点であった義務教育費国庫負担制度については、教職員の年金積立金の負担、退職手当(退職金)に対する補助、公務災害補償基金に対する補助、児童手当に対する補助の総額5,000億円余を国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に削減し、一般財源化を行うとしています。残り2兆5,000億円余についても平成18年度を最終目標として、国立大学法人化、公務員制度改革と連動させながら、「客観的指標に基づく定額化・交付金化等国庫負担制度の見直し」の検討に入るとし、その上で「義務教育費国庫負担金全額の一般財源化」についても検討していくとしています。

文部科学省は、教職員給与本体は「堅持」するとしていますが、「定額化・交付金化」から「一般財源化」を検討していくことは、義務教育費国庫負担制度の根幹をおかす危険をはらむものです。また、財源措置を明らかにせず、削減を強行すれば、財政不足にあえぐ地方財政では削減分を補てんすることは困難です。

こうした動きは、憲法第26条「義務教育費無償の原則」に基づき、教育基本法第3条「教育の機会均等」に定められた義務教育にかかわる国の財政責任を放棄し、義務教育水準に自治体格差を生じさせることにつながります。

私たちは、自治体財政を守り、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障していくためにも義務教育費国庫負担制度の堅持を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

W T O 農業交渉等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

W T O 農業交渉は、来年3月末のモダリティ確立に向けて、交渉は山場を迎えつつあり、わが国は、「多様な農業の共存」を基本に、「市場アクセス」分野や「国内支持」の分野において、農業の多面的機能を含む貿易以外の関心事項の配慮を強く求めています。

一方、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、全ての関税を25%以下に削減し、その後廃止する事や、輸入数量の大幅拡大提案を行っています。しかし、こうした提案は、貿易以外の関心事項への配慮を無視するとともに、先のドーハ閣僚宣言の内容から逸脱しており、到底受け入れられるものではありません。

仮に、アメリカやオーストラリア等の提案内容を基本としたモダリティが確立されるような事態になれば、わが国を含む世界の家族農業は、崩壊の危機に直面し、農産物貿易は一部の輸出国や多国籍企業に牛耳られる事は明白です。

このため、こうした提案は断固拒否する必要があります。

また、わが国と他国との間で、自由貿易協定に向けた検討が開始されていますが、自由貿易協定は関税撤廃を基本とするものなので、W T O 農業交渉におけるわが国の提案内容をじゅうぶん踏まえた対応が必要な事はいうまでもありません。

つきましては、小樽市の農業・農村が、将来にわたり維持・発展できるよう、下記事項を実現されるよう要望致します。

記

1 W T O 農業交渉について

(1) 「多様な農業の共存」というわが国提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能などの「非貿易的関心事」が配慮されたモダリティを確立すること。

(2) アメリカやケアンズ諸国の提案を断固拒否するとともに、M A 制度を改善し、米の総合的な国境措置を堅持すること。

また、関税については、品目毎に柔軟性を確保できる削減方式とすること。

(3) W T O 農業交渉は、農業者のみならず国民的な課題であるので、内外の理解促進のための対策を積極的に展開すること。

2 自由貿易協定について

(1) 農林水産物については、品目毎の事情をじゅうぶん検討し、国内の関心品目に影響が生じないように対応すること。

(2) 食料自給率の極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念にじゅうぶん配慮し対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

国有林野事業改革に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大	竹	秀	文
	同	松	本		聖
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

我が国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占める北海道の森林は、生命の源となる清らかな水をたくわえ、地球温暖化を防止し、生物多様性を保全するなど重要な役割を果たしており、このような多様な機能を持つ森林を健全な姿で後世に引き継ぐことが求められています。

このため、北海道においては本年 3 月、他の都府県に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、林業及び木材産業等の活発化や行政と道民との協働による森林づくりなどに取り組むこととしています。

このような中であって、とりわけ、道内の森林面積の 6 割近くを占める国有林において、今後とも健全な森林として適切に維持・管理され、民有林と一体となって森林の多面的機能の発揮が図られることが重要です。

国有林野事業は現在、抜本的改革に取り組んでいるところであるが、その中であって、国有林を将来にわたって適切に維持・管理する体制の確立が肝要であり、下記のことを実現するよう強く要望します。

記

- 1 森林の持つ多様な公益的機能が持続的にじゅうぶん発揮できるよう、森林整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 北海道における 300 万ヘクタールを越える国有林を適切に維持・管理する体制を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 14 年 12 月 18 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 12 月 18 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------------	------	-----	-----	-----

失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	大	畠		護
	同	渡	部		智
	同	西	脇		清
	同	秋	山	京	子

厳しい経済情勢の下で、北海道においても失業は深刻であり、完全失業率は5.9%と全国で最悪の地域のひとつとなっております。

雇用情勢が悪化している下で、雇用保険の失業給付の改善や雇用機会の確保など失業対策の拡充が切実に求められております。

とりわけ、北海道内で働く建設労働者をはじめとする季節労働者は、積雪・寒冷という厳しい自然条件から、冬期間の失業を余儀なくされ、雇用保険の特例一時金と国の通年雇用安定給付金制度（通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習助成給付金）の活用等によって生計を維持しているのが現状です。

そしてこの制度は、北海道における冬期の季節労働者の生活のみならず、建設業者などの経営の安定及び地域経済に重要な役割を果たしております。

しかしながら、これらの制度のうち冬期雇用安定奨励金、冬期技能講習助成給付金の2制度は、平成15年度をもって期限切れを迎えます。

季節労働者が夏場でさえ働けない事態がひろがり、冬期間における工事量の確保がじゅうぶんとは言えない中で、国の通年雇用安定給付金制度が廃止されることは、季節労働者の生活及び建設業者などの経営、地域経済に深刻な影響を与えることは明らかであります。

また、生活・福祉関連など雇用効果の高い公共事業の拡大により、季節労働者の就労と地元中小業者の受注機会の確保が求められております。

よって、政府においては、次の施策を積極的に推進されるよう強く要望いたします。

記

- 1 雇用保険の失業給付を改善するとともに、「緊急地域雇用創出特別交付金」のいっそうの拡充などにより雇用の場を確保すること。
- 2 通年雇用安定給付金制度（季節労働者冬期援護制度）を平成16年度以降も存続し、改善を図ること。
- 3 雇用効果の高い地域の実情に沿った公共事業の拡大を図り、地元の建設業者の受注機会を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月18日
小樽市議会

議決年月日	平成14年12月18日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

小樽駅前第 3 ビルに道営競馬場外馬券発売所設置反対の決議（案）

提出者	小樽市議会議員	中	島	麗	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀
	同	西	脇		清
	同	高	階	孝	次

小樽市は「今後の発売額確保対策として手軽に勝ち馬投票券が購入できるよう」Ｒ小樽駅前に低コストで簡易な場外馬券発売所を開設する」という北海道の要請を受け、小樽駅前第 3 ビル地階に場外馬券発売所を開設することを明らかにしました。

来年のゴールデン・ウィークにも開設する意向です。しかし、第 3 ビルは駅前にあり、いわば小樽の顔であり、小樽観光にとってマイナスイメージになりかねません。しかも同じビルには教育施設（室内水泳プール）があり、年間 1 万 5 千人以上の児童・生徒が利用しています。

大阪では、場外馬券売り場で 6 8 5 人の未成年者が補導され、中には配当金で非行を重ねていた生徒もいて大きな問題となっています。教育・環境の配慮から設置は認められないものであり、場外馬券発売所設置に反対することを決議します。

平成 14 年 12 月 18 日
小樽市議会

議決年月日	平成 14 年 12 月 18 日	議決結果	否 決	
-------	-------------------	------	-----	--

平成14年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成14年12月2日～平成14年12月18日(17日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
修正案 第1号	平成14年度小樽市一般会計補正予算 修正案	H14.12.18	議員	—	(予算)	H14.12.13	(否決)	H14.12.18	否決
2	平成14年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
3	平成14年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
4	平成14年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
5	平成14年度小樽市病院事業会計補正 予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
6	平成14年度小樽市下水道事業会計補 正予算	H14.12.2	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
7	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙 における選挙運動用自動車の使用及 びポスターの作成の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例案	H14.12.2	市長	H14.12.10	総務	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
8	小樽市税条例の一部を改正する条例 案	H14.12.2	市長	H14.12.10	総務	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
9	小樽市港湾施設管理使用条例の一部 を改正する条例案	H14.12.2	市長	H14.12.10	経済	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
10	石狩湾新港管理組合規約の変更に関 する協議について	H14.12.2	市長	H14.12.10	経済	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
11	石狩西部広域水道企業団規約の変更 に関する協議について	H14.12.2	市長	H14.12.10	建設	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
12	小樽市非核港湾条例案	H14.12.2	議員	H14.12.10	総務	H14.12.16	否決	H14.12.18	否決
13	平成14年度小樽市一般会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
14	平成14年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
15	平成14年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
16	平成14年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
17	平成14年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
18	平成14年度小樽市交通災害共済事業 特別会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
19	平成14年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
20	平成14年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
21	平成14年度小樽市中央通地区土地区 画整理事業特別会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
22	平成14年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
23	平成14年度小樽市病院事業会計補正 予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
24	平成14年度小樽市水道事業会計補正 予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
25	平成14年度小樽市下水道事業会計補 正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
26	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分 事業会計補正予算	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託委員 会	議 決 日 年 月 日	議決 結果	議 決 日 年 月 日	議決 結果
27	小樽市固定資産評価員の給与に関する条例及び小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
28	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
29	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
30	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H14.12.6	市長	H14.12.10	予算	H14.12.13	可決	H14.12.18	可決
31	製造の請負契約について	H14.12.6	市長	H14.12.10	経済	H14.12.16	可決	H14.12.18	可決
32	小樽市公平委員会委員の選任について	H14.12.18	市長	—	—	—	—	H14.12.18	同意
14年3 定第6 号	平成13年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第7 号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第8 号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第9 号	平成13年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第10 号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第11 号	平成13年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第12 号	平成13年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第13 号	平成13年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第14 号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第15 号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第16 号	平成13年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第17 号	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第18 号	平成13年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第19 号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第20 号	平成13年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第21 号	平成13年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第22 号	平成13年度小樽市病院事業決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第23 号	平成13年度小樽市水道事業決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
14年3 定第24 号	平成13年度小樽市下水道事業決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付託 委員会	議 決 日 年 月 日	議決 結果	議 決 日 年 月 日	議決 結果
14年3 定第25 号	平成13年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	H14.9.9	市長	H14.9.18	決算	H14.10.4	認定	H14.12.18	認定
意見書 案第1 号	容器包装リサイクル法の見直しを求 める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第2 号	乳幼児医療費拡充を求める意見書 （案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第3 号	ILO第175号条約及びILO第111号条約 の早期批准を求める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第4 号	パート労働者及び有期契約労働者の 適正な労働条件の整備及び均等待遇 を求める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第5 号	基礎年金の国庫負担割合3分の1から2 分の1へと早急に引き上げを求める意 見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第6 号	年金の引下げ中止に関する意見書 （案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第7 号	配偶者特別控除の廃止に関する意見 書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第8 号	教育基本法の堅持に関する意見書 （案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第9 号	介護保険の改善に関する意見書 （案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第10 号	国民健康保険への国庫負担を増や し、傷病手当・出産手当の義務給付 を求める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第11 号	平和の意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決
意見書 案第12 号	児童扶養手当制度の見直しに関する 意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第13 号	地域雇用対策の強化・改善を求める意 見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第14 号	中小企業に対する支援策の早期拡充 を求める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第15 号	障害者支援費制度の導入に伴う適正 な運用を求める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第16 号	子どもたちの健やかな成長のために 総合的な子育て支援策を求める意見 書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第17 号	季節労働者の雇用と生活安定を求め る意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第18 号	地方交付税への財源保障機能の堅持 に関する意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第19 号	不良債権処理と地域金融に関する意 見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第20 号	学校事務職員・栄養職員をはじめ、 教職員の給与費半額国庫負担などの 義務教育費国庫負担制度の堅持を求 める意見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第21 号	W T O 農業交渉等に関する意見書 （案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第22 号	国有林野事業改革に関する要望意見 書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
意見書 案第23 号	失業対策の拡充と通年雇用安定給付 金制度の存続・改善等を求める要望意 見書（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	可決
決議案 第1号	小樽駅前第3ビルに道営競馬場外馬 券発売所設置反対の決議（案）	H14.12.18	議員	—	—	—	—	H14.12.18	否決

議案 番号	件 名	提 出 者	提 出 日 年 月 日	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について（経済常任委 員会所管事項）	—	—	—	経済	H14.12.16	継続 審査	H14.12.18	継続 審査

（ ）内にある修正案第 1 号は、平成 1 4 年 1 2 月 1 3 日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
95	政府への「平和の意見書」提出方について	H14.12.14	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
98	国に金子容子さんの早期救出を求める意見書提出方について	H14.12.16	—	—	H14.12.18	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
64	塩谷地域への新南樺市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
85	春香山登山道入口における入山届出書、告知板及びトイレの設置方について	H14.9.17	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
89	失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書提出方について	H14.11.13	H14.12.16	採択	H14.12.18	採択
94	道営競馬場外馬券発売所設置反対方について	H14.12.13	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
44	市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について	H13.9.17	H14.12.16	採択	H14.12.18	採択
55	「支援費制度」導入による障害者施策の充実要請方について	H14.12.9	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
72	朝里十字街への多目的コミュニティセンター設置方について	H14.3.4	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
86	緑第一大通のハロー薬局前における手押し信号設置方について	H14.9.17	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
87	コープさっぽろみどり店から富岡1丁目バス停への横断方法の安全対策について	H14.9.17	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
90	市道朝里東小樽線、新光2丁目・3丁目における横断歩道設置方について	H14.12.9	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
91	循環社会を目指した廃棄物政策要請方について	H14.12.10	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
92	乳幼児医療費無料化制度拡充方について	H14.12.11	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
93	北海道に乳幼児医療費拡充を求める意見書提出方について	H14.12.12	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
96	銭函サービスセンターにおける乳幼児医療費助成の償還払い実施方について	H14.12.15	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
97	精神障害者保健福祉手帳所持者への交通費助成方について	H14.12.16	—	—	H14.12.18	継続審査

建設常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査

9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
21	J R 函館本線 榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
52	「市道榎里沢線と交差するJ R 函館本線 榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
62	市道浄心寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査
82	市道「梅ヶ枝山手線」の早期整備方について	H14.6.18	H14.12.16	継続審査	H14.12.18	継続審査